

宅地建物取引業者に関する
人権問題実態調査

報告書

令和4年3月

不動産に関する人権問題連絡会
大 阪 府

宅地建物取引業者に関する
人権問題実態調査

報告書

令和4年3月

不動産に関する人権問題連絡会
大 阪 府

目次

I. 調査の概要

1. 調査の目的	3
2. 調査の内容	3
3. 調査の設計	3
4. 回収結果	3
5. 報告書の見方	4

II. 調査結果の分析

1. 事業の概要について

1-1 事務所形態 (問1)	8
1-2 常時使用従業者数 (問2)	9
1-3 免許区分 (問3)	11
1-4 事務所所在地 (問4)	12
1-5 営業年数 (問5)	15

2. 同和問題その他人権問題に対する取り組みについて

2-1 人権推進員の有無 (問6)	20
2-2 人権推進員制度の認知度と設置の意向 (問6-1)	24
2-3 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無 (問7)	28
2-4 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容 (問7-1)	30
2-5 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者 (問7-2)	35
2-6 業界研修会の感想・意見 (問7-3)	39
2-7 従業者に対する人権問題研修の実施の有無 (問8)	43
2-8 実施した従業者に対する人権問題研修の内容 (問8-1)	47
2-9 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況 (問9)	52

3. 宅地建物取引業における人権関係法令等について

3-1 障害者差別解消法の認知状況 (問10)	56
3-2 部落差別解消推進法の認知状況 (問11)	59
3-3 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況 (問13)	62
3-4 宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況 (問14)	65
3-5 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況 (問15)	68
3-6 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況 (問12)	71

4. 同和問題にかかる業務の実態等について

4-1 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験 (問16)	74
4-2 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数 (問16-1)	77
4-3 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え (問16-2)	78
4-4 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験 (問17)	84
4-5 同和地区に関わり取引不調になった理由 (問17-1)	87
4-6 同和地区による取引不調に対する考え (問17-2)	89
4-7 同和地区による取引価格への影響 (問18)	92
4-8 同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験 (問19)	94
4-9 同和地区を教えることについての考え (問20)	96
4-10 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応 (問21)	102
4-11 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無 (問22)	118
4-12 人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無 (問22-1)	120

5. 業務の内容について

5-1 賃貸住宅の媒介・代理業務の実施 (問 23)	124
----------------------------	-----

6. 高齢者の賃貸住宅への入居について

6-1 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験 (問 24)	126
6-2 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問 24-1)	127
6-3 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え (問 24-2)	131
6-4 高齢者の入居を拒否する家主の理由 (問 24-3)	135
6-5 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件 (問 25)	137
6-6 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み (問 26)	139

7. 障がい者の賃貸住宅への入居について

7-1 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験 (問 27)	142
7-2 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問 27-1)	143
7-3 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え (問 27-2)	147
7-4 障がい者の入居を拒否する家主の理由 (問 27-3)	151
7-5 グループホーム入居の申込みを受けた経験 (問 28)	153
7-6 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験 (問 28-1)	154
7-7 グループホームの入居を拒否する家主の理由 (問 28-2)	156
7-8 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件 (問 29)	158
7-9 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み (問 30)	160

8. 外国人の賃貸住宅への入居について

8-1 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験 (問 31)	164
8-2 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問 31-1)	165
8-3 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え (問 31-2)	169
8-4 外国人の入居を拒否する家主の理由 (問 31-3)	173
8-5 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件 (問 32)	175
8-6 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み (問 33)	177
8-7 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無 (問 34)	179
8-8 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由 (問 34-1)	182

9. ひとり親家庭の賃貸住宅への入居について

9-1 家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験 (問 35)	184
9-2 それは、母子家庭か父子家庭か (問 35-1)	185
9-3 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問 35-2)	186
9-4 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え (問 35-3)	190
9-5 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由 (問 35-4)	194
9-6 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件 (問 36)	196
9-7 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み (問 37)	198

10. LGBTの賃貸住宅への入居について

10-1 家主からLGBT入居拒否の申し出を受けた経験 (問 38)	202
------------------------------------	-----

11. 回答者について

11-1 記入者の年齢層 (F 1)	204
11-2 記入者の役職 (F 2)	205
11-3 記入者が過去に人権教育を受けた経験 (F 3)	207

目 次

Ⅲ. 質問と単純集計結果

質問と単純集計結果 _____ 211

Ⅳ. その他の回答内容（主なもの）

その他の回答内容（主なもの） _____ 235

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成 27 年度に実施した前回調査から 6 年が経過しており、この間に行われた様々な人権啓発事業による啓発結果と現時点での宅地建物取引業者の人権問題に関する意識を調査し、今後の人権啓発事業の基礎となる資料を作成することを目的として、調査を実施する。

2. 調査の内容

宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査は、次のテーマについて調査した。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 事業の概要について | (問 1～問 5) |
| (2) 同和問題その他人権問題に対する取り組みについて | (問 6～問 9) |
| (3) 宅地建物取引業における人権関係法令等について | (問 10～問 15) ※ |
| (4) 同和問題にかかる業務の実態等について | (問 16～問 22-1) |
| (5) 業務の内容について | (問 23) |
| (6) 高齢者の賃貸住宅への入居について | (問 24～問 26) |
| (7) 障がい者の賃貸住宅への入居について | (問 27～問 30) |
| (8) 外国人の賃貸住宅への入居について | (問 31～問 34-1) |
| (9) ひとり親家庭の賃貸住宅への入居について | (問 35～問 37) |
| (10) L G B T の賃貸住宅への入居について | (問 38) |
| (11) 回答者について | (F 1～F 3) |

※分析の流れをわかりやすくするために本文では問 12 を問 15 の次に移動させている。

(P. 71 参照)

3. 調査の設計

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調査対象 | 大阪府内に事務所を有する宅地建物取引業者 |
| (2) 調査期間 | 令和 3 年 6 月～10 月 |
| (3) 調査対象数 | 13, 204 業者 |
| (4) 調査方法 | 大阪府及び業界団体等から対象者に対して調査の案内文書にて周知し、WEB (アンケート方式) 入力により回答を回収した。 |
| (5) 集計・分析 | 株式会社 エム・アールビジネス |

※調査は、前回調査と同一の母集団を対象とした。

4. 回収結果

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 府内業者数: | 13, 204 業者 |
| (2) 回収標本数: | 5, 443 サンプル |
| (3) 有効回収標本数: | 5, 443 サンプル |
| (4) 有効回収率: | 41. 2% |

5. 報告書の見方

- (1) 集計は少数第2位を四捨五入して算出した。したがって、回答率を合計しても100%ちょうどにならず、1%の範囲で増減することがある。
- (2) 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数nとして算出した。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超えることがある。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してある。
- (4) n (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。
- (5) クロス結果の帯グラフや表について、表側となる設問に「無回答」がある場合、これを表示しない。ただし、全体の件数には含めているので、表側のカテゴリ-の件数の合計が、全体の件数と一致しないことがある。
- (6) クロス集計による分析では、分析軸の項目のうち、件数が30未満の項目については、全体結果と比率に大きな差がある選択肢があっても、本文中ではふれていないことがある。
- (7) 標本誤差は次式で得られ、①比率算出の基数(n)、②回答の比率(P)によって誤差幅が異なる。

$$b = 2\sqrt{2 \times \frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

b = 標本の誤差
 N = 母集団数
 n = 比率算出の基数
 P = 回答の比率

今回の調査結果の場合、誤差及び信頼の範囲は下表のとおりであり、「ある設問の回答者数が5,443人で、その設問中の選択肢の回答比率が60.0%であった場合、その回答比率の誤差の範囲は、最高でも±1.88% (58.12%~61.88%) である」というようにみる。

表 標本誤差一覧表

回答比率(P) 回答者数(n)	10%または 90%前後	20%または 80%前後	30%または 70%前後	40%または 60%前後	50%前後
5,443	±1.15	±1.53	±1.76	±1.88	±1.92
4,000	±1.34	±1.79	±2.05	±2.19	±2.24
2,000	±1.90	±2.53	±2.90	±3.10	±3.16
1,000	±2.68	±3.58	±4.10	±4.38	±4.47
500	±3.79	±5.06	±5.80	±6.20	±6.32
100	±8.49	±11.31	±12.96	±13.86	±14.14

注) $\frac{N-n}{N-1} = 1$ として計算した。

Ⅱ. 調査結果の分析

1. 事業の概要について

-
- 1-1 事務所形態
 - 1-2 常時使用従業者数
 - 1-3 免許区分
 - 1-4 事務所所在地
 - 1-5 営業年数
-

1-1 事務所形態

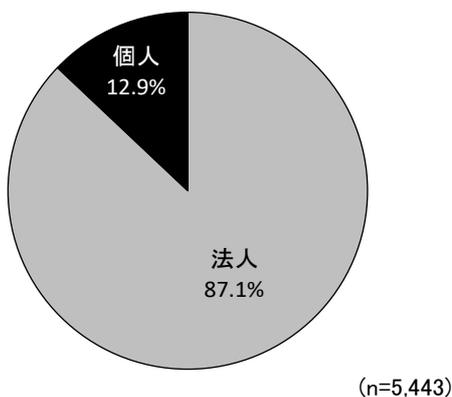
問1 法人ですか、個人営業ですか。(○はひとつ)

1 法人

2 個人

図 事務所形態

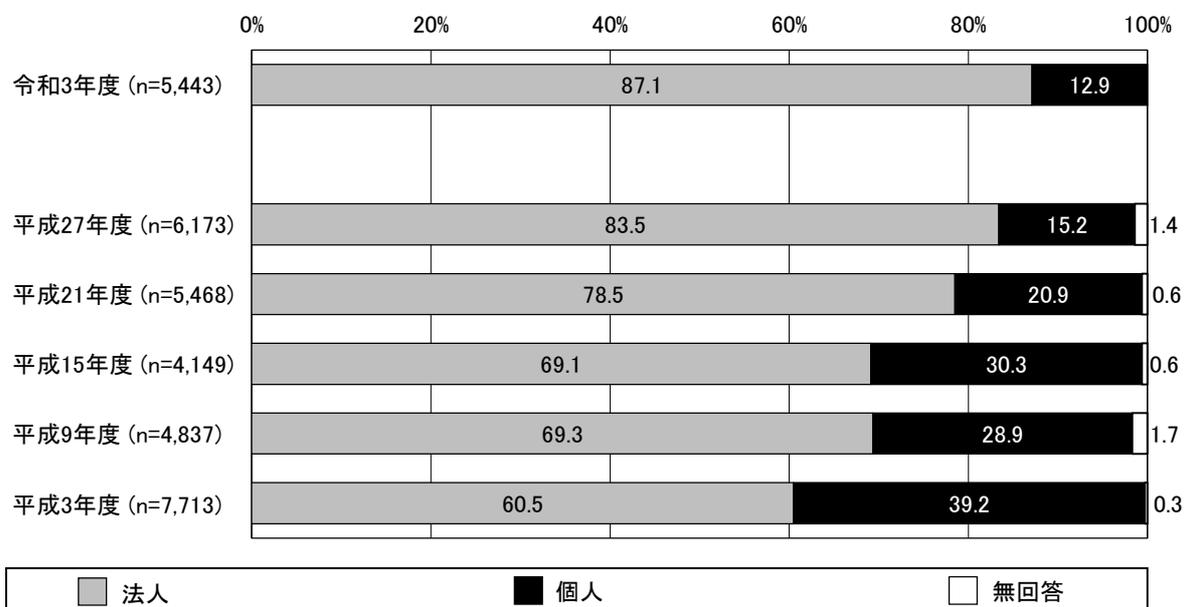
(単数回答／全体)



・事務所形態についてみると、全体では「法人」が87.1%、「個人」が12.9%となっている。

図 事務所形態

(単数回答／年度間比較)



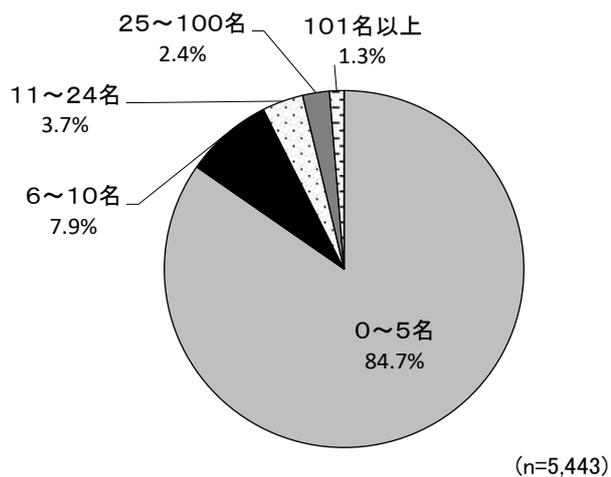
・年度間比較をすると、『平成3年度』には「個人」が39.2%であったものが減少傾向となっており、『平成27年度』には15.2%、そして『今回調査』では12.9%となっている。

1-2 常時使用従業者数

問2 常時使用する従業者の人数は何名ですか。(〇はひとつ)

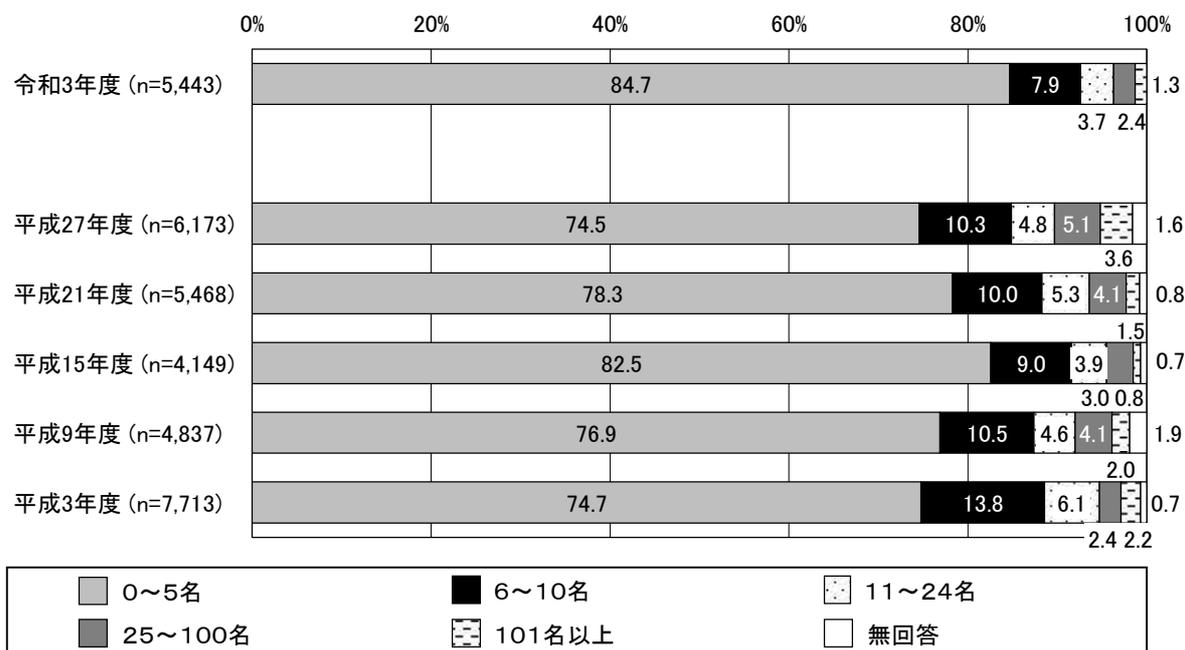
1	0～5名	4	25～100名
2	6～10名	5	101名以上
3	11～24名		

図 常時使用従業者数
(単数回答／全体)



- ・常時使用従業者数についてみると、全体では「0～5名」が84.7%で最も高く、次いで「6～10名」が7.9%、「11～24名」が3.7%の順となっており、10名以下までが92.6%と大半を占めている。

図 常時使用従業者数
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「0～5名」の割合は、『平成3年度』から『平成15年度』にかけて増加、その後『平成27年度』にかけて減少していたが、『今回調査』で再度増加し、84.7%と過去最多となっている。

1-3 免許区分

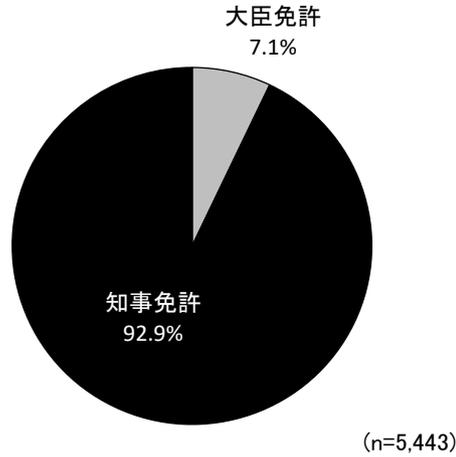
問3 大臣免許ですか、知事免許ですか。(〇はひとつ)

1 大臣免許

2 知事免許

図 免許区分

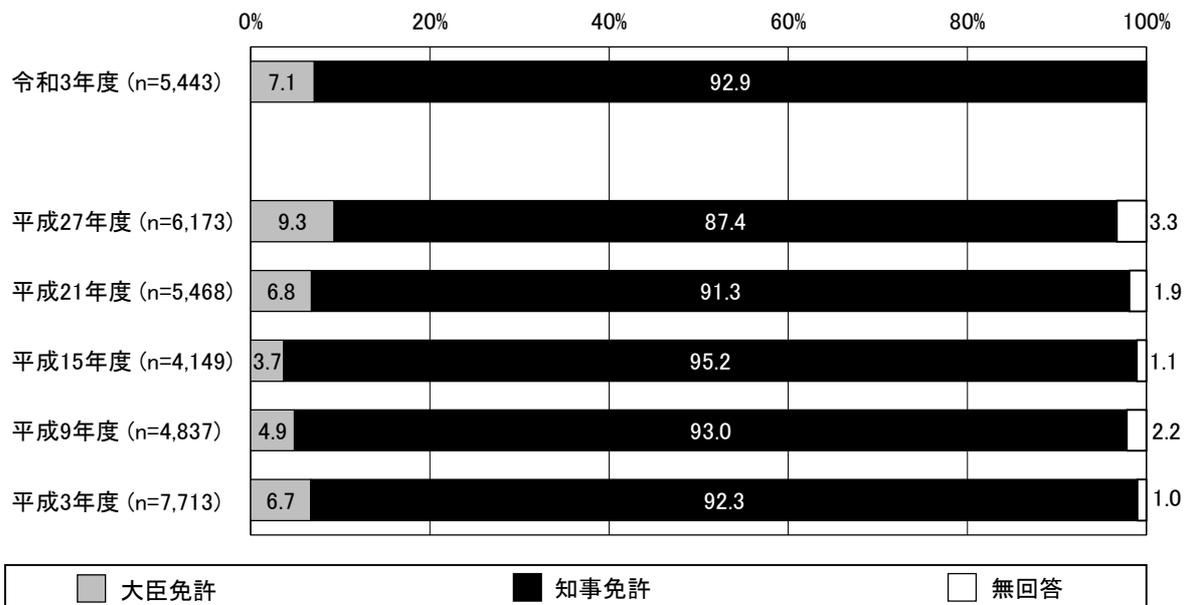
(単数回答/全体)



・免許区分についてみると、全体では「知事免許」が92.9%、「大臣免許」が7.1%となっている。

図 免許区分

(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、『平成3年度』には「大臣免許」が6.7%であったものが『平成15年度』にかけて減少、その後増加に転じ、『平成27年度』には9.3%となったが、今回は前回よりやや減少して7.1%となっている。

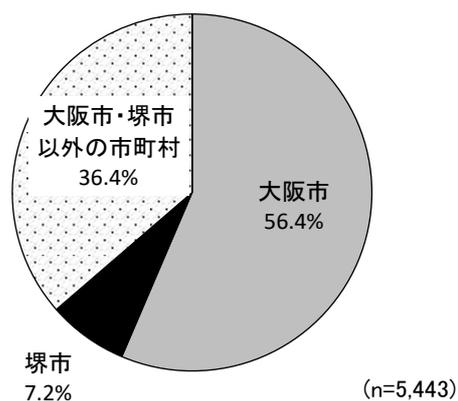
1-4 事務所所在地

問4 事務所所在地（市区町村名）をお答えください。（○はひとつ）

- | | | | |
|---|------|-----|------|
| 1 | 大阪市（ | ）区 | |
| 2 | 堺市（ | ）区 | |
| 3 | （ | ）市 | |
| 4 | （ | ）郡（ | ）町・村 |

図 事務所所在地

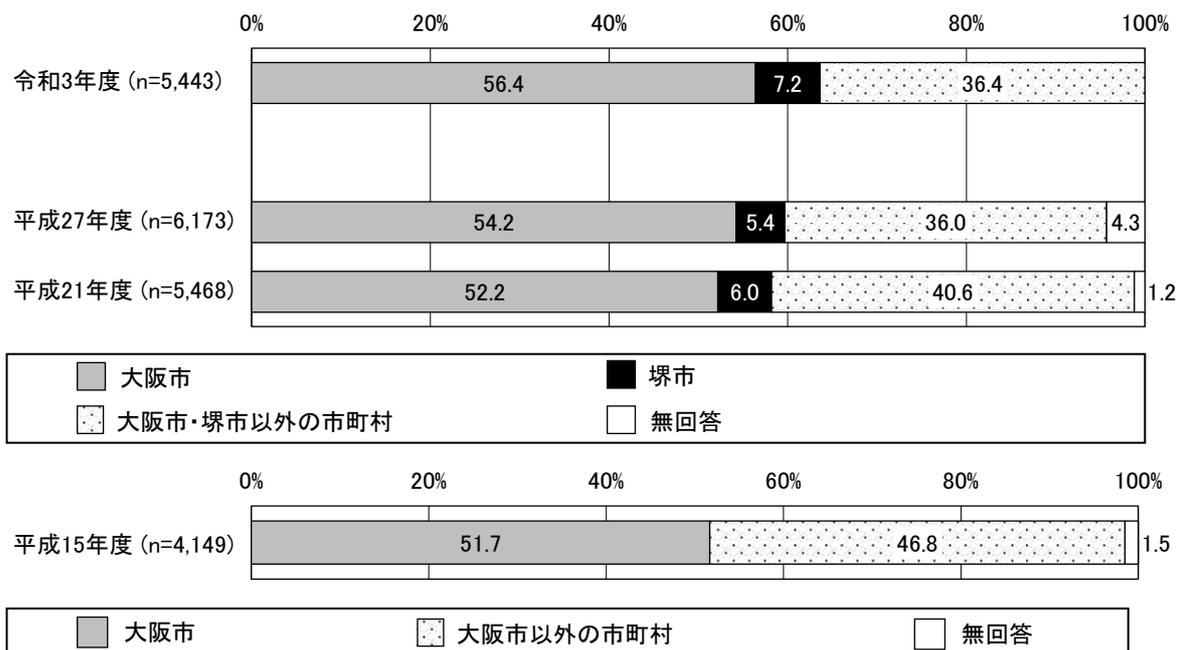
（単数回答／全体）



- ・事務所所在地についてみると、全体では「大阪市」が56.4%で最も高く、次いで「大阪市・堺市以外の市町村」が36.4%、「堺市」が7.2%の順となっている。

図 事務所所在地

(単数回答／年度間比較)

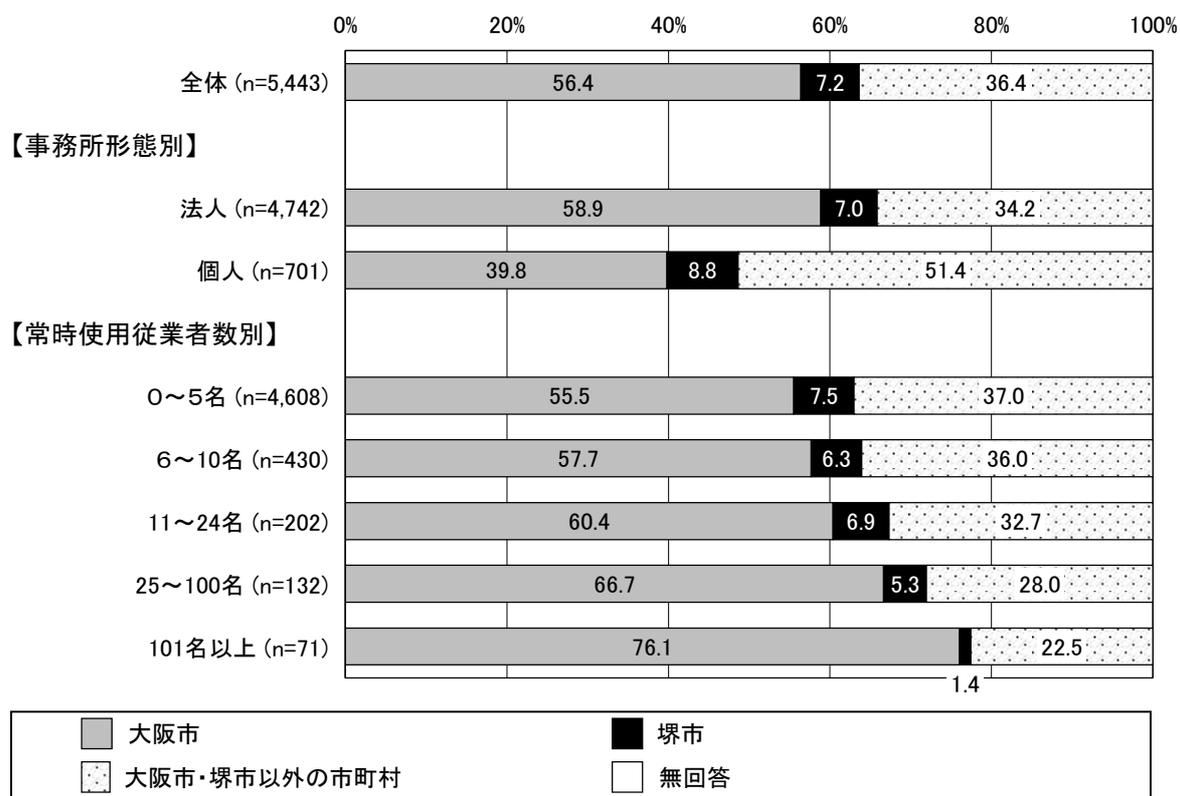


(注) 平成 18 年に堺市が政令指定都市になった。このため平成 21 年度以降のグラフは堺市を独立させて表現している。

- ・年度間比較をすると、『平成 21 年度』から『今回調査』にかけて、「大阪市」がやや増加傾向にある。

図 事務所所在地

(単数回答／事務所形態別、常時使用従業者数別)



- ・事務所形態別にみると、『法人』で「大阪府」が58.9%、『個人』では「大阪府・堺市以外の市町村」が51.4%とそれぞれ最も高くなっている。
- ・常時使用従業者数別にみると、従業者数が多くなるにしたがって「大阪府」の割合が高くなる一方、「大阪府・堺市以外の市町村」の割合は低くなっている。

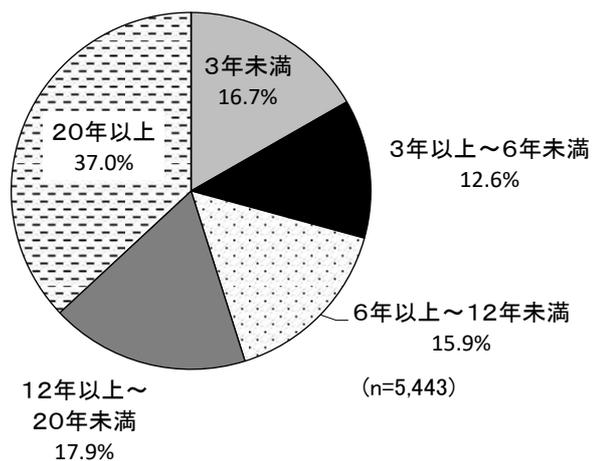
1-5 営業年数

問5 営業年数をお答えください。(○はひとつ)

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
| 1 | 3年未満 | 4 | 12年以上～20年未満 |
| 2 | 3年以上～6年未満 | 5 | 20年以上 |
| 3 | 6年以上～12年未満 | | |

図 営業年数

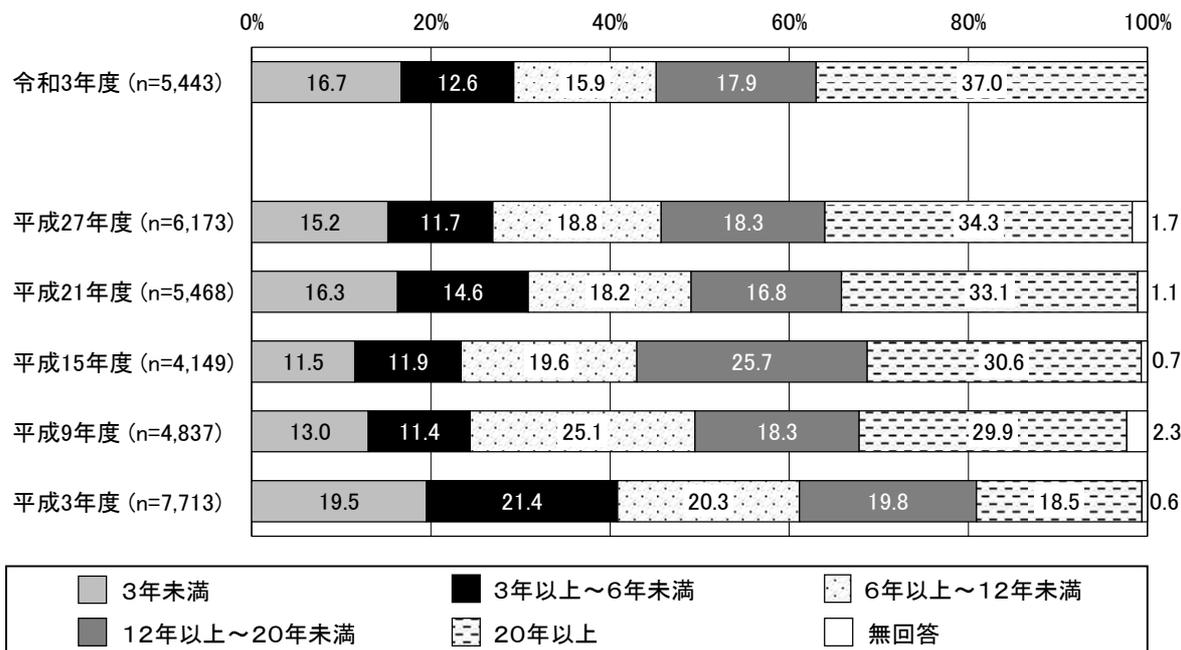
(単数回答/全体)



- ・営業年数についてみると、全体では「20年以上」が37.0%で最も高く、次いで「12年以上～20年未満」が17.9%、「3年未満」が16.7%の順となっている。

図 営業年数

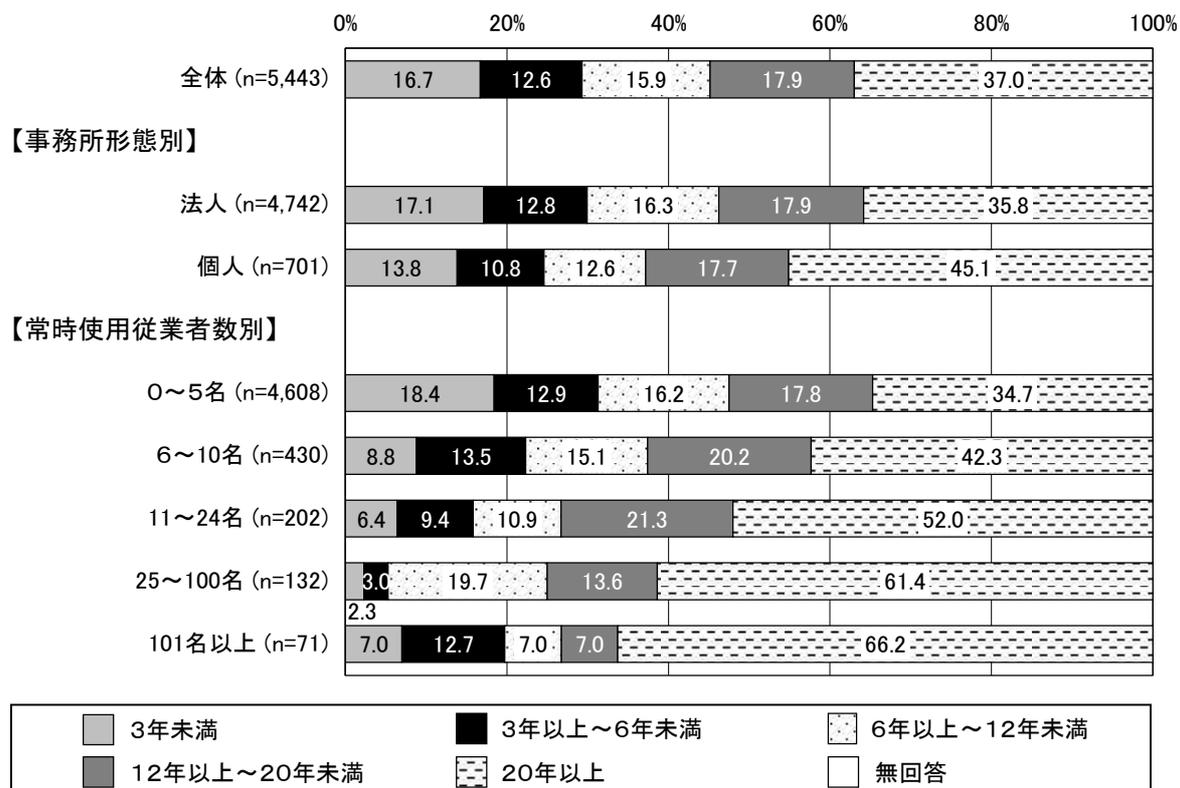
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成3年度』には「20年以上」が18.5%であったものが調査年度毎に高くなり、『今回調査』では37.0%となっている。一方、「3年未満」も、『平成3年度』の19.5%に次いで高い割合（16.7%）となっている。

図 営業年数

(単数回答／事務所形態別、常時使用従業者数別)



- ・事務所形態別にみると、「20年以上」は『法人』で35.8%であるのに対し、『個人』で45.1%と、『個人』の方が9.3ポイント高くなっている。
- ・常時使用従業者数別にみると、従業者数が多くなるにつれて、営業年数が高い傾向があり、「20年以上」は『101名以上』で66.2%であるのに対し、『0～5名』では34.7%と『101名以上』の方が31.5ポイント高くなっている。一方、「3年未満」は、『0～5名』の18.4%、『6～10名』の8.8%に次いで、『101名以上』の7.0%が高い。

2. 同和問題その他人権問題に対する取り組みについて

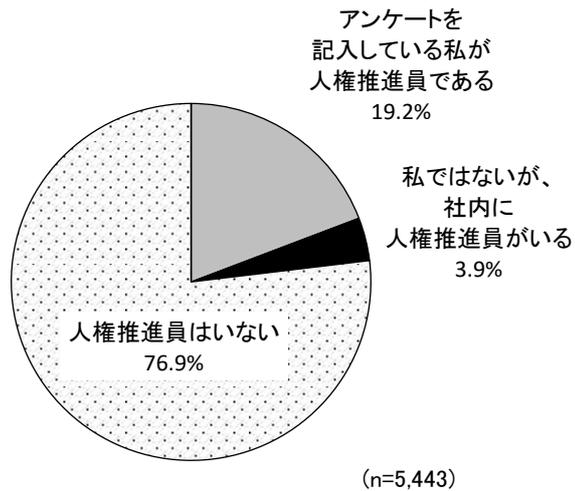
-
- 2-1 人権推進員の有無
 - 2-2 人権推進員制度の認知度と設置の意向
 - 2-3 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無
 - 2-4 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容
 - 2-5 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者
 - 2-6 業界研修会の感想・意見
 - 2-7 従業者に対する人権問題研修の実施の有無
 - 2-8 実施した従業者に対する人権問題研修の内容
 - 2-9 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況
-

2-1 人権推進員の有無

問6 あなたを含め社内に宅地建物取引業人権推進員の認定を受けた方はおられますか。
(○はひとつ)

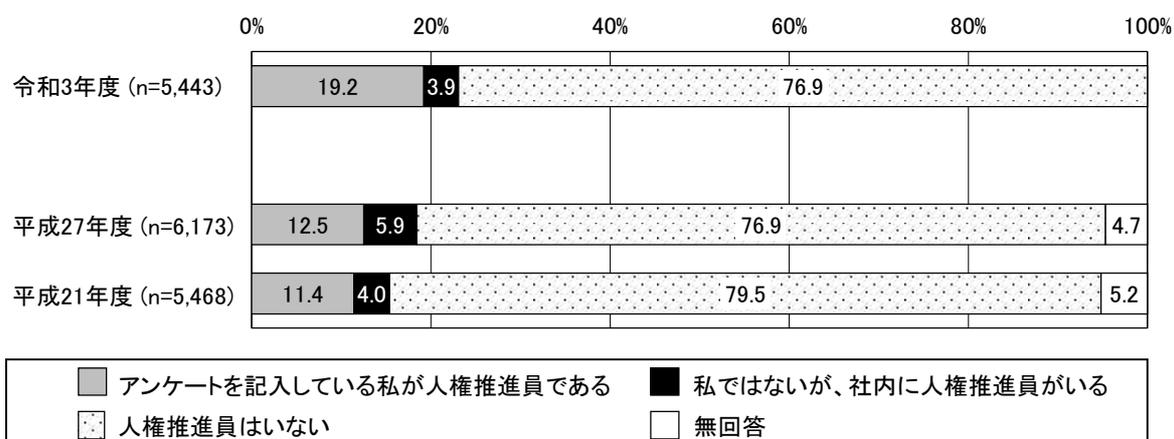
- | | |
|--------------------------|---------|
| 1 アンケートを記入している私が人権推進員である | → 問7へ |
| 2 私ではないが、社内に人権推進員がいる | → 問7へ |
| 3 人権推進員はいない | → 問6-1へ |

図 人権推進員の有無
(単数回答／全体)



- ・人権推進員の有無についてみると、全体では「人権推進員はいない」が76.9%で最も高く、次いで「アンケートを記入している私が人権推進員である」が19.2%、「私ではないが、社内に人権推進員がいる」が3.9%の順となっている。

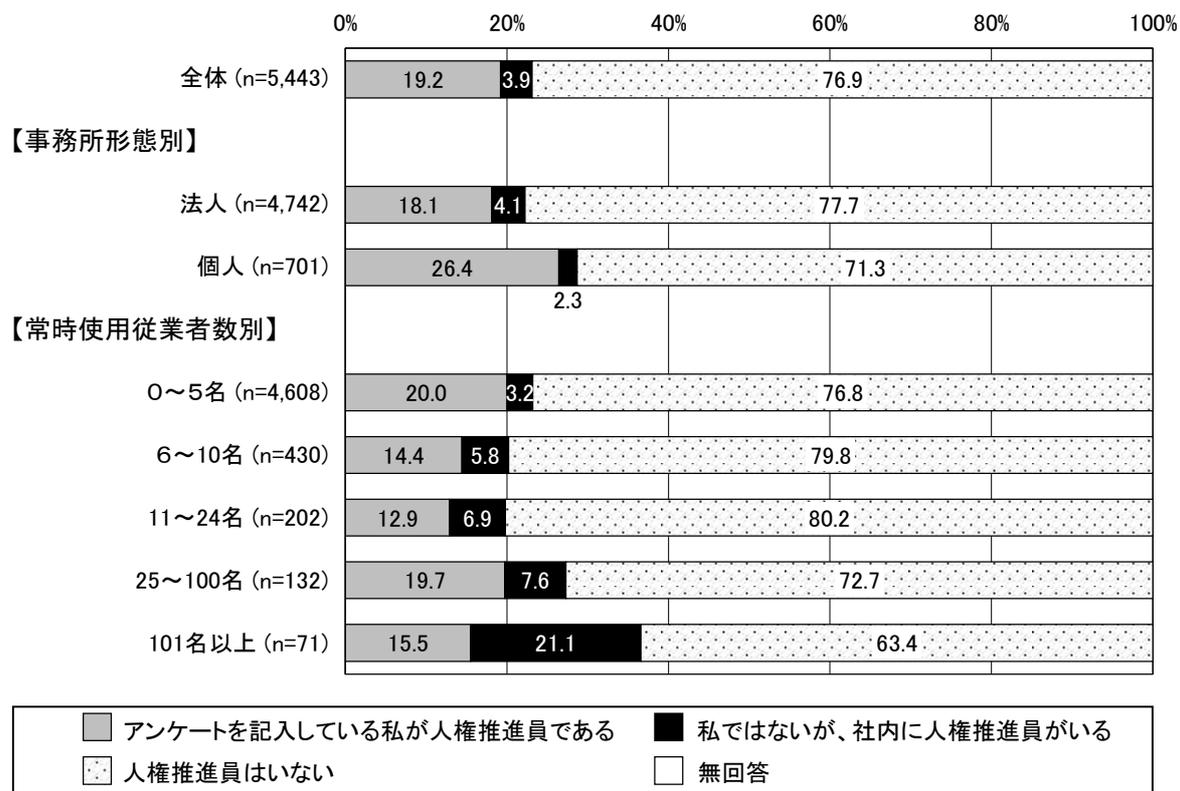
図 人権推進員の有無
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成21年度』には「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせて15.4%であったが、その後増加しており、『今回調査』では23.1%と『平成21年度』より7.7ポイント高くなっている。

図 人権推進員の有無

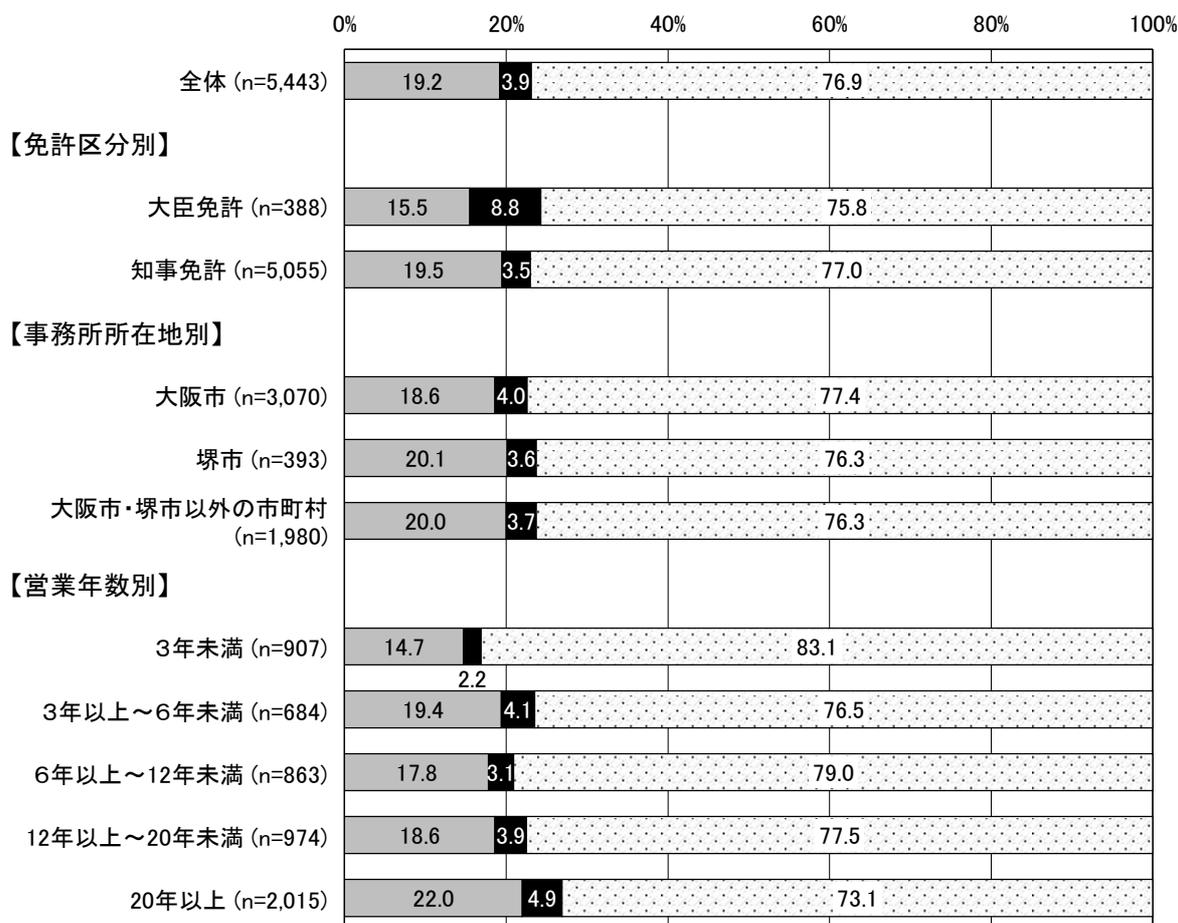
(単数回答／事務所形態別、常時使用従業者数別)



- ・事務所形態別にみると、「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせた割合は、『個人』で28.7%、『法人』で22.2%と、『個人』の方が6.5ポイント高くなっている。
- ・常時使用従業者数別にみると、「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせた割合は、『0～5名』『6～10名』『11～24名』では約2割～2割強だが、『25～100名』では27.3%、『101名以上』では36.6%と高くなっている。

図 人権推進員の有無

(単数回答／免許区分別、事務所所在地別、営業年数別)



アンケートを記入している私が人権推進員である
 私ではないが、社内に人権推進員がいる
 人権推進員はいない
 無回答

- ・免許区分別にみると、「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせた割合は、『大臣免許』で24.3%、『知事免許』で23.0%と、あまり差はみられない。
- ・事務所所在地別にみると、「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせた割合は、『大阪市』で22.6%、『堺市』『大阪市・堺市以外の市町村』で23.7%とほぼ同じ割合となっている。
- ・営業年数別にみると、「アンケートを記入している私が人権推進員である」と「私ではないが、社内に人権推進員がいる」を合わせた割合は、『20年以上』で26.9%と高く、『3年未満』で16.9%と低い。

2-2 人権推進員制度の認知度と設置の意向

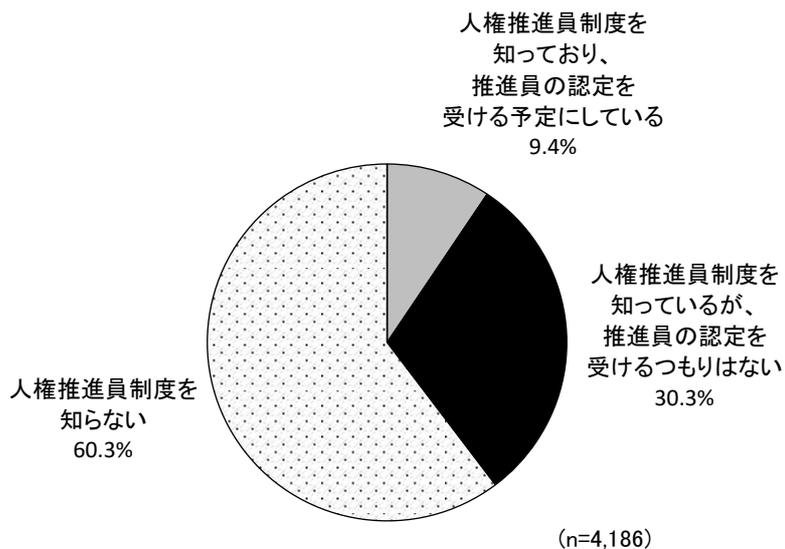
(問6で「3：人権推進員はいない」とお答えの方)

問6-1 人権推進員制度についてお答えください。(○はひとつ)

- 1 人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている
- 2 人権推進員制度を知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない
- 3 人権推進員制度を知らない

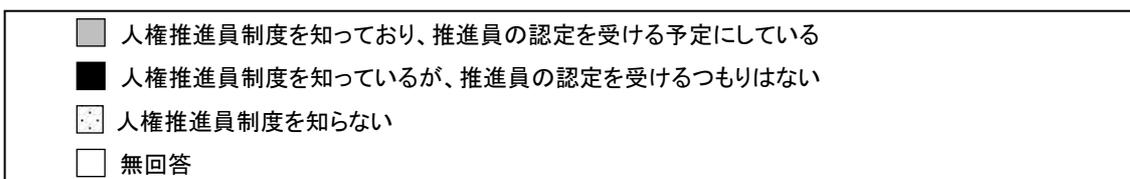
図 人権推進員制度の認知度と設置の意向

(単数回答／全体)



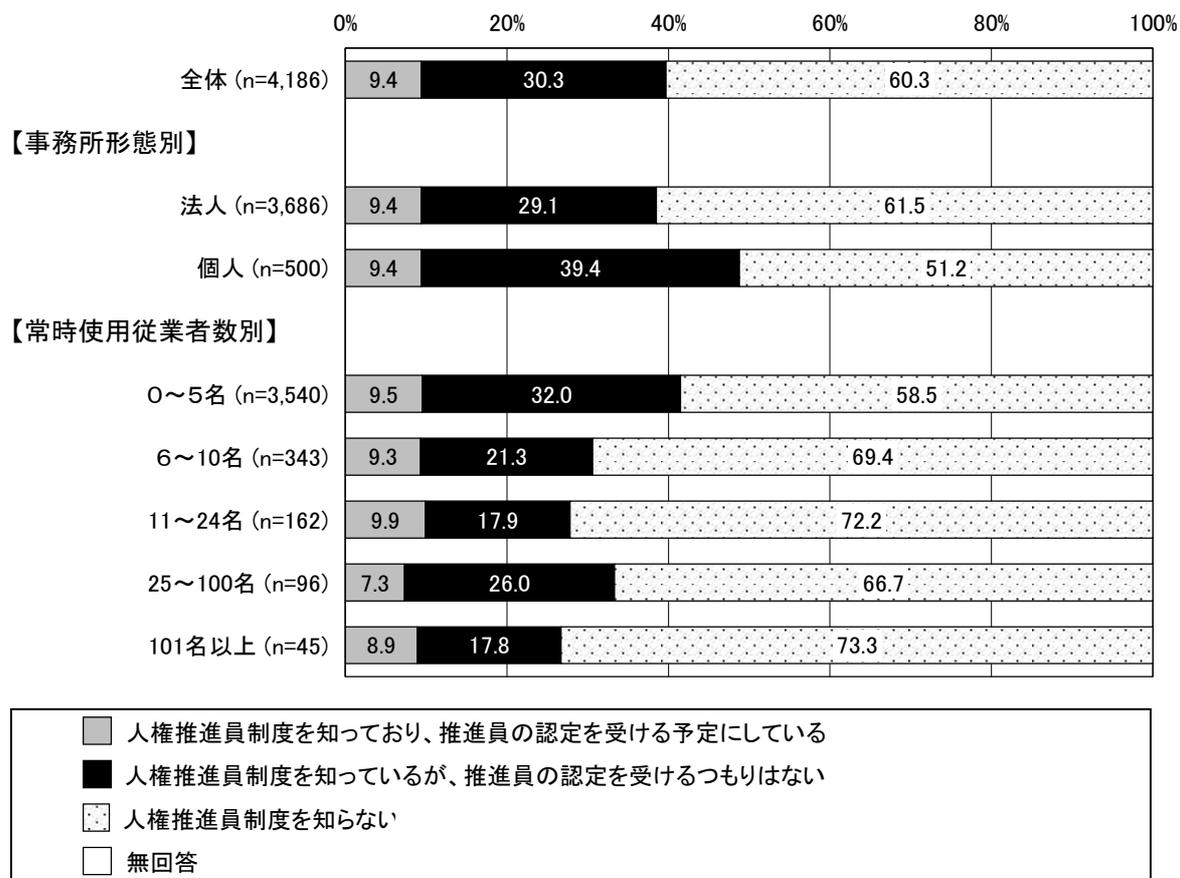
- ・問6で「人権推進員はいない」と答えた方の人権推進員制度の認知度と設置の意向についてみると、全体では「人権推進員制度を知らない」が60.3%で最も高く、次いで「人権推進員制度は知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない」が30.3%「人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている」が9.4%の順となっている。

図 人権推進員制度の認知度と設置の意向
(単数回答／年度間比較)



・年度間比較をすると、前回の『平成27年度』と同様の傾向である。

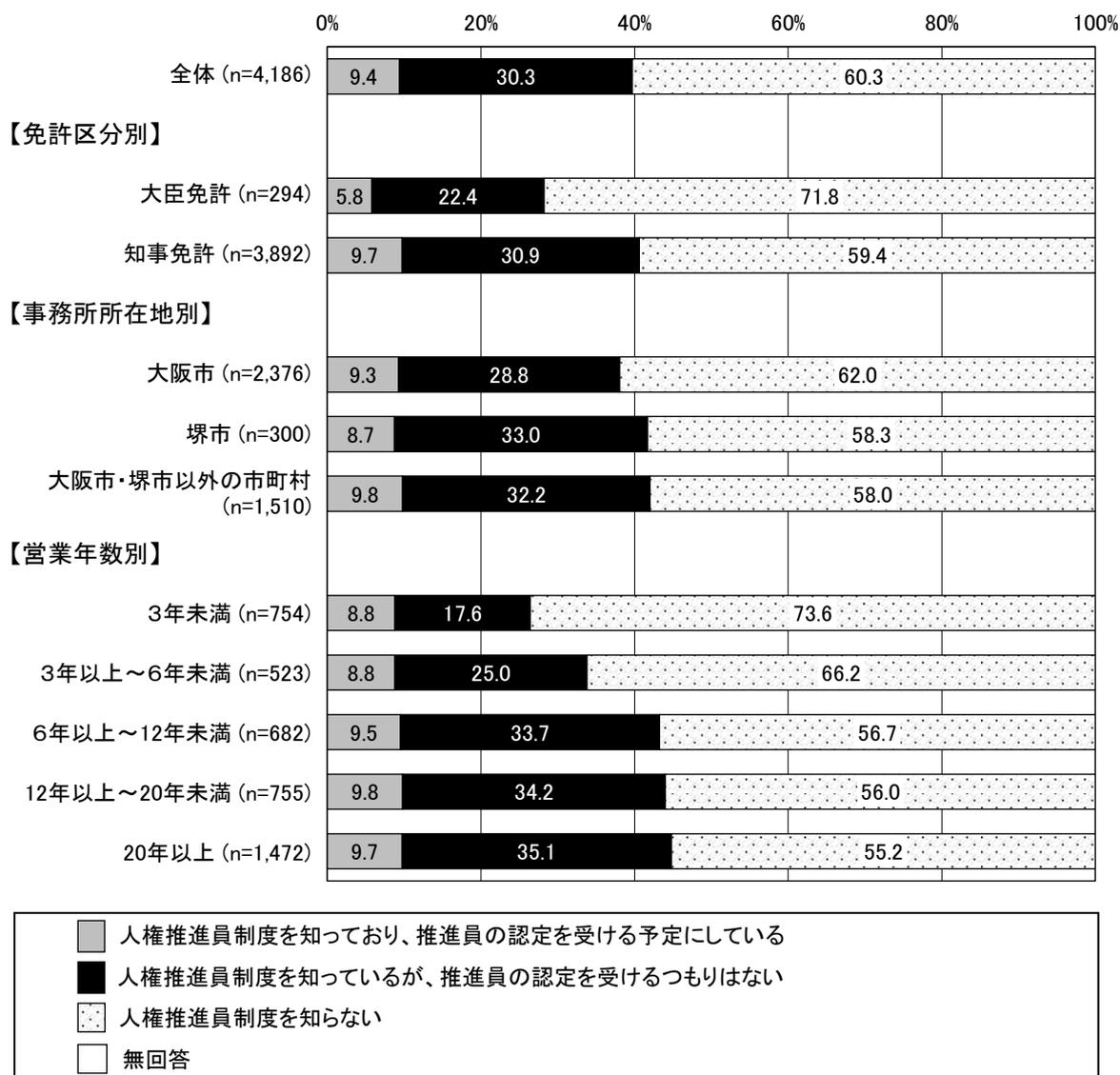
図 人権推進員制度の認知度と設置の意向
 (単数回答／事務所形態別、常時使用従業者数別)



- 事務所形態別にみると、「人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている」は、『法人』『個人』いずれも9.4%。「人権推進員制度は知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない」は、『法人』で29.1%、『個人』で39.4%となっており、その差は10.3ポイントとなっている。
- 常時使用従業者数別にみると、「人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている」ではあまり差はみられない。「人権推進員制度は知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない」は、『0～5名』で32.0%と高くなっている。

図 人権推進員制度の認知度と設置の意向

(単数回答／免許区分別、事務所所在地別、営業年数別)



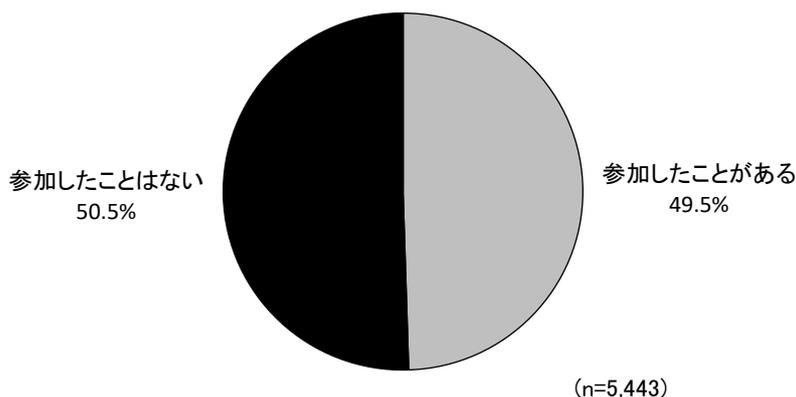
- ・免許区分別にみると、「人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている」は、『大臣免許』で5.8%、『知事免許』で9.7%と、『知事免許』の方が3.9ポイント高い。
- ・事務所所在地別にみると、『大阪市』で「人権推進員制度を知らない」が62.0%とやや高いが、全体的に同じような割合となっている。
- ・営業年数別にみると、「人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている」での差はみられないが、「人権推進員制度は知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない」は、営業年数が長いほど高い傾向で、「人権推進員制度を知らない」は、営業年数が短いほど高い傾向である。

2-3 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無

問7 あなた（貴社を代表される方、もしくはこのアンケートをご記入頂いている方）自身は人権問題にかかる研修会や講演会などに参加されたことはありますか。（○はひとつ）

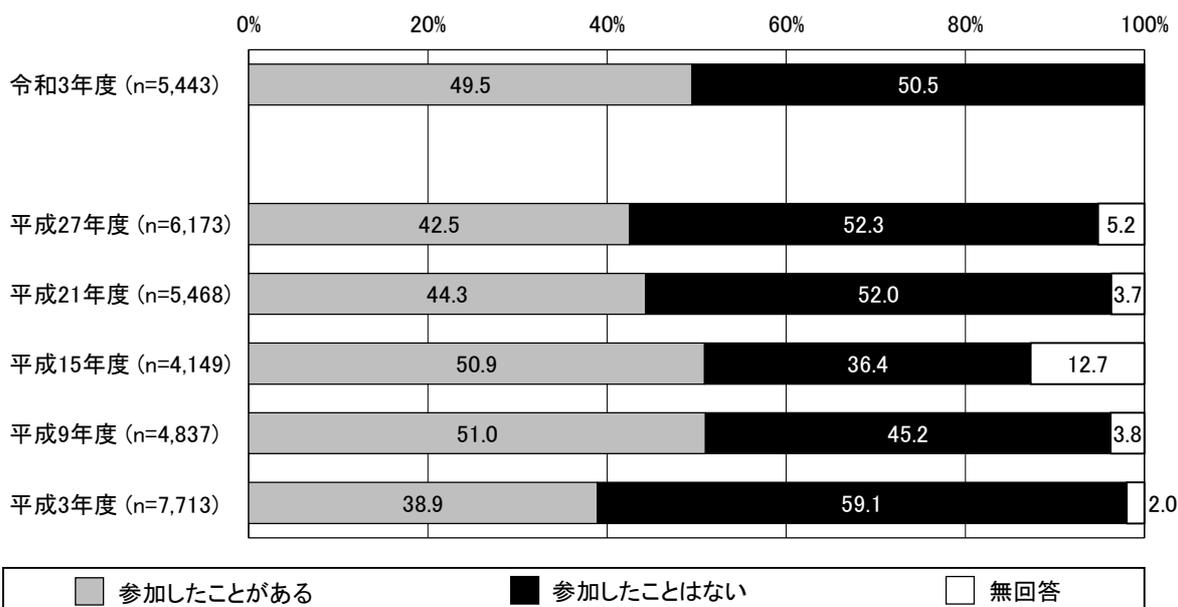
1 参加したことがある → 問7-1、7-2へ 2 参加したことはない → 問8へ

図 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無
（単数回答／全体）



・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無についてみると、全体では「参加したことはない」が50.5%、「参加したことがある」が49.5%となっており、拮抗している。

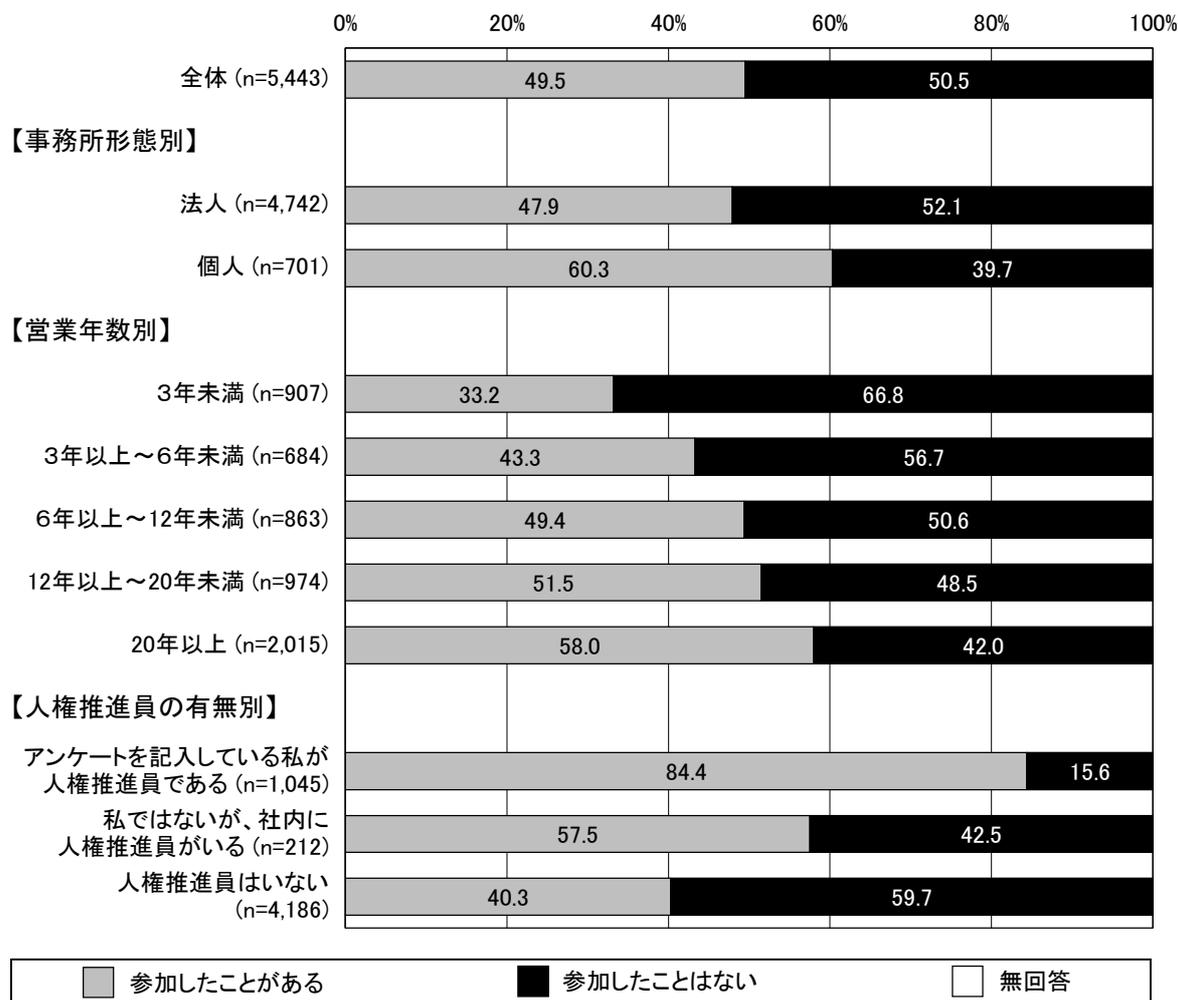
図 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無
（単数回答／年度間比較）



・年度間比較をすると、『平成9年度』『平成15年度』で「参加したことがある」がいずれも50%をやや上回っており、『今回調査』はそれに次ぐ参加率となっている。

図 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無

(単数回答/事務所形態別、営業年数別、人権推進員の有無別)



- ・事務所形態別にみると、参加率は『個人』で60.3%、『法人』で47.9%と『個人』の方が12.4ポイント高くなっている。
- ・営業年数別にみると、参加率は営業年数が長くなるにしたがって高くなっており、『20年以上』で58.0%、『3年未満』では33.2%となっており、その差は24.8ポイントとなっている。
- ・人権推進員の有無別にみると、参加率は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で84.4%と最も高く、『人権推進員はいない』で40.3%と最も低くなっている。

2-4 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容

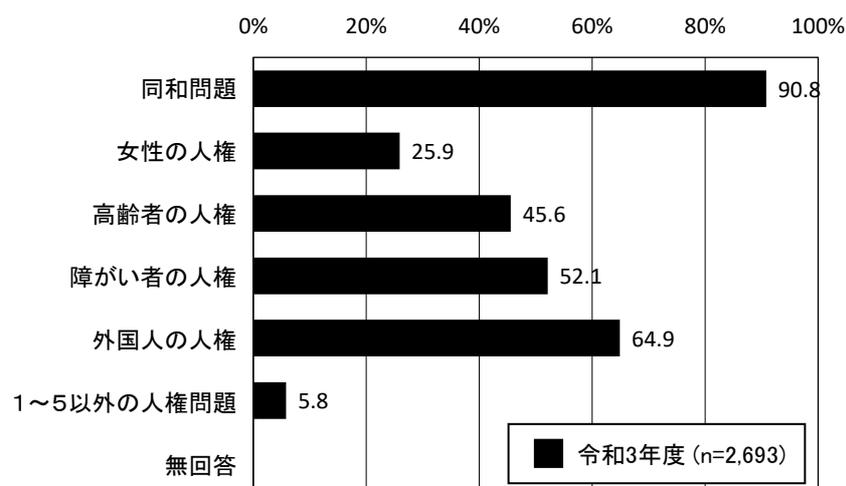
(問7で「1：参加したことがある」とお答えの方)

問7-1 それはどんな研修ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 同和問題 | 4 障がい者の人権 |
| 2 女性の人権 | 5 外国人の人権 |
| 3 高齢者の人権 | 6 1～5以外の人権問題 |

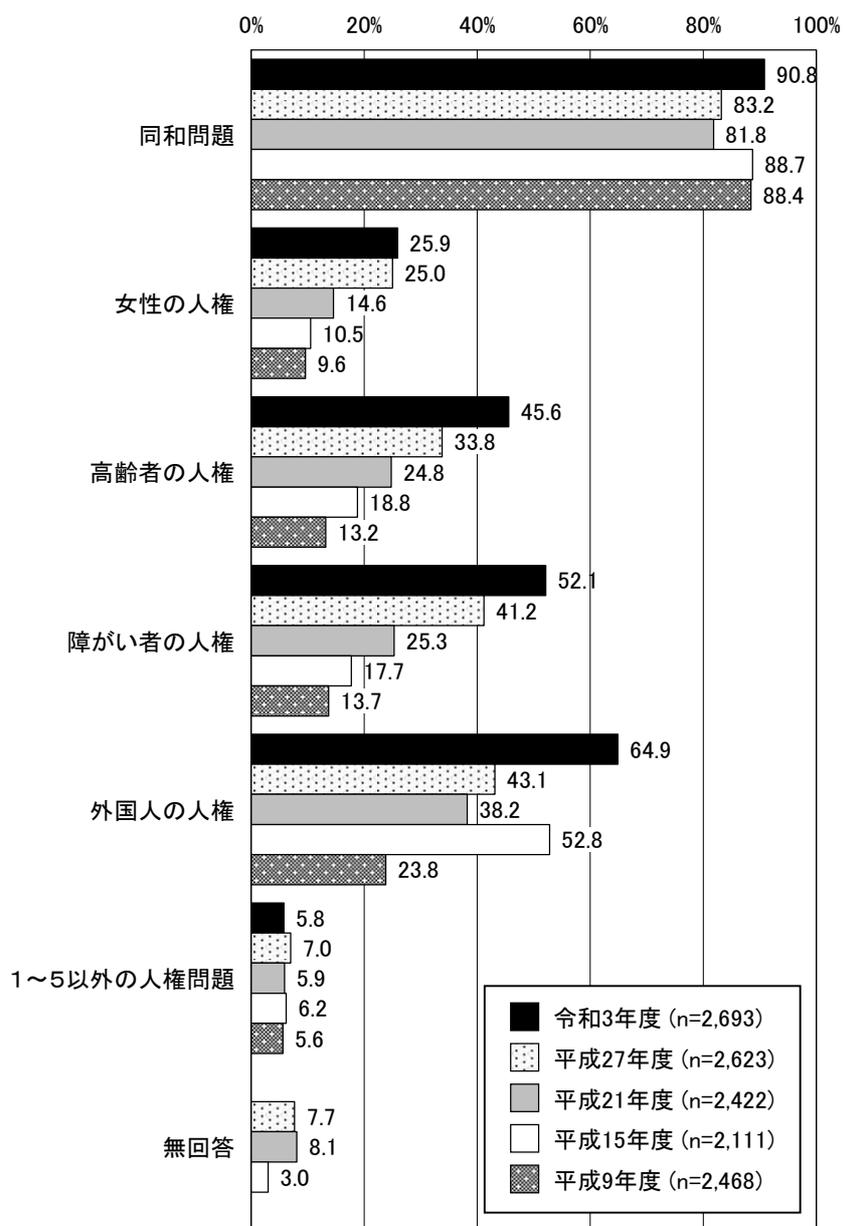
図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容

(複数回答／全体)



- ・問7で「参加したことがある」と答えた方の参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容についてみると、全体では「同和問題」が90.8%と最も高く、次いで「外国人の人権」が64.9%、「障がい者の人権」が52.1%の順となっている。

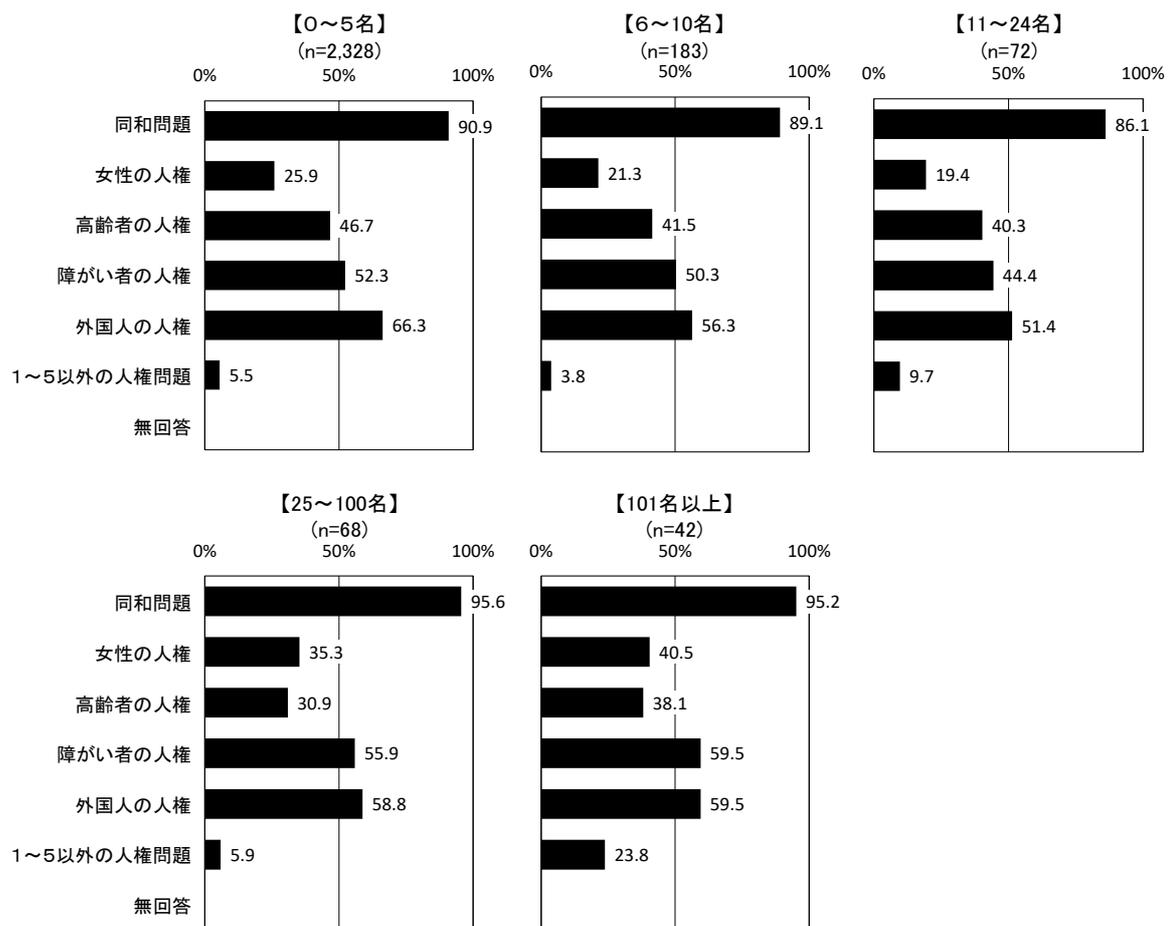
図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、研修会や講演会の内容の順位は『平成15年度』以外は各年度とも同じとなっている。各項目についてみると、「障がい者の人権」「高齢者の人権」「女性の人権」は、調査年度毎に高くなっている。「外国人の人権」についても、過去最も高かった『平成15年度』の52.8%を12.1ポイント上回る64.9%で、『今回調査』が過去最高となっている。「同和問題」は、8～9割を推移しているが、こちらも『今回調査』で90.8%と過去最高となった。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容

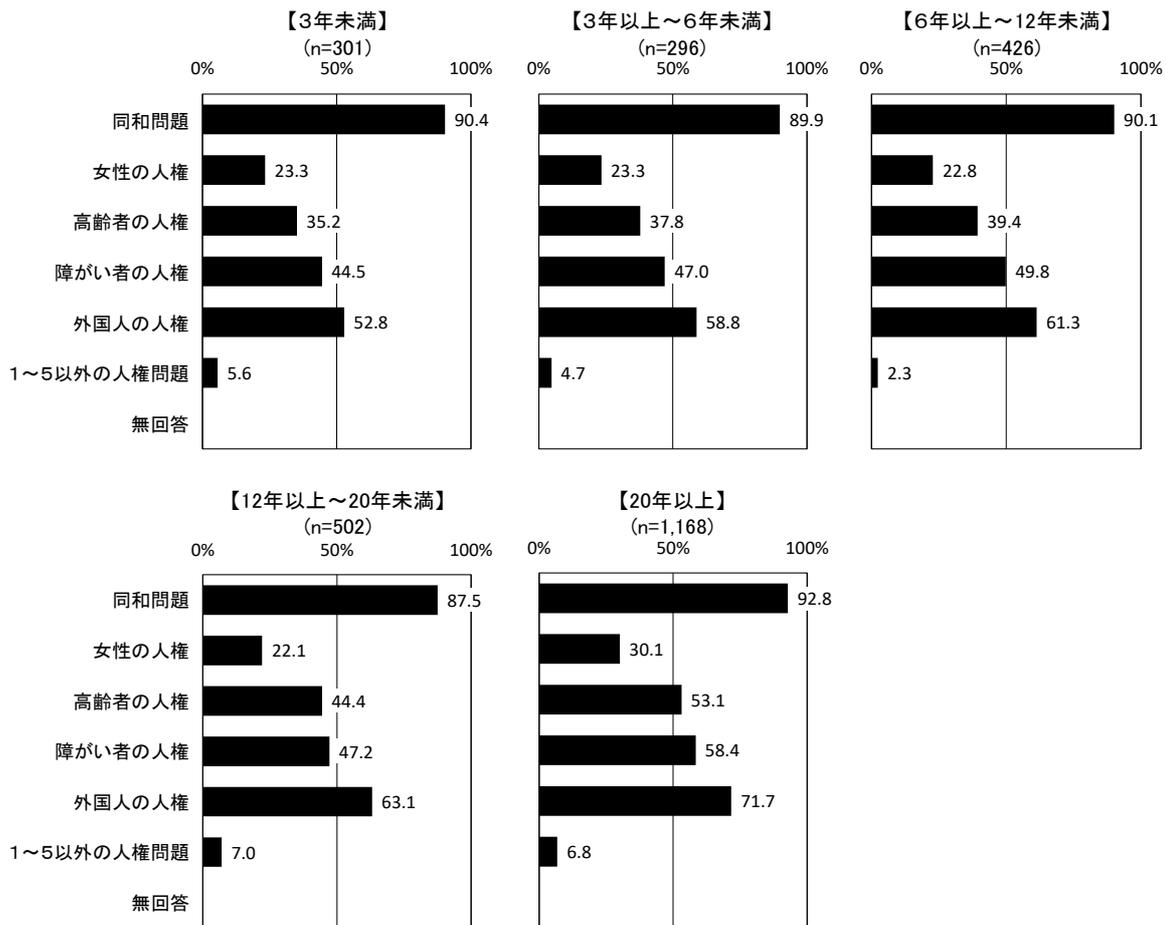
(複数回答／常時使用従業員数別)



- ・常時使用従業員数別にみると、『101名以上』では「女性の人権」が40.5%、「障がい者の人権」が59.5%と他の区分と比べて高くなっている。また、『0～5名』では「高齢者の人権」が46.7%、「外国人の人権」が66.3%と他の区分と比べて高くなっている。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容

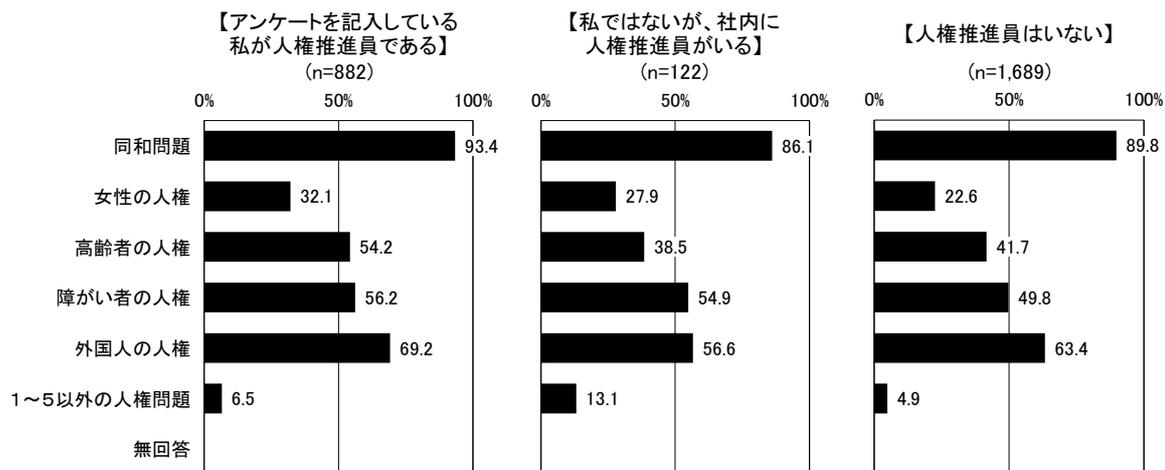
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、いずれの区分も全体と同じ順位になっているが、いずれの項目も『20年以上』で他の区分と比べて割合が高くなっている。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の内容

(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、いずれの区分も全体と同じ順位になっているが、いずれの項目も『アンケートを記入している私が人権推進員である』で他の区分と比べて割合が高くなっており、特に「高齢者の人権」で顕著である。

2-5 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者

(問7で「1：参加したことがある」とお答えの方)

問7-2 参加された研修会などはどこが主催したものですか。(あてはまるものすべてに○)

1	大阪府や市町村など行政機関が主催	→	問8へ
2	自社が主催	→	問8へ
3	業界が主催	→	問7-3へ
4	その他 (具体的に)	→	問8へ

(注) 令和3年は、WEB回答への移行に伴い下記2設問に分けて聴取し、結果を再集計している。

(問7で「1：参加したことがある」とお答えの方)

参加された研修会などに業界が主催したものはありますか。(○はひとつ)

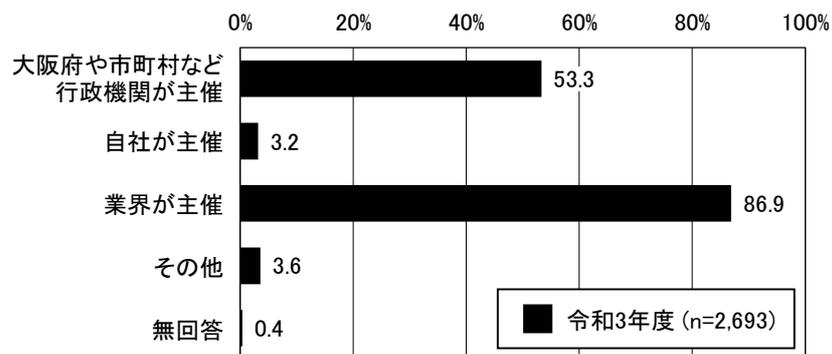
1	ある	2	ない
---	----	---	----

その他、参加された研修会などはどこが主催したものですか。(あてはまるものすべてに○)

1	大阪府や市町村など行政機関が主催
2	自社が主催
3	その他 (具体的に)
4	業界主催の研修会以外に参加したことはない

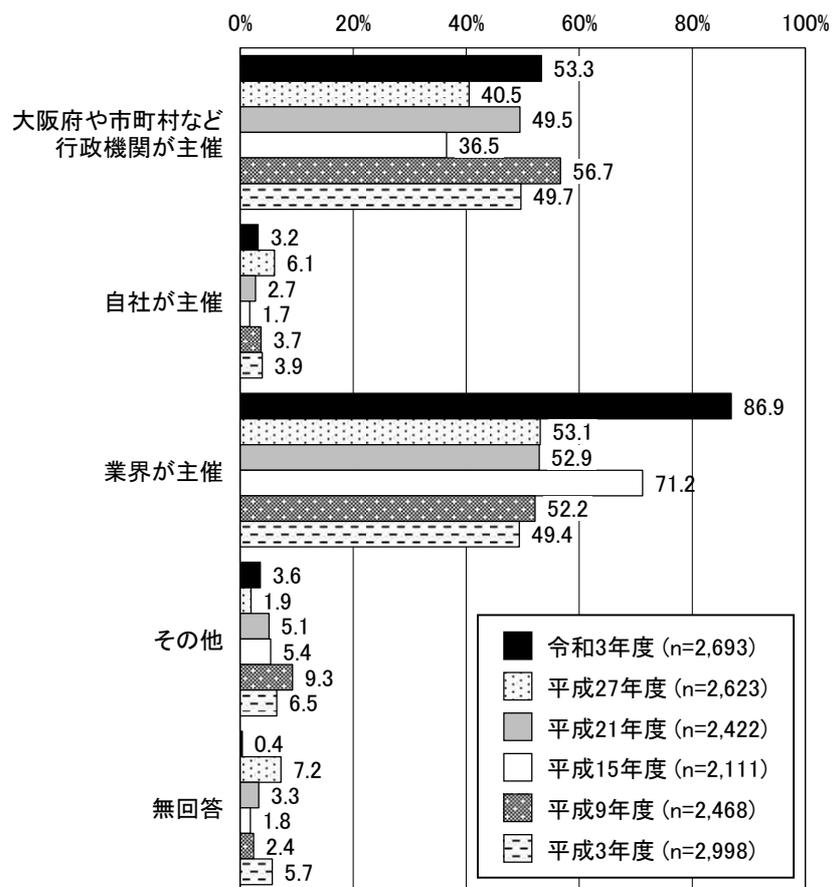
図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会的主催者

(複数回答／全体)



- ・問7で「参加したことがある」と答えた方の参加した人権問題にかかる研修会や講演会的主催者についてみると、全体では「業界が主催」が86.9%で最も高く、次いで「大阪府や市町村など行政機関が主催」が53.3%、「自社が主催」が3.2%の順となっている。

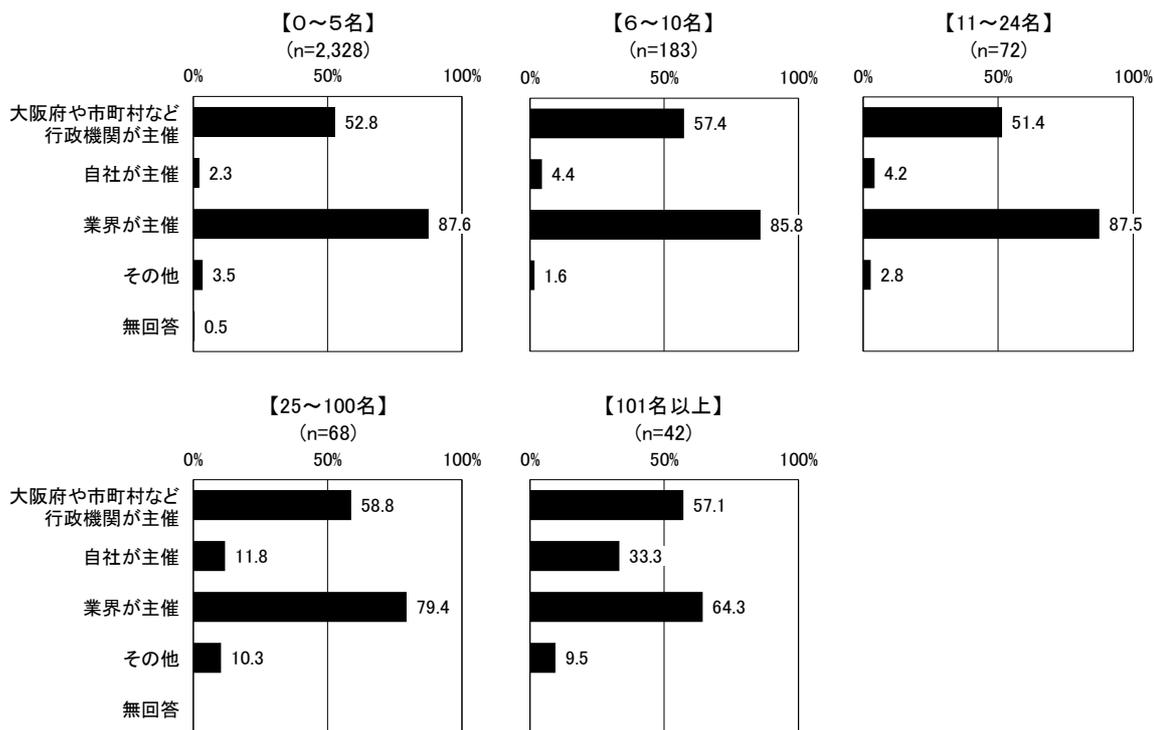
図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成3年度』『平成9年度』『平成21年度』では「大阪府や市町村などの行政機関が主催」と「業界が主催」がそれぞれ5割前後であったが、それ以外の年度では「業界が主催」が最も高く、特に『今回調査』では「業界が主催」が86.9%と高く、過去最も高かった『平成15年度』の71.2%をさらに15.7ポイント上回っている。また、いずれの年度も「自社が主催」は5%前後ときわめて低くなっている。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者

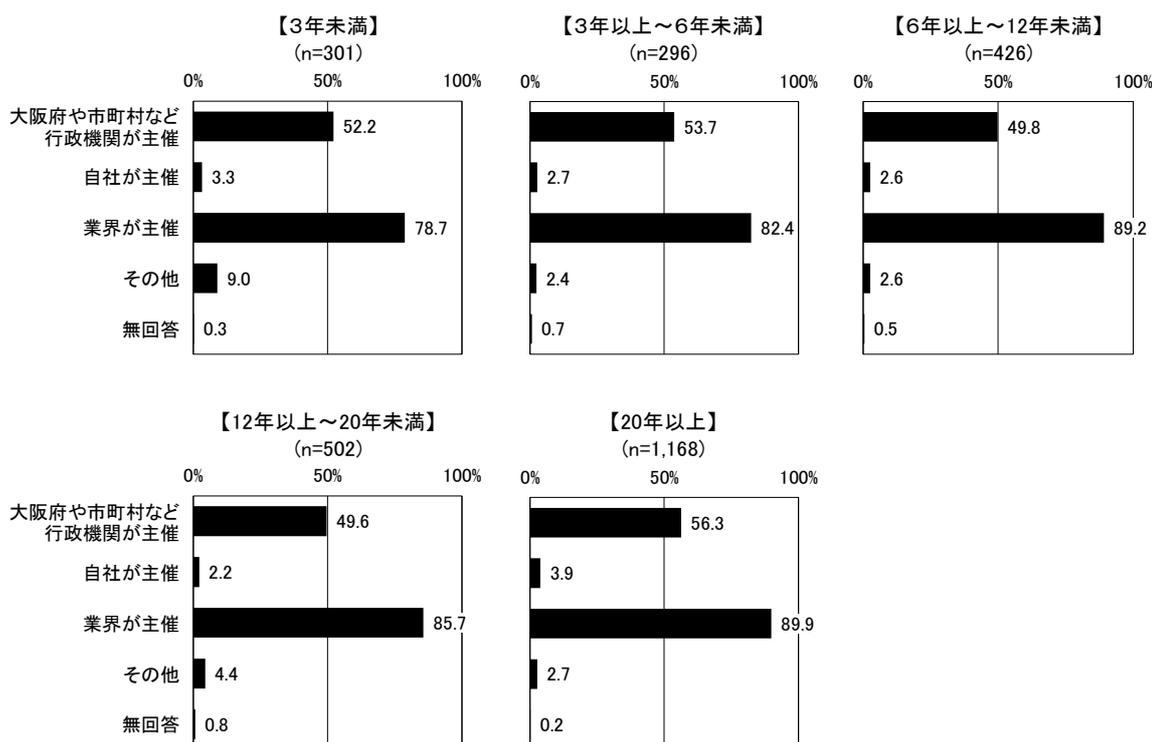
(複数回答／常時使用従業者数別)



- ・常時使用従業者数別にみると、『101名以上』では「自社が主催」が33.3%と他の区分と比べて高く、『業界が主催』が64.3%と他の区分と比べて低くなっている。「大阪府や市町村など行政機関が主催」は、いずれの区分でも5割台である。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者

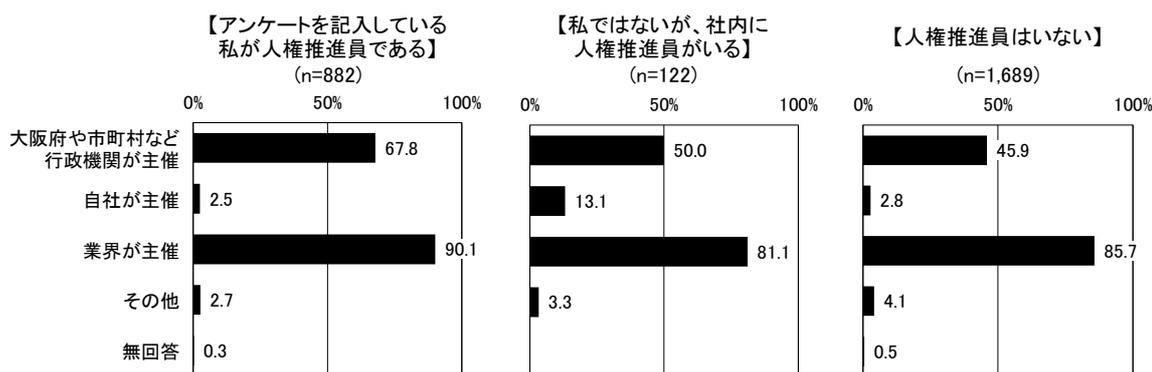
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、『3年未満』では「業界が主催」が78.7%と他の区分と比べてやや低くなっている。

図 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者

(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で「大阪府や市町村など行政機関が主催」「業界が主催」がそれぞれ67.8%、90.1%と他の区分より高くなっている。『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では「自社が主催」が13.1%と他の区分より高くなっている。

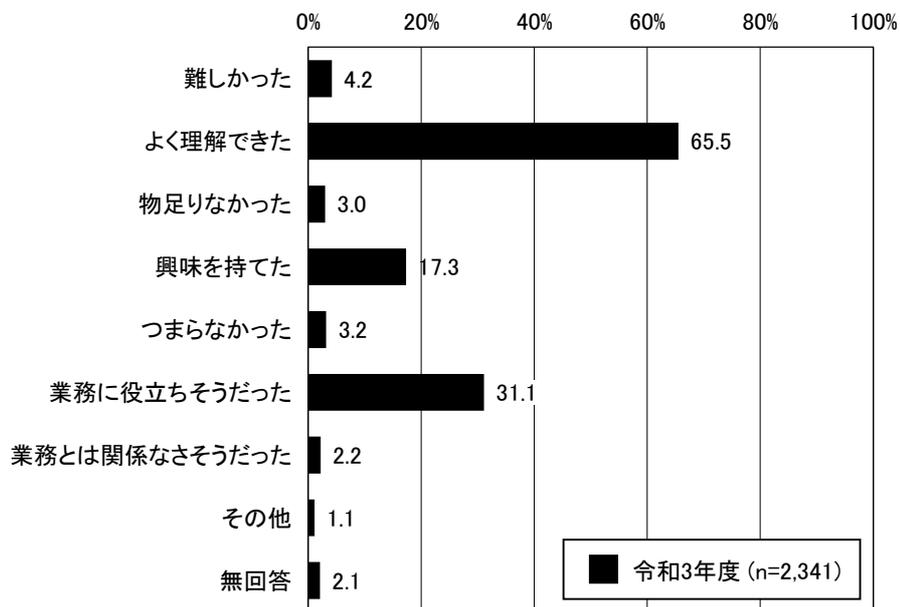
2-6 業界研修会の感想・意見

(問7-2で「3：業界が主催」とお答えの方)

問7-3 その研修会などについての全般的な感想・意見をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

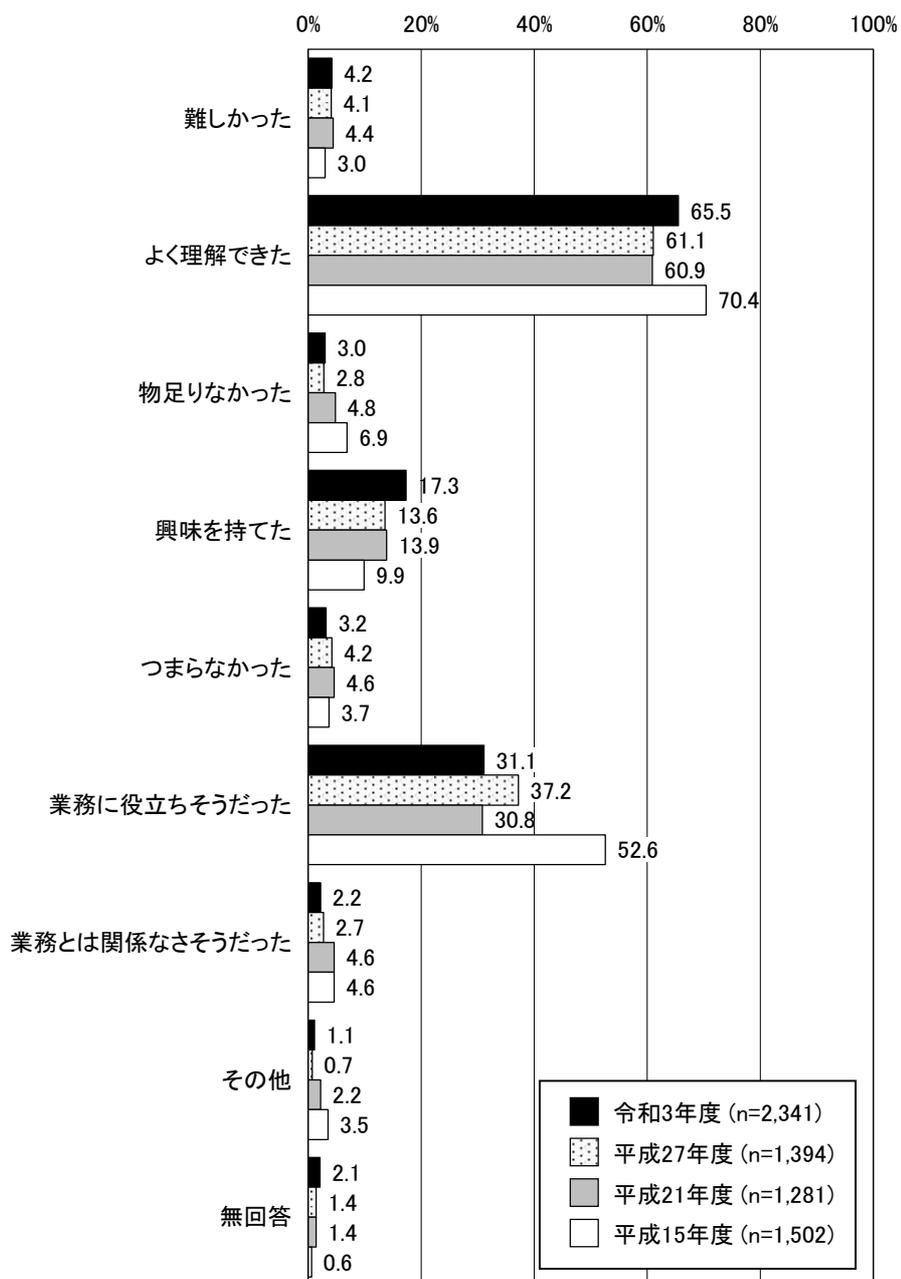
- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 難しかった | 6 業務に役立ちそうだった |
| 2 よく理解できた | 7 業務とは関係なさそうだった |
| 3 物足りなかった | 8 その他 |
| 4 興味を持てた | （具体的に） |
| 5 つまらなかった | |

図 業界研修会の感想・意見
(複数回答／全体)



- ・問7-2で「業界が主催」と答えた方の業界研修会の感想・意見についてみると、全体では「よく理解できた」が65.5%で最も高く、次いで「業務に役立ちそうだった」が31.1%、「興味を持てた」が17.3%の順となっている。

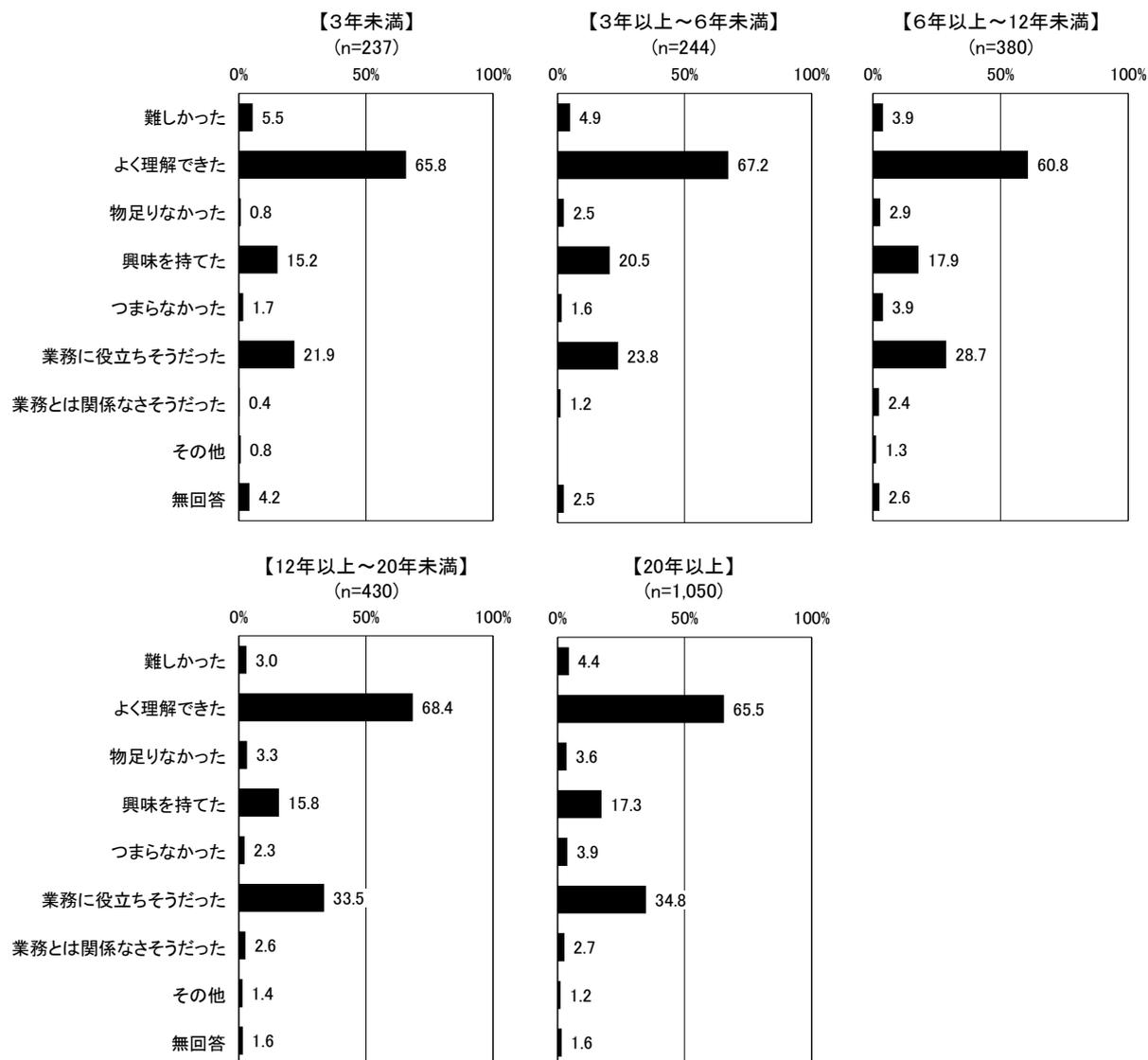
図 業界研修会の感想・意見
(複数回答／年度間比較)



・年度間比較をすると、いずれの年度も「よく理解できた」が最も高く、次いで「業務に役立ちそうだった」の順となっている。

図 業界研修会の感想・意見

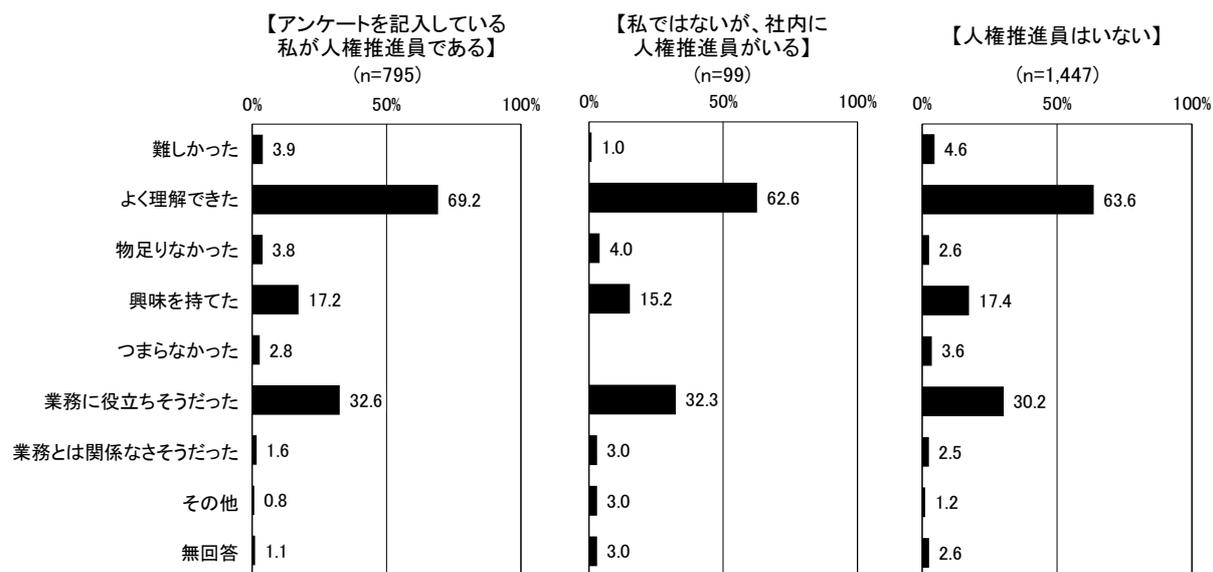
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、いずれの営業年数も全体とほぼ同じ順位になっている。「業務に役立ちそうだった」は、営業年数が長いほど高くなっている。

図 業界研修会の感想・意見

(複数回答／人権推進員の有無別)



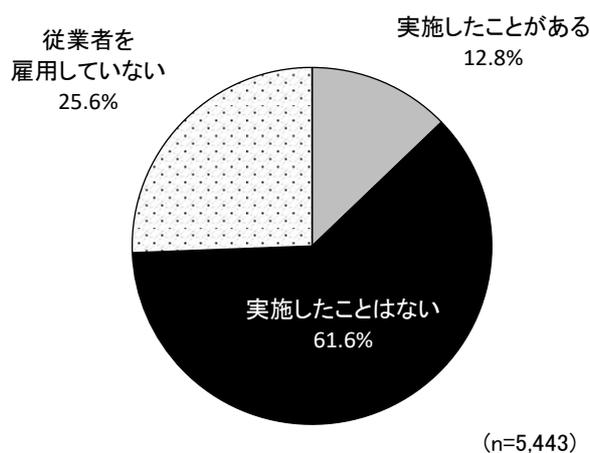
- ・人権推進員の有無別にみると、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で「よく理解できた」が69.2%と他の区分と比べて最も高くなっている。

2-7 従業者に対する人権問題研修の実施の有無

問8 過去1～2年において、従業者に対して人権問題にかかる研修を実施されていますか。
(あてはまるものすべてに○)

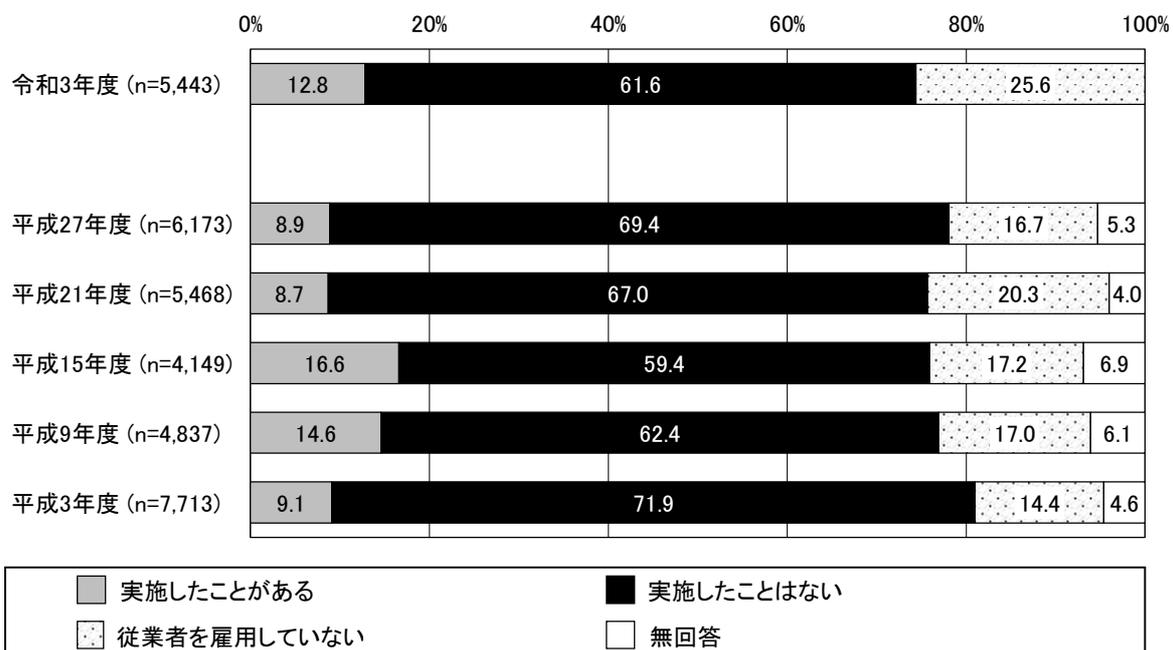
- | | | |
|---------------|---|-------|
| 1 実施したことがある | → | 問8-1へ |
| 2 実施したことはない | → | 問9へ |
| 3 従業者を雇用していない | → | |

図 従業者に対する人権問題研修の実施の有無
(複数回答／全体)



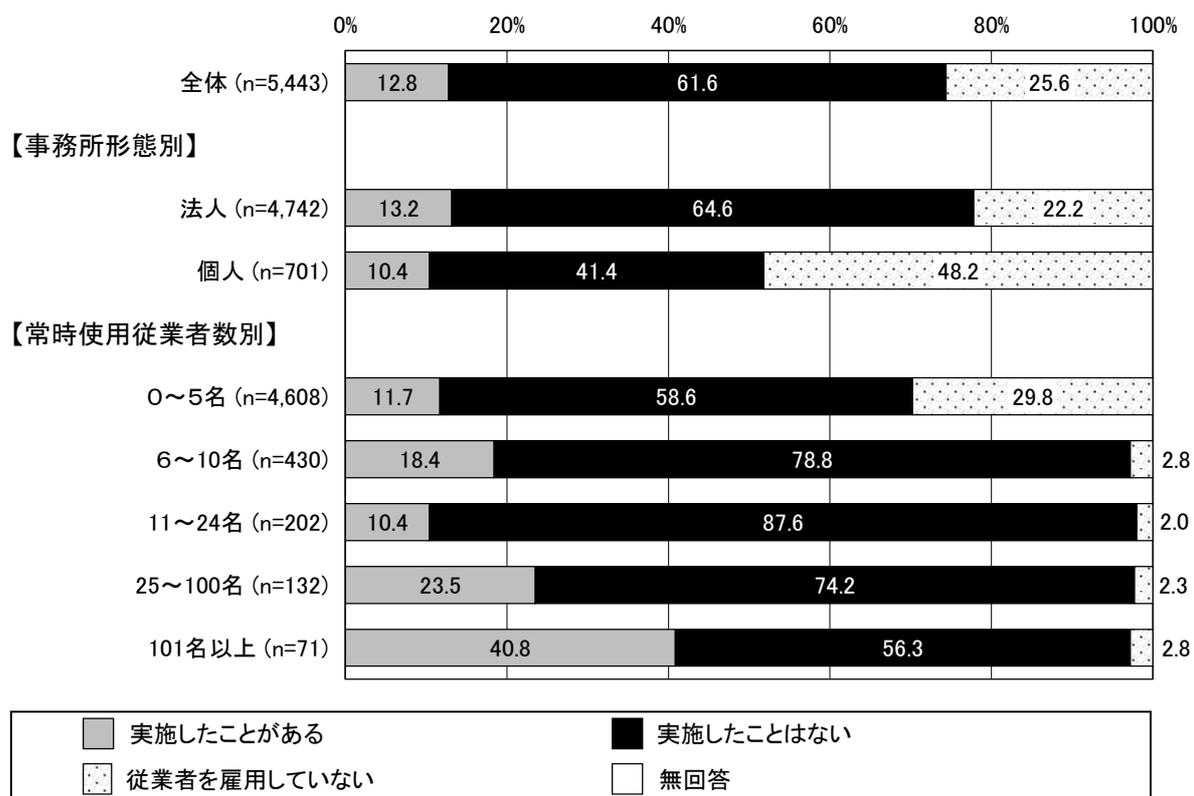
- ・従業者に対する人権問題研修の実施の有無についてみると、全体では「実施したことはない」が61.6%で最も高く、次いで「従業者を雇用していない」が25.6%、「実施したことがある」が12.8%の順となっている。

図 従業員に対する人権問題研修の実施の有無
(複数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「実施したことはない」が最も高いが、『今回調査』では61.6%と過去最も低くなっている。「実施したことがある」は12.8%で、『平成15年度』の16.6%、『平成9年度』の14.6%に次ぐ高さとなっている。

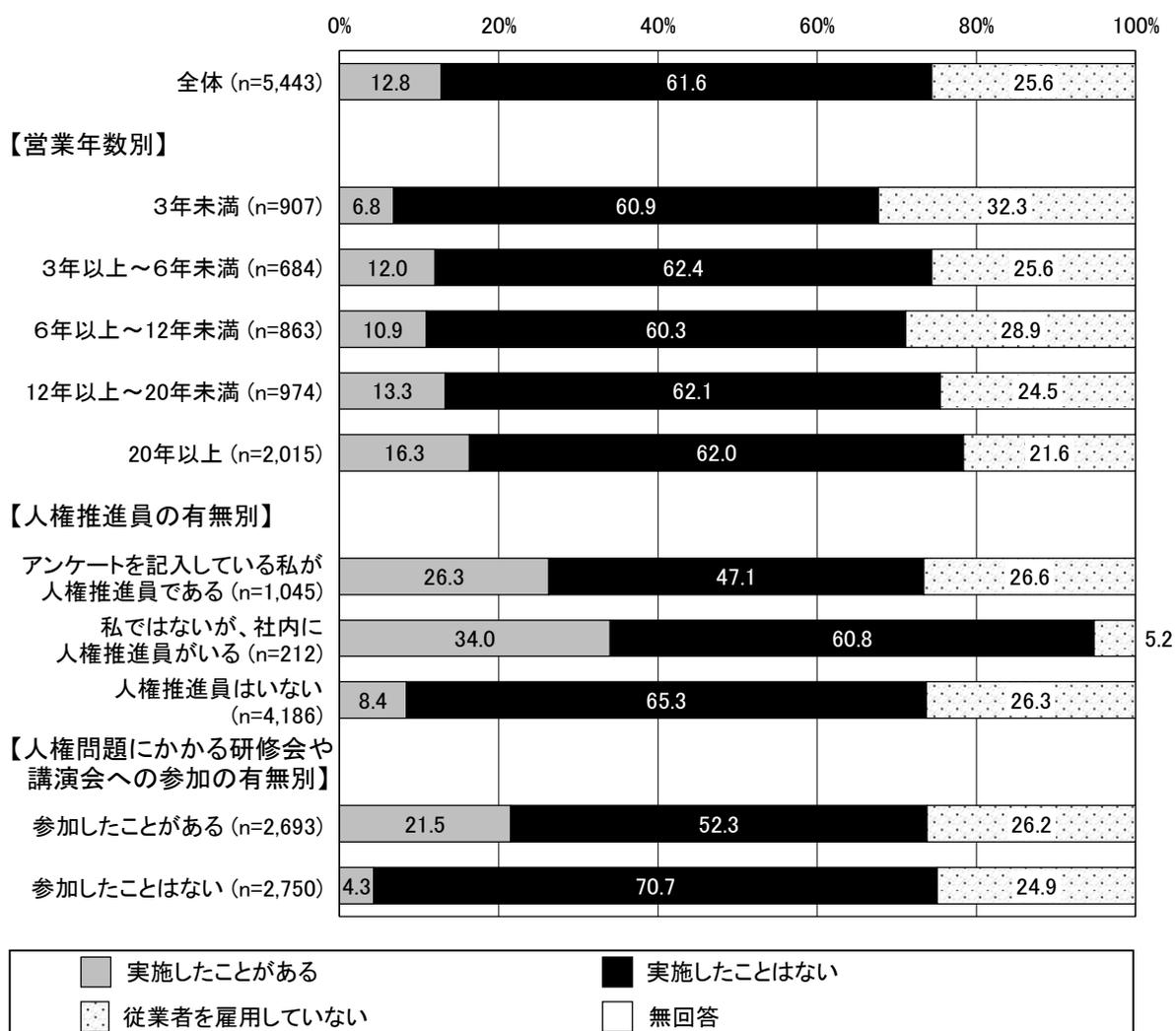
図 従業者に対する人権問題研修の実施の有無
 (複数回答/事務所形態別、常時使用従業者数別)



- ・事務所形態別にみると、実施率は『法人』で13.2%、『個人』で10.4%と、『法人』の方がやや高い。『個人』では「従業者を雇用していない」が48.2%と、『法人』の22.2%より26.0ポイント高い。
- ・常時使用従業者数別にみると、いずれの区分でも「実施したことはない」が最も高いが、『101名以上』では「実施したことがある」が40.8%と他の区分に比べて高くなっている。『0~5名』では「従業者を雇用していない」が29.8%と高い。

図 従業者に対する人権問題研修の実施の有無

(複数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、いずれの営業年数もほぼ同じ傾向であるが、「実施したことがある」は『3年未満』では6.8%、『20年以上』では16.3%と9.5ポイントの差がみられた。
- ・人権推進員の有無別にみると、『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で「実施したことがある」が34.0%と他の区分と比べて最も高くなっている。一方、『人権推進員はいない』では「実施したことがある」は8.4%にとどまる。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「実施したことがある」は、『参加したことがある』で21.5%、『参加したことはない』で4.3%と、17.2ポイントの差がみられた。

2-8 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

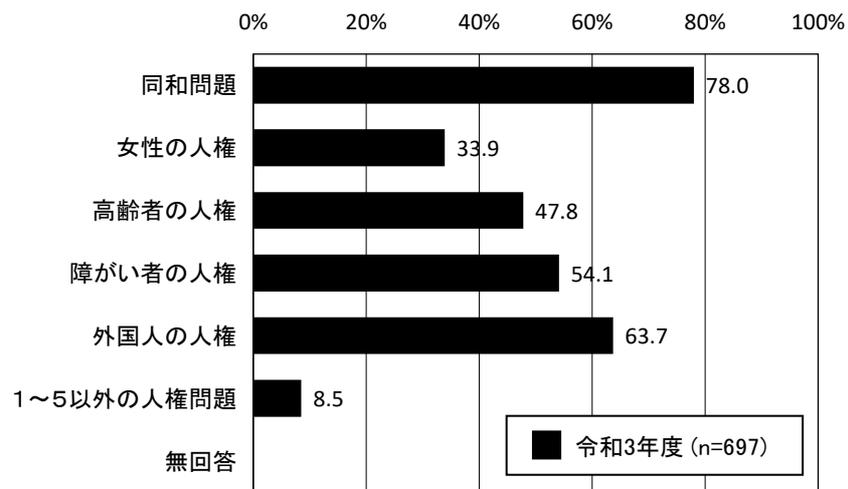
(問8で「1：実施したことがある」とお答えの方)

問8-1 それはどんな研修ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 同和問題 | 4 障がい者の人権 |
| 2 女性の人権 | 5 外国人の人権 |
| 3 高齢者の人権 | 6 1～5以外の人権問題 |

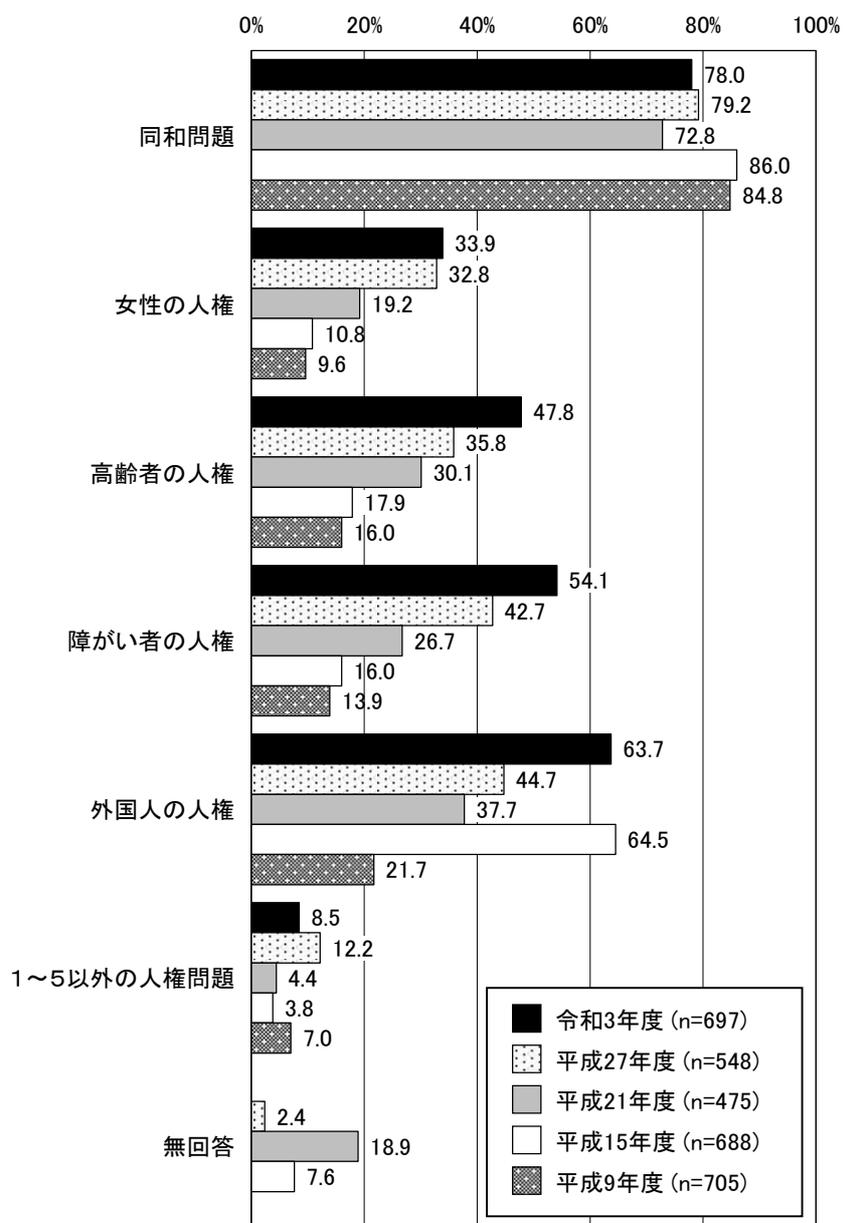
図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

(複数回答／全体)



- ・問8で「実施したことがある」と答えた方の実施した人権問題研修の内容についてみると、全体では「同和問題」が78.0%と最も高く、次いで「外国人の人権」が63.7%、「障がい者の人権」が54.1%の順となっている。

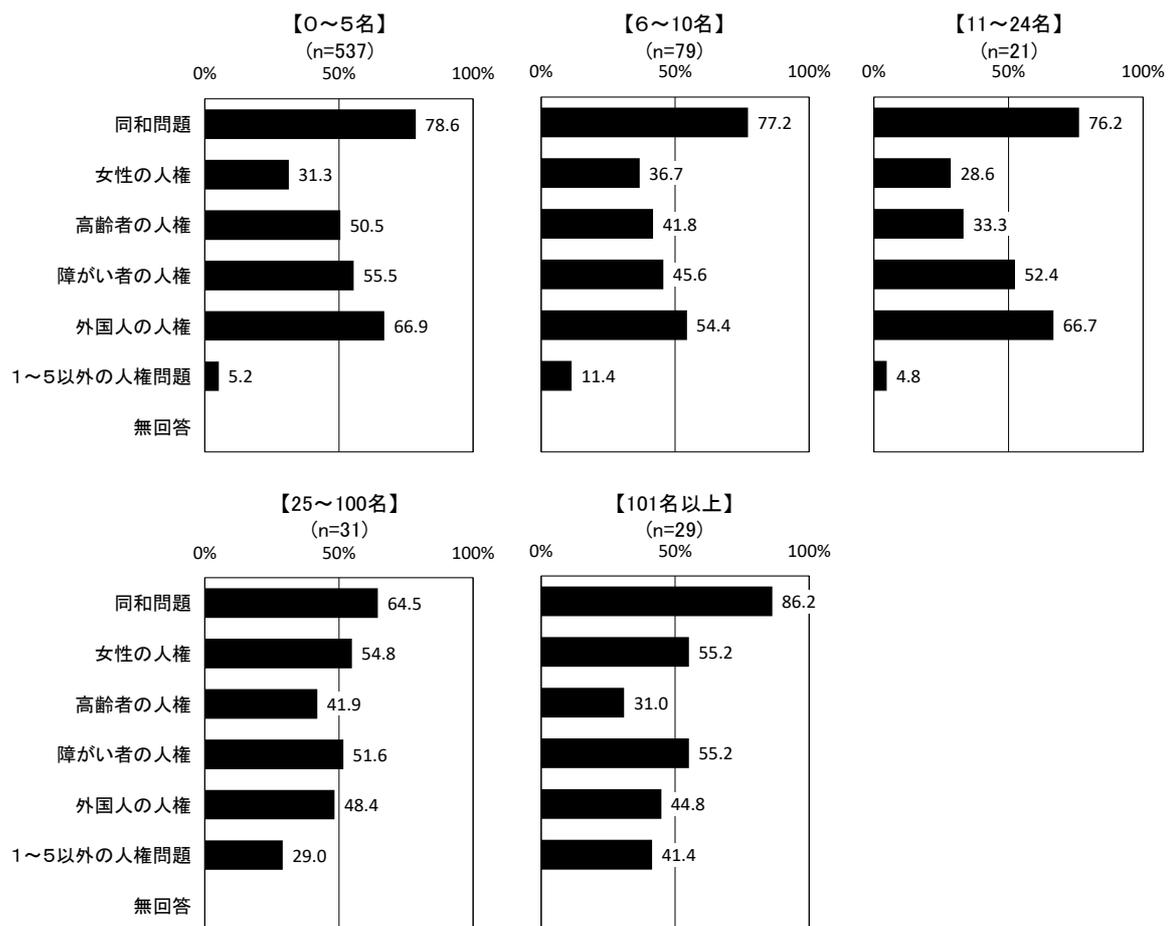
図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、各年度とも増減はあるものの研修の内容の多い順位はほぼ同じとなっている。各項目についてみると、「女性の人権」「高齢者の人権」「障がい者の人権」については、調査年度毎に割合が高くなっている。

図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

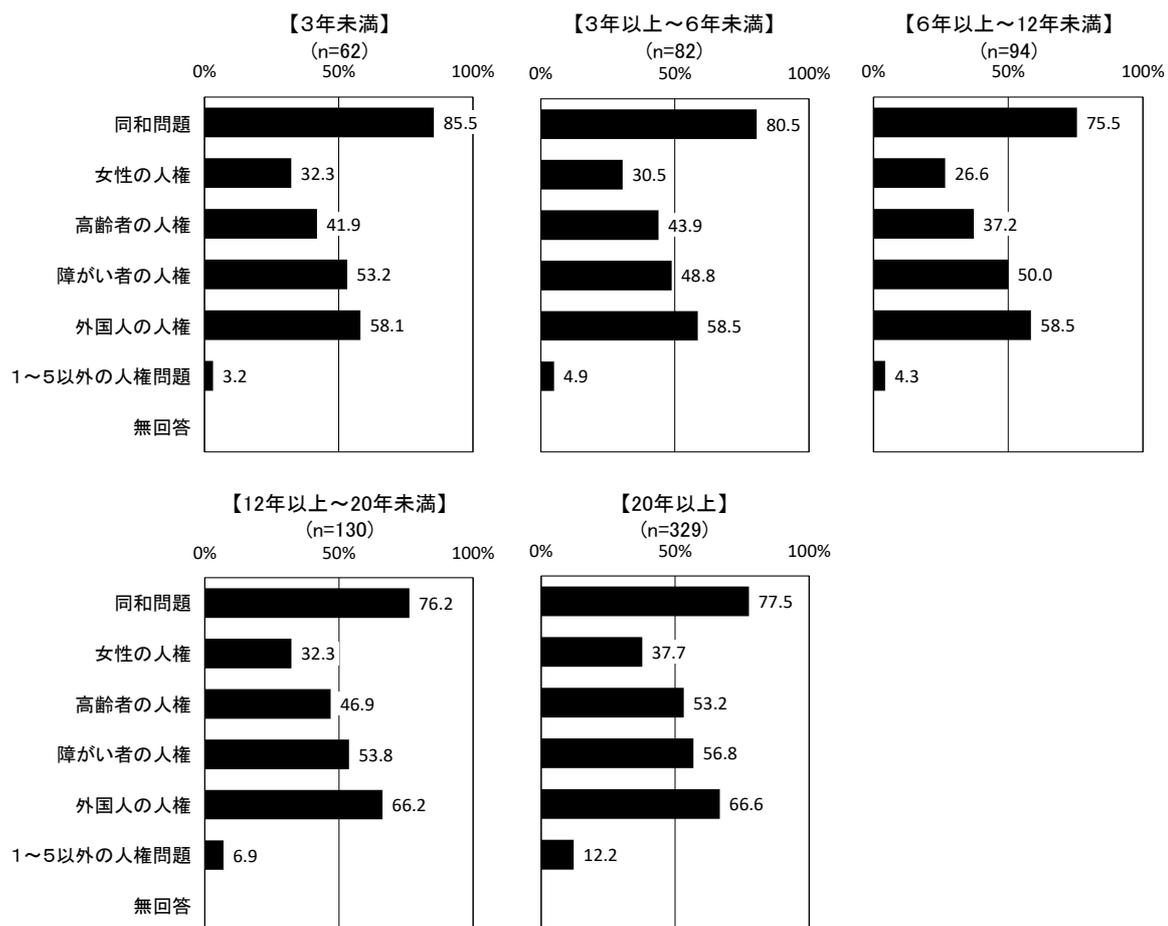
(複数回答/常時使用従業員数別)



- ・常時使用従業員数別にみると、『0～5名』『6～10名』『11～24名』では、全体の順位と同じ順位となっている。『25～100名』『101名以上』では、「女性の人権」が約5割半と他の区分に比べて高い一方、「外国人の人権」は4割台と他の区分に比べて低い。

図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

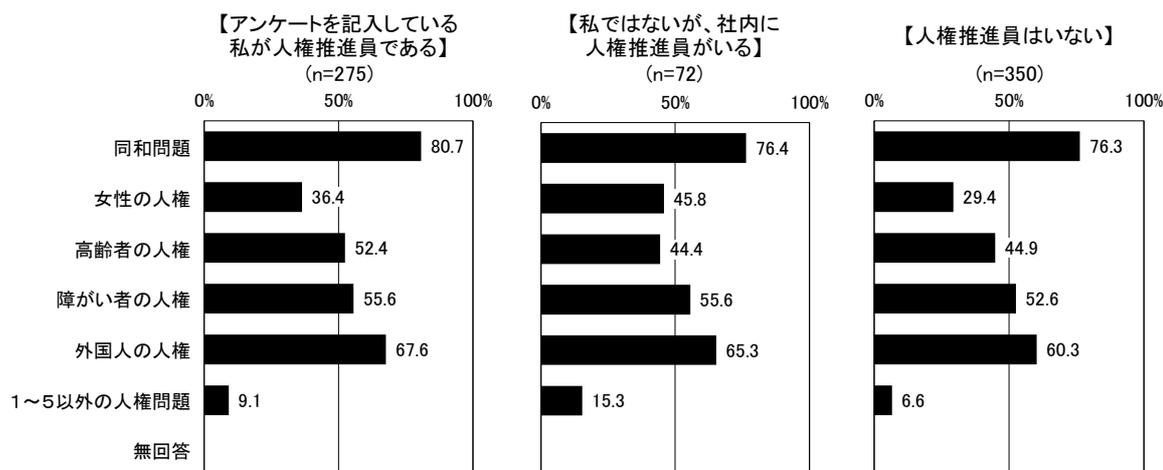
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、「同和問題」は『3年未満』で85.5%と他の区分に比べて高くなっているが、その他の項目は『20年以上』で最も高くなっている。

図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

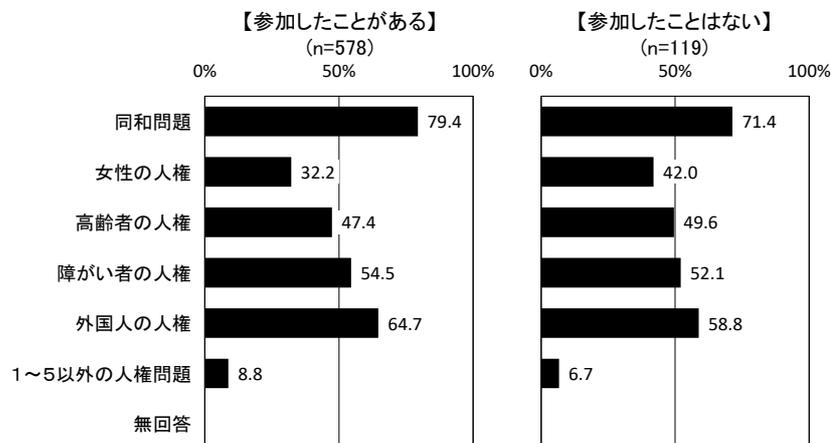
(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、「同和問題」「高齢者の人権」「外国人の人権」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で最も高く、「女性の人権」は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で最も高くなっている。「障がい者の人権」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』『私ではないが、社内に人権推進員がいる』が同率で高い。

図 実施した従業員に対する人権問題研修の内容

(複数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



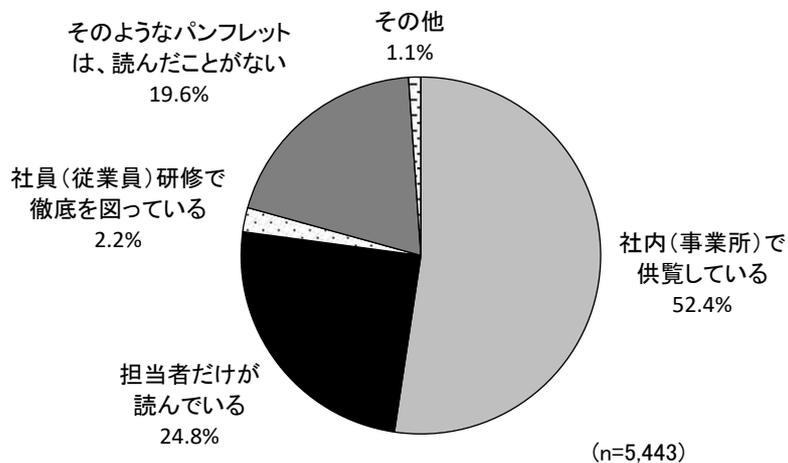
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「同和問題」「障がい者の人権」「外国人の人権」は『参加したことがある』の方、「女性の人権」「高齢者の人権」は『参加したことはない』の方で高くなっている。

2-9 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況

問9 大阪府では、人権を尊重した取引を実施してもらうため、「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」という啓発パンフレットを作成し、周知徹底を図っていますが、この啓発パンフレットをどのように利用されていますか。（○はひとつ）

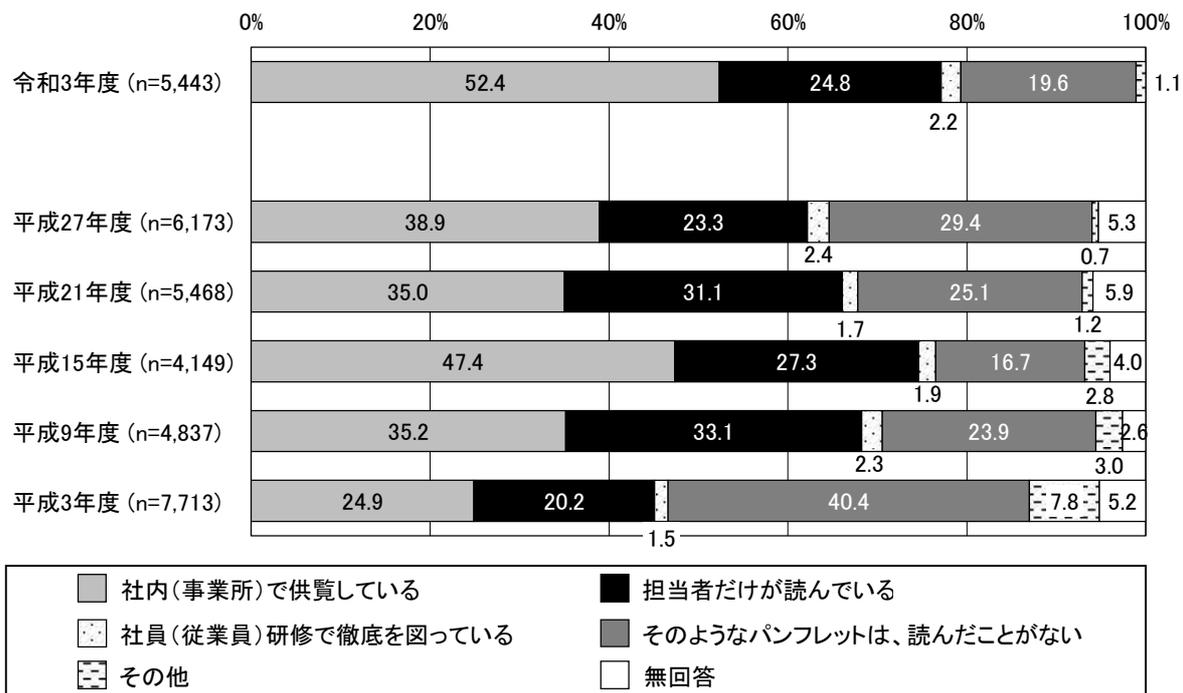
- 1 社内（事業所）で供覧している
- 2 担当者だけが読んでいる
- 3 社員（従業員）研修で徹底を図っている
- 4 そのようなパンフレットは、読んだことがない
- 5 その他（具体的に

図 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況
（単数回答／全体）



- 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況についてみると、「社内（事業所）で供覧している」が52.4%、「担当者だけが読んでいる」が24.8%、「社員（従業員）研修で徹底を図っている」が2.2%となっており、全体の約8割が何らかの形で社内で活用している。

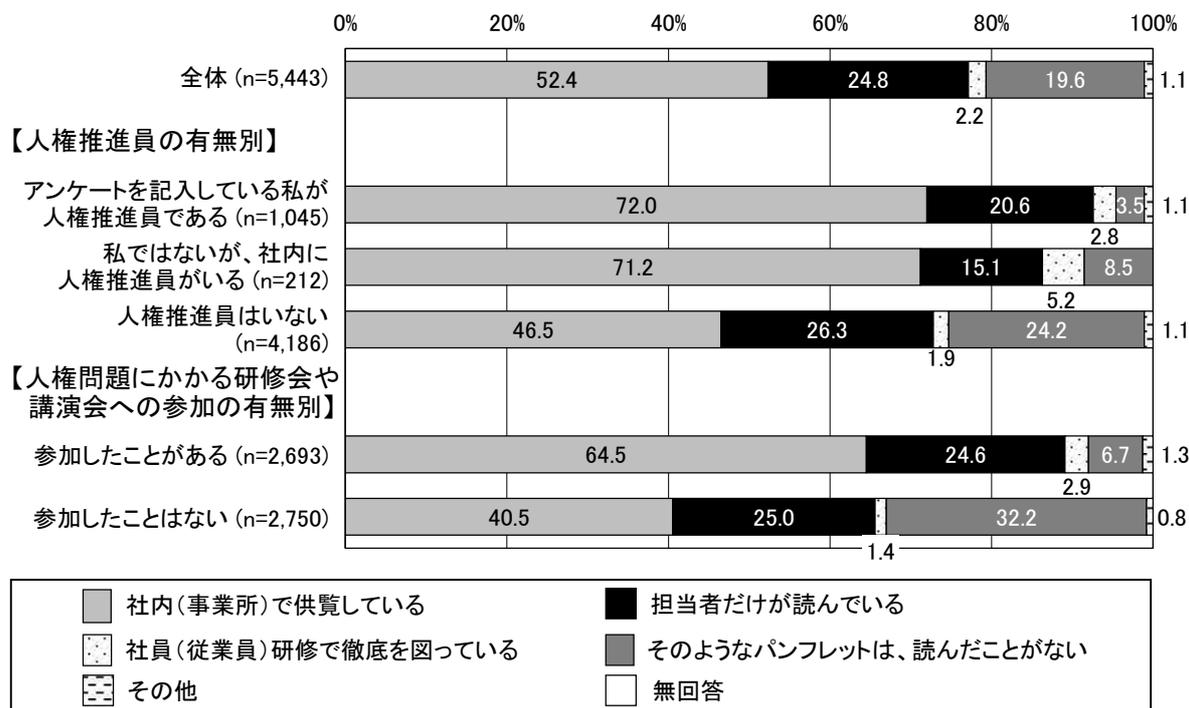
図 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「社内（事業所）で供覧している」は過去最も高い『平成15年度』でも47.4%だったが、『今回調査』では52.4%とさらに5.0ポイント高くなっている。「社内（事業所）で供覧している」と「担当者だけが読んでいる」と「社員（従業員）研修で徹底を図っている」を合わせても、『今回調査』が79.4%で最も高くなっている。

図 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況

(単数回答／人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、「社内（事業所）で供覧している」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では7割強だが、『人権推進員はいない』では46.5%にとどまる。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「社内（事業所）で供覧している」は『参加したことがある』で64.5%、『参加したことはない』で40.5%と、24.0ポイントの差がみられた。「担当者だけが読んでいる」では差がみられない。

3. 宅地建物取引業における人権関係法令等について

-
- 3-1 障害者差別解消法の認知状況
 - 3-2 部落差別解消推進法の認知状況
 - 3-3 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況
 - 3-4 宅地建物取引業法第 47 条第 1 号と同和地区に関する告知の認知状況
 - 3-5 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況
 - 3-6 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況
-

3-1 障害者差別解消法の認知状況

問10 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されたことを知っていますか。（○はひとつ）

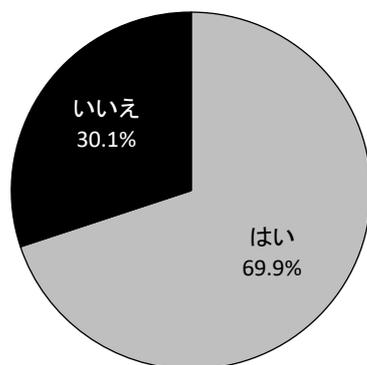
※この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

1 はい

2 いいえ

図 障害者差別解消法の認知状況

（単数回答／全体）

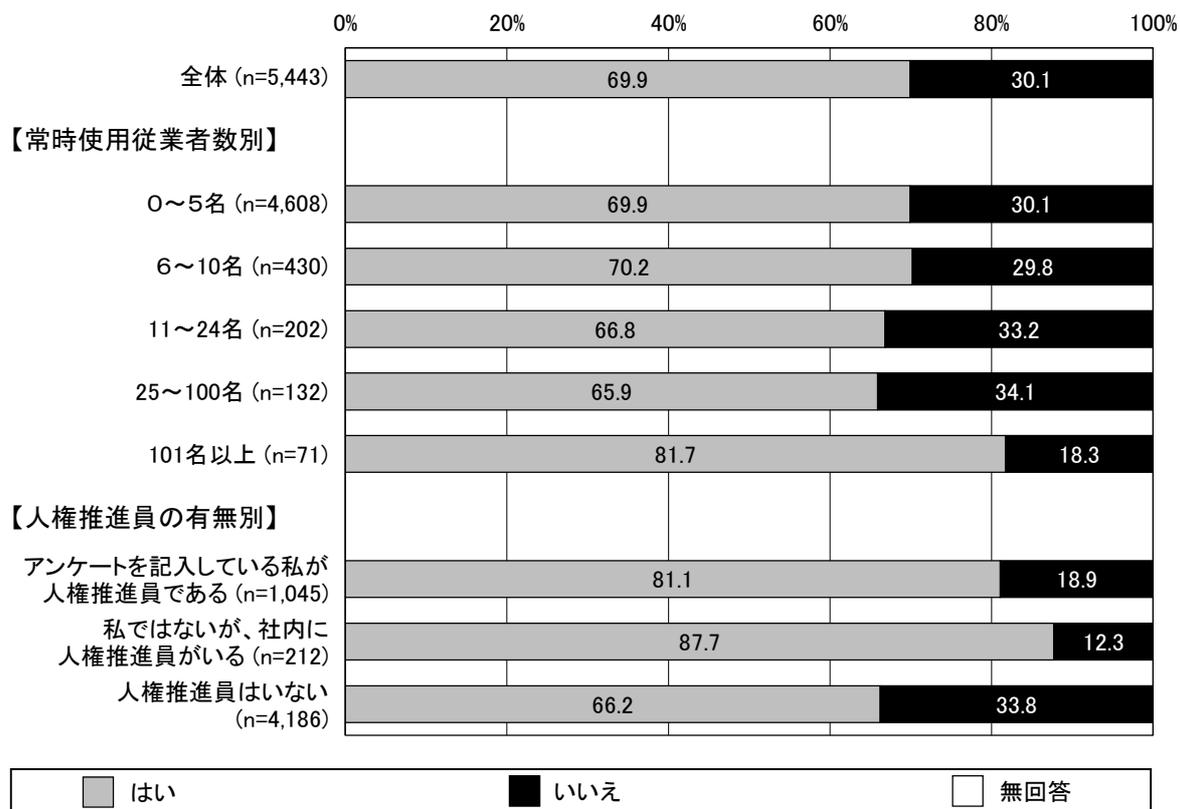


(n=5,443)

- ・ 障害者差別解消法の認知状況についてみると、全体では「はい」が69.9%、「いいえ」が30.1%となっている。

図 障害者差別解消法の認知状況

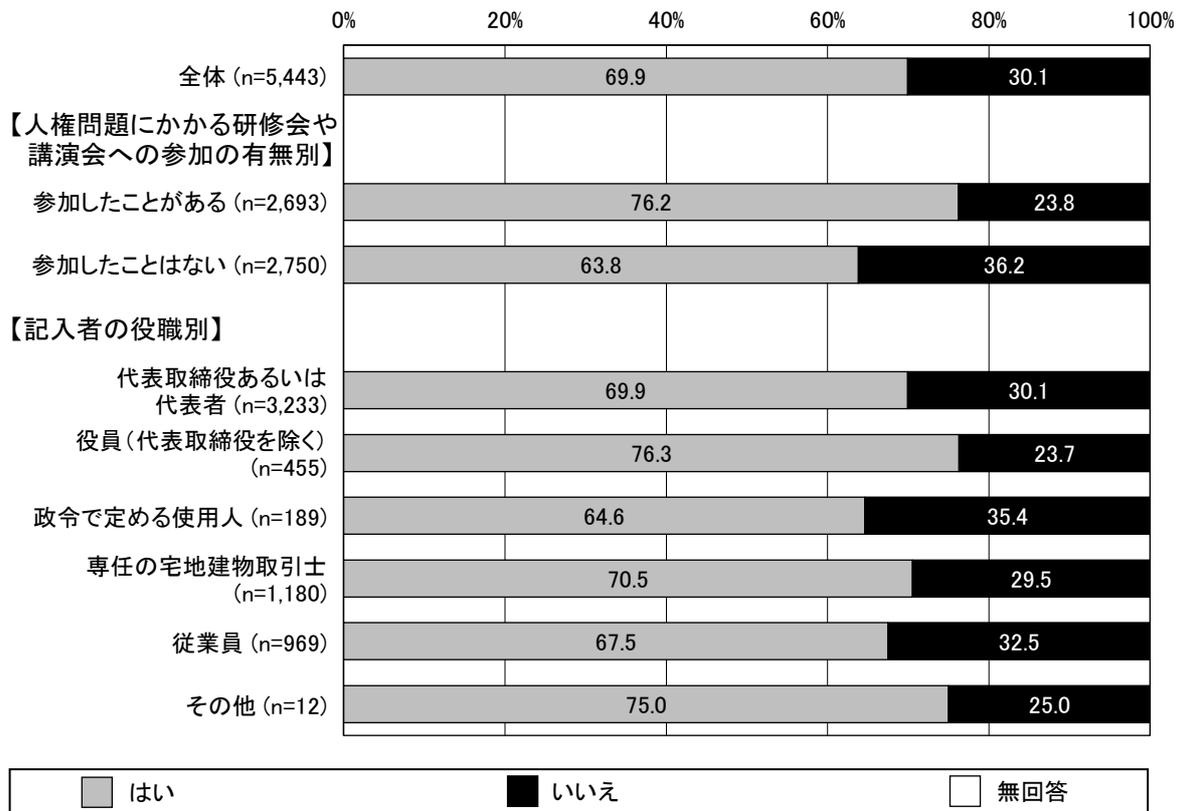
(単数回答／常時使用従業者数別、人権推進員の有無別)



- ・常時使用従業者数別にみると、『101名以上』で「はい」が81.7%と高くなっている。その他の区分では、「はい」は約6割半～7割である。
- ・人権推進員の有無別にみると、『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では「はい」が8割台だが、『人権推進員はいない』では66.2%と低くなっている。

図 障害者差別解消法の認知状況

(単数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、記入者の役職別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で76.2%、『参加したことはない』で63.8%と、その差は12.4ポイントとなっている。
- ・記入者の役職別にみると、「はい」は『その他』を除くと、『役員 (代表取締役を除く)』で76.3%と最も高くなっており、『政令で定める使用人』で64.6%と最も低くなっている。

3-2 部落差別解消推進法の認知状況

問 11 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 16 日に施行されたことを知っていますか。(○はひとつ)

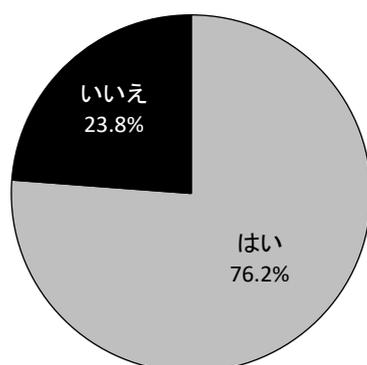
※この法律は、現在も部落差別が存在することを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進することにより、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

1 はい

2 いいえ

図 部落差別解消推進法の認知状況

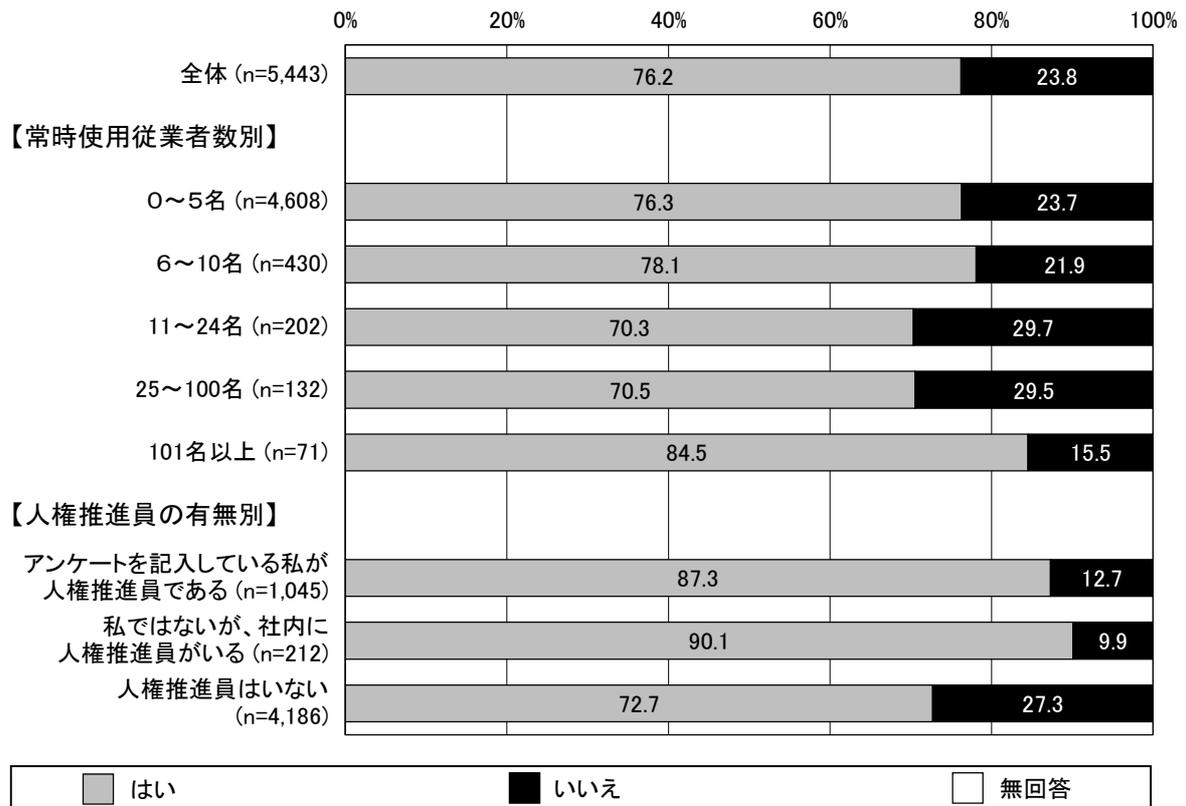
(単数回答/全体)



(n=5,443)

- ・部落差別解消推進法の認知状況についてみると、全体では「はい」が76.2%、「いいえ」が23.8%となっている。

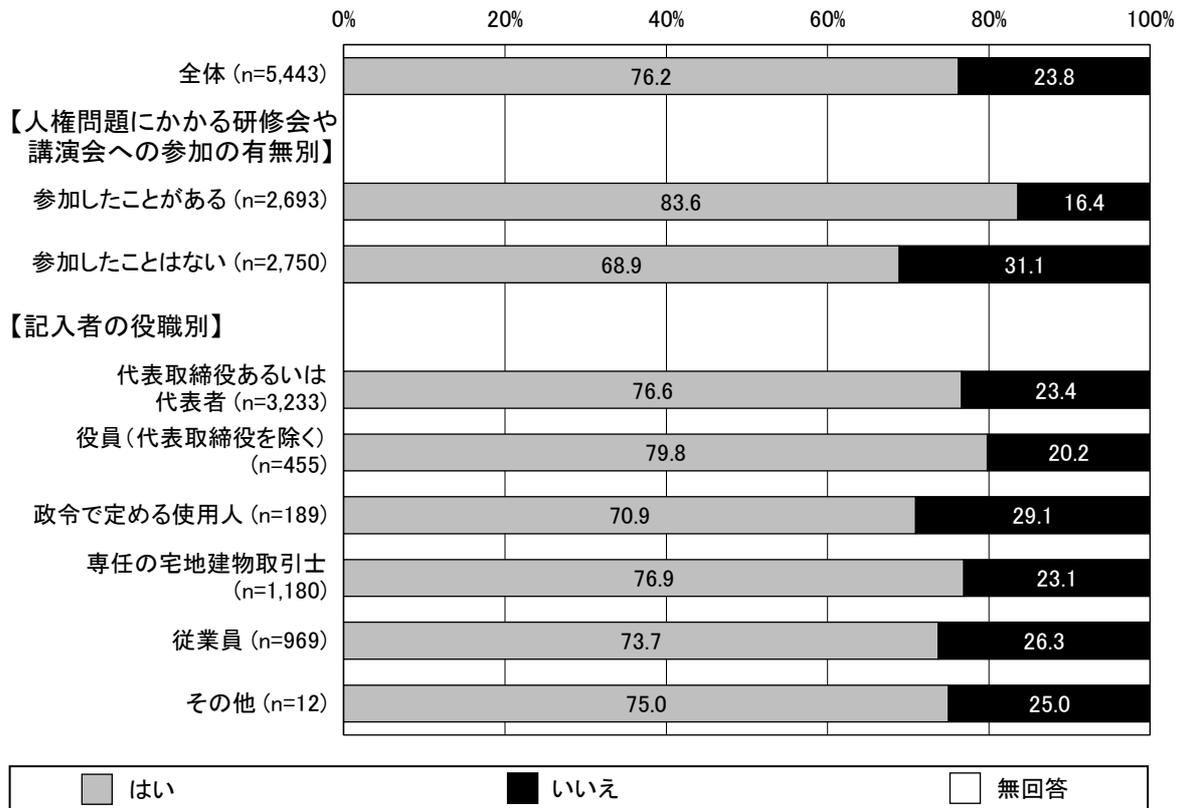
図 部落差別解消推進法の認知状況
 (単数回答/常時使用従業者数別、人権推進員の有無別)



- ・常時使用従業者数別にみると、『101名以上』で「はい」が84.5%と高くなっている。『11~24名』『25~100名』では「はい」は約7割と低い。
- ・人権推進員の有無別にみると、『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では「はい」が約9割だが、『人権推進員はいない』では72.7%と低くなっている。

図 障害者差別解消推進法の認知状況

(単数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、記入者の役職別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で83.6%、『参加したことはない』で68.9%と、その差は14.7ポイントとなっている。
- ・記入者の役職別にみると、「はい」は『その他』を除くと、『役員(代表取締役を除く)』で79.8%と最も高くなっており、『政令で定める使用人』で70.9%と最も低くなっている。

3-3 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況

問13 大阪府では、平成23年1月に「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を施行し、宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為があった場合には、行政指導をすることとしています。規制の内容は下記のとおりですが、ご存知ですか。(○はひとつ)

【規制の内容】

(宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等)

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

(1) 取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。

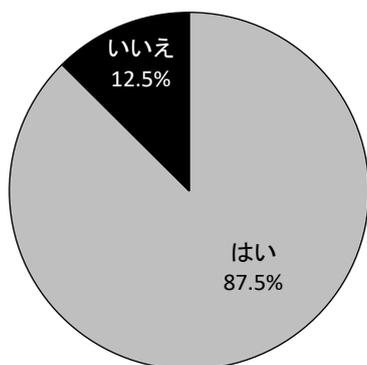
(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

1 はい

2 いいえ

図 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況

(単数回答/全体)

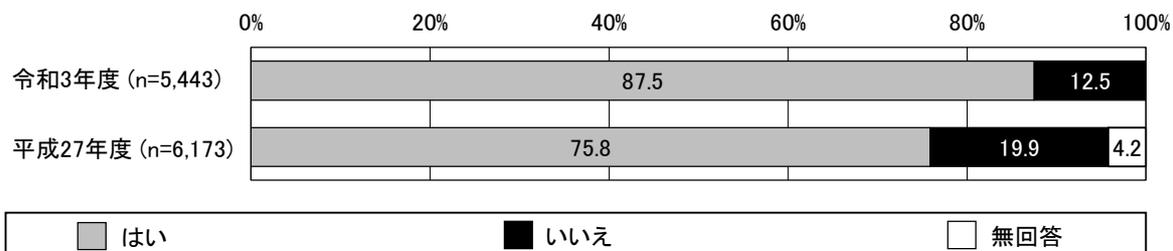


(n=5,443)

・宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況についてみると、全体では「はい」が87.5%、「いいえ」が12.5%となっている。

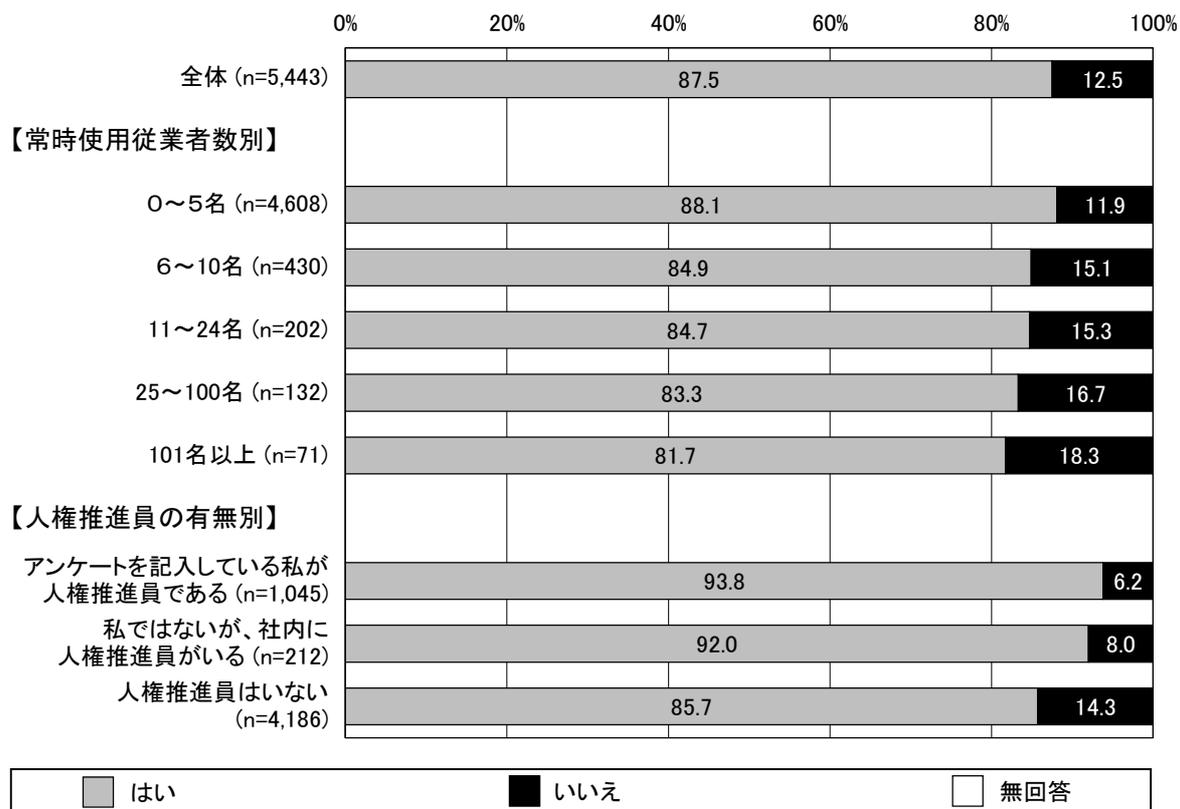
図 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況

(単数回答/年度間比較)



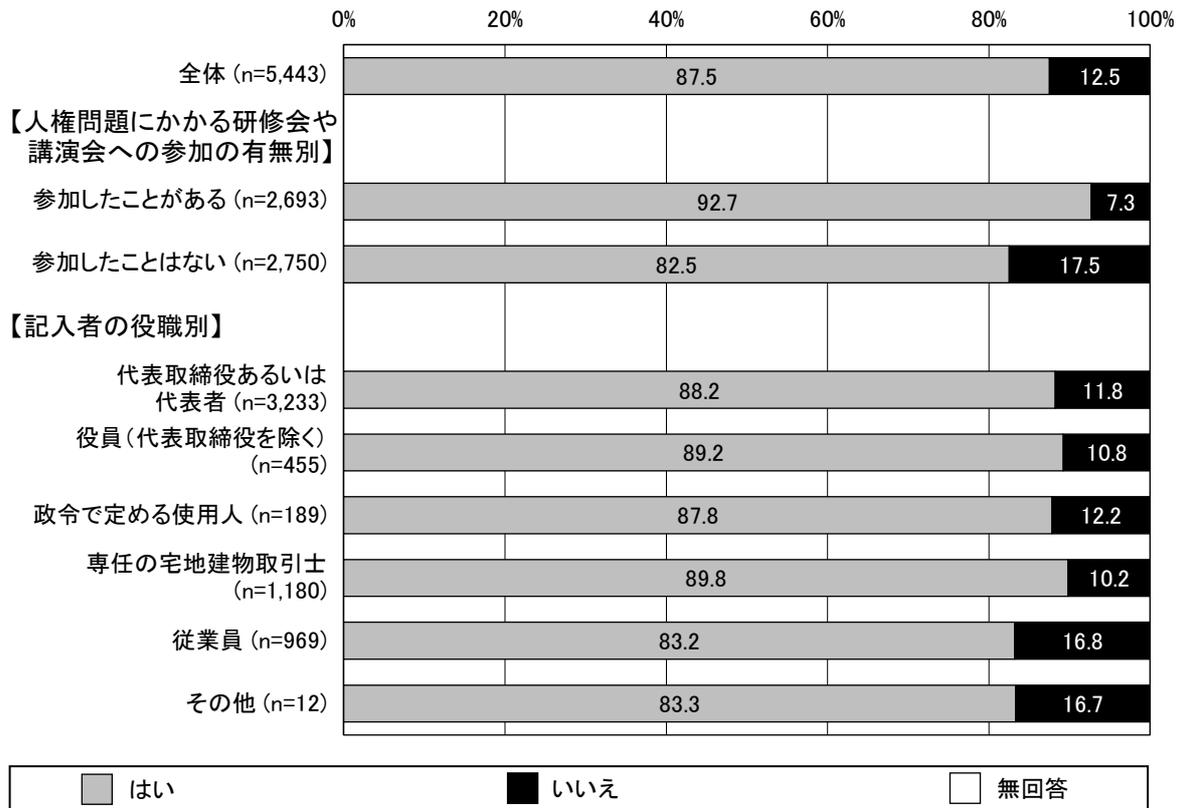
・年度間比較をすると、「はい」は『今回調査』では87.5%と『平成27年度』より11.7ポイント高くなっている。

図 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況
 (単数回答/常時使用従業者数別、人権推進員の有無別)



- ・常時使用従業者数別にみると、いずれの区分も「はい」が8割台となっているが、従業者数が少ないほどやや高い傾向である。
- ・人権推進員の有無別にみると、「はい」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では9割強だが、『人権推進員はいない』では85.7%とやや低い。

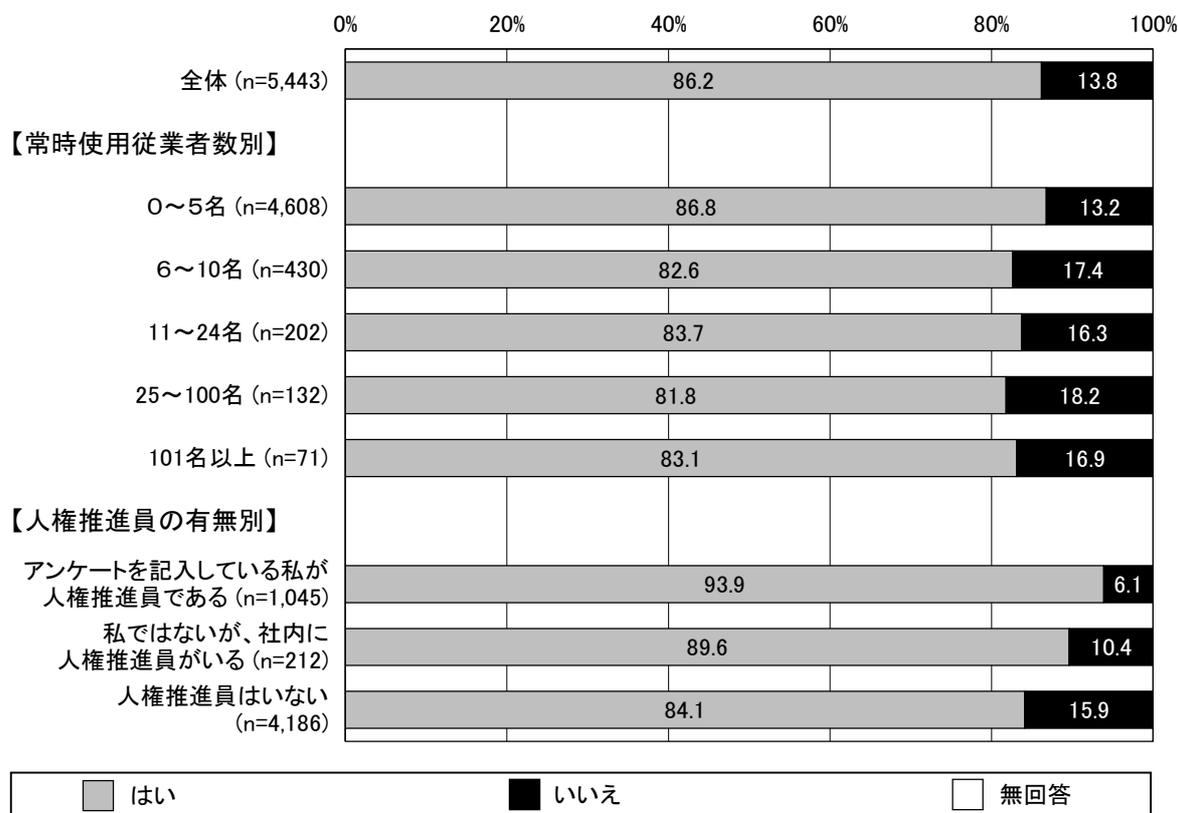
図 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況
 (単数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、記入者の役職別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で92.7%、『参加したことはない』で82.5%と、その差は10.2ポイントとなっている。
- ・記入者の役職別にみると、『その他』を除くと、『従業員』以外では「はい」が9割弱だが、『従業員』では83.2%と低い。

図 宅地建物取引業法第 47 条第 1 号と同和地区に関する告知の認知状況

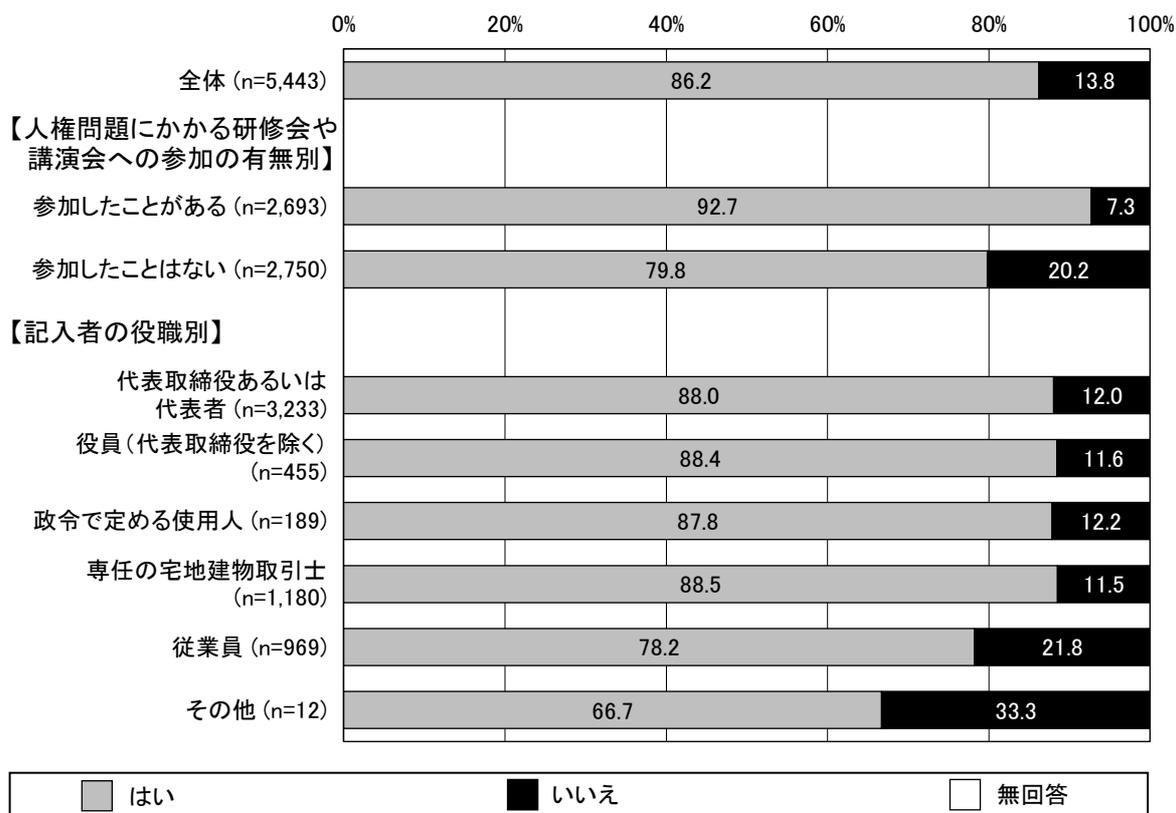
(単数回答／常時使用従業者数別、人権推進員の有無別)



- ・ 常時使用従業者数別にみると、いずれの区分でも同様の傾向である。
- ・ 人権推進員の有無別にみると、「はい」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で 93.9%と高く、『人権推進員はいない』で 84.1%と低い。

図 宅地建物取引業法第 47 条第 1 号と同和地区に関する告知の認知状況

(単数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、記入者の役職別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で92.7%、『参加したことはない』で79.8%となっており、その差は12.9ポイントとなっている。
- ・記入者の役職別にみると、『その他』を除くと、『従業員』以外で「はい」が9割弱だが、『従業員』では78.2%と低い。

3-5 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況

問 15 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例について、平成19年に発覚した差別につながる土地調査の事実を受け、条例の一部を改正し、個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等を行う者」を規制の対象としました。遵守事項は下記のとおりですが、ご存知ですか。(○はひとつ)

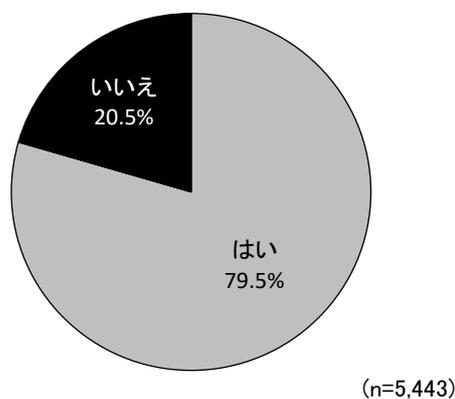
【遵守事項】

- (1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

1 はい

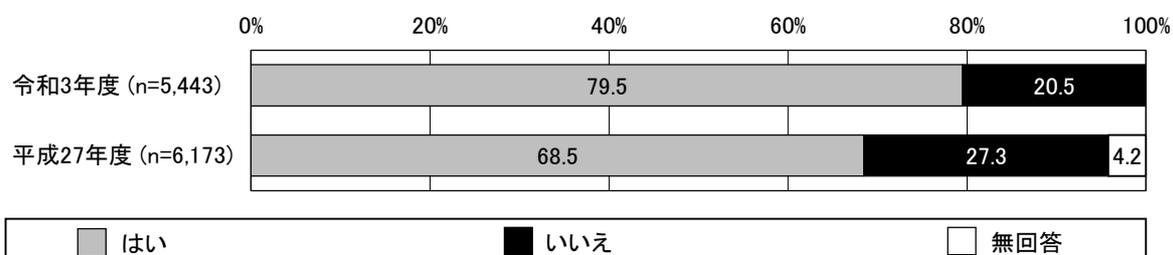
2 いいえ

図 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況
(単数回答/全体)



・大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況についてみると、全体では「はい」が79.5%、「いいえ」が20.5%となっている。

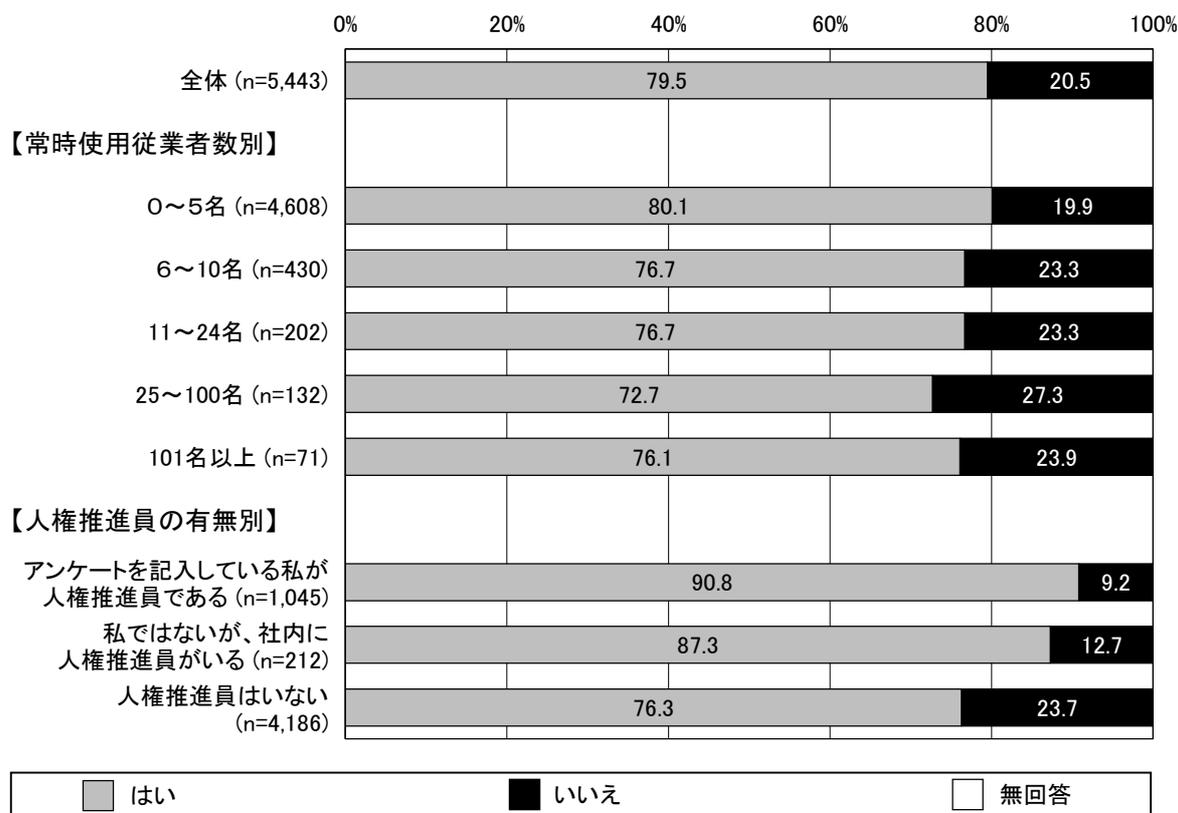
図 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、「はい」は『今回調査』では79.5%と『平成27年度』より11.0ポイント高くなっている。

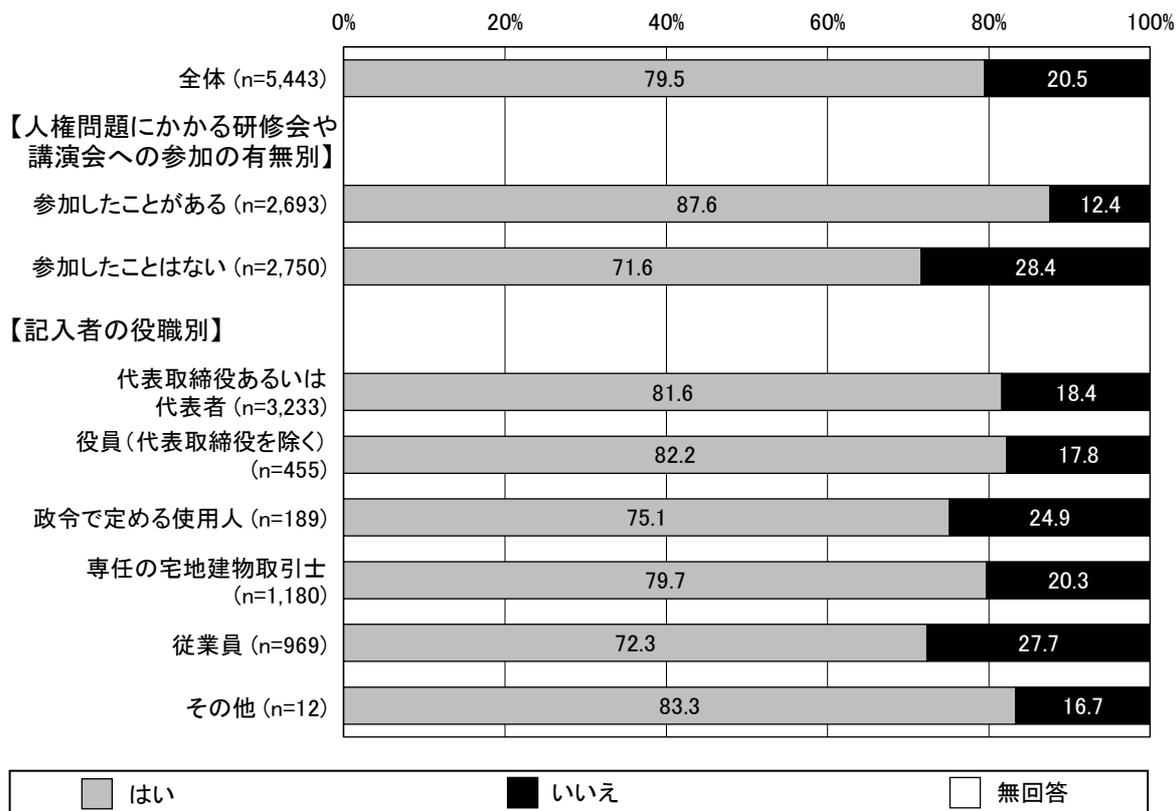
図 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況

(単数回答／常時使用従業者数別、人権推進員の有無別)



- ・常時使用従業者数別にみると、「はい」は『0～5名』で80.1%と最も高く、『25～100名』で72.7%と最も低い。
- ・人権推進員の有無別にみると、「はい」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で90.8%と高く、『人権推進員はいない』で76.3%と低い。

図 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況
 (単数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、記入者の役職別)



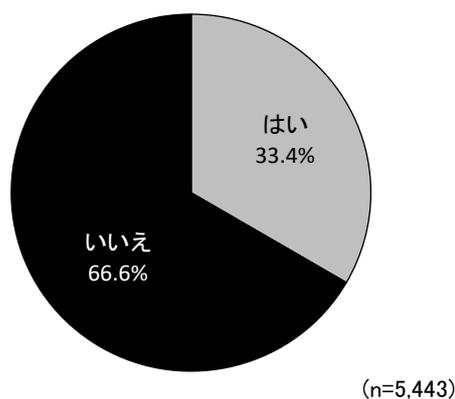
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で87.6%、『参加したことはない』で71.6%と、その差は16.0ポイントとなっている。
- ・記入者の役職別にみると、『その他』を除くと、『代表取締役あるいは代表者』『役員(代表取締役を除く)』で「はい」が8割強と高くなっている。『従業員』では「はい」が72.3%と低めである。

3-6 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況

問12 大阪府と不動産に関する人権問題連絡会が、平成23年10月に作成した啓発ポスターについて、宅地建物取引業者の皆様には、所属団体を通じ、このポスターを配布し、事務所内のお客様の目に付くところへの掲示をお願いし、府民への周知を図って頂いているところです。このポスターを事務所内に掲示もしくは、カウンター等のお客様の目に付くところに置いていますか。(〇はひとつ)

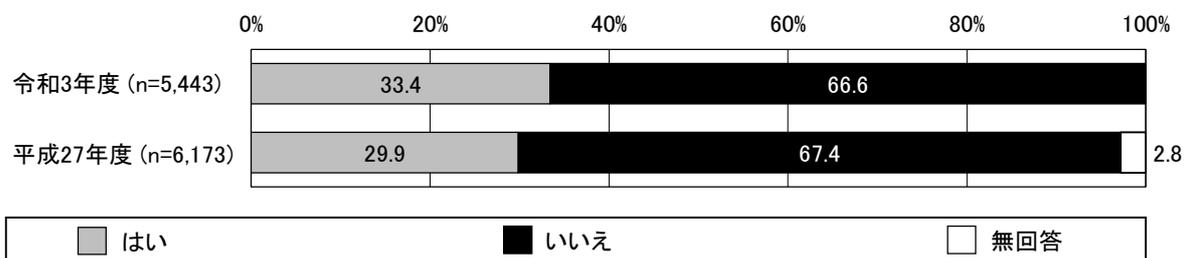
1 はい	2 いいえ
------	-------

図 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況
(単数回答/全体)



・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況についてみると、全体では「いいえ」が66.6%、「はい」が33.4%となっている。

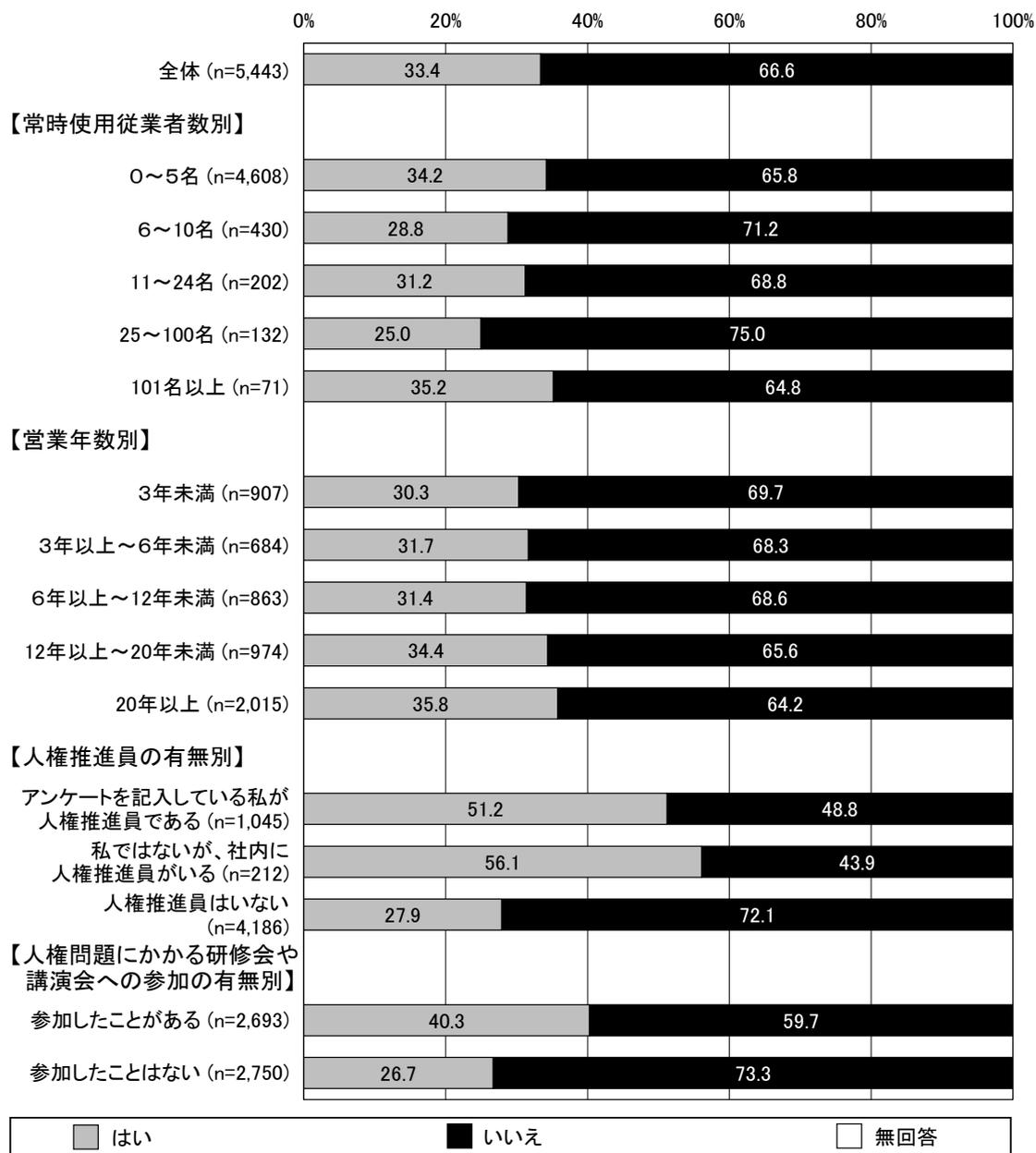
図 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、「はい」は『今回調査』では33.4%と『平成27年度』より3.5ポイント高くなっている。

図 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況

(単数回答／常時使用従業員数別、営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・常時使用従業員数別にみると、「はい」は『101名以上』で35.2%と最も高く、『25～100名』で25.0%と最も低い。
- ・営業年数別にみると、「はい」は概ね営業年数が長いほど高い傾向であるが、最も低い『3年未満』で30.3%、最も高い『20年以上』で35.8%と、その差は5.5ポイントとそれほど大きくない。
- ・人権推進員の有無別にみると、「はい」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では5割台だが、『人権推進員はいない』では27.9%にとどまる。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「はい」は『参加したことがある』で40.3%、『参加したことはない』で26.7%と、13.6ポイントの差がみられた。

4. 同和問題にかかる業務の実態等について

-
- 4-1 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験
 - 4-2 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数
 - 4-3 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え
 - 4-4 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験
 - 4-5 同和地区に関わり取引不調になった理由
 - 4-6 同和地区による取引不調に対する考え
 - 4-7 同和地区による取引価格への影響
 - 4-8 同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験
 - 4-9 同和地区を教えることについての考え
 - 4-10 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応
 - 4-11 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無
 - 4-12 人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無
-

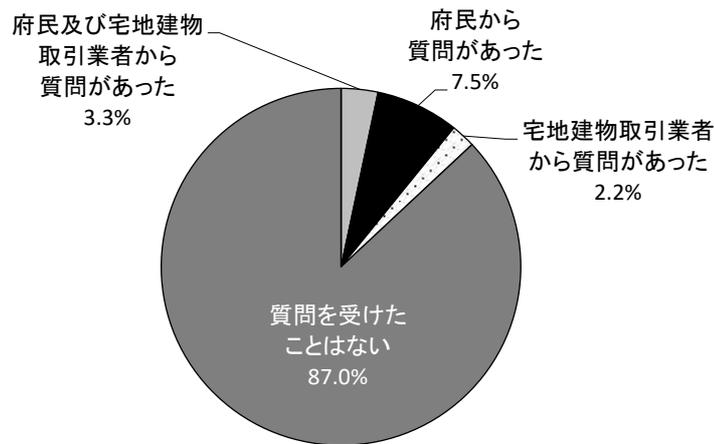
4-1 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験

問 16 過去5年程度の期間において、取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けたことがありますか。(〇はひとつ)

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 府民及び宅地建物取引業者から質問があった | → 問16-1、16-2へ |
| 2 府民から質問があった | |
| 3 宅地建物取引業者から質問があった | |
| 4 質問を受けたことはない | → 問17へ |

図 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験

(単数回答/全体)

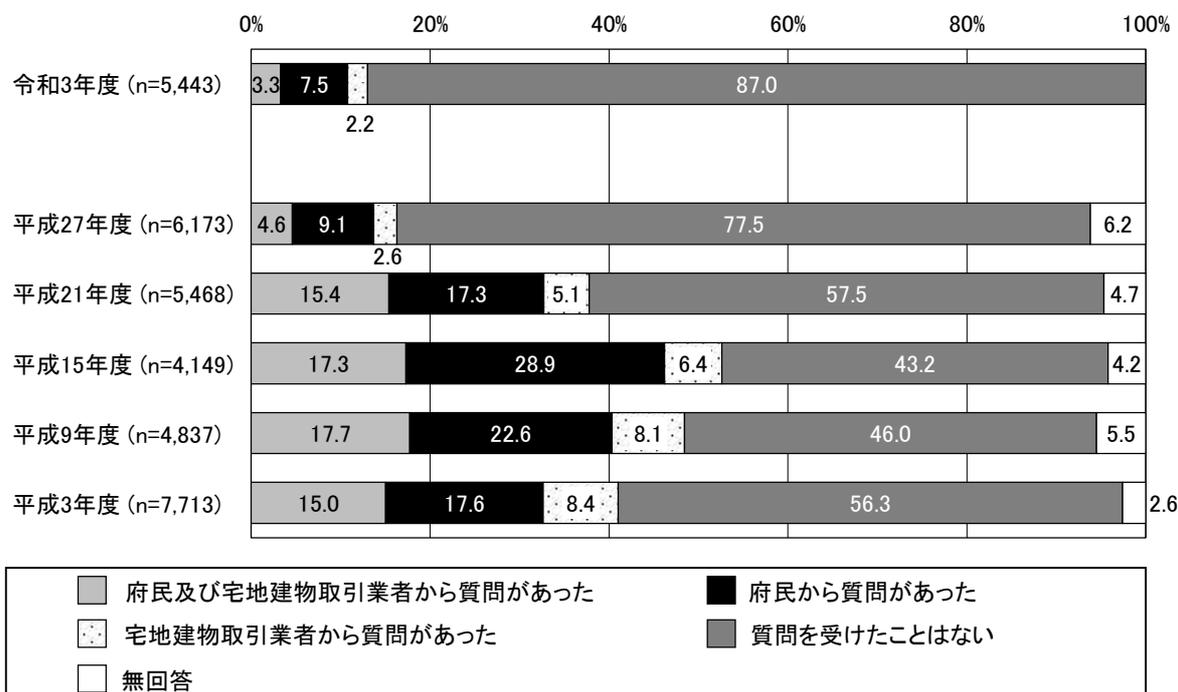


(n=5,443)

- ・物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験についてみると、全体では「質問を受けたことはない」が87.0%で最も高く、次いで「府民から質問があった」が7.5%、「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」が3.3%の順となっている。
- ・宅地建物取引業者からの質問についてみると、全体では「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」の3.3%と「宅地建物取引業者から質問があった」の2.2%の合計5.5%が質問を受けた経験があるとしている。
- ・また、府民からの質問についてみると、「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」の3.3%と「府民から質問があった」の7.5%の合計10.8%が質問を受けた経験があるとしている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験

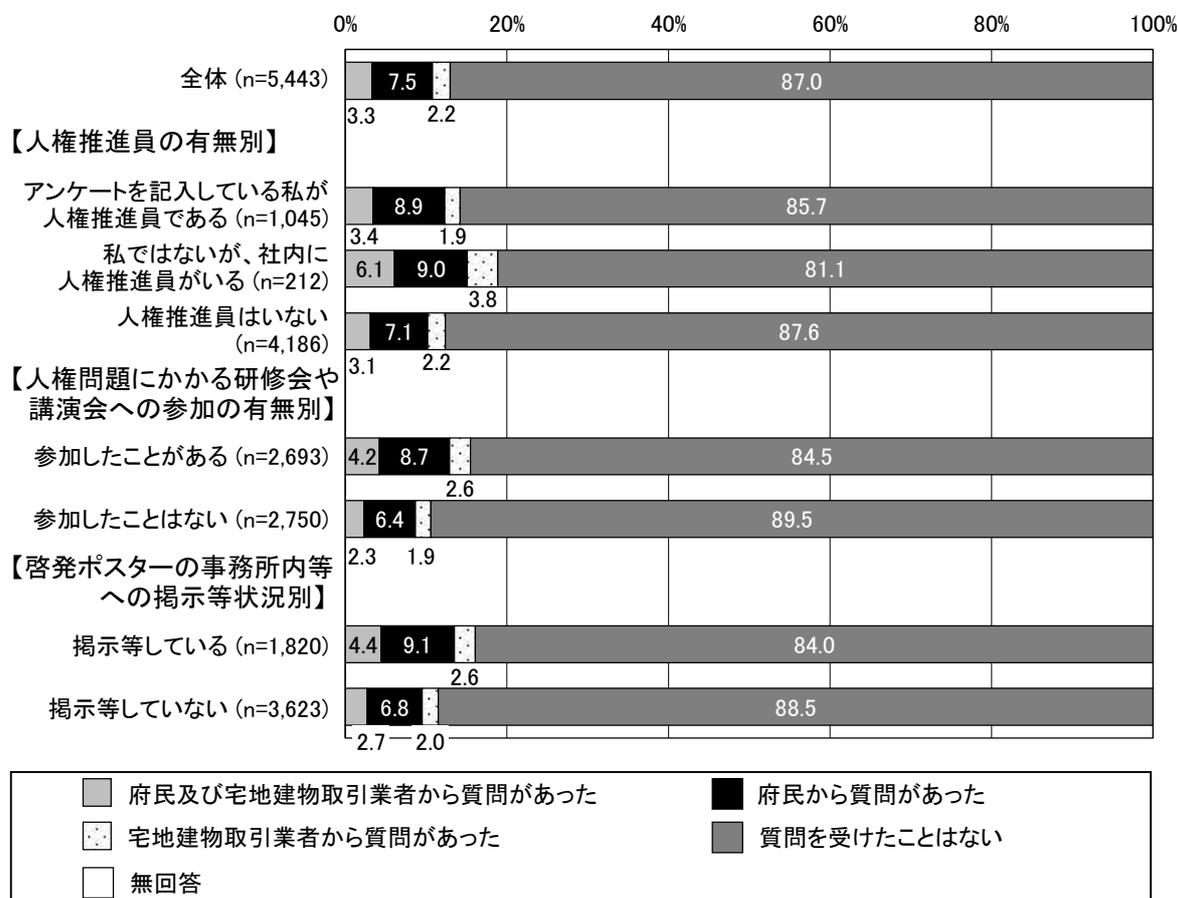
(単数回答／年度間比較)



- 年度間比較をすると、「質問を受けたことはない」は『平成15年度』の43.2%から増加傾向がみられ、『平成21年度』で57.5%、『平成27年度』で77.5%、『今回調査』で87.0%となっている。
- 宅地建物取引業者からの質問（「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」＋「宅地建物取引業者から質問があった」）を年度間比較すると、『平成9年度』の25.8%をピークに減少に転じており、『平成21年度』で20.5%、『平成27年度』で7.2%、『今回調査』で5.5%と大幅に減少している。
- 府民からの質問（「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」＋「府民から質問があった」）を年度間比較すると、『平成15年度』の46.2%をピークに減少に転じており、『平成21年度』で32.7%、『平成27年度』で13.7%、『今回調査』で10.8%と大幅に減少している。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験

(単数回答／人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別)



- ・ 人権推進員の有無別にみると、「質問を受けたことはない」は『人権推進員はいない』で87.6%と最も高く、『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で81.1%と最も低い。
- ・ 人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「質問を受けたことはない」は『参加したことはない』で89.5%と、『参加したことがある』より5.0ポイント高い。
- ・ 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、「質問を受けたことはない」は『掲示等していない』で88.5%と、『掲示等している』より4.5ポイント高い。

4-2 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数

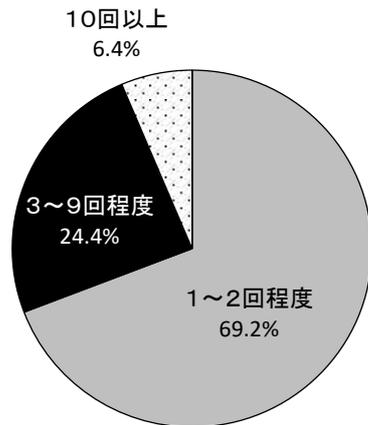
(問 16 で「1 : 府民及び宅地建物取引業者から質問があった」「2 : 府民から質問があった」「3 : 宅地建物取引業者から質問があった」とお答えの方)

問 16-1 過去5年程度の期間に、どれくらい質問されましたか。(〇はひとつ)

- | | |
|---|--------|
| 1 | 1～2回程度 |
| 2 | 3～9回程度 |
| 3 | 10回以上 |

図 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数

(単数回答／全体)

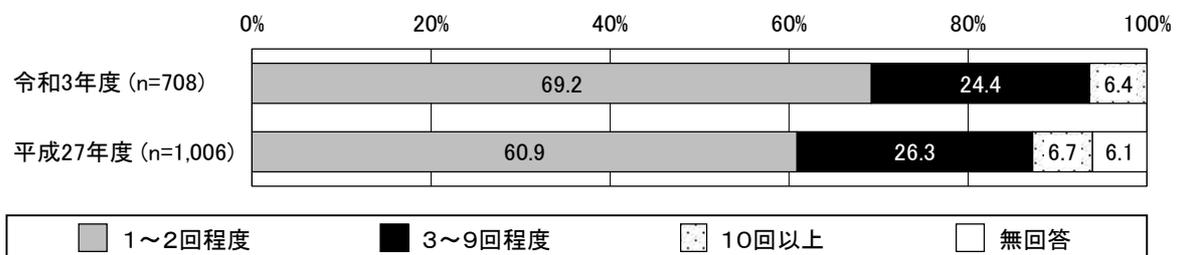


(n=708)

- 問 16 で「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」「府民から質問があった」「宅地建物取引業者から質問があった」と答えた方の物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数についてみると、全体では「1～2回程度」が69.2%で最も高く、次いで「3～9回程度」が24.4%、「10回以上」が6.4%の順となっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた回数

(単数回答／年度間比較)



- 年度間比較をすると、「1～2回程度」は『今回調査』では69.2%と『平成27年度』より8.3ポイント増加している。

4-3 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

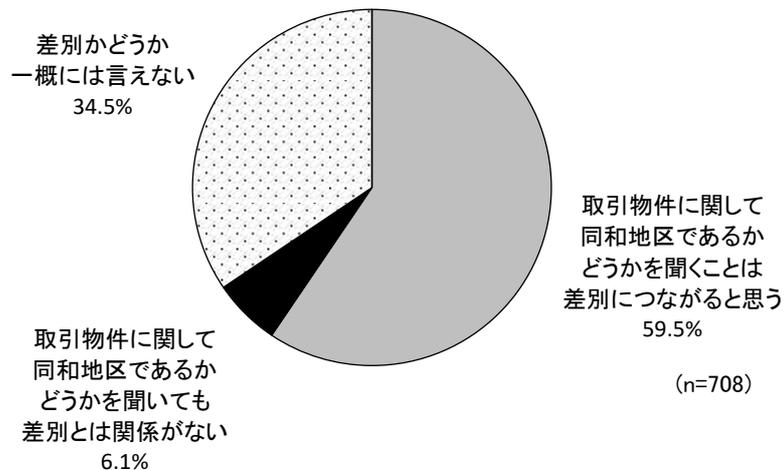
(問 16 で「1 : 府民及び宅地建物取引業者から質問があった」「2 : 府民から質問があった」「3 : 宅地建物取引業者から質問があった」とお答えの方)

問 16-2 このような質問をすることについて、あなたはどのようにお考えですか。(○はひとつ)

- 1 取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う
- 2 取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係がない
- 3 差別かどうか一概には言えない

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

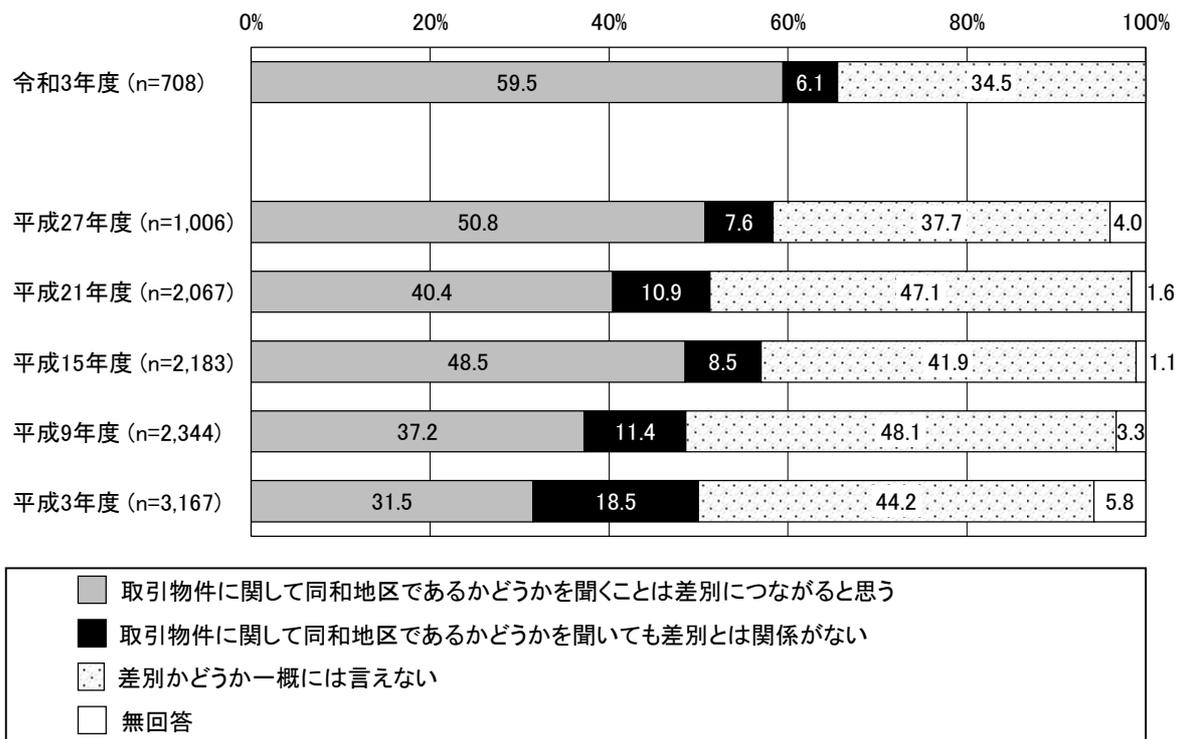
(単数回答/全体)



- ・ 問 16 で「府民及び宅地建物取引業者から質問があった」「府民から質問があった」「宅地建物取引業者から質問があった」と答えた方の物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考えについてみると、全体では「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」が 59.5% で最も高く、次いで「差別かどうか一概には言えない」が 34.5%、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係がない」が 6.1% の順となっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

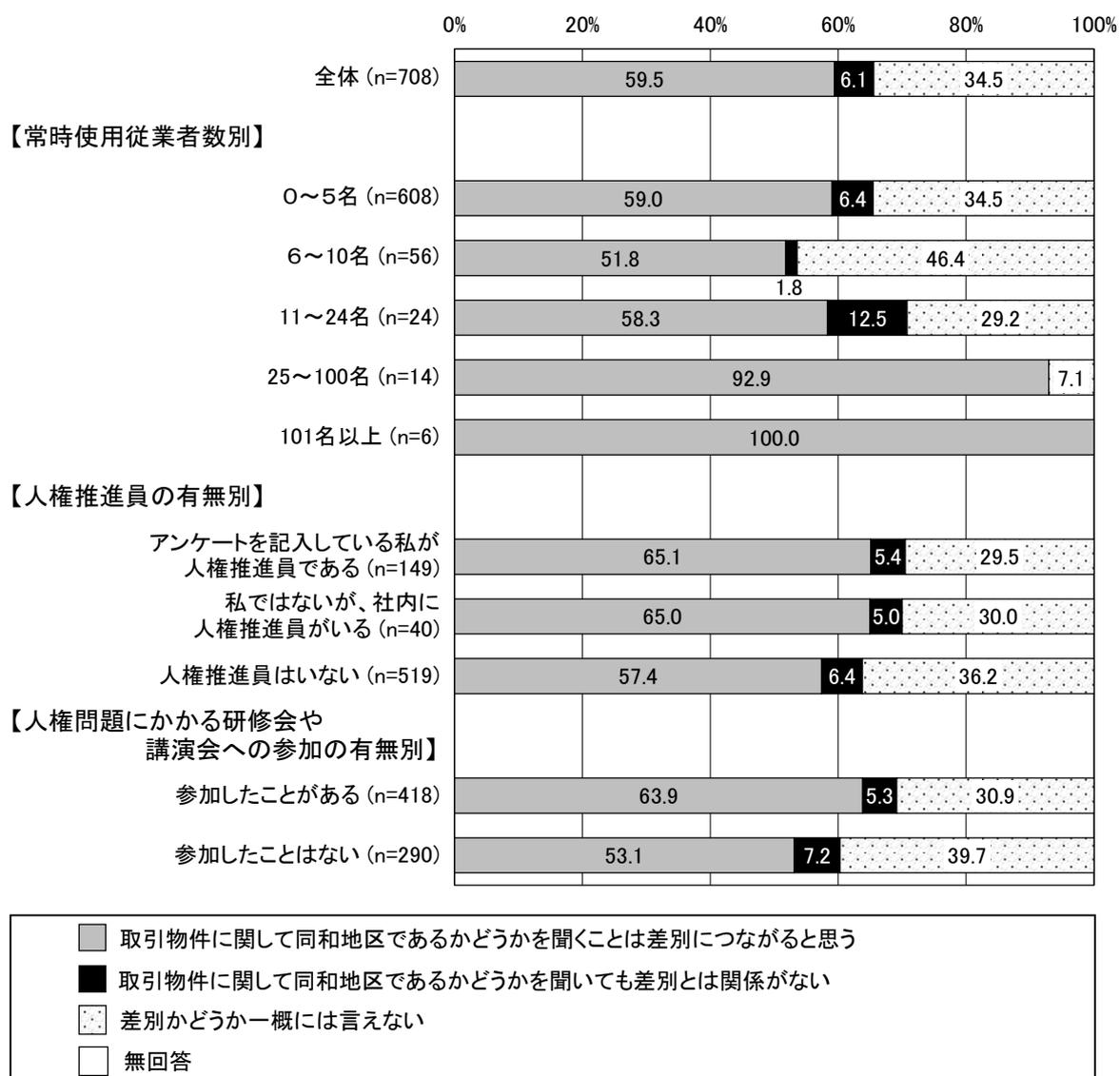
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は、多少の増減はあるが『平成3年度』以降概ね増加傾向にあり、『今回調査』では59.5%と約6割となっている。一方、『平成3年度』以降「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係ない」は減少傾向であり、『今回調査』では6.1%と低くなっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

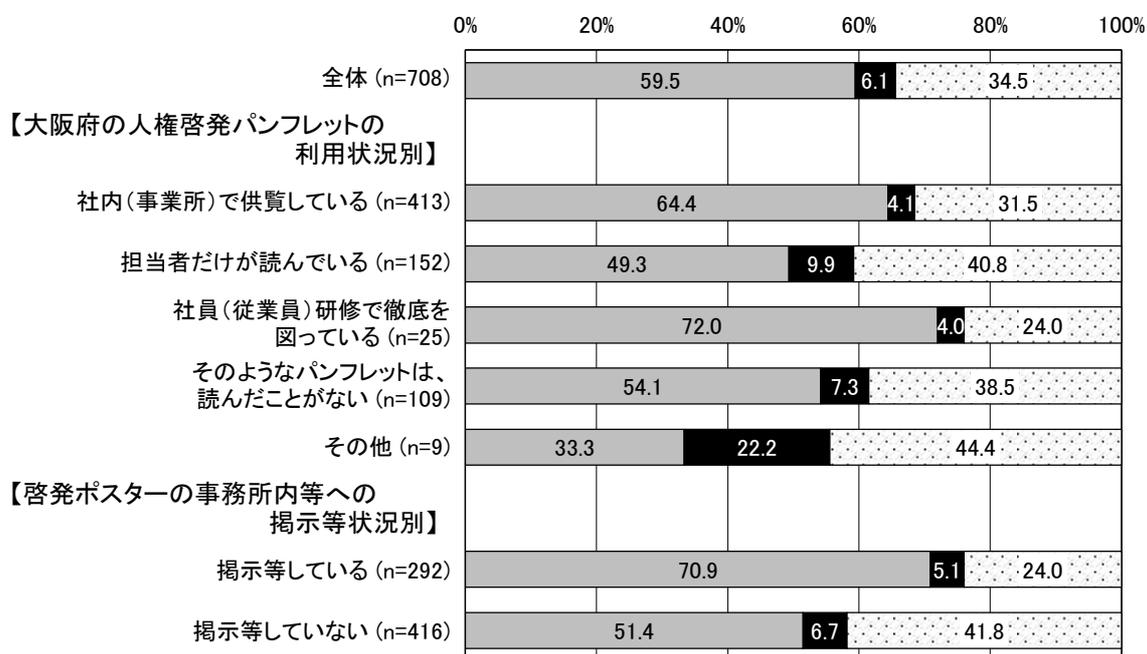
(単数回答／常時使用従業員数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・常時使用従業員数別にみると、サンプル数が少ないが、概ね従業員数が多いほど「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」の割合が高い傾向である。
- ・人権推進員の有無別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で約65%、『人権推進員はいない』で57.4%となっており、人権推進員がいる方が高くなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『参加したことがある』で63.9%、『参加したことはない』で53.1%と、その差は10.8ポイントとなっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

(単数回答／大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別)

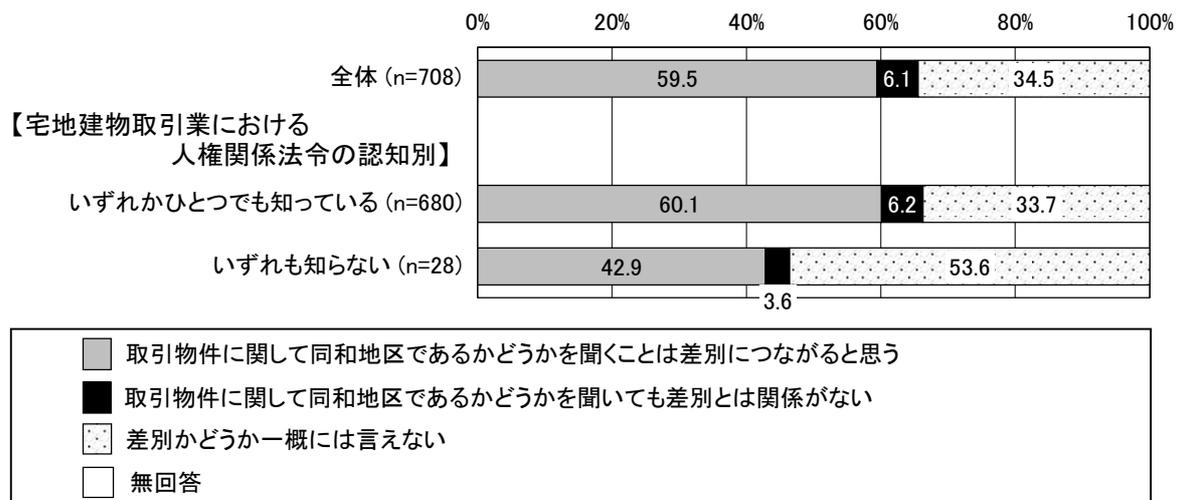


	取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う
	取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係がない
	差別かどうか一概には言えない
	無回答

- 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は、『その他』を除くと、『社員(従業員)研修で徹底を図っている』で72.0%と最も高く、『担当者だけが読んでいる』で49.3%と最も低くなっている。
- 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『掲示等している』で70.9%、『掲示等していない』で51.4%と、その差は19.5ポイントとなっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

(単数回答／宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



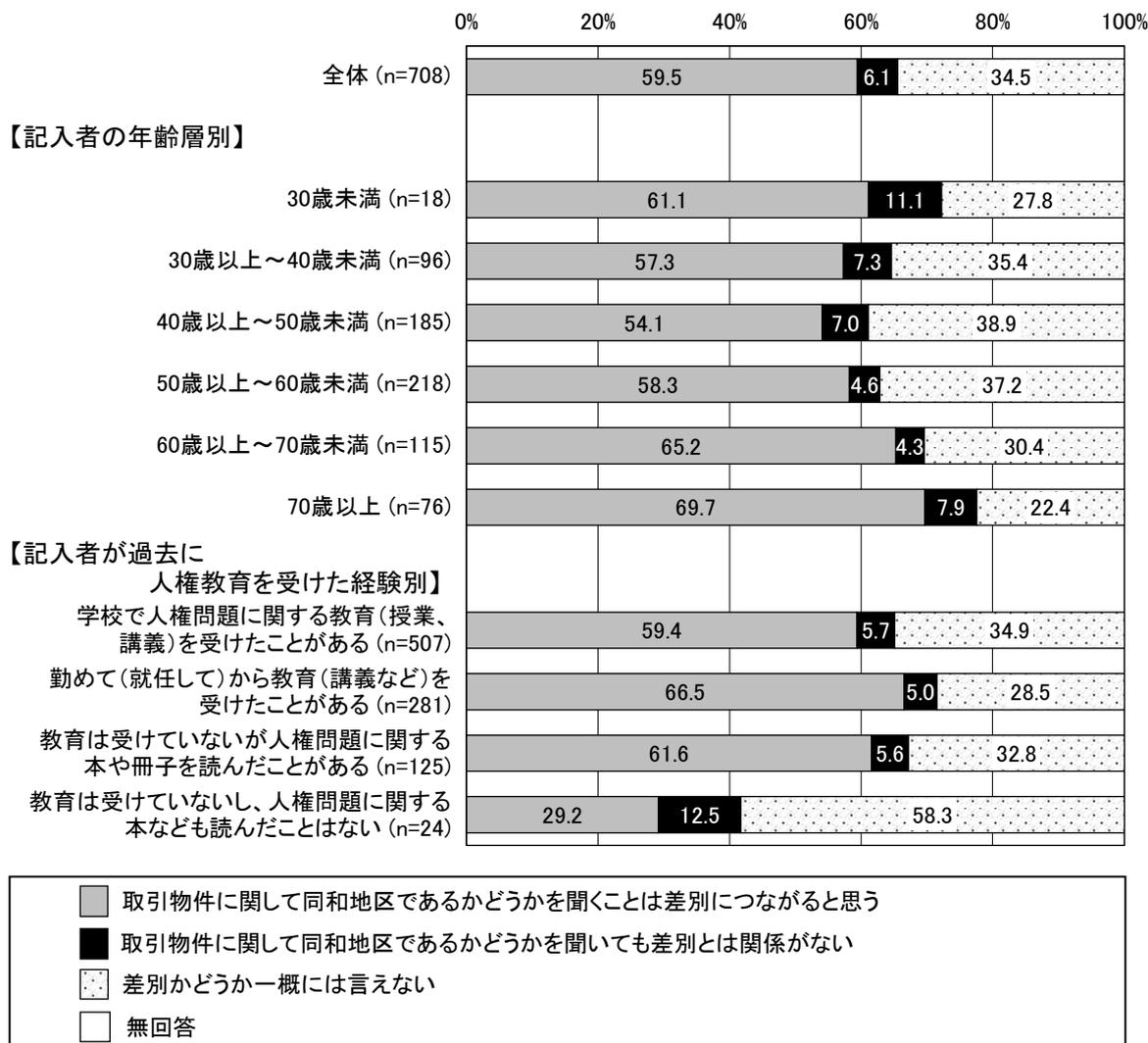
※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13. 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14. 宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- 宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『いずれかひとつでも知っている(いずれかの設問に「はい」がある方)』で60.1%、『いずれも知らない(いずれの設問にも「はい」がない方)』で42.9%と、その差は17.2ポイントとなっている。

図 物件が同和地区であるかどうかの質問に対する考え

(単数回答／記入者の年齢層別、記入者が過去に人権教育を受けた経験別)



- ・ 記入者の年齢層別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『40歳以上～50歳未満』で54.1%と最も低く、そこから年齢が下がるほど、また、上がるほど高くなっており、最も高いのは『70歳以上』の69.7%である。
- ・ 記入者が過去に人権教育を受けた経験別にみると、「取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う」は『教育は受けていないし、人権問題に関する本なども読んだことはない』で29.2%と低く、その他の区分では約6割～6割半となっている。

4-4 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験

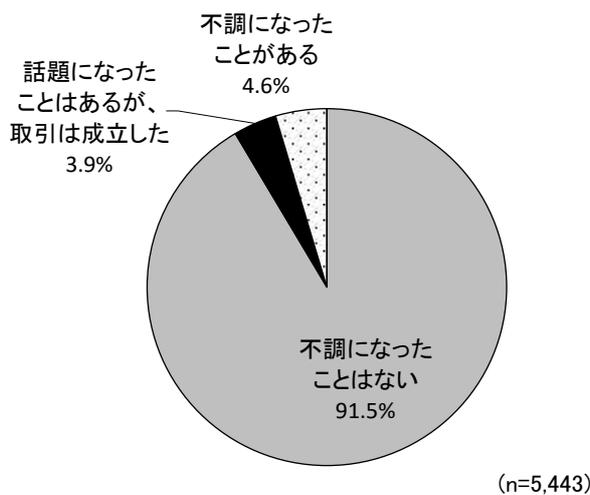
問17 過去5年程度の期間において、取引物件に関して“同和地区である”あるいは“同じ小学校区である”というような理由で取引が不調になったことはありますか。

(○はひとつ)

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 不調になったことはない | → 問18へ |
| 2 話題になったことはあるが、取引は成立した | → 問17-1、17-2へ |
| 3 不調になったことがある | → 問17-1、17-2へ |

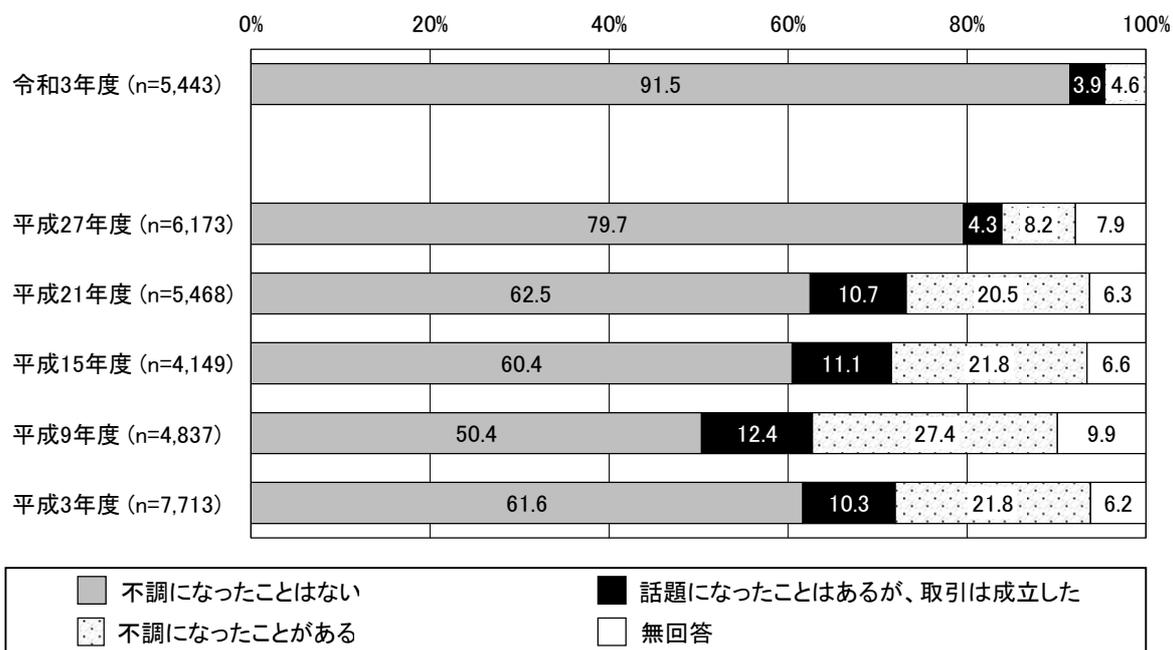
図 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験

(単数回答/全体)



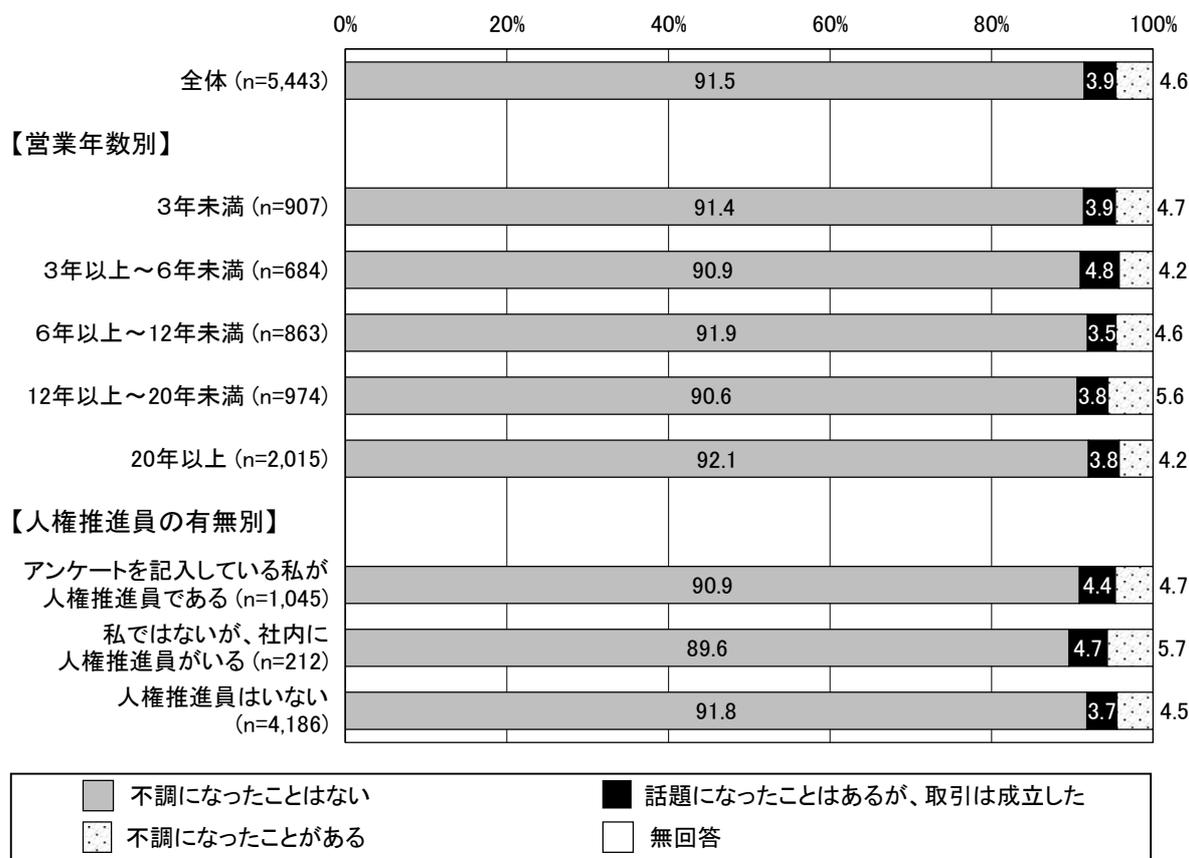
- ・同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験についてみると、全体では「不調になったことはない」が91.5%と最も高く、次いで「不調になったことがある」が4.6%、「話題になったことはあるが、取引は成立した」が3.9%の順となっている。

図 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成3年度』から『平成21年度』までは、「不調になったことはない」は概ね6割台で推移してきたが、『平成27年度』で79.7%、『今回調査』で91.5%と大きく増加している。

図 同和地区あるいは同じ小学校区が理由で取引不調になった経験
 (単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別)



- ・営業年数別にみると、いずれの営業年数も全体とほぼ同じ傾向で「不調になったことはない」が約9割となっている。
- ・人権推進員の有無別にみると、いずれの区分も全体とほぼ同じ傾向で「不調になったことはない」が約9割となっている。

4-5 同和地区に関わり取引不調になった理由

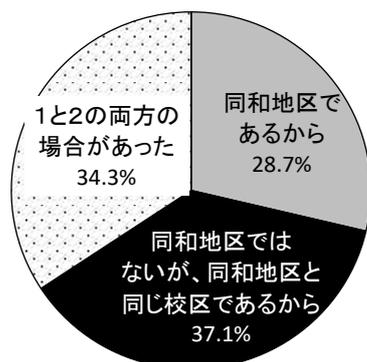
(問17で「3：不調になったことがある」とお答えの方)

問17-1 それは“同和地区である”という理由でですか、それとも“同じ校区である”という理由でですか。(〇はひとつ)

- 1 同和地区であるから
- 2 同和地区ではないが、同和地区と同じ校区であるから
- 3 1と2の両方の場合があった

図 同和地区に関わり取引不調になった理由

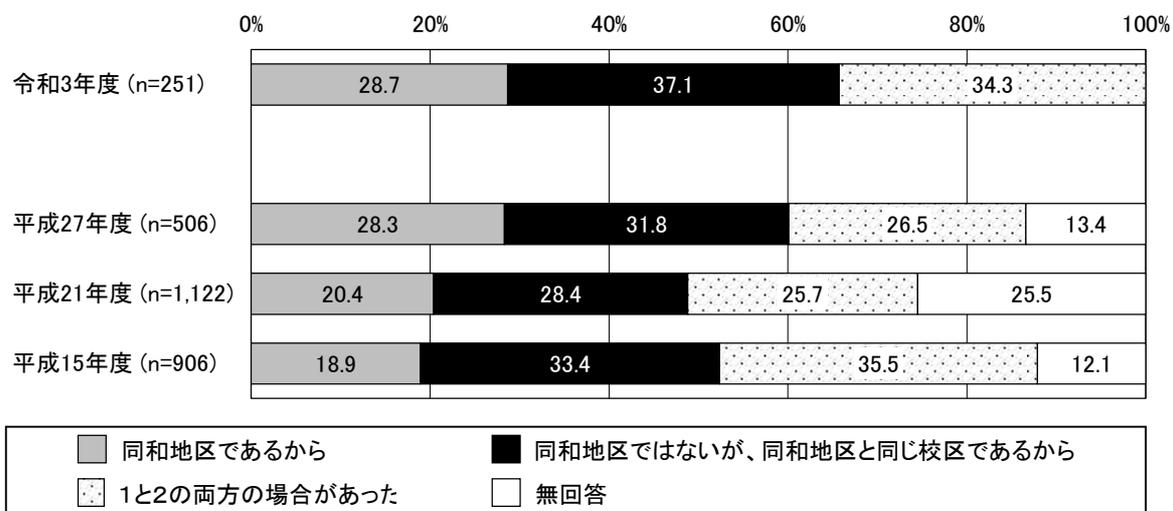
(単数回答／全体)



(n=251)

- ・問17で「不調になったことがある」と答えた方の同和地区に関わり取引不調になった理由についてみると、全体では「同和地区ではないが、同和地区と同じ校区であるから」が37.1%と最も高く、次いで「1と2の両方の場合があった」が34.3%、「同和地区であるから」が28.7%の順となっている。

図 同和地区に関わり取引不調になった理由
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「1と2の両方の場合があった」は『平成21年度』及び『平成27年度』では3割弱に減少したが、『今回調査』では34.3%と増加している。

4-6 同和地区による取引不調に対する考え

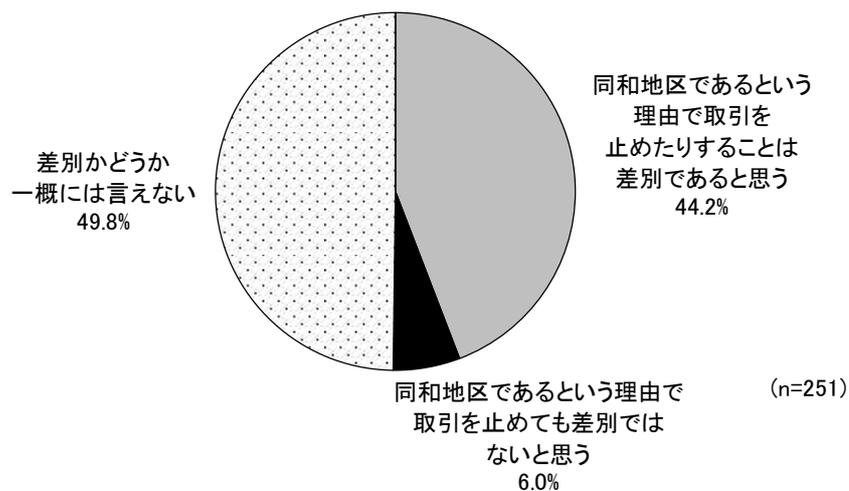
(問17で「3：不調になったことがある」とお答えの方)

問17-2 同和地区であるという理由で取引が不調になることについて、あなたはどのように考えですか。(○はひとつ)

- 1 同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う
- 2 同和地区であるという理由で取引を止めても差別ではないと思う
- 3 差別かどうか一概には言えない

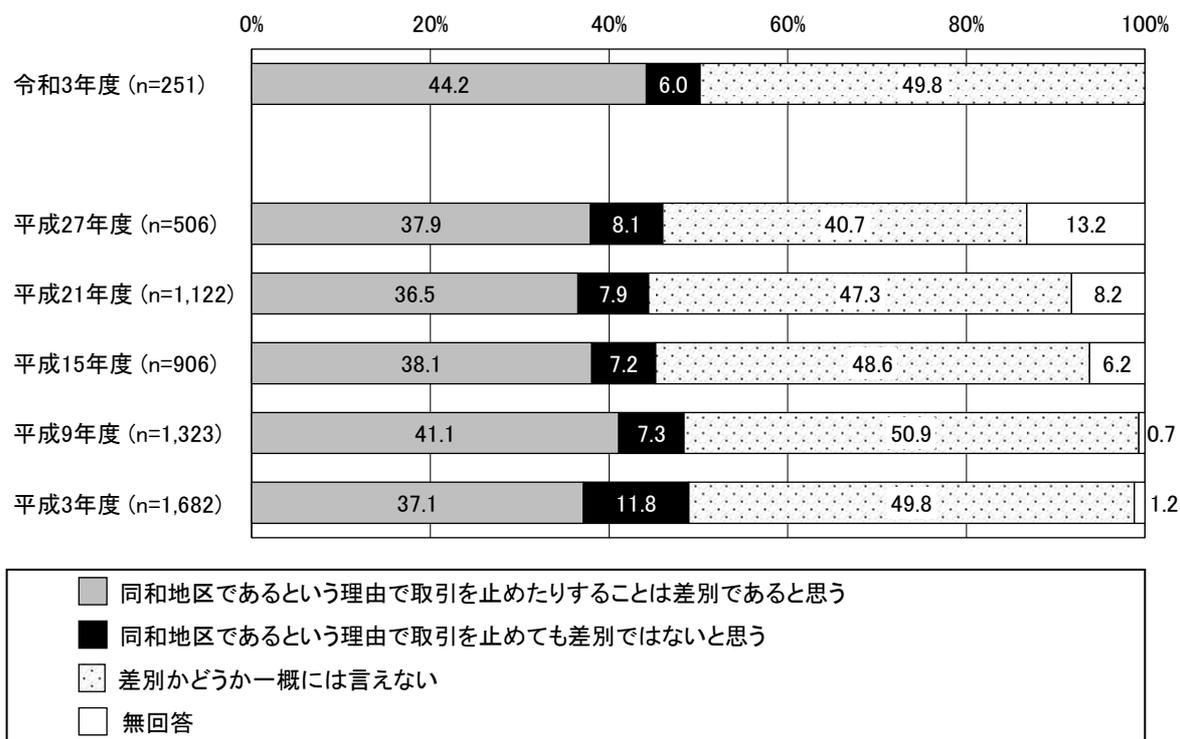
図 同和地区による取引不調に対する考え

(単数回答/全体)



- ・問17で「不調になったことがある」と答えた方の同和地区による取引不調に対する考えについてみると、全体では「差別かどうか一概には言えない」が49.8%と最も高く、次いで「同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う」が44.2%、「同和地区であるという理由で取引を止めても差別ではないと思う」が6.0%の順となっている。

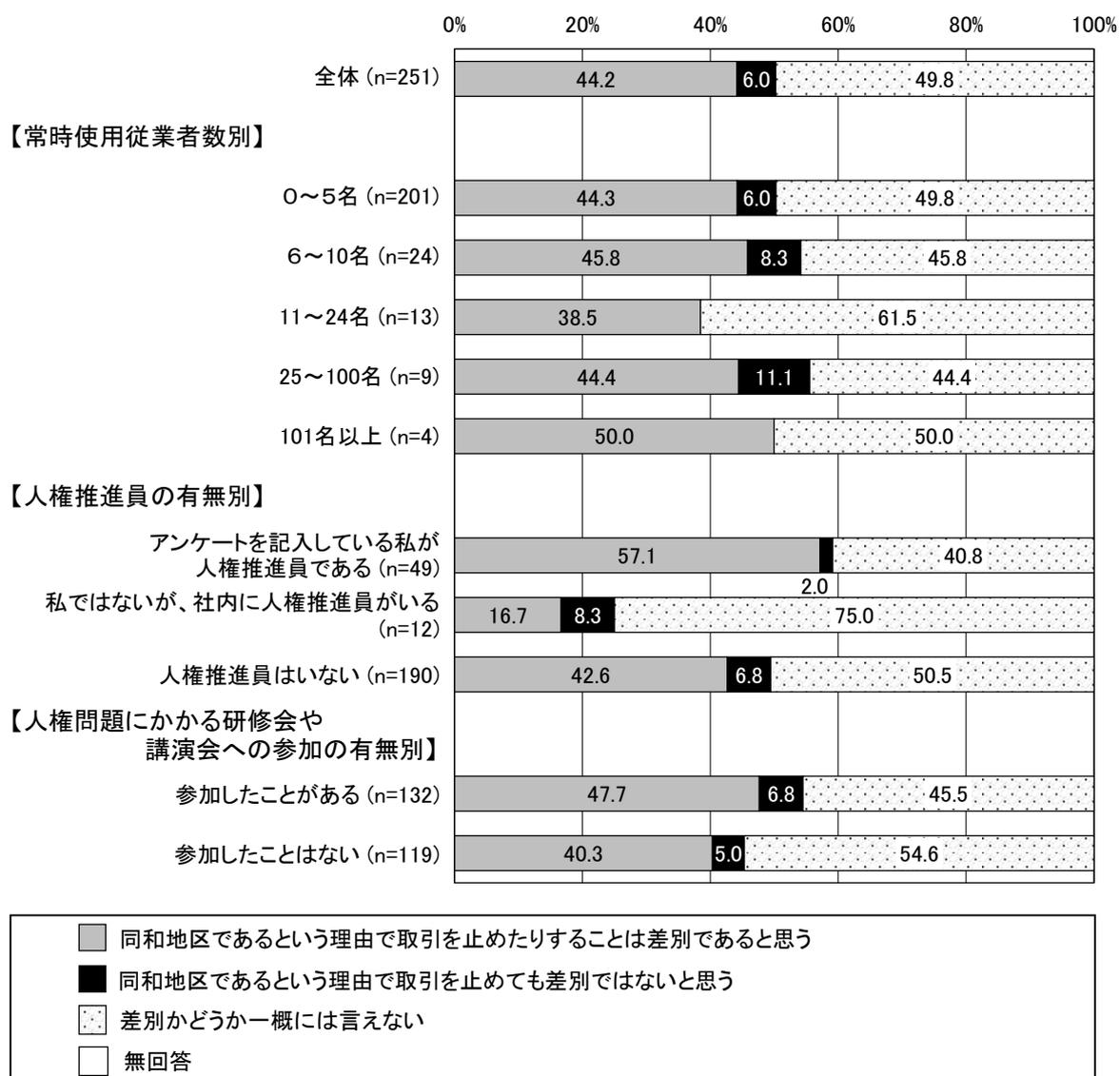
図 同和地区による取引不調に対する考え
(単数回答／年度間比較)



・年度間比較をすると、『今回調査』では『平成27年度』と比べ、「差別かどうか一概には言えない」が9.1ポイント、「同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う」が6.3ポイント増加している。

図 同和地区による取引不調に対する考え

(単数回答／常時使用従業員数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・常時使用従業員数別にみると、サンプル数が少ないが、「同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う」は『101名以上』で50.0%と最も高く、『11～24名』で38.5%と最も低い。
- ・人権推進員の有無別にみると、「同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で57.1%、『人権推進員はいない』では42.6%となっており、その差は14.5ポイントとなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う」は『参加したことがある』で47.7%、『参加したことはない』で40.3%と、その差は7.4ポイントとなっている。

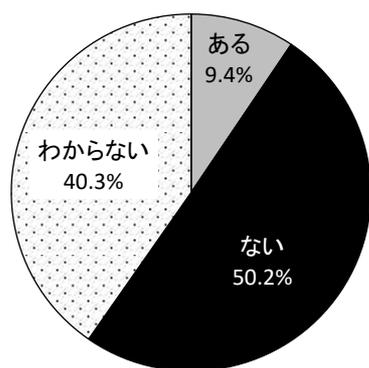
4-7 同和地区による取引価格への影響

問 18 過去 5 年程度の期間において、取引物件に関して同和地区であるという理由で物件価格に影響したことがありますか。(〇はひとつ)

- 1 ある
- 2 ない
- 3 わからない

図 同和地区による取引価格への影響

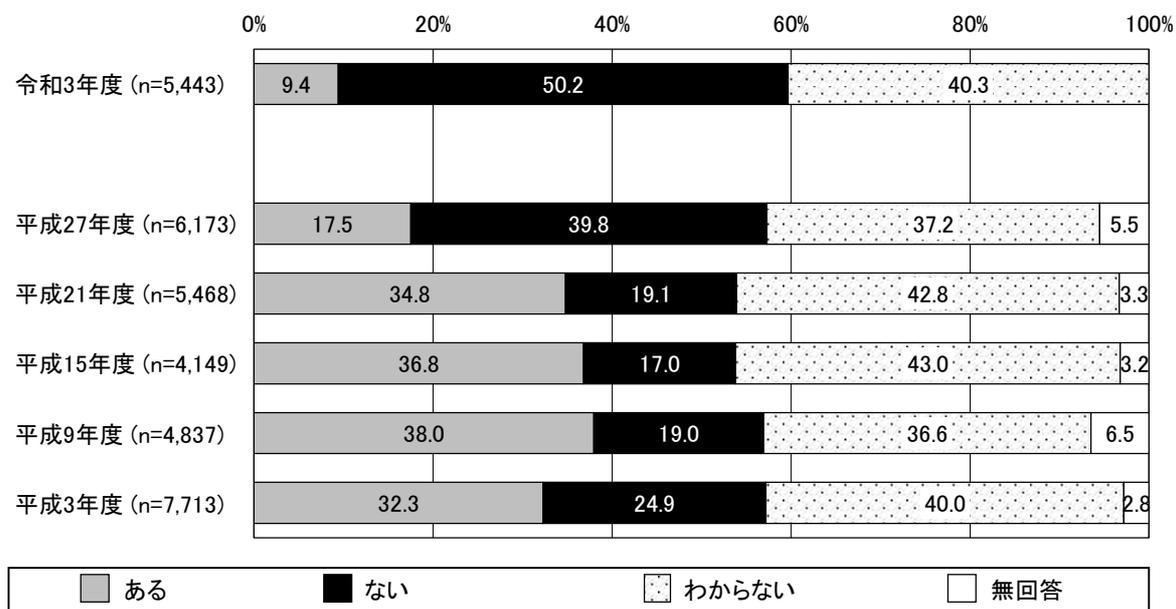
(単数回答/全体)



(n=5,443)

- ・同和地区による取引価格への影響についてみると、全体では「ない」が 50.2%と最も高く、次いで「わからない」が 40.3%、「ある」が 9.4%の順となっている。

図 同和地区による取引価格への影響
(単数回答/年度間比較)



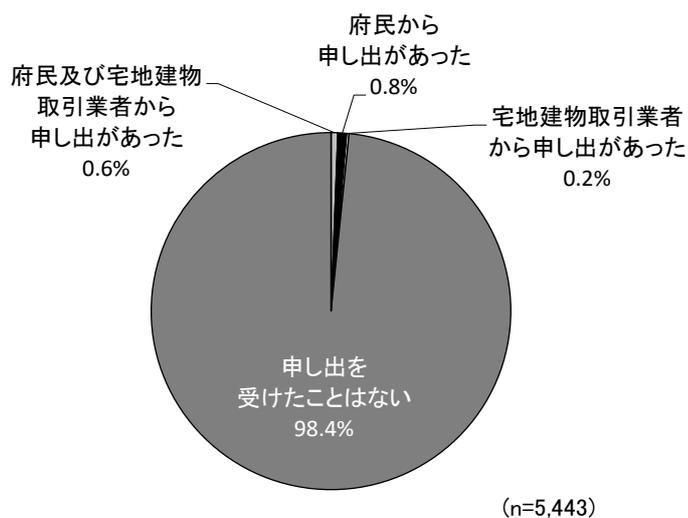
- ・年度間比較をすると、「ない」は『平成15年度』で17.0%であったが、その後大きく増加しており、『今回調査』では50.2%と半数を占めている。「わからない」は4割前後で推移している。

4-8 同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験

問19 過去5年間程度の期間において、お客さんから契約締結後に「同和地区である事を教えてくれなかったので解約する」というような申し出を受けたことはありますか。
(○はひとつ)

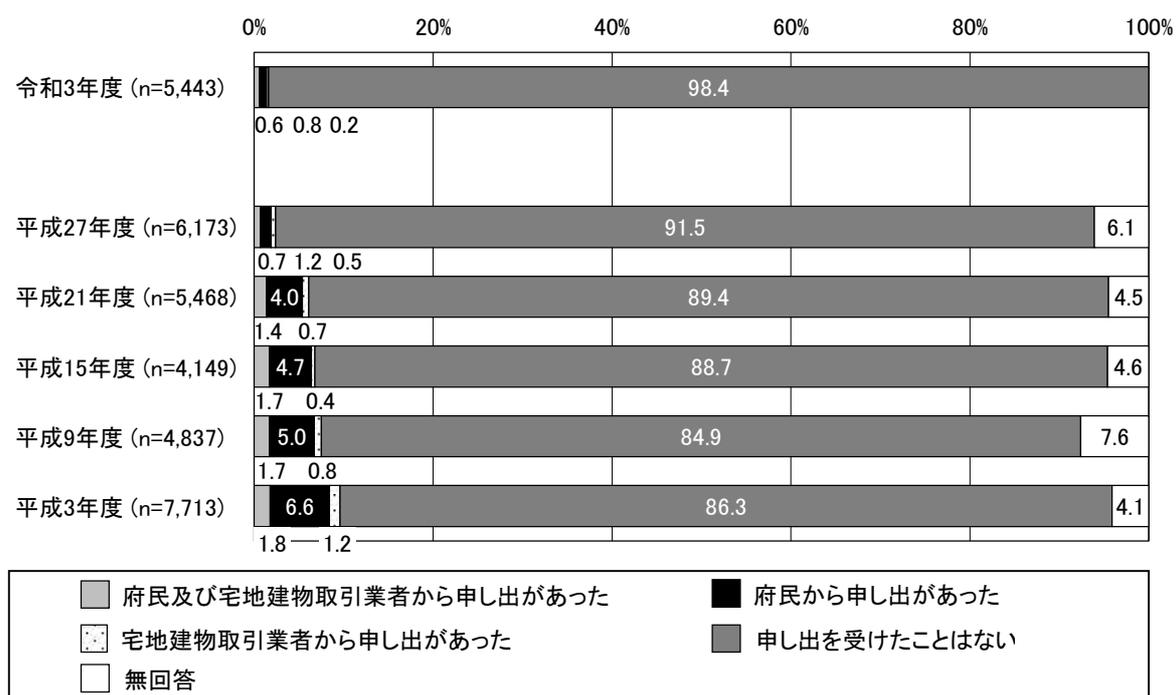
- 1 府民及び宅地建物取引業者から申し出があった
- 2 府民から申し出があった
- 3 宅地建物取引業者から申し出があった
- 4 申し出を受けたことはない

図 同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験
(単数回答/全体)



- ・同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験についてみると、全体では「申し出を受けたことはない」が98.4%で最も高く、その他はいずれも1%未満となっている。

図 同和地区を不告知のために解約申出を受けた経験
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、『平成15年度』以降「申し出を受けたことはない」は9割前後で推移していたが、『今回調査』で増加し98.4%となっている。

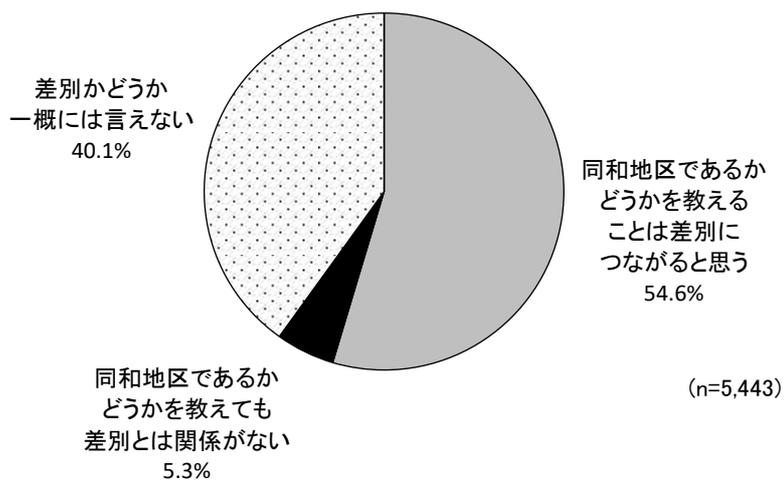
4-9 同和地区を教えることについての考え

問20 取引物件が同和地区であるかどうかを教えることについて、あなたはどうお考えですか。（○はひとつ）

- 1 同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う
- 2 同和地区であるかどうかを教えても差別とは関係がない
- 3 差別かどうか一概には言えない

図 同和地区を教えることについての考え

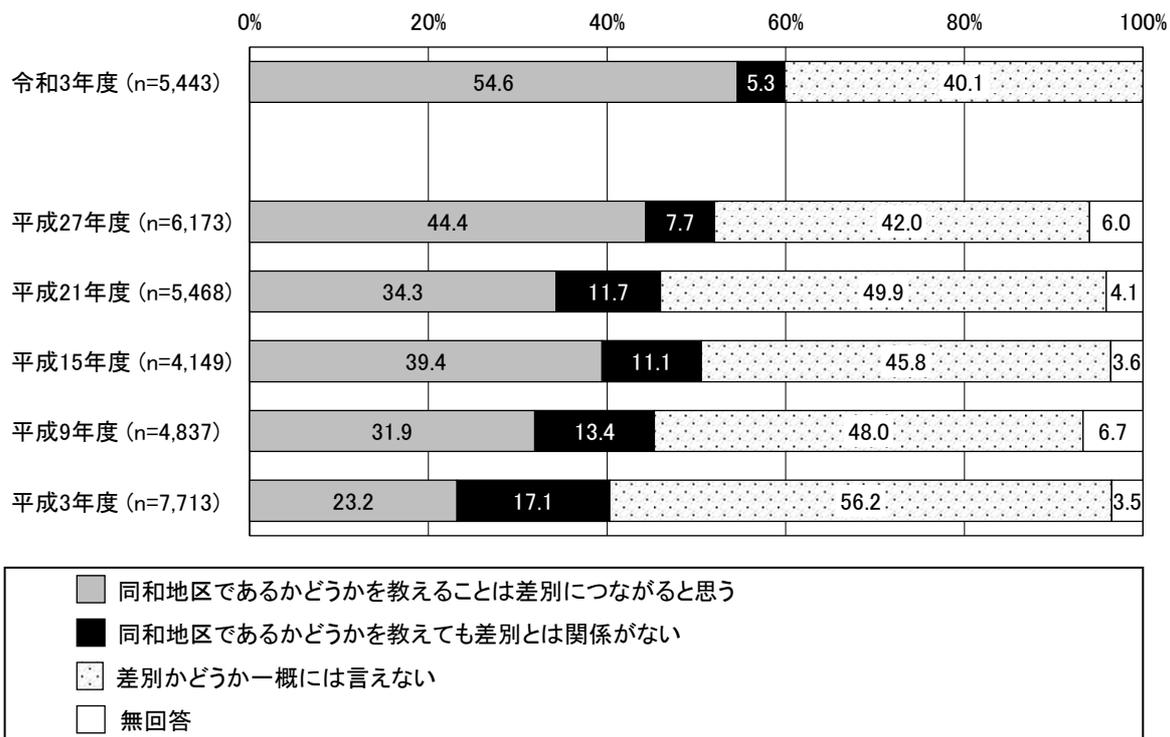
（単数回答／全体）



- ・同和地区を教えることについての考えについてみると、全体では「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」が54.6%で最も高く、次いで「差別かどうか一概には言えない」が40.1%、「同和地区であるかどうかを教えても差別とは関係がない」が5.3%の順となっている。

図 同和地区を教えることについての考え

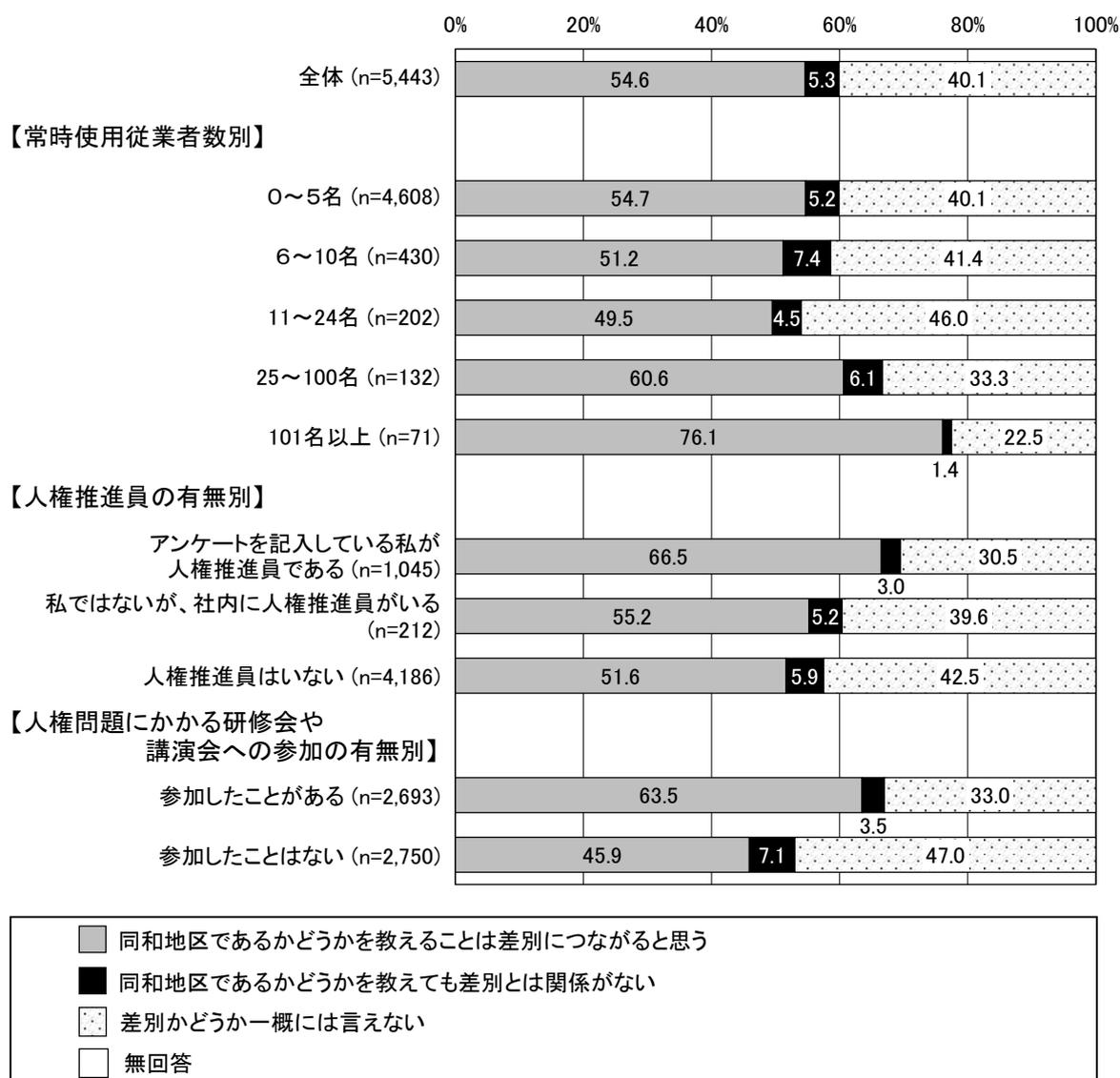
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『平成3年度』には23.2%であったが、それ以降、概ね増加傾向にあり、『今回調査』では、54.6%と『平成27年度』より10.2ポイント高くなっている。

図 同和地区を教えることについての考え

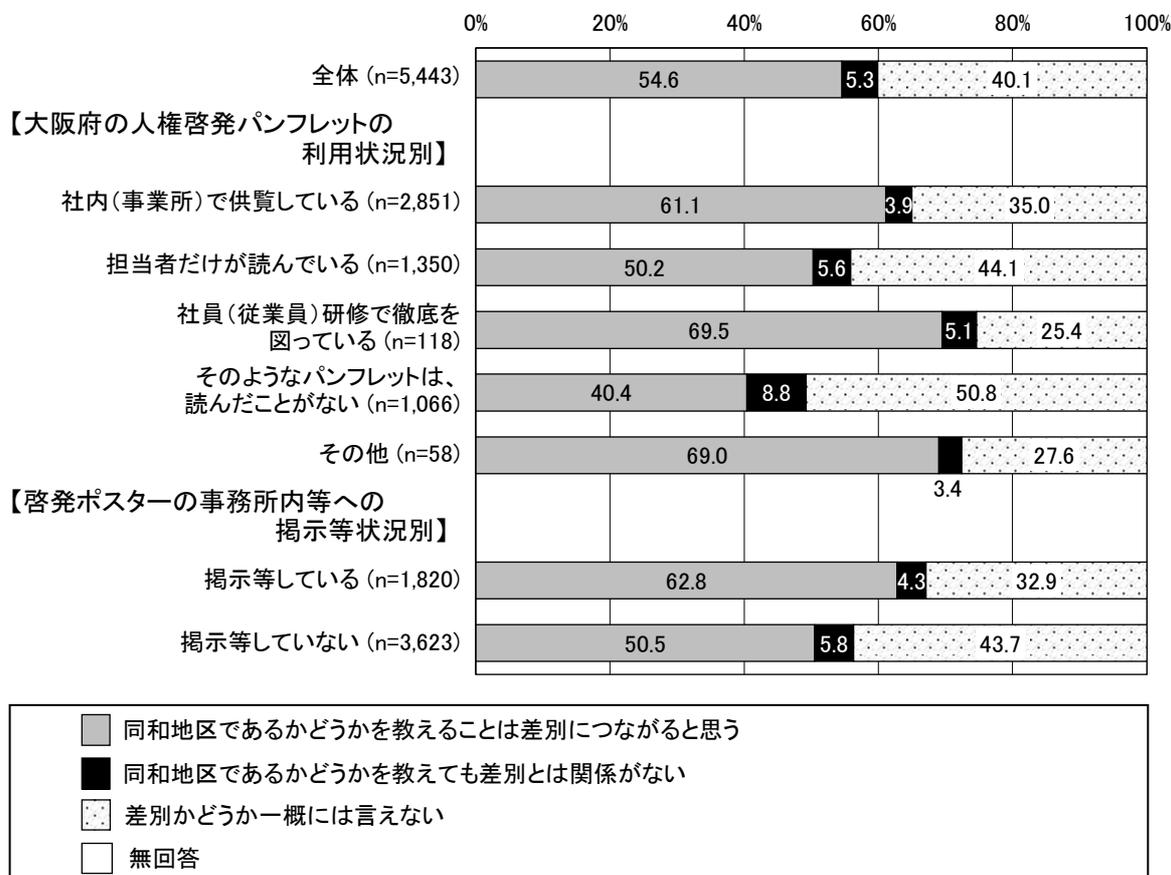
(単数回答／常時使用従業員数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・常時使用従業員数別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は24名以下の区分ではいずれも約5割～5割半となっているが、『25～100名』では60.6%、『101名以上』では76.1%と高くなっている。
- ・人権推進員の有無別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で66.5%と高く、『人権推進員はいない』で51.6%と低くなっており、その差は14.9ポイントとなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『参加したことがある』で63.5%、『参加したことはない』で45.9%となっており、その差は17.6ポイントとなっている。

図 同和地区を教えることについての考え

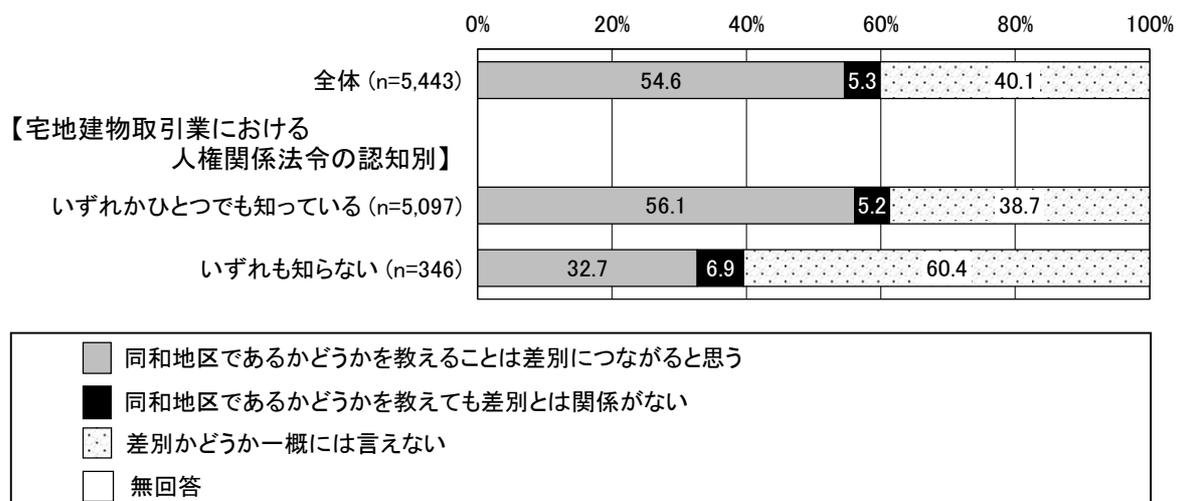
(単数回答／大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別)



- 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『社員(従業員)研修で徹底を図っている』で69.5%と最も高く、『そのようなパンフレットは、読んだことがない』で40.4%と最も低くなっており、その差は29.1ポイントとなっている。
- 啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『掲示等している』で62.8%、『掲示等していない』で50.5%となっており、その差は12.3ポイントとなっている。

図 同和地区を教えることについての考え

(単数回答／宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



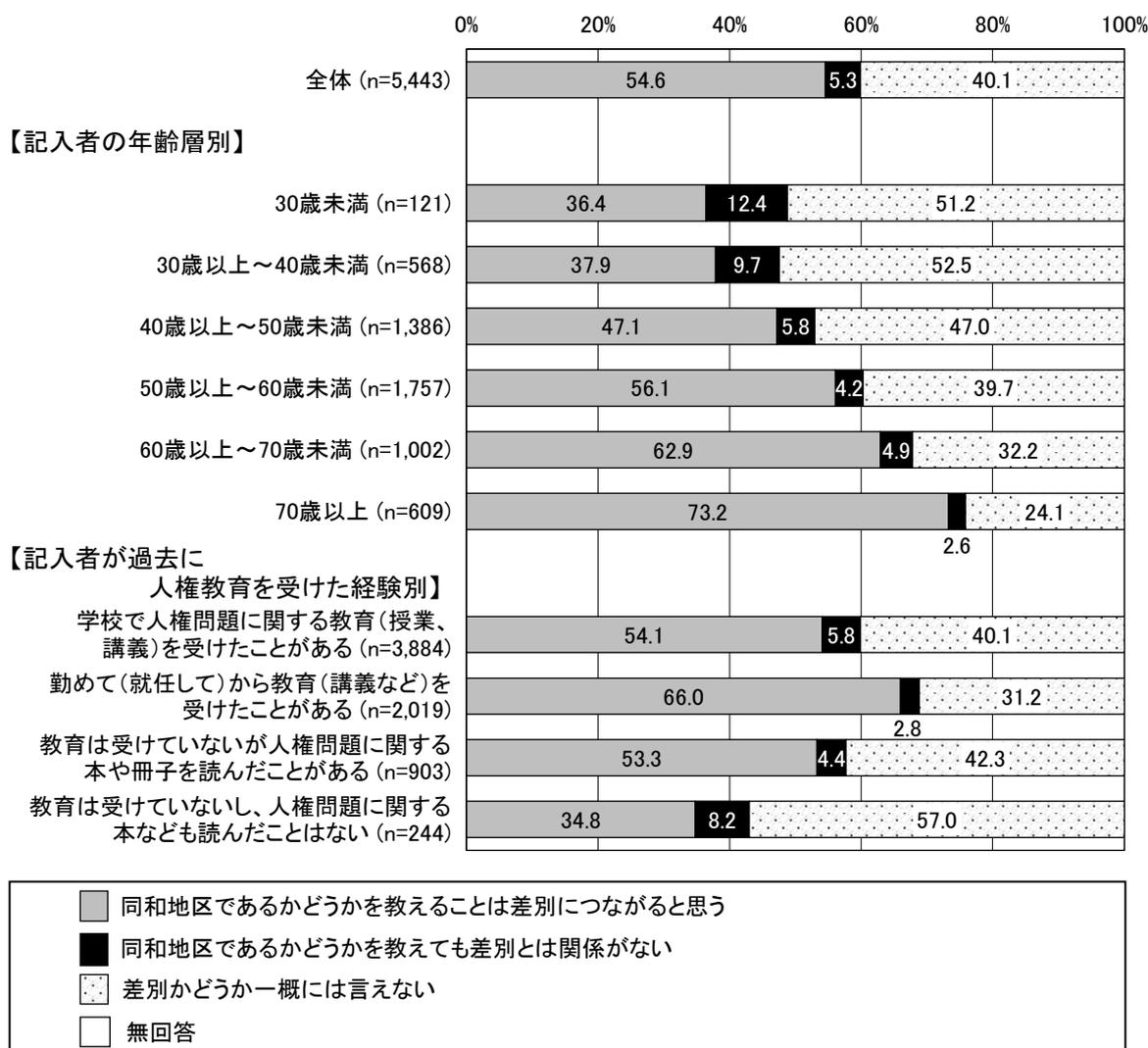
※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13. 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14. 宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- ・ 宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で56.1%、『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で32.7%となっており、その差は23.4ポイントとなっている。

図 同和地区を教えることについての考え

(単数回答／記入者の年齢層別、記入者が過去に人権教育を受けた経験別)



- ・ 記入者の年齢層別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は年齢が上がるにしたがって割合が高くなっており、『70歳以上』で73.2%、『30歳未満』で36.4%となっており、その差は36.8ポイントとなっている。
- ・ 記入者が過去に人権教育を受けた経験別にみると、「同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う」は『勤めて(就任して)から教育(講義など)を受けたことがある』で66.0%と最も高く、『教育は受けていないし、人権問題に関する本なども読んだことはない』で34.8%と最も低くなっており、その差は31.2ポイントとなっている。

4-10 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応

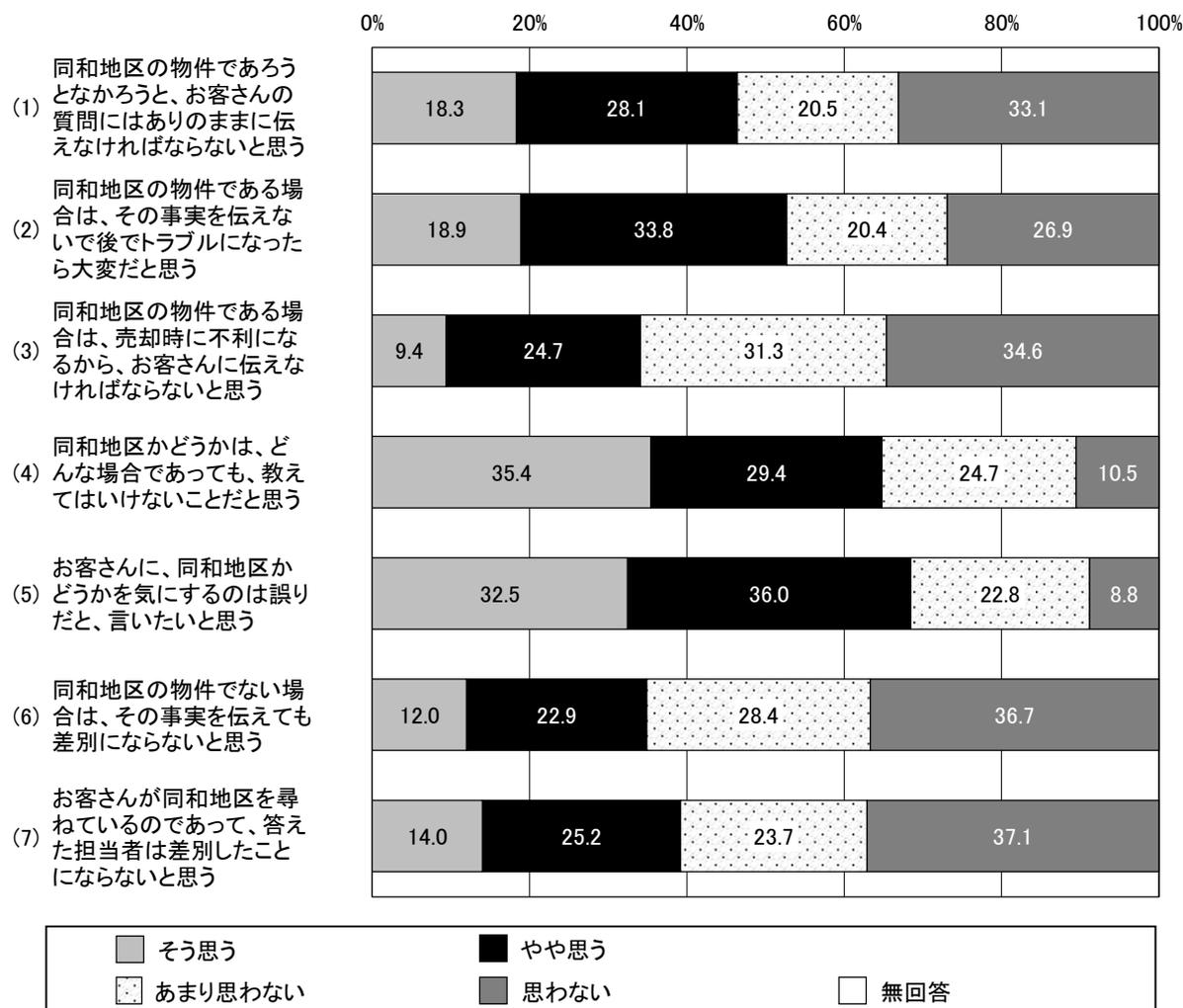
問21 取引物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた場合、あなたはどのように受けとめますか。(1)から(7)の項目について、あなたの受けとめ方であてはまるものをお答えください。
(各項目とも1、2、3、4のうち、いずれかひとつに○をしてください)

	そう 思う	やや 思う	あまり 思わない	思わない
(1) 同和地区の物件であろうとなかろうと、お客さんの質問にはありのままに伝えなければならぬと思う 1 2 3 4
(2) 同和地区の物件である場合は、その事実を伝えないで後でトラブルになったら大変だと思う 1 2 3 4
(3) 同和地区の物件である場合は、売却時に不利になるから、お客さんに伝えなければならぬと思う 1 2 3 4
(4) 同和地区かどうかは、どんな場合であっても、教えてはいけないことだと思う 1 2 3 4
(5) お客さんに、同和地区かどうかを気にするのは誤りだと、言いたいと思う 1 2 3 4
(6) 同和地区の物件でない場合は、その事実を伝えても差別にならないと思う 1 2 3 4
(7) お客さんが同和地区を尋ねているのであって、答えた担当者は差別したことにならないと思う 1 2 3 4

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応（問 21）

（単数回答／全体）

（n=5443）



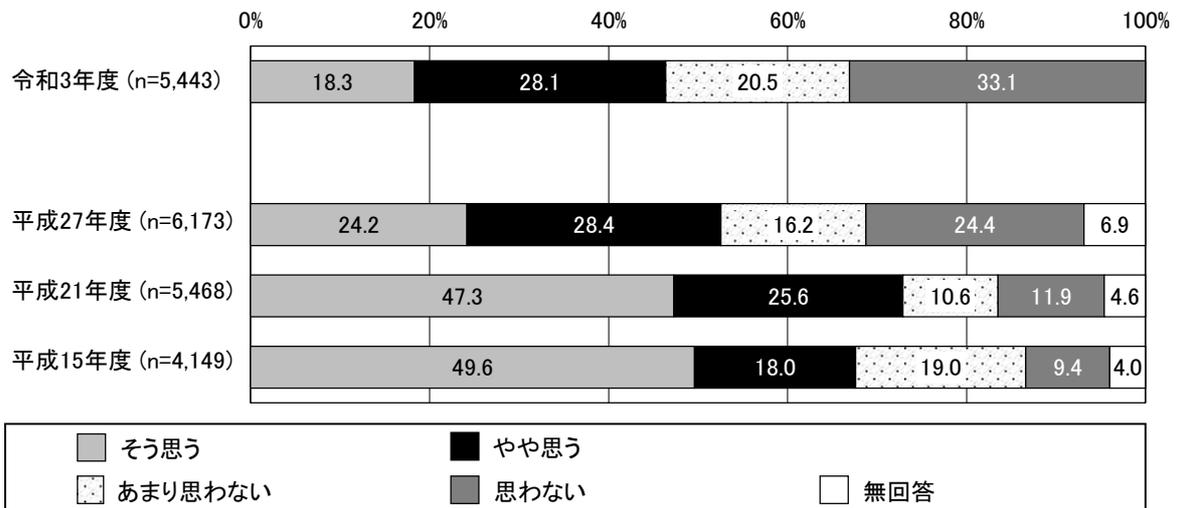
・取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応についてみると、全体では“思う”（「そう思う」＋「やや思う」）は、『お客さんに、同和地区かどうかを気にするのは誤りだと、言いたいと思う』が68.5%と最も高く、次いで『同和地区かどうかは、どんな場合であっても、教えてはいけないことだと思う』が64.8%、『同和地区の物件である場合は、その事実を伝えないで後でトラブルになったら大変だと思う』が52.7%の順となっている。

一方、“思わない”（「あまり思わない」＋「思わない」）は、『同和地区の物件である場合は、売却時に不利になるから、お客さんに伝えなければならないと思う』が65.9%と最も高く、次いで『同和地区の物件でない場合は、その事実を伝えても差別にならないと思う』が65.1%、『お客さんが同和地区を尋ねているのであって、答えた担当者は差別したことにならないと思う』が60.8%の順となっている。

(1) 同和地区の物件であろうとなかろうと、
 お客さんの質問にはありのままに伝えな
 ければならないと思う

そう 1 やや 2 あまり 3 思わない 4

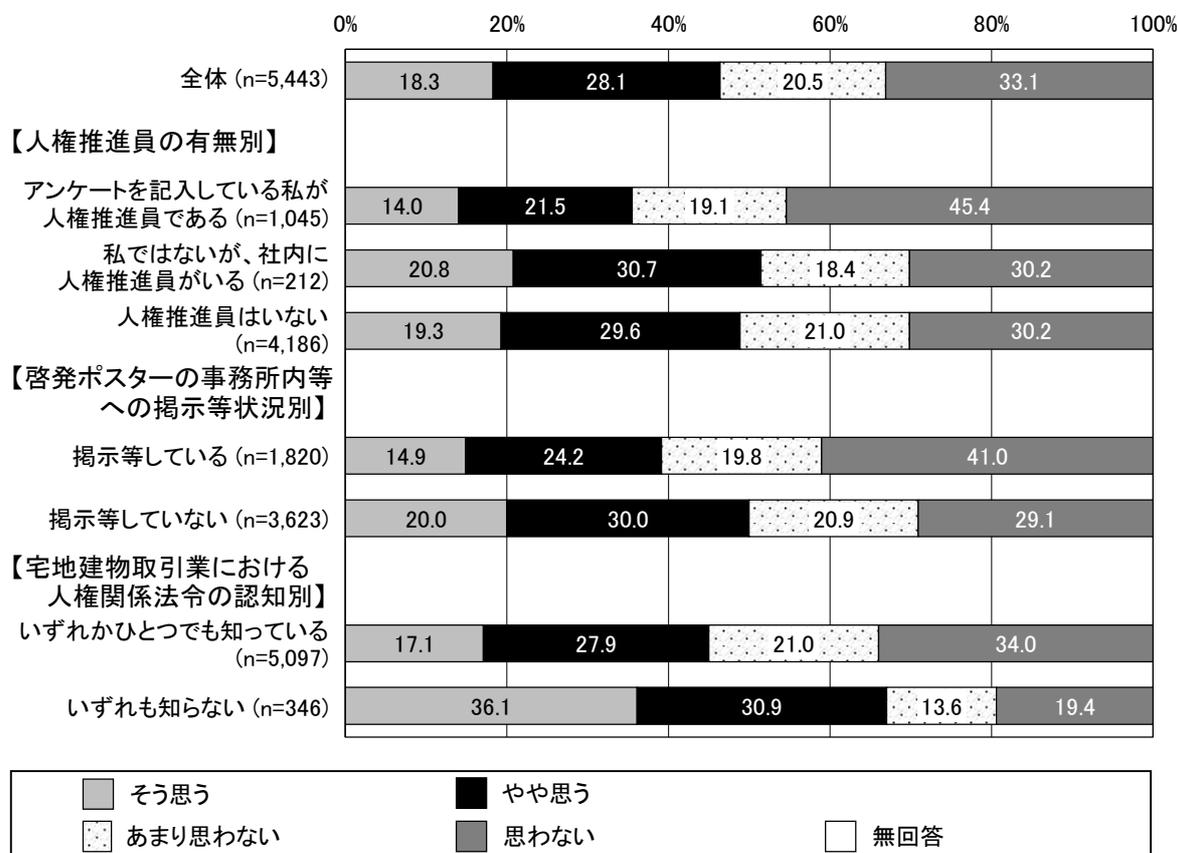
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(1))
 (単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、“思う”は『平成15年度』及び『平成21年度』では7割前後であったが、『平成27年度』で52.6%、『今回調査』では同46.4%と、大きく減少している。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問21(1))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』及び『人権推進員はいない』では5割前後だが、『アンケートを記入している私が人権推進員である』では35.5%と低くなっている。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等していない』で50.0%、『掲示等している』で39.1%となっており、その差は10.9ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

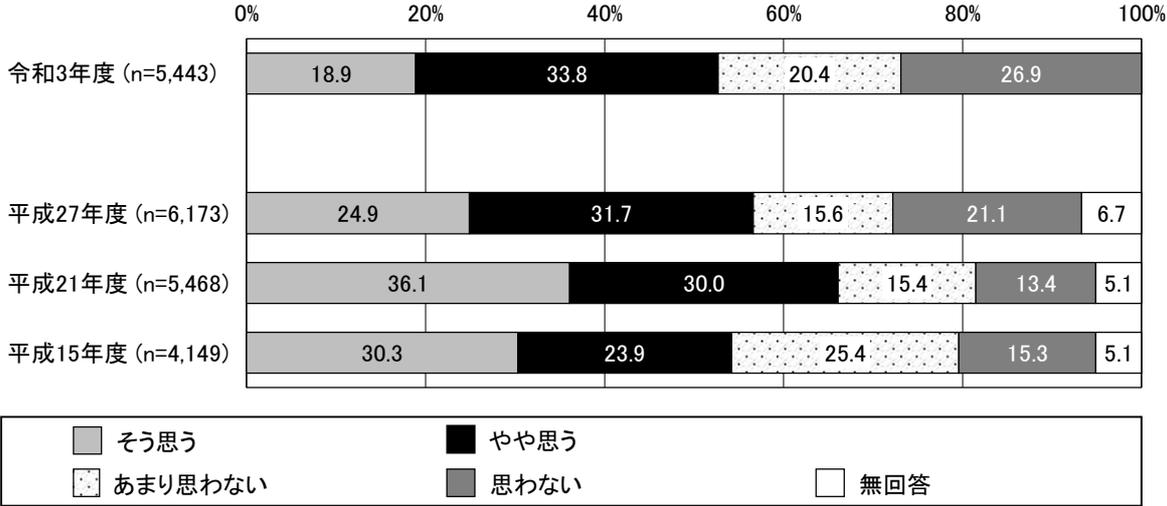
宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で67.0%、『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で45.0%となっており、その差は22.0ポイントとなっている。

(2) 同和地区の物件である場合は、その事実を伝えないで後でトラブルになったら大変だと思う

そう思う 1 やや思う 2 あまり思わない 3 思わない 4

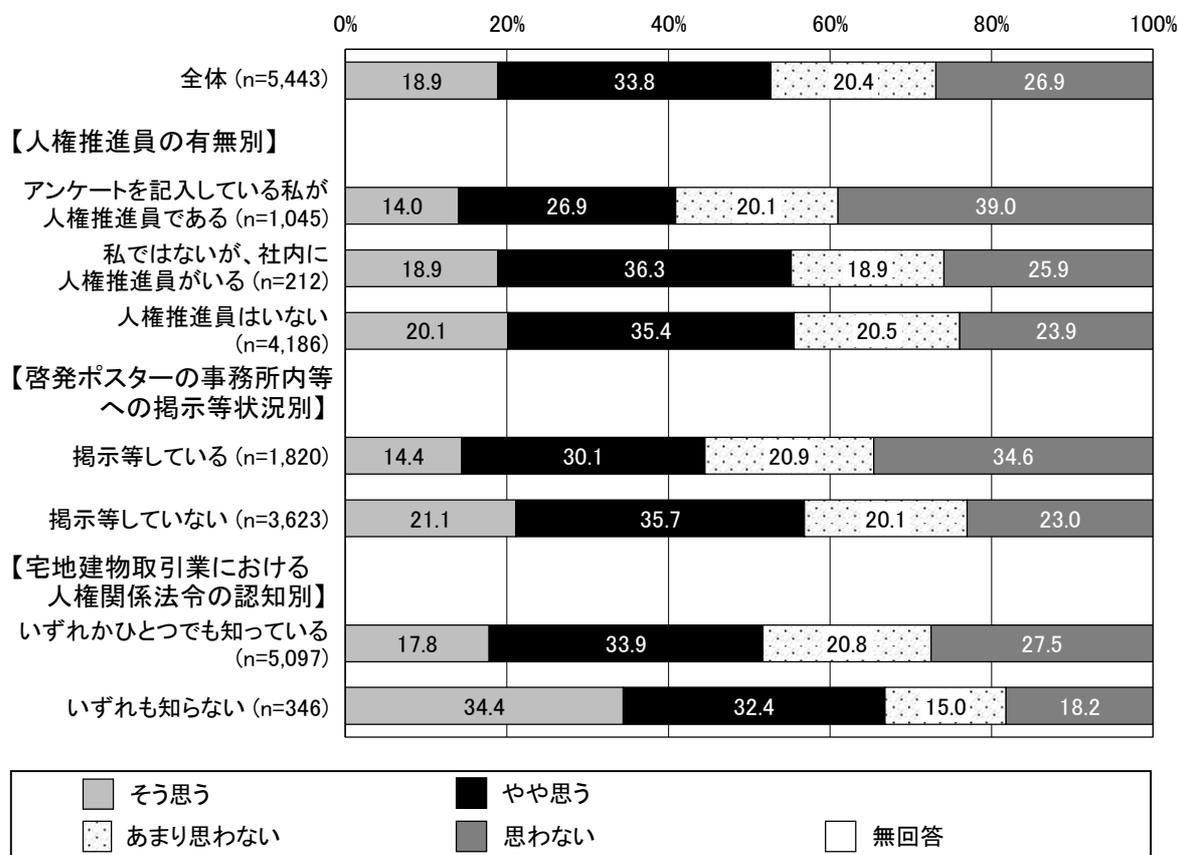
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(2))
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』で66.1%であったが、その後減少に転じており、『今回調査』では52.7%となっている。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(2))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』及び『人権推進員はいない』では約5割半だが、『アンケートを記入している私が人権推進員である』では40.9%と低くなっている。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等していない』で56.8%、『掲示等している』で44.5%となっており、その差は12.3ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

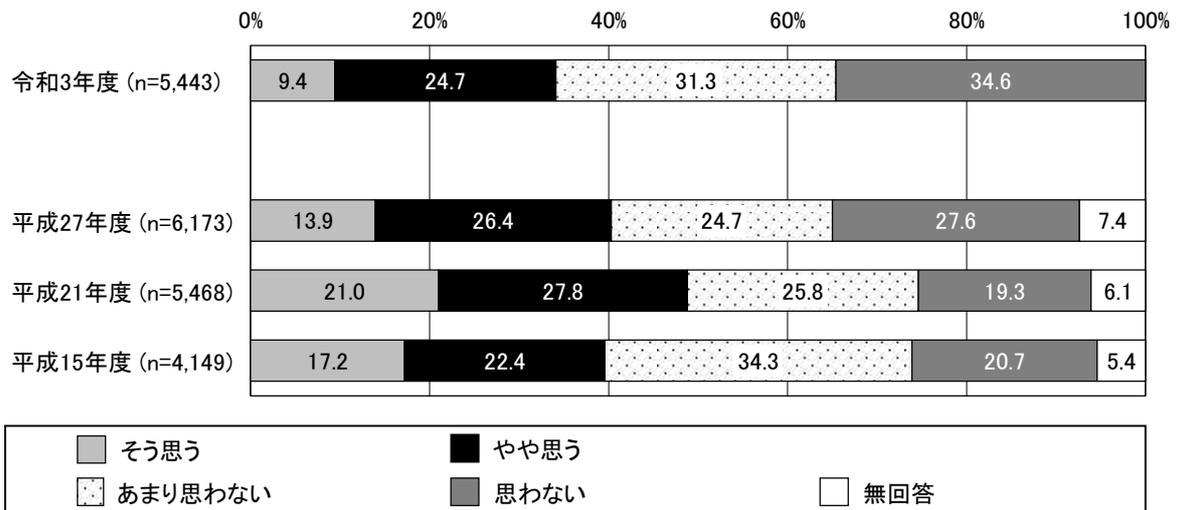
宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で66.8%、『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で51.7%となっており、その差は15.1ポイントとなっている。

(3) 同和地区の物件である場合は、売却時に
 不利になるから、お客さんに伝えなければ
 ならないと思う

そう 1 やや 2 あまり 3 思わない 4

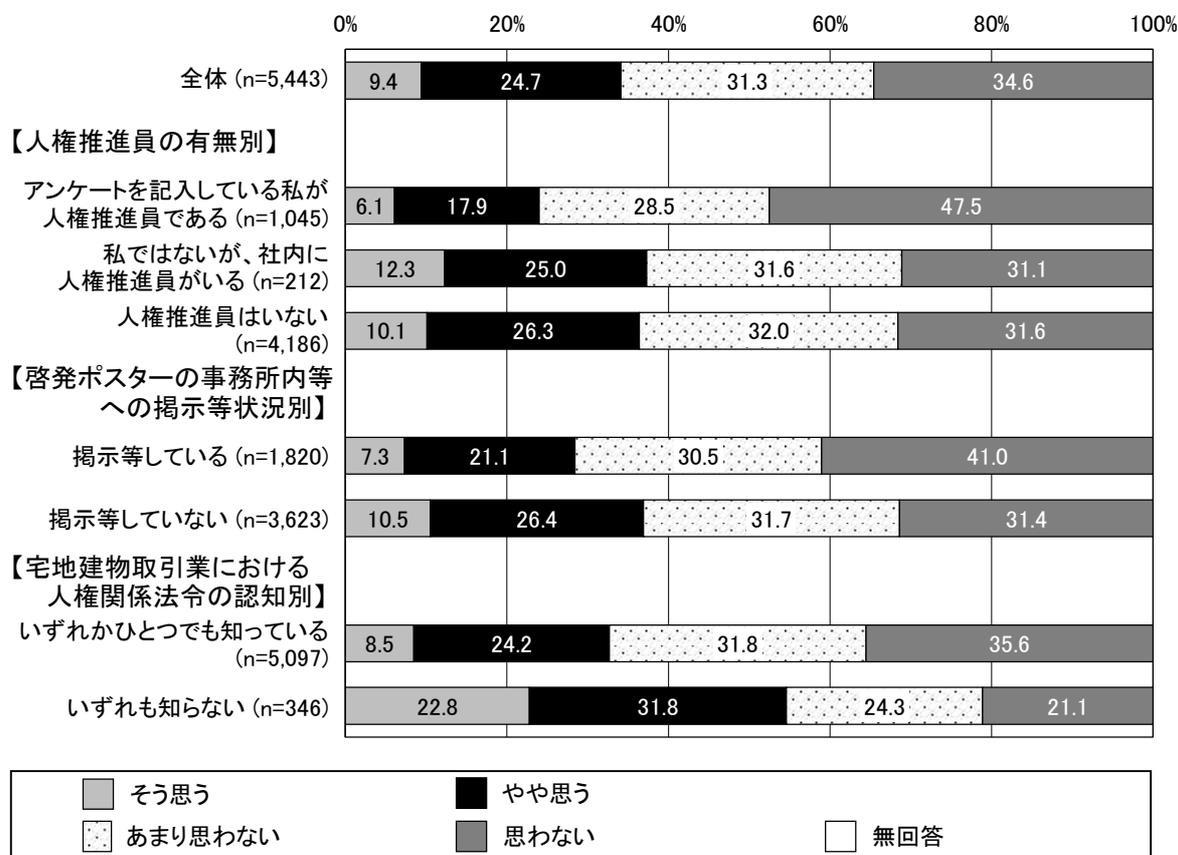
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(3))
 (単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』で48.8%であったが、その後減少に転じており、『今回調査』では34.1%となっている。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(3))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』及び『人権推進員はいない』では36～37%だが、『アンケートを記入している私が人権推進員である』では24.0%と低くなっている。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等していない』で36.9%、『掲示等している』で28.4%となっており、その差は8.5ポイントとなっている。

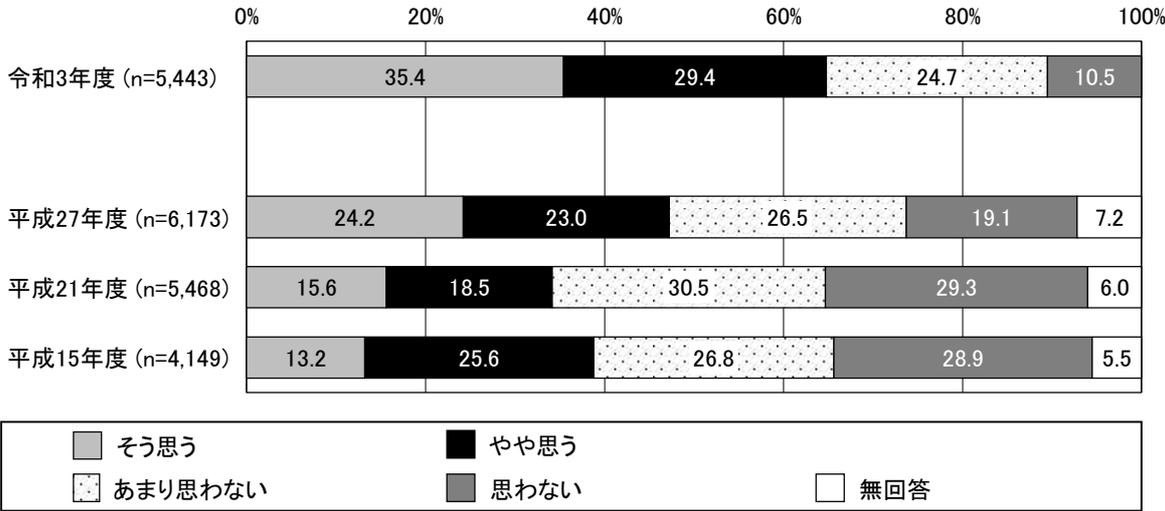
※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象としている。

- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で54.6%、『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で32.7%となっており、その差は21.9ポイントとなっている。

(4) 同和地区かどうかは、どんな場合であっても、教えてはいけないことだと思う 1 2 3 4
 そう やや あまり
 思う 思う 思わない 思わない

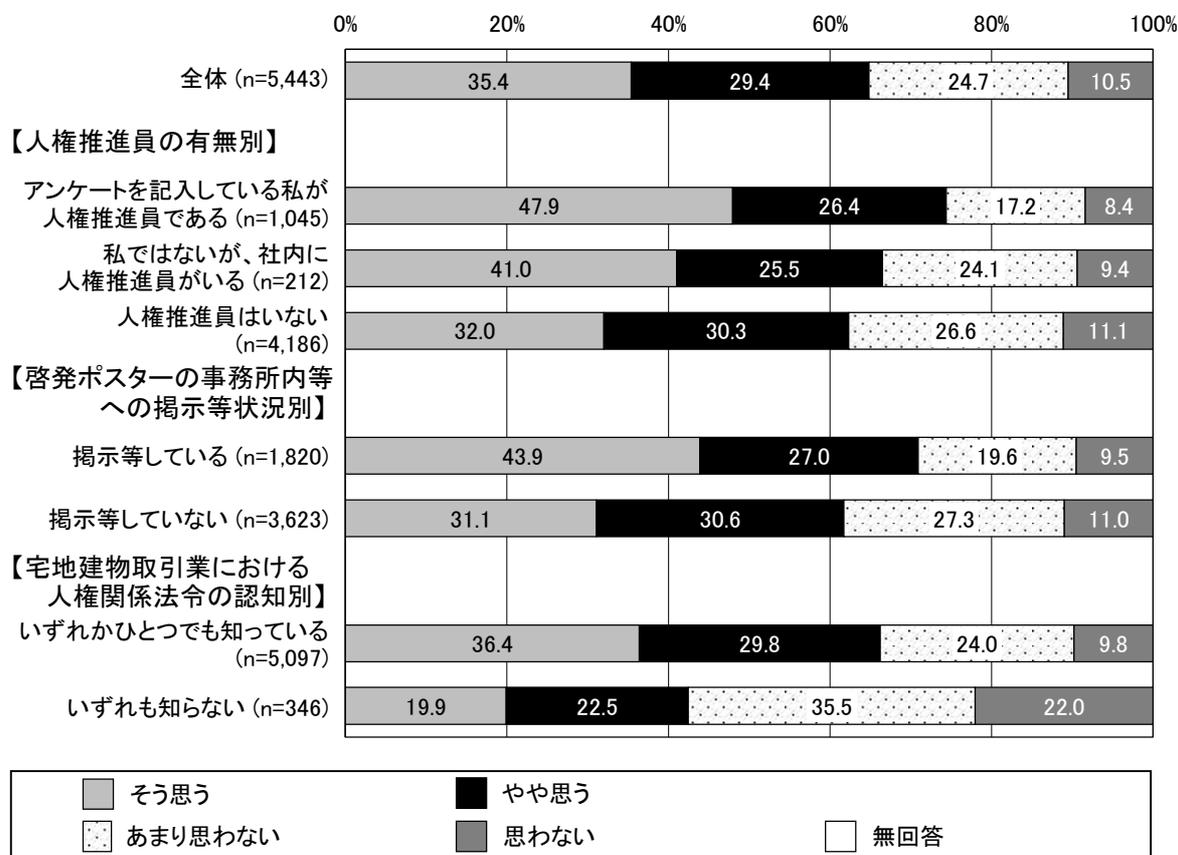
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(4))
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』で34.1%であったが、その後増加に転じており、『今回調査』では64.8%となっている。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(4))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で74.3%と最も高く、『人権推進員はいない』で62.3%と最も低い。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等している』で70.9%、『掲示等していない』で61.7%となっており、その差は9.2ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

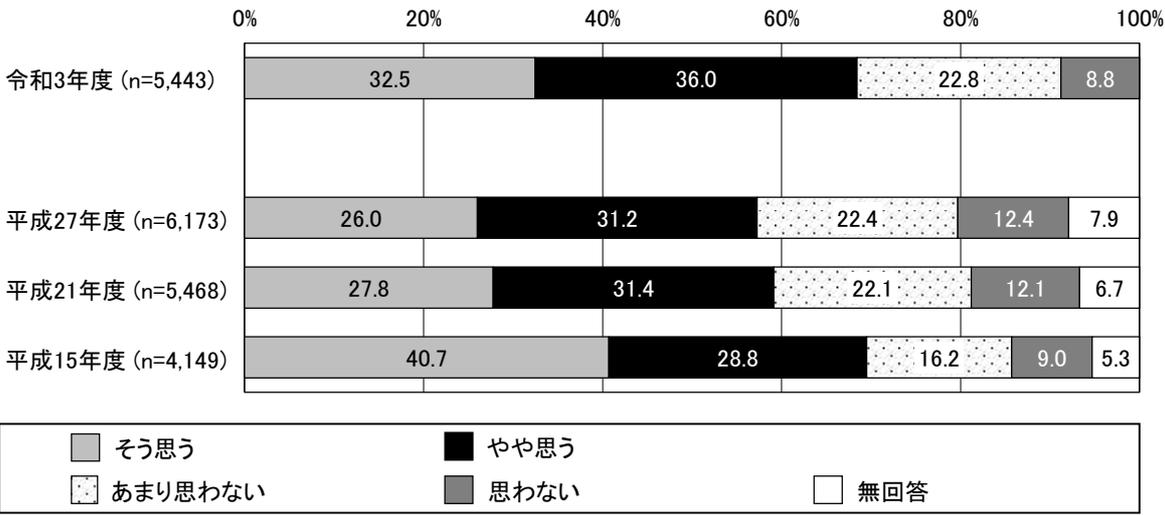
宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問 13. 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問 14. 宅地建物取引業法第 47 条第 1 号と同和地区に関する告知の認知状況、問 15. 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で66.2%、『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で42.4%となっており、その差は23.8ポイントとなっている。

そう やや あまり
 思う 思う 思わない 思わない
 1 2 3 4

(5) お客さんに、同和地区かどうかを気にするのは誤りだと、言いたいと思う

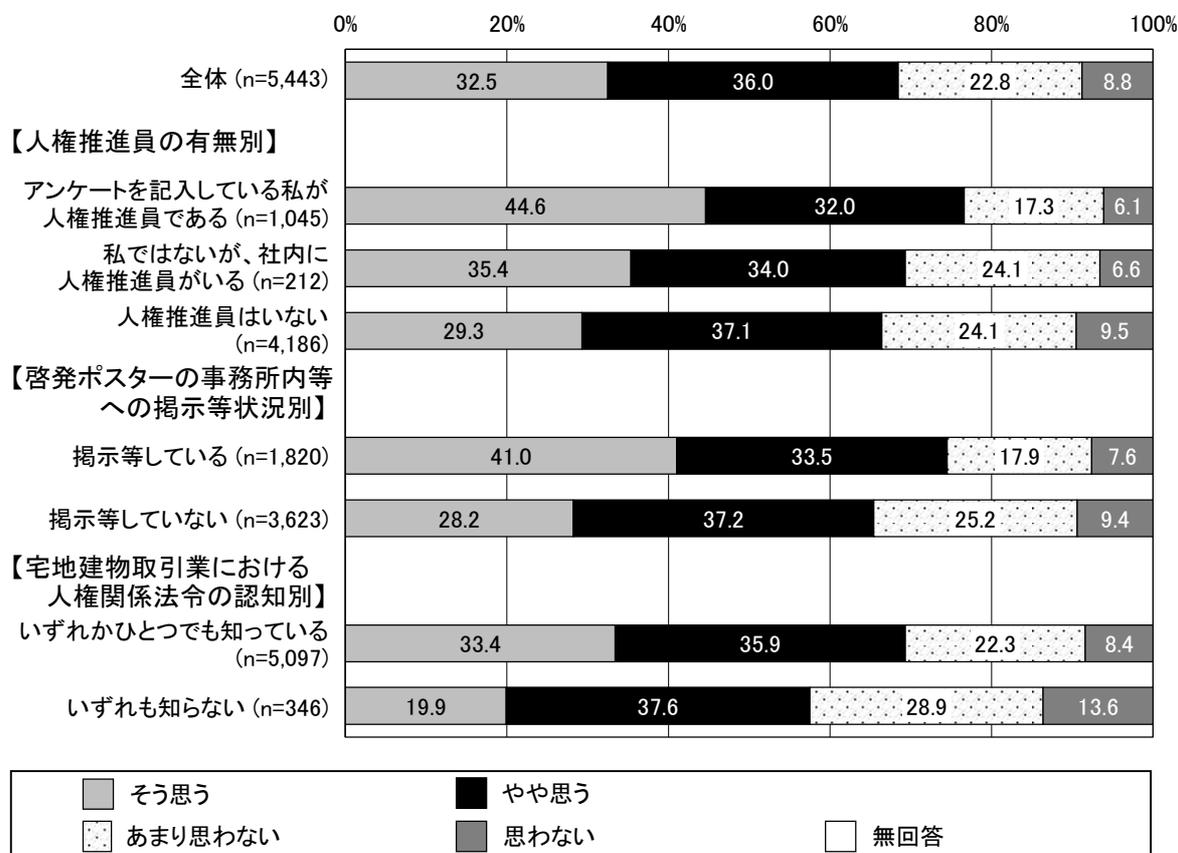
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(5))
 (単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』及び『平成27年度』では6割弱であったが、『今回調査』では68.5%に増加している。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(5))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で76.6%と最も高く、『人権推進員はいない』で66.4%と最も低い。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等している』で74.5%、『掲示等していない』で65.4%となっており、その差は9.1ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

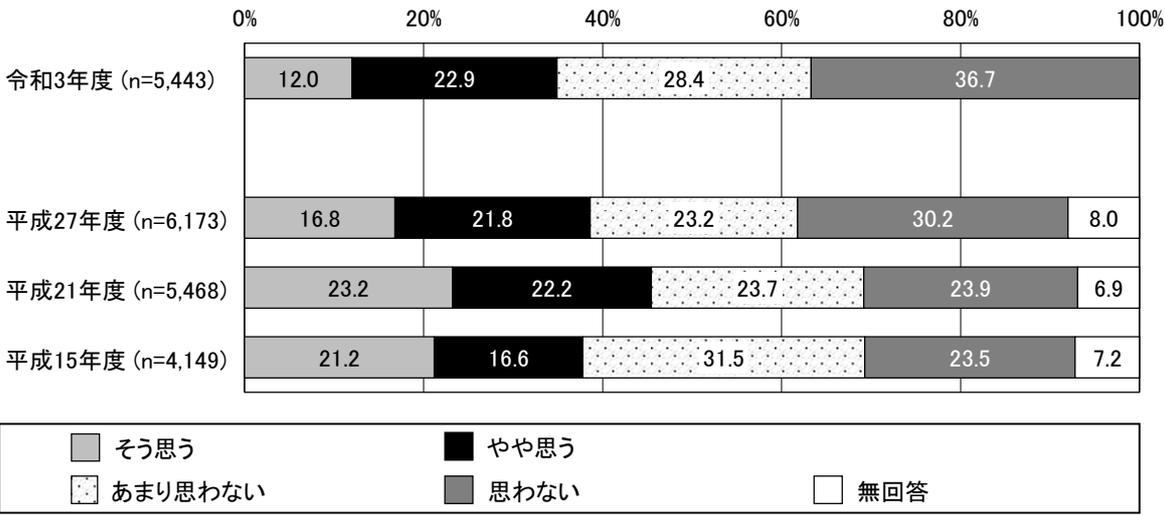
宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で69.3%、『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で57.5%となっており、その差は11.8ポイントとなっている。

(6) 同和地区の物件でない場合は、その事実を伝えても差別にならないと思う

そう思う 1 2 3 4
 やや思う 2 3 4 5
 あまり思わない 3 4 5 6
 思わない 4 5 6 7

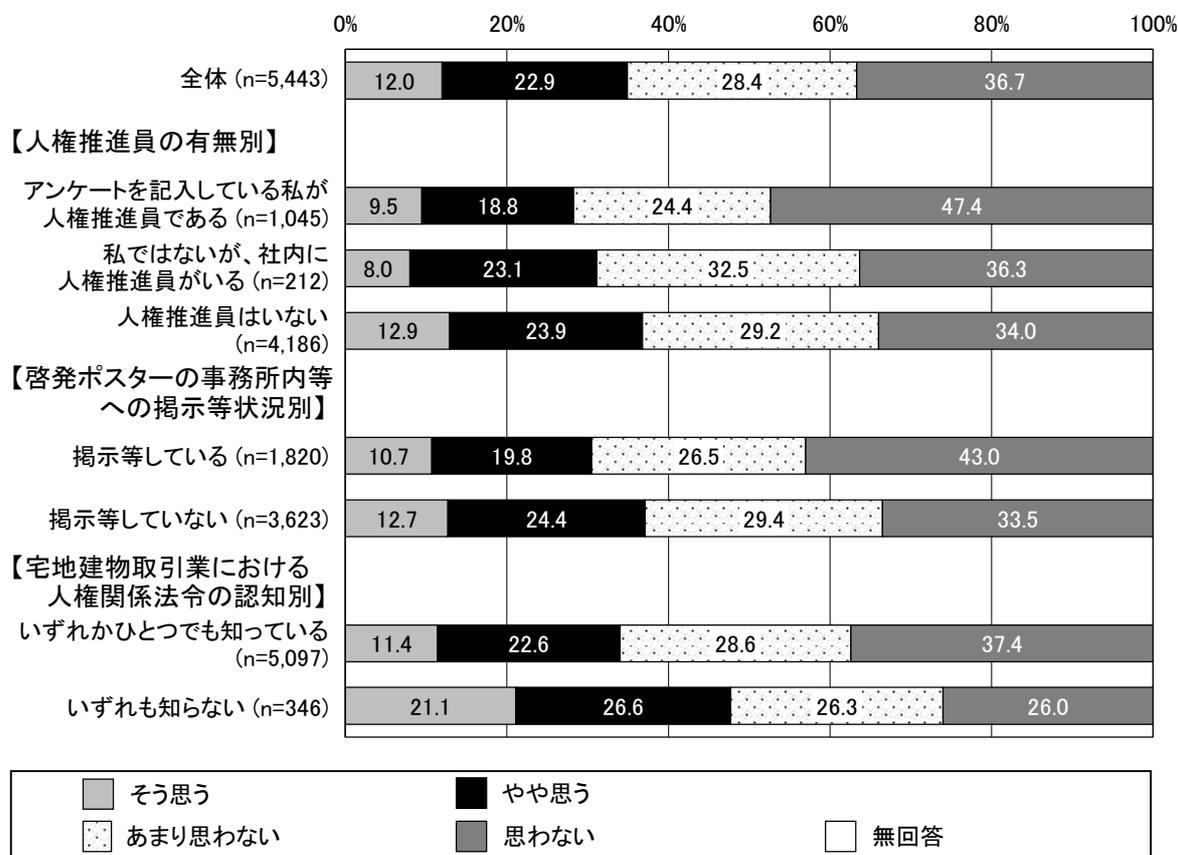
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(6))
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』で45.4%であったが、その後減少に転じており、『今回調査』では34.9%となっている。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(6))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『人権推進員はいない』で36.8%と最も高く、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で28.3%と最も低い。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等していない』で37.1%、『掲示等している』で30.5%となっており、その差は6.6ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

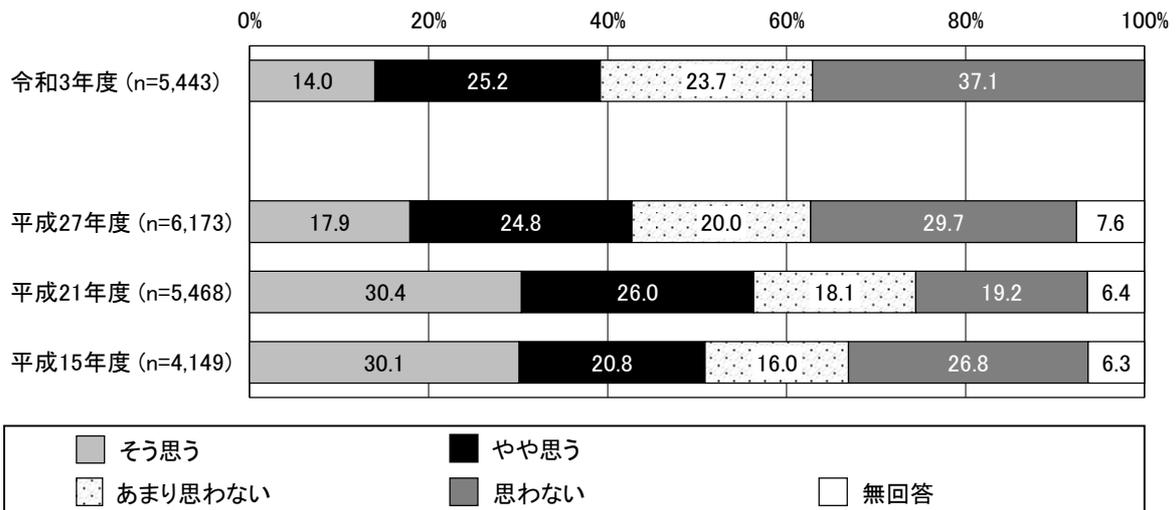
- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で47.7%、『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で34.0%となっており、その差は13.7ポイントとなっている。

(7) お客様が同和地区を尋ねているの
 あって、答えた担当者は差別したこ
 とにならないと思う

1 2 3 4

そう やや あまり
 思う 思う 思わない 思わない

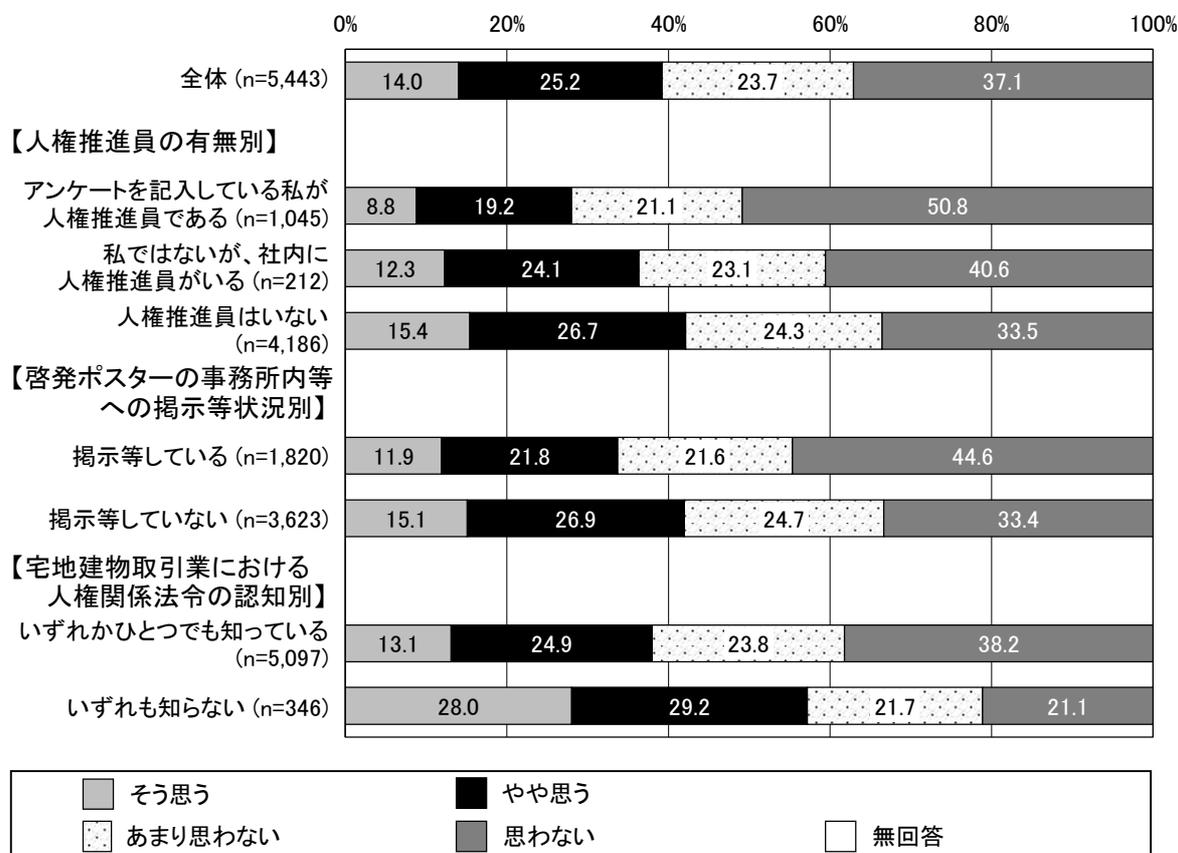
図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(7))
 (単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、“思う”は『平成21年度』で56.4%であったが、その後減少に転じており、『今回調査』では39.2%となっている。

図 取引物件が同和地区かの質問を受けた際の対応(問 21(7))

(単数回答／人権推進員の有無別、啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別、宅地建物取引業における人権関係法令の認知別)



- ・人権推進員の有無別にみると、“思う”は『人権推進員はいない』で42.1%と最も高く、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で28.0%と最も低い。
- ・啓発ポスターの事務所内等への掲示等の状況別にみると、“思う”は『掲示等していない』で42.0%、『掲示等している』で33.7%となっており、その差は8.3ポイントとなっている。

※宅地建物取引業における人権関係法令の認知別について

宅地建物取引業における人権関係法令の認知については3つの設問（問13.宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況、問14.宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知の認知状況、問15.大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の遵守事項の認知状況）の回答を対象にしている。

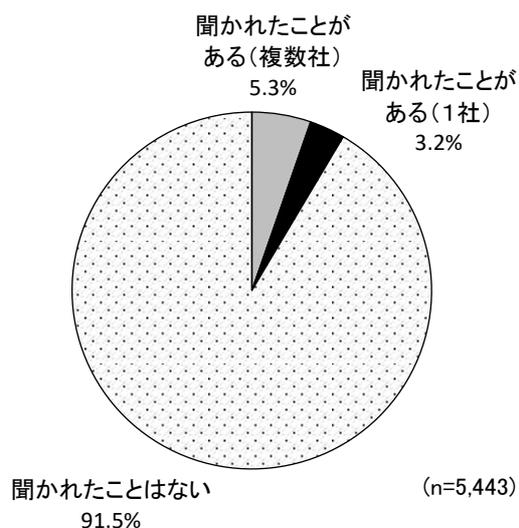
- ・宅地建物取引業における人権関係法令の認知別にみると、“思う”は『いずれも知らない（いずれの設問にも「はい」がない方）』で57.2%、『いずれかひとつでも知っている（いずれかの設問に「はい」がある方）』で38.0%となっており、その差は19.2ポイントとなっている。

4-11 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無

問 22 過去 5 年程度の期間において、調査会社の調査員等から（業の取引に関わらず）地域や校区の特性や評判等について聞かれたことがありますか。（○はひとつ）

- | | |
|------------------|----------|
| 1 聞かれたことがある（複数社） | → 問22-1へ |
| 2 聞かれたことがある（1社） | → 問22-1へ |
| 3 聞かれたことはない | → 問23へ |

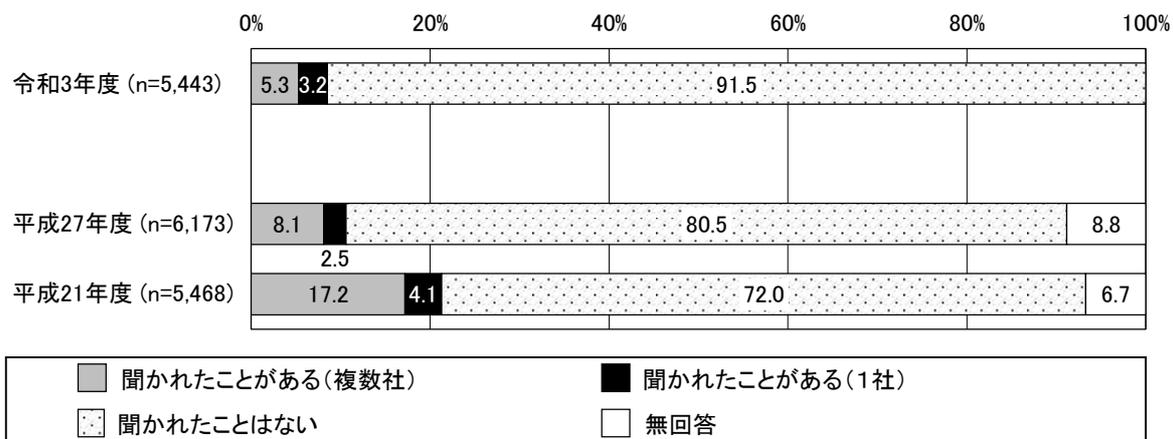
図 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無
（単数回答／全体）



- ・調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無についてみると、全体では「聞かれたことはない」が91.5%と最も高く、次いで「聞かれたことがある（複数社）」が5.3%、「聞かれたことがある（1社）」が3.2%の順となっている。

図 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無

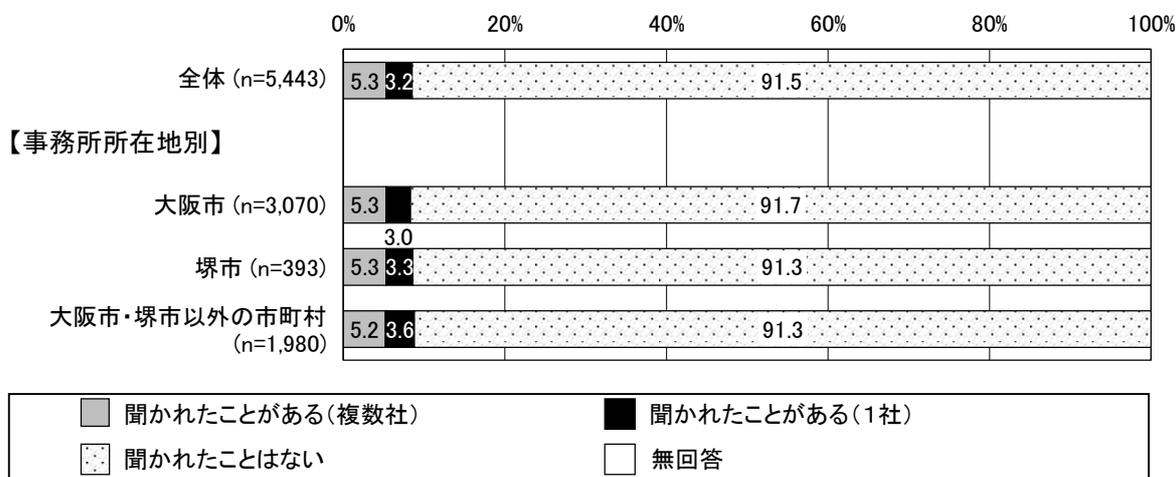
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成21年度』で「聞かれたことがある(複数社) + 聞かれたことがある(1社)」が21.3%であったが、『平成27年度』で10.6%、『今回調査』で8.5%と、大きく減少している。

図 調査会社による地域や校区の特性・評判調査の有無

(単数回答／事務所所在地別)



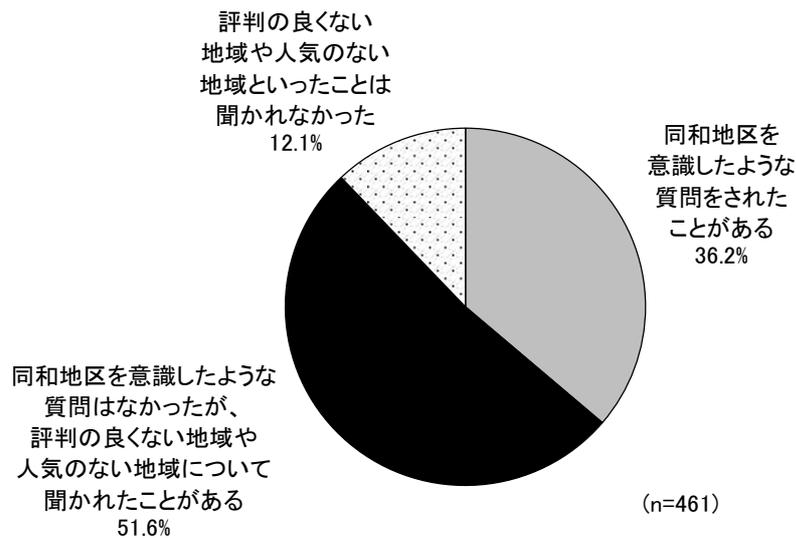
- ・事務所所在地別にみると、その割合については、各区分ともほぼ同じ割合となっている。

4-12 人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無

(問22で「1:聞かれたことがある(複数社)」「2:聞かれたことがある(1社)」とお答えの方)
問22-1 評判の良い地域や人気のない地域について聞かれたことはありますか。
また、このとき、同和地区を意識したような質問はありましたか。(○はひとつ)

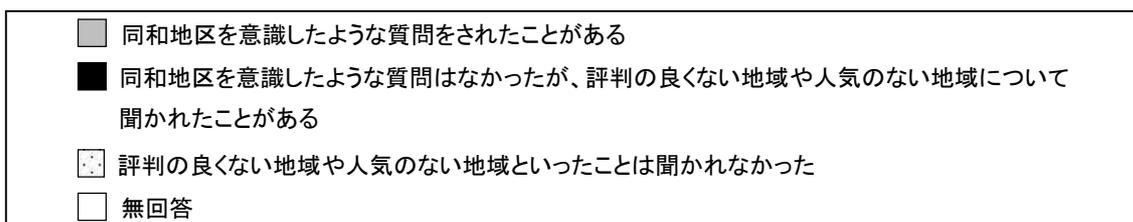
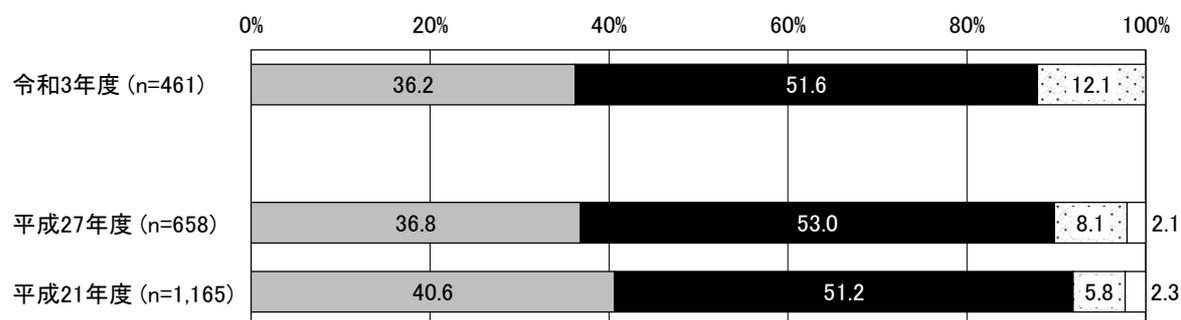
- 1 同和地区を意識したような質問をされたことがある
- 2 同和地区を意識したような質問はなかったが、評判の良い地域や人気のない地域について聞かれたことがある
- 3 評判の良い地域や人気のない地域といったことは聞かれなかった

図 人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無
(単数回答/全体)



- ・問22で「聞かれたことがある(複数社)」「聞かれたことがある(1社)」と答えた方の人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無についてみると、全体では「同和地区を意識したような質問はなかったが、評判の良い地域や人気のない地域について聞かれたことがある」が51.6%と最も高く、次いで「同和地区を意識したような質問をされたことがある」が36.2%、「評判の良い地域や人気のない地域といったことは聞かれなかった」が12.1%の順となっている。

図 人気のない地域等や同和地区を意識した質問の有無
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「評判の良くない地域や人気のない地域といったことは聞かれなかった」が、『今回調査』では12.1%と『平成27年度』より4.0ポイント高くなっている。

5. 業務の内容について

5-1 賃貸住宅の媒介・代理業務の実施

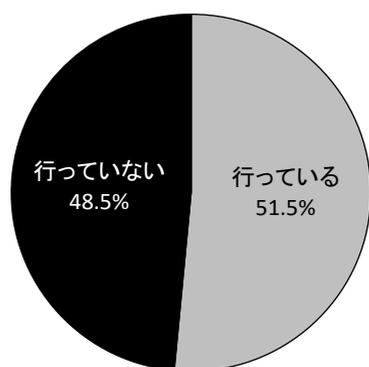
問 23 賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っていますか。(〇はひとつ)

1. 行っている

2. 行っていない

図 賃貸住宅の媒介・代理業務の実施

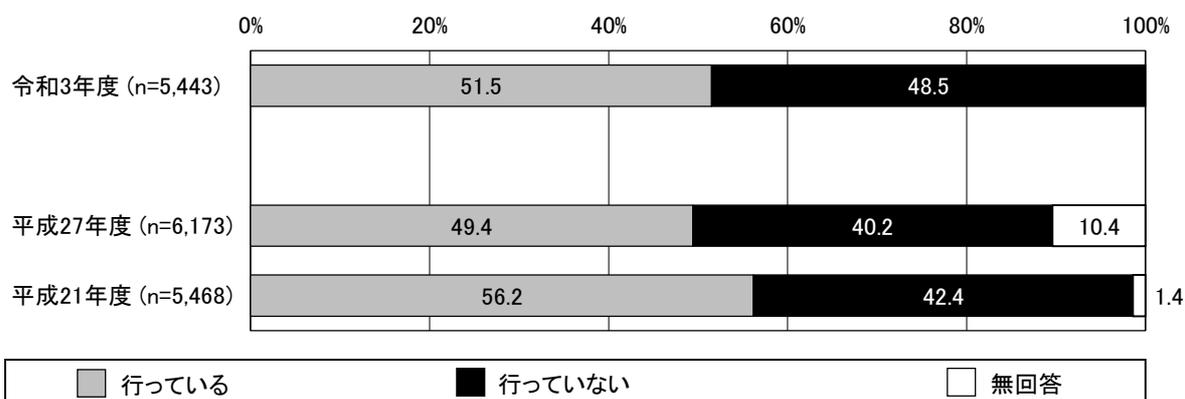
(単数回答／全体)



- ・賃貸住宅の媒介・代理業務の実施についてみると、全体では「行っている」が51.5%、「行っていない」が48.5%となっている。

図 賃貸住宅の媒介・代理業務の実施

(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「行っている」は『今回調査』では51.5%と『平成21年度』の56.2%よりは低いが、『平成27年度』の49.4%よりは高くなっている。

6. 高齢者の賃貸住宅への入居について

-
- 6-1 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験
 - 6-2 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応
 - 6-3 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え
 - 6-4 高齢者の入居を拒否する家主の理由
 - 6-5 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件
 - 6-6 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み
-

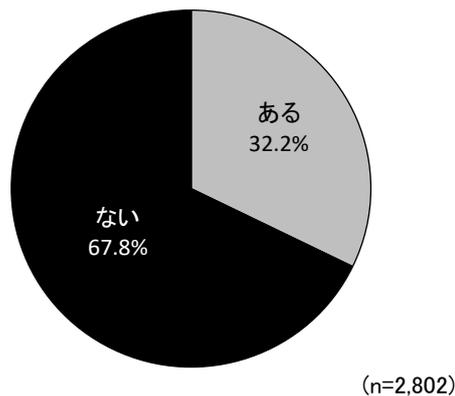
6-1 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験

問24 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者についてはことわるように言われたことはありますか。（〇はひとつ）

- 1 ある → 問24-1、24-2、24-3へ
2 ない → 問25へ

図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験

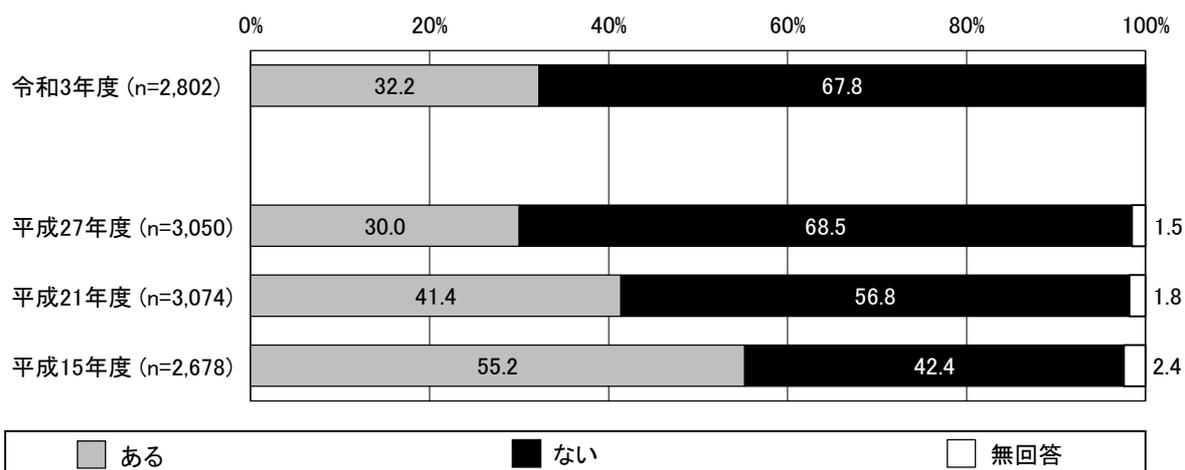
(単数回答/全体)



- ・家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が67.8%、「ある」が32.2%となっている。

図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた経験

(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成15年度』では「ない」が42.4%であったものが調査年度毎に高くなり、『平成27年度』には68.5%にまで増加したが、『今回調査』は『平成27年度』からほぼ横ばいとなっている。

6-2 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応

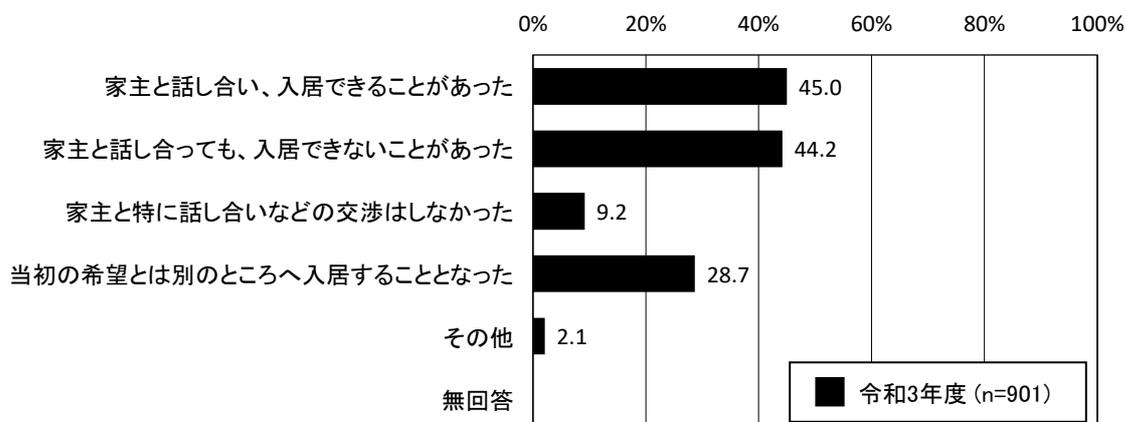
(問24で「1：ある」とお答えの方)

問24-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家主と話し合い、入居できることがあった
- 2 家主と話し合っても、入居できないことがあった
- 3 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった
- 4 当初の希望とは別のところへ入居することとなった
- 5 その他〔具体的に〕

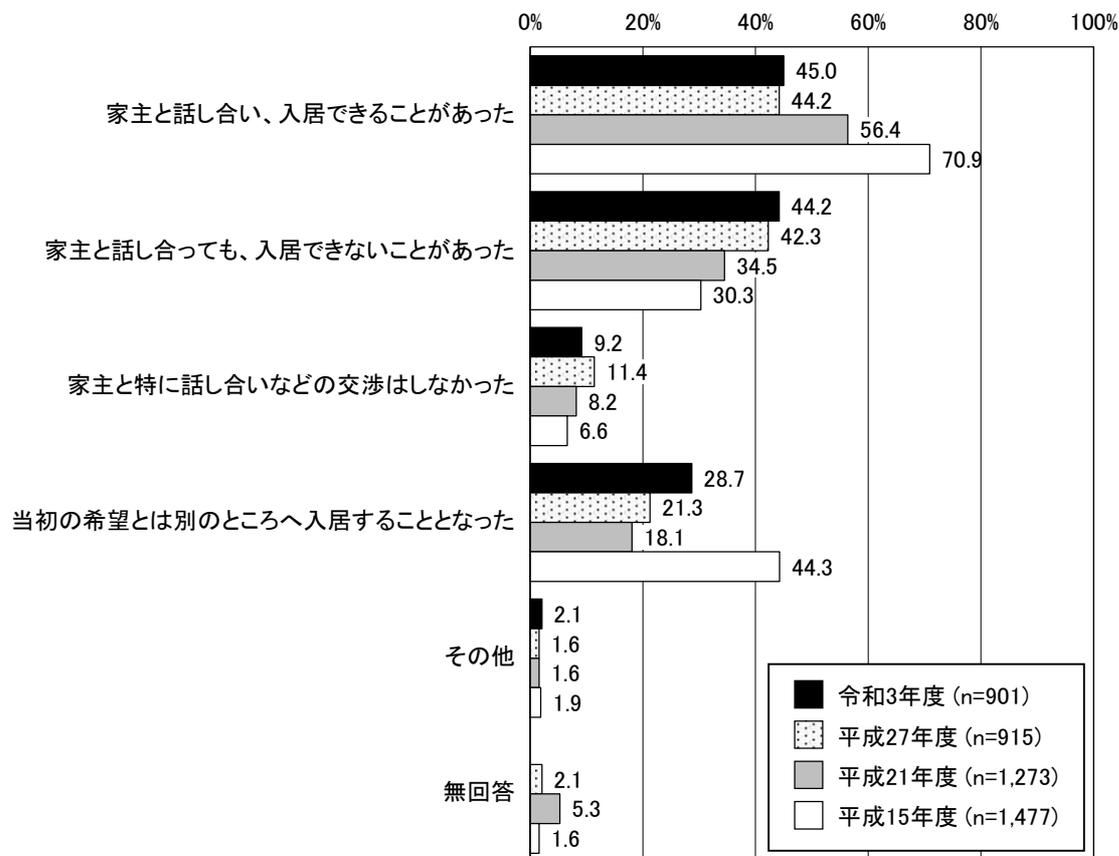
図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／全体)



- ・問24で「ある」と答えた方の家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応についてみると、全体では「家主と話し合い、入居できることがあった」が45.0%で最も高く、「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が44.2%と僅差で続き、「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」が28.7%の順となっている。

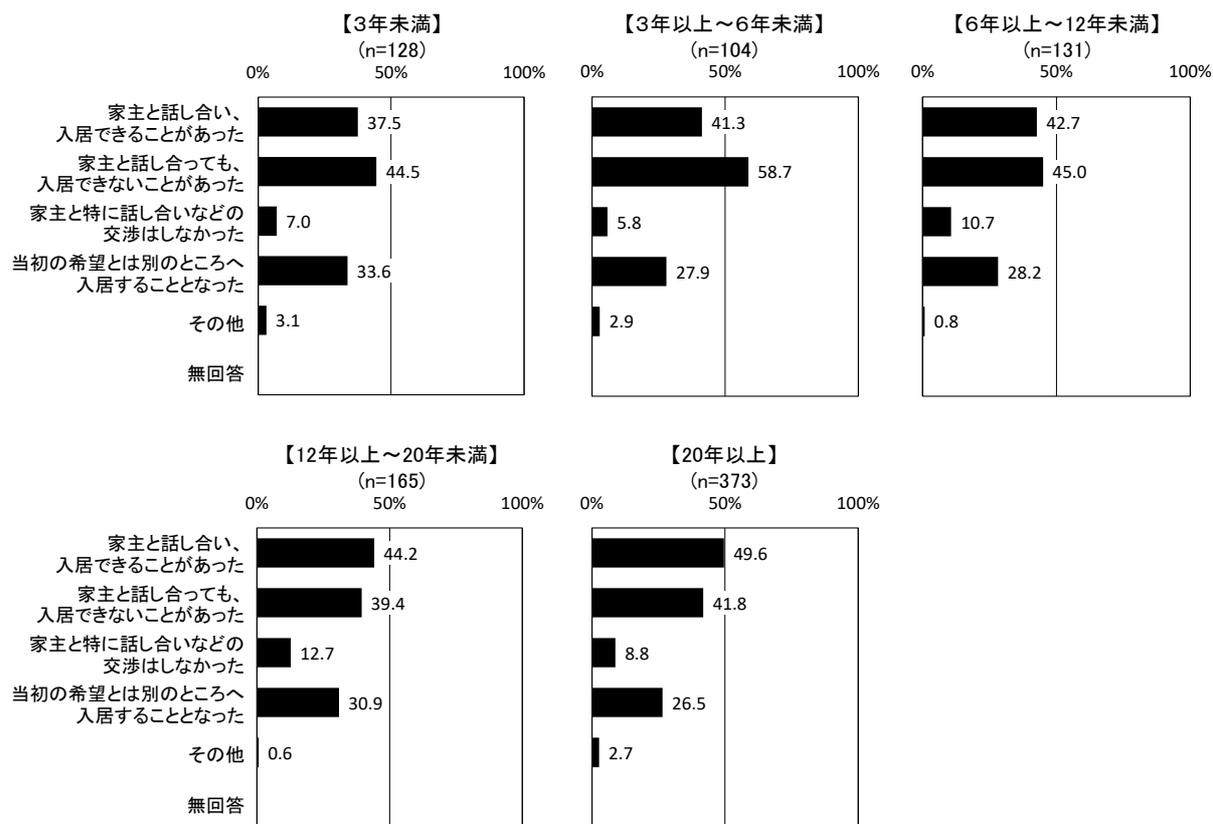
図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成15年度』以降「家主と話し合い、入居できることがあった」が減少傾向であったが、『今回調査』では『平成27年度』から横ばいの45.0%となっている。「家主と話し合っても、入居できないことがあった」は『平成15年度』以降、「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」は『平成21年度』以降、増加している。

図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応

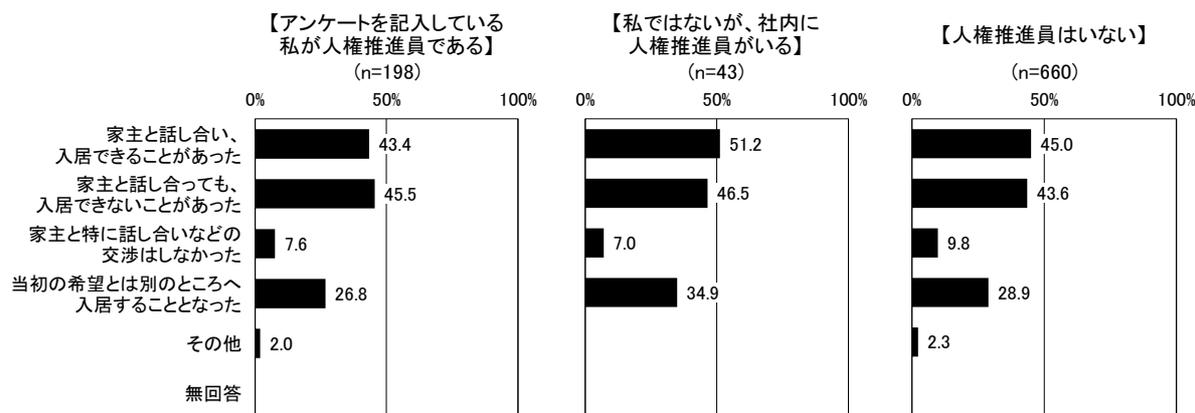
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、「家主と話し合い、入居できることがあった」は、営業年数が長いほど高くなっている。営業年数が12年未満の各区分では、いずれも「家主と話し合い、入居できることがあった」より「家主と話し合っても、入居できないことがあった」の方が高くなっている。

図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応

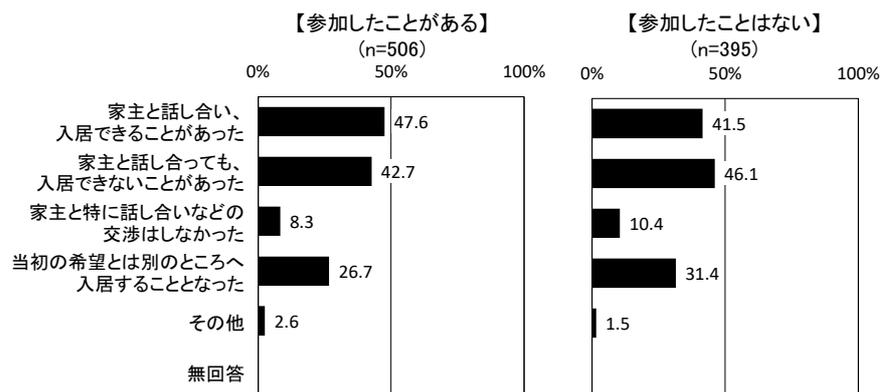
(複数回答／人権推進員の有無別)



・人権推進員の有無別にみると、いずれの区分も全体とほぼ同じ傾向となっている。

図 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、『参加したことがある』では、「家主と話し合い、入居できることがあった」が、47.6%と高くなっている。一方、『参加したことはない』では「家主と話し合っても、入居できないことがあった」の方が46.1%と高くなっている。

6-3 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え

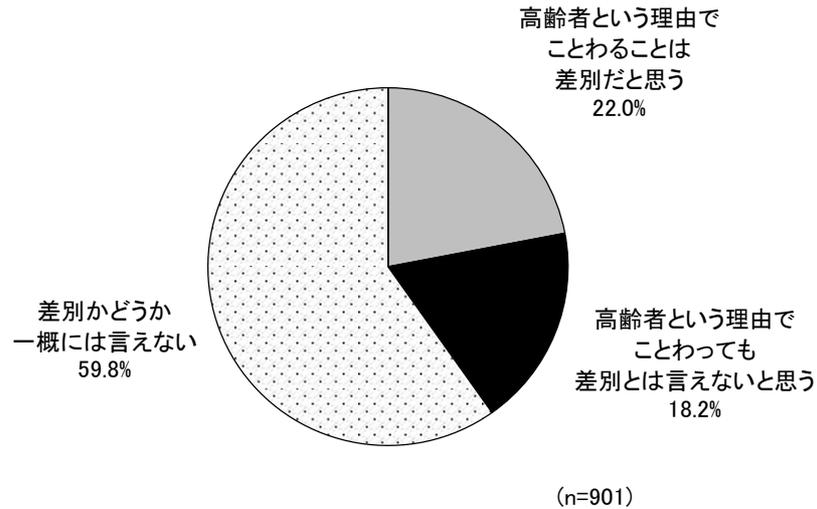
(問24で「1:ある」とお答えの方)

問24-2 このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。(○はひとつ)

- 1 高齢者という理由でことわることは差別だと思う
- 2 高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う
- 3 差別かどうか一概には言えない

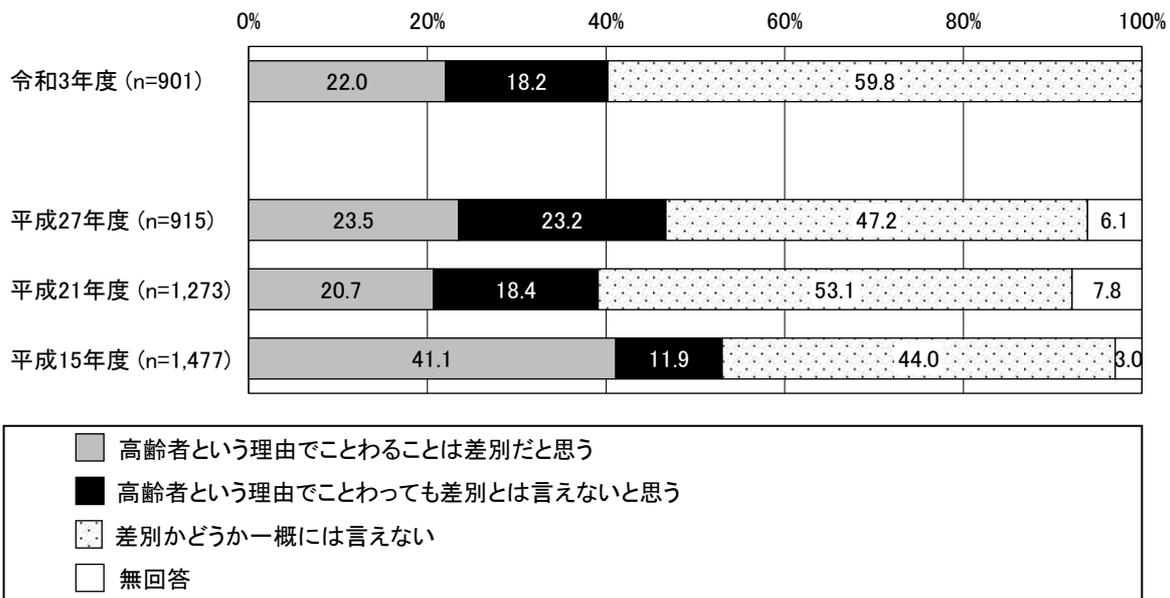
図 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答/全体)



- ・問24で「ある」と答えた方的高齢者入居拒否の家主の態度に対する考えについてみると、全体では「差別かどうか一概には言えない」が59.8%で最も高く、次いで「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」が22.0%、「高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う」が18.2%の順となっている。

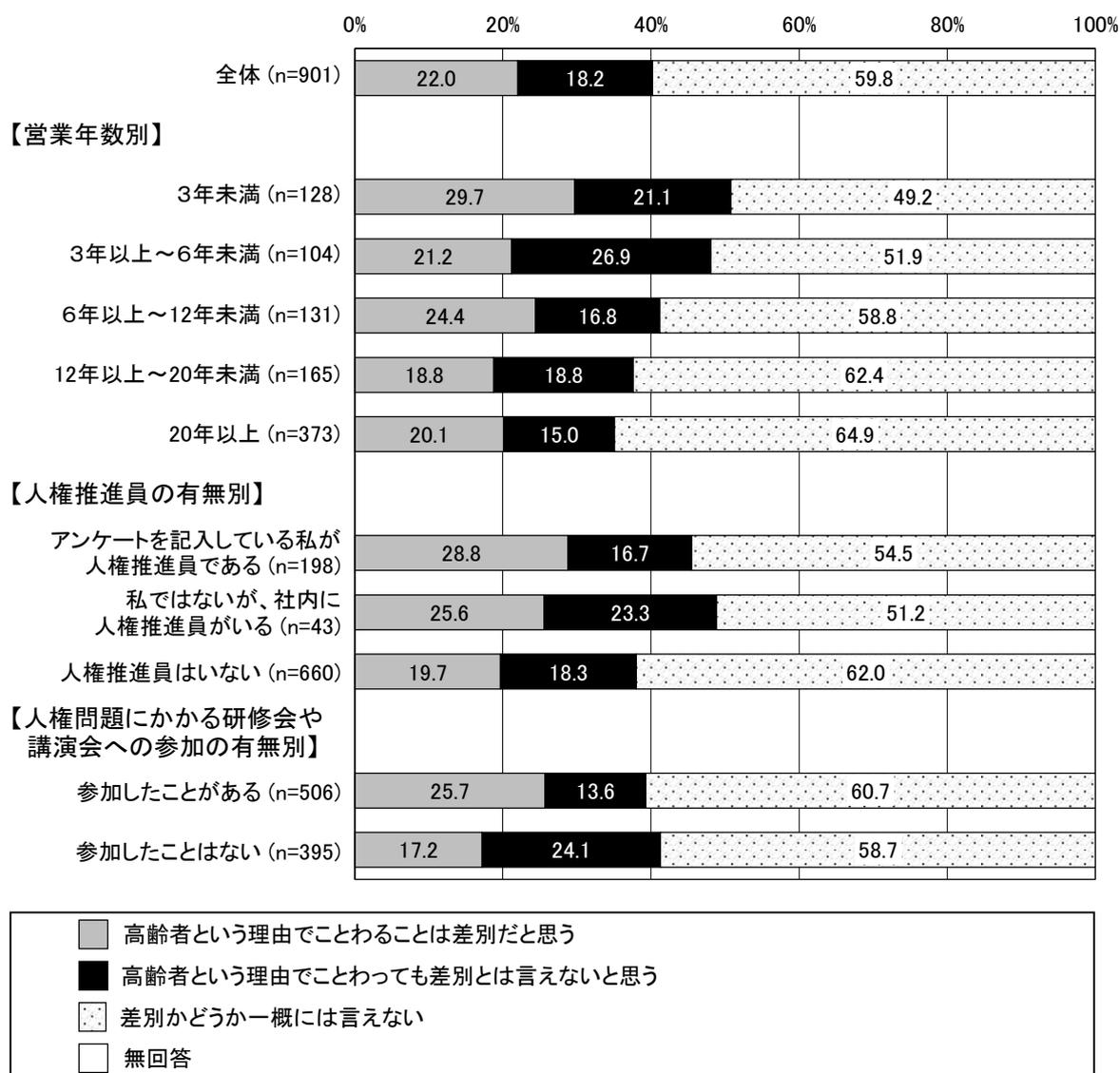
図 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」は『平成27年度』から横ばいだが、「差別かどうか一概には言えない」は『今回調査』では59.8%と『平成27年度』より12.6ポイント高くなっている。

図 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え

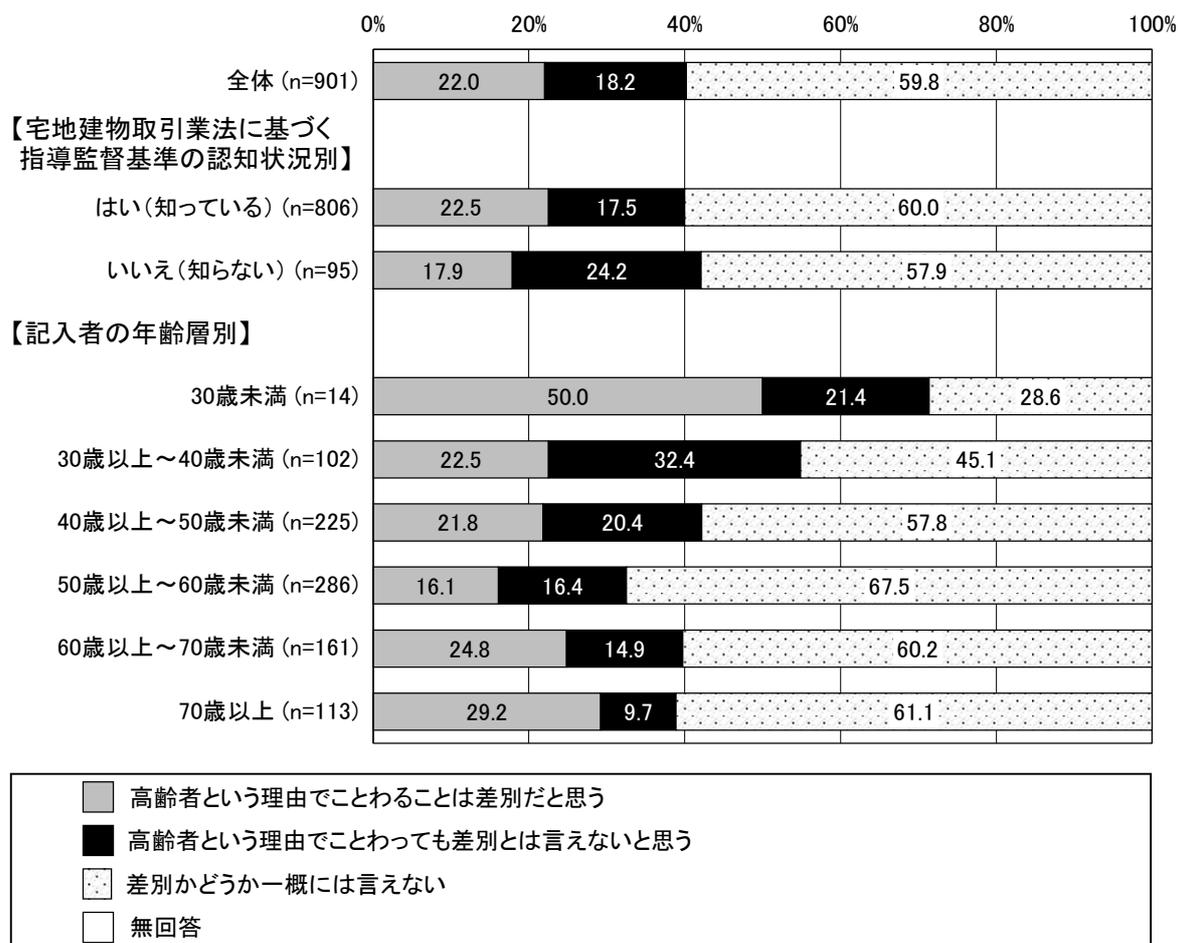
(単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」は『3年未満』で29.7%と高い。「差別かどうか一概には言えない」は営業年数が長いほど高くなる傾向である。
- ・人権推進員の有無別にみると、「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で28.8%と最も高く、『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で25.6%、『人権推進員はいない』で19.7%となっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」は『参加したことがある』で25.7%、『参加したことはない』で17.2%と、その差は8.5ポイントとなっている。

図 高齢者入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答／宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別、記入者の年齢層別)



- ・宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別にみると、「高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う」は『はい (知っている)』で、「高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う」は『いいえ (知らない)』で高くなっている。
- ・記入者の年齢層別にみると、「高齢者という理由でことわることは差別だと思う」は、サンプル数が少ない『30歳未満』を除くと『70歳以上』で29.2%と高くなっている。「高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う」は、『30歳以上～40歳未満』で32.4%と高い。

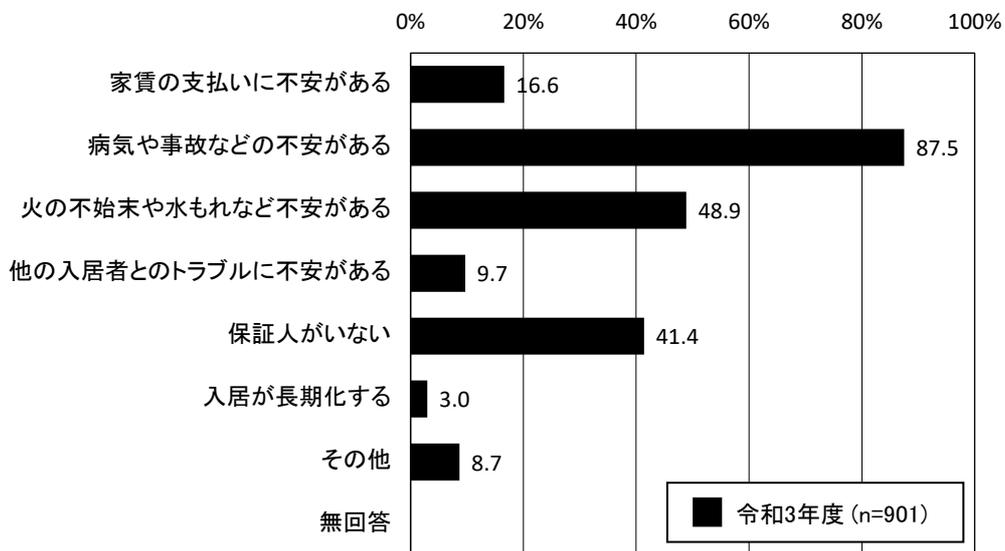
6-4 高齢者の入居を拒否する家主の理由

(問24で「1：ある」とお答えの方)

問24-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

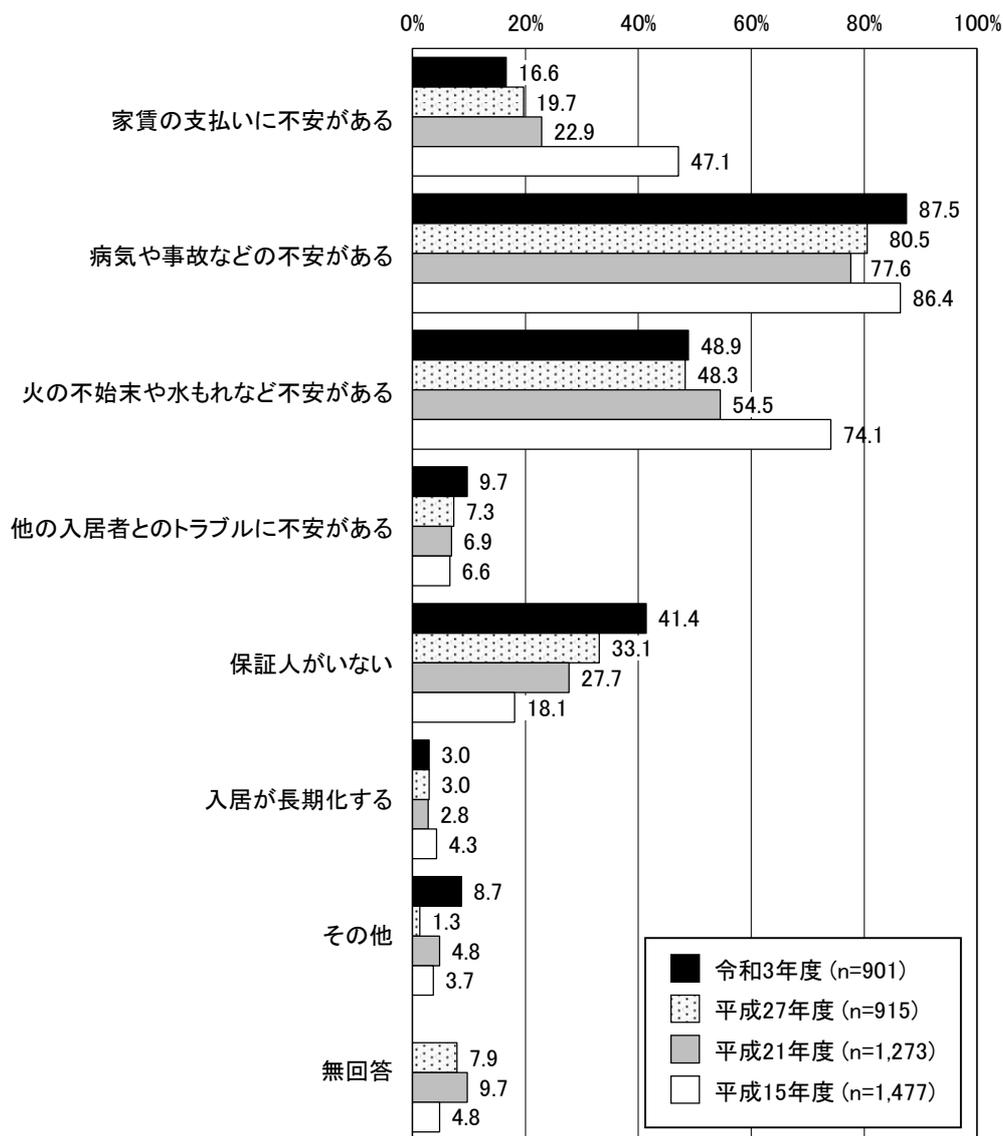
- 1 家賃の支払いに不安がある
- 2 病気や事故などの不安がある
- 3 火の不始末や水もれなど不安がある
- 4 他の入居者とのトラブルに不安がある
- 5 保証人がいない
- 6 入居が長期化する
- 7 その他〔具体的に

図 高齢者の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／全体)



- ・問24で「ある」と答えた方の高齢者入居を拒否する家主の理由についてみると、全体では「病気や事故などの不安がある」が87.5%で最も高く、次いで「火の不始末や水もれなど不安がある」が48.9%、「保証人がいない」が41.4%の順となっている。

図 高齢者の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／年度間比較)



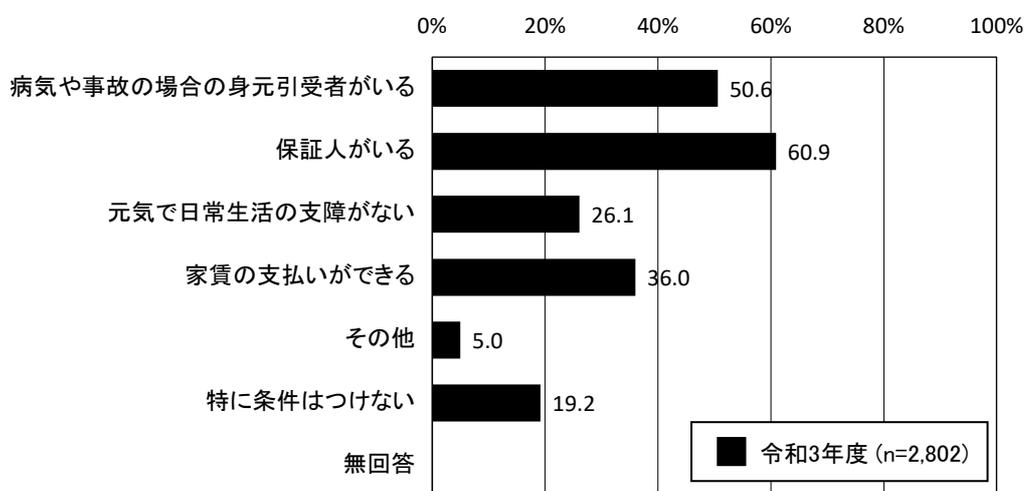
- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「病気や事故などの不安がある」が最も高く、次いで「火の不始末や水もれなど不安がある」となっている。また「家賃の支払いに不安がある」「火の不始末や水もれなど不安がある」は調査年度毎に減少傾向であるが、「保証人がいない」は調査年度毎に増加傾向である。

6-5 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件

問25 家主が高齢者の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○)

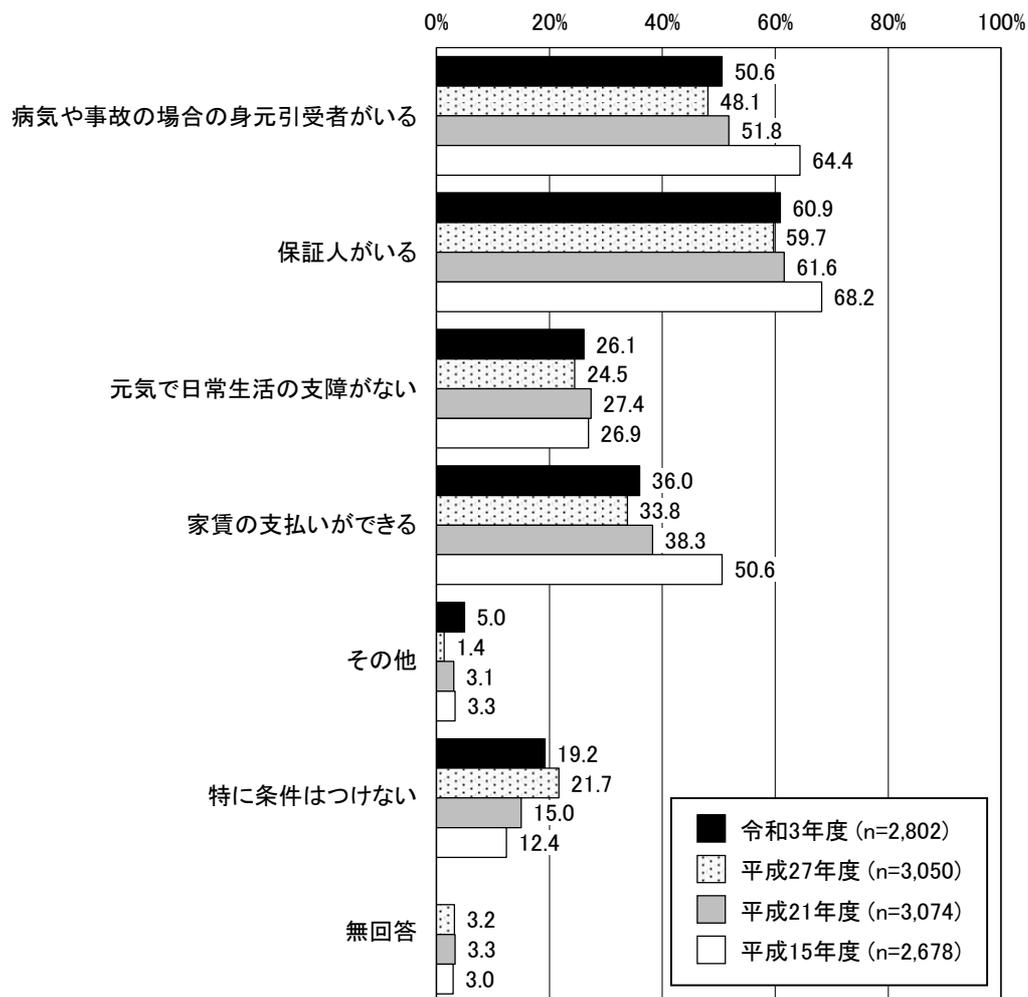
- 1 病気や事故の場合の身元引受者がいる
- 2 保証人がある
- 3 元気で日常生活の支障がない
- 4 家賃の支払いができる
- 5 その他〔具体的に
- 6 特に条件はつけない

図 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／全体)



- ・家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件についてみると、全体では「保証人がある」が60.9%で最も高く、次いで「病気や事故の場合の身元引受者がいる」が50.6%、「家賃の支払いができる」が36.0%の順となっている。

図 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／年度間比較)



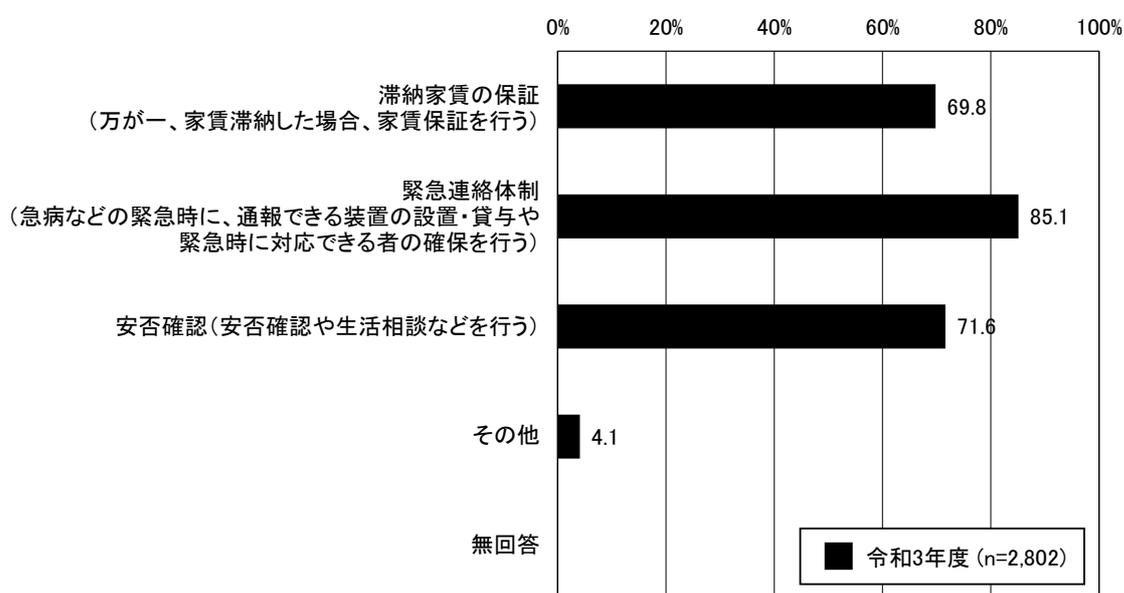
・年度間比較をすると、いずれの年度も「保証人がいる」が最も高く、次いで「病気や事故の場合の身元引受者がいる」「家賃の支払いができる」の順となっている。いずれも『平成15年度』から『平成27年度』までは減少傾向であったが、『今回調査』では横ばいかやや増加している。

6-6 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み

問26 賃貸住宅の家主が高齢者を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

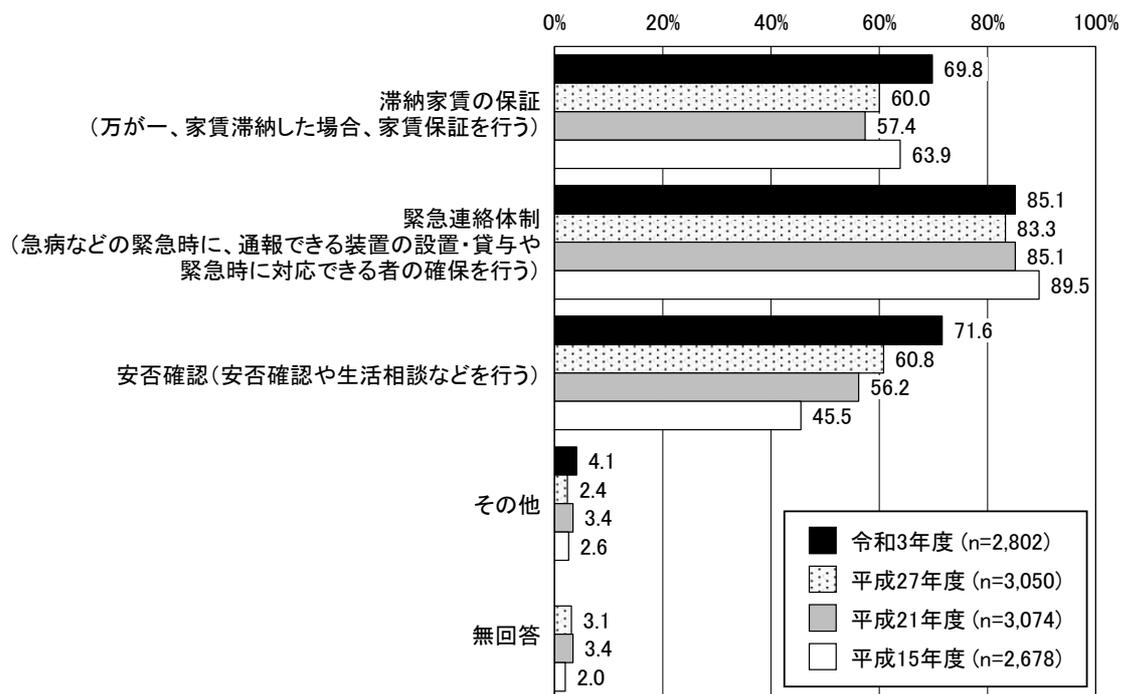
- 1 滞納家賃の保証 (万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う)
- 2 緊急連絡体制 (急病などの緊急時に、通報できる装置の設置・貸与や緊急時に対応できる者の確保を行う)
- 3 安否確認 (安否確認や生活相談などを行う)
- 4 その他 (具体的に)

図 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答/全体)



- ・ 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組みについてみると、全体では「緊急連絡体制 (急病などの緊急時に、通報できる装置の設置・貸与や緊急時に対応できる者の確保を行う)」が 85.1%で最も高く、次いで「安否確認 (安否確認や生活相談などを行う)」が 71.6%、「滞納家賃の保証 (万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う)」が 69.8%の順となっている。

図 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「緊急連絡体制（急病などの緊急時に、通報できる装置の設置・貸与や緊急時に対応できる者の確保を行う）」が最も高くなっている。また、「安否確認（安否確認や生活相談などを行う）」が『平成15年度』以降、増加している。

7. 障がい者の賃貸住宅への入居について

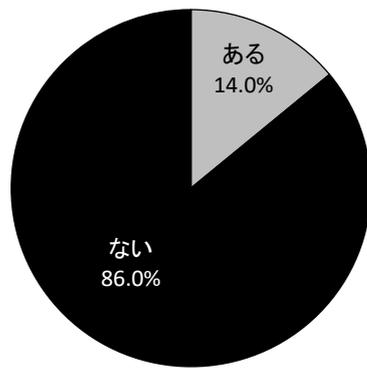
-
- 7-1 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験
 - 7-2 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応
 - 7-3 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え
 - 7-4 障がい者の入居を拒否する家主の理由
 - 7-5 グループホーム入居の申込みを受けた経験
 - 7-6 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験
 - 7-7 グループホームの入居を拒否する家主の理由
 - 7-8 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件
 - 7-9 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み
-

7-1 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験

問 27 過去 5 年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から障がい者についてはことわるように言われたことはありますか。(○はひとつ)

1 ある → 問 27-1、27-2、27-3 へ 2 ない → 問 28 へ

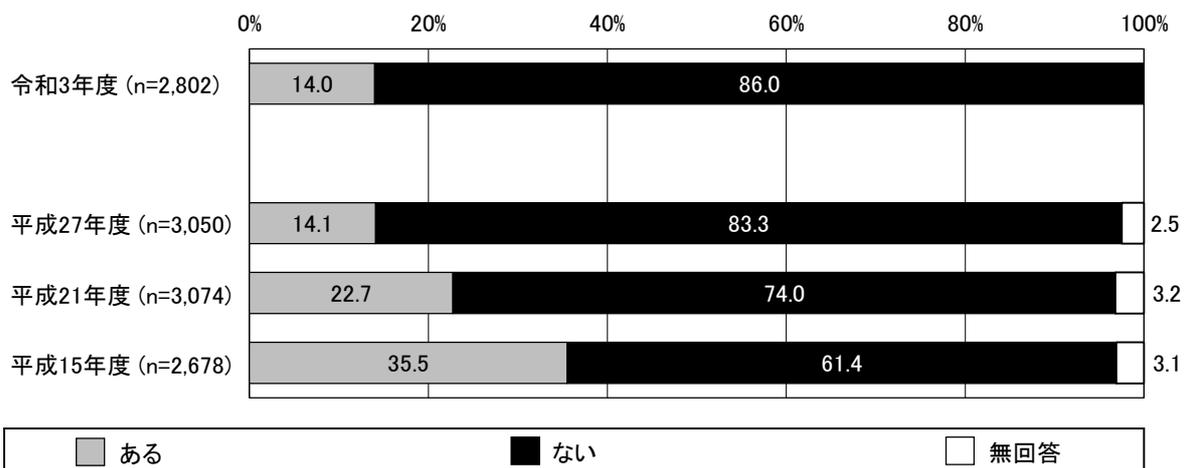
図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/全体)



(n=2,802)

- ・家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が86.0%、「ある」が14.0%となっている。

図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成15年度』では「ない」が61.4%であったものが調査年度毎に高くなり、『今回調査』では86.0%にまで増加した。

7-2 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応

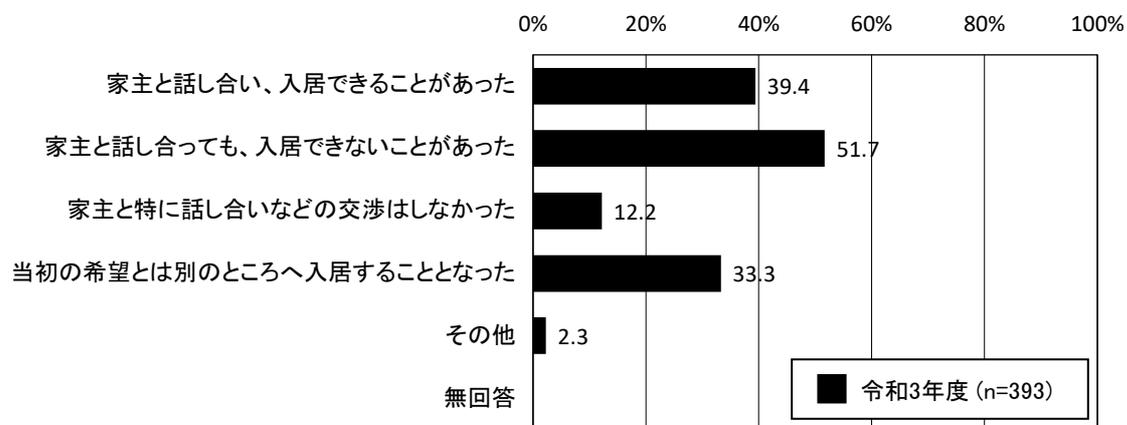
(問27で「1:ある」とお答えの方)

問27-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家主と話し合い、入居できることがあった
- 2 家主と話し合っても、入居できないことがあった
- 3 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった
- 4 当初の希望とは別のところへ入居することとなった
- 5 その他〔具体的に〕

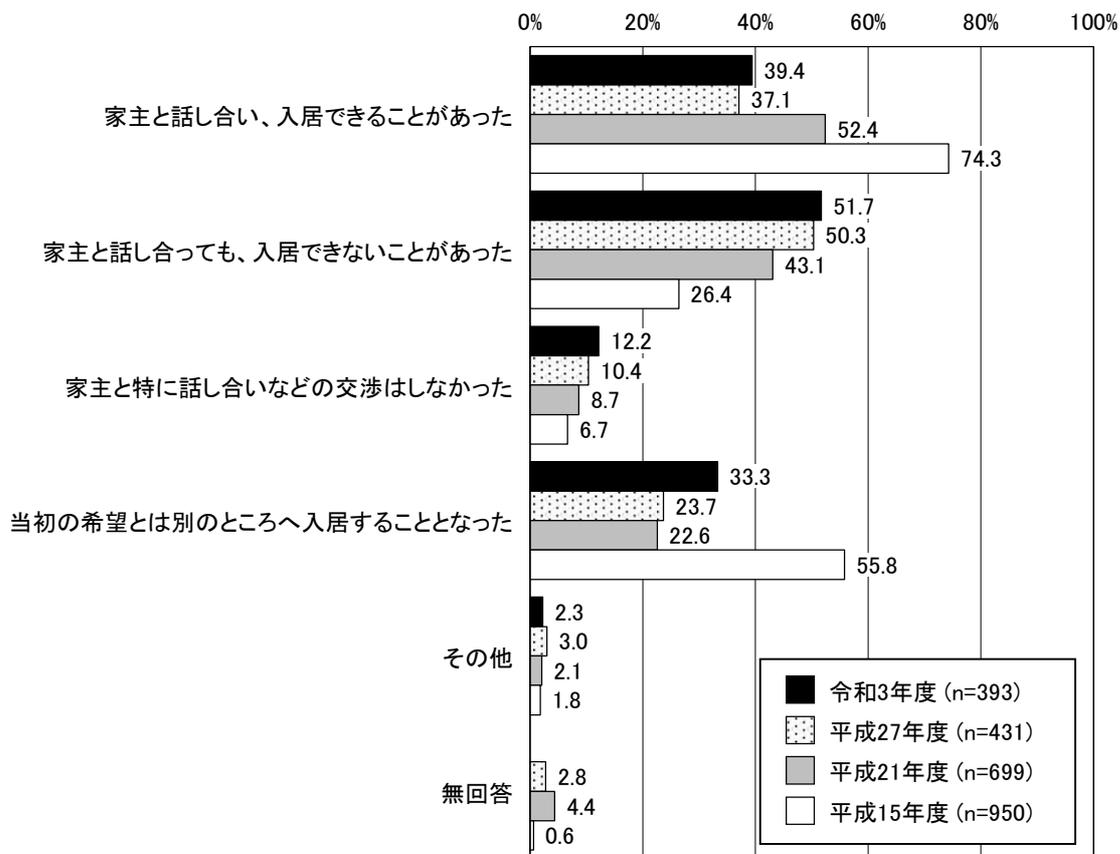
図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答/全体)



- ・問27で「ある」と答えた方の家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応についてみると、全体では「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が51.7%で最も高く、次いで「家主と話し合い、入居できることがあった」が39.4%、「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」が33.3%の順となっている。

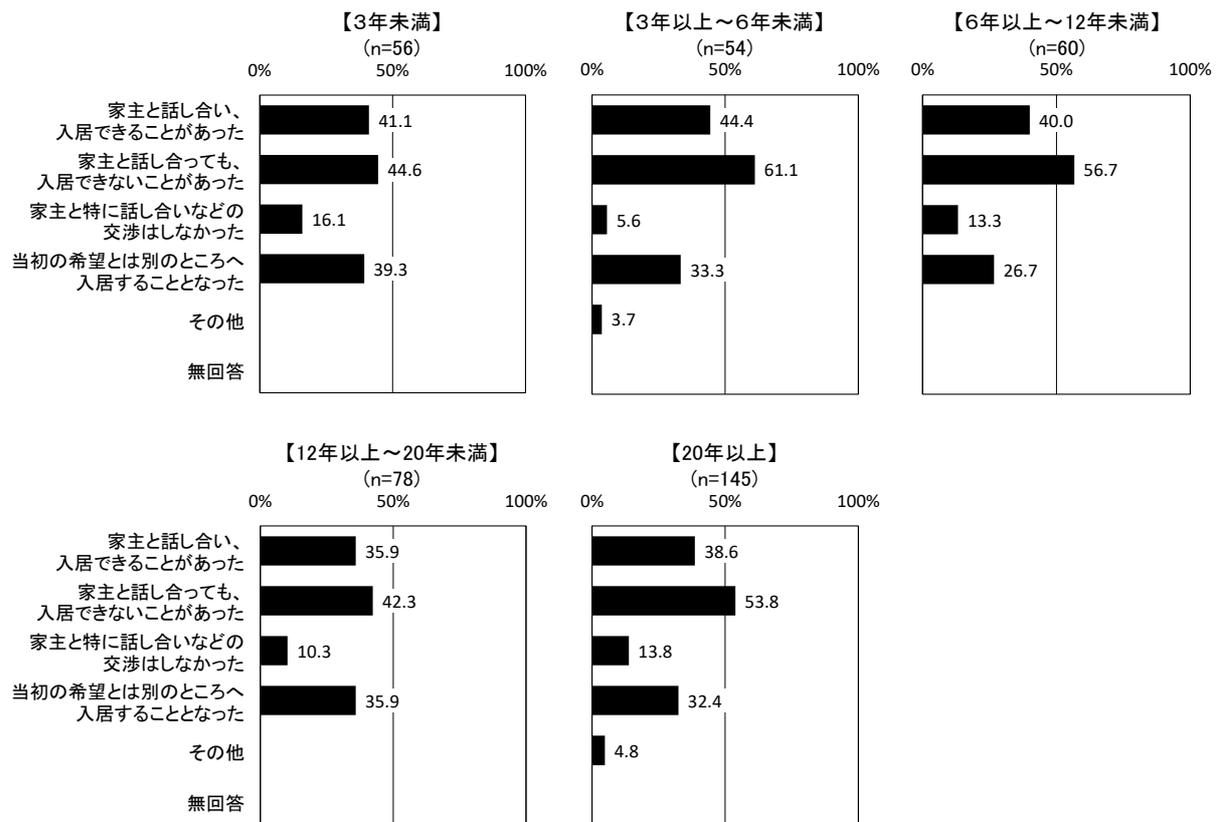
図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「家主と話し合い、入居できることがあった」は『平成15年度』から『平成27年度』にかけて減少し、『今回調査』では『平成27年度』から横ばいの39.4%となっている。一方、「家主と話し合っても、入居できないことがあった」は『平成15年度』以降増加し、『今回調査』では51.7%となっている。

図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応

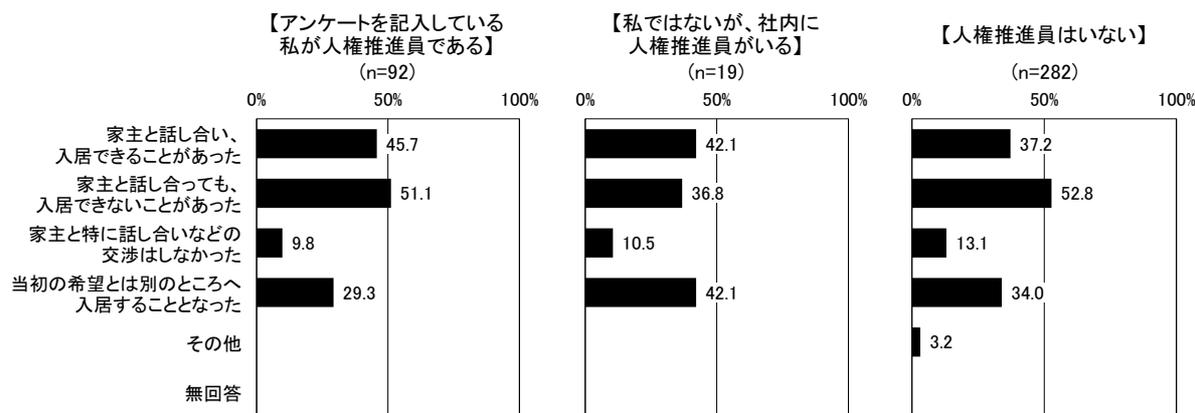
(複数回答／営業年数別)



・営業年数別にみると、いずれの区分も全体とほぼ同じ傾向となっている。

図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応

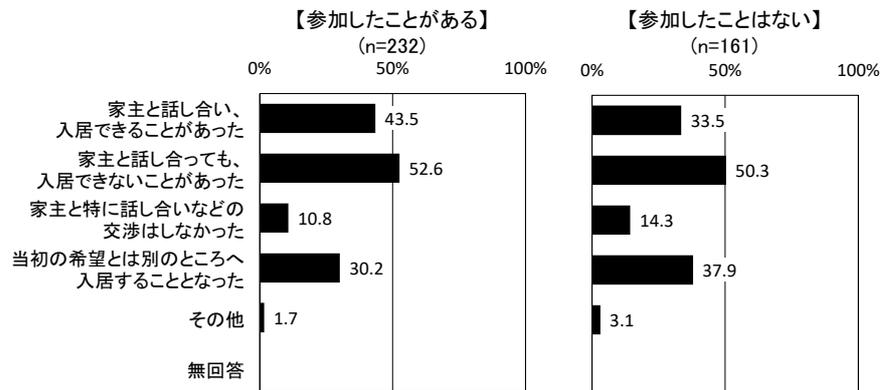
(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、サンプル数は少ないが、『アンケートを記入している私が入権推進員である』及び『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では「家主と話し合い、入居できることがあった」と「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が拮抗している。

図 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、いずれの区分も「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が最も高いが、『参加したことがある』では「家主と話し合い、入居できることがあった」が続いており、『参加したことはない』では「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」が続いている。

7-3 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え

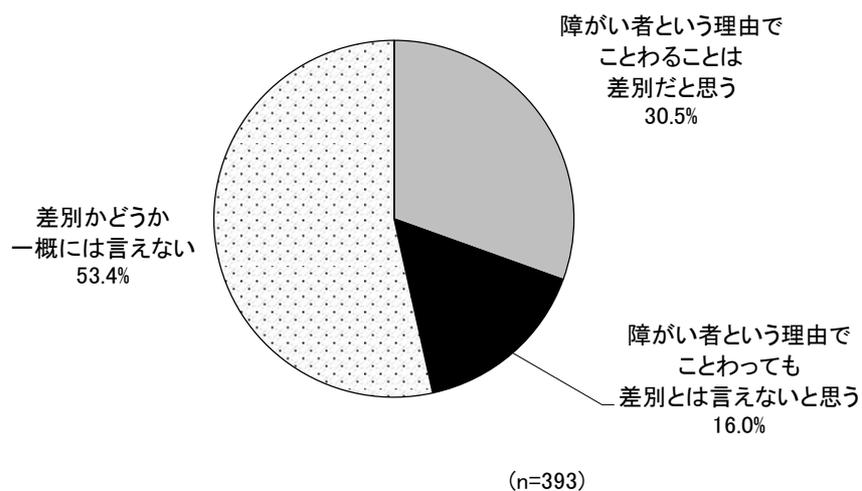
(問27で「1：ある」とお答えの方)

問27-2 このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。(○はひとつ)

- 1 障がい者という理由でことわることは差別だと思う
- 2 障がい者という理由でことわっても差別とは言えないと思う
- 3 差別かどうか一概には言えない

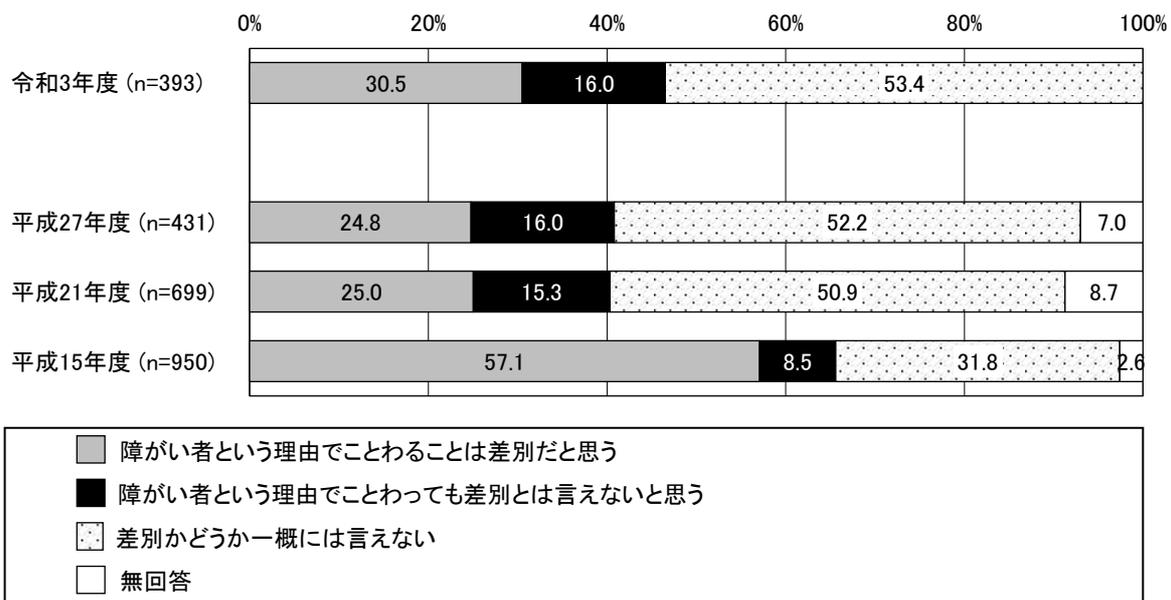
図 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答/全体)



- ・問27で「ある」と答えた方の障がい者入居拒否の家主の態度に対する考えについてみると、全体では「差別かどうか一概には言えない」が53.4%、次いで「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」が30.5%、「障がい者という理由でことわっても差別とは言えないと思う」が16.0%の順となっている。

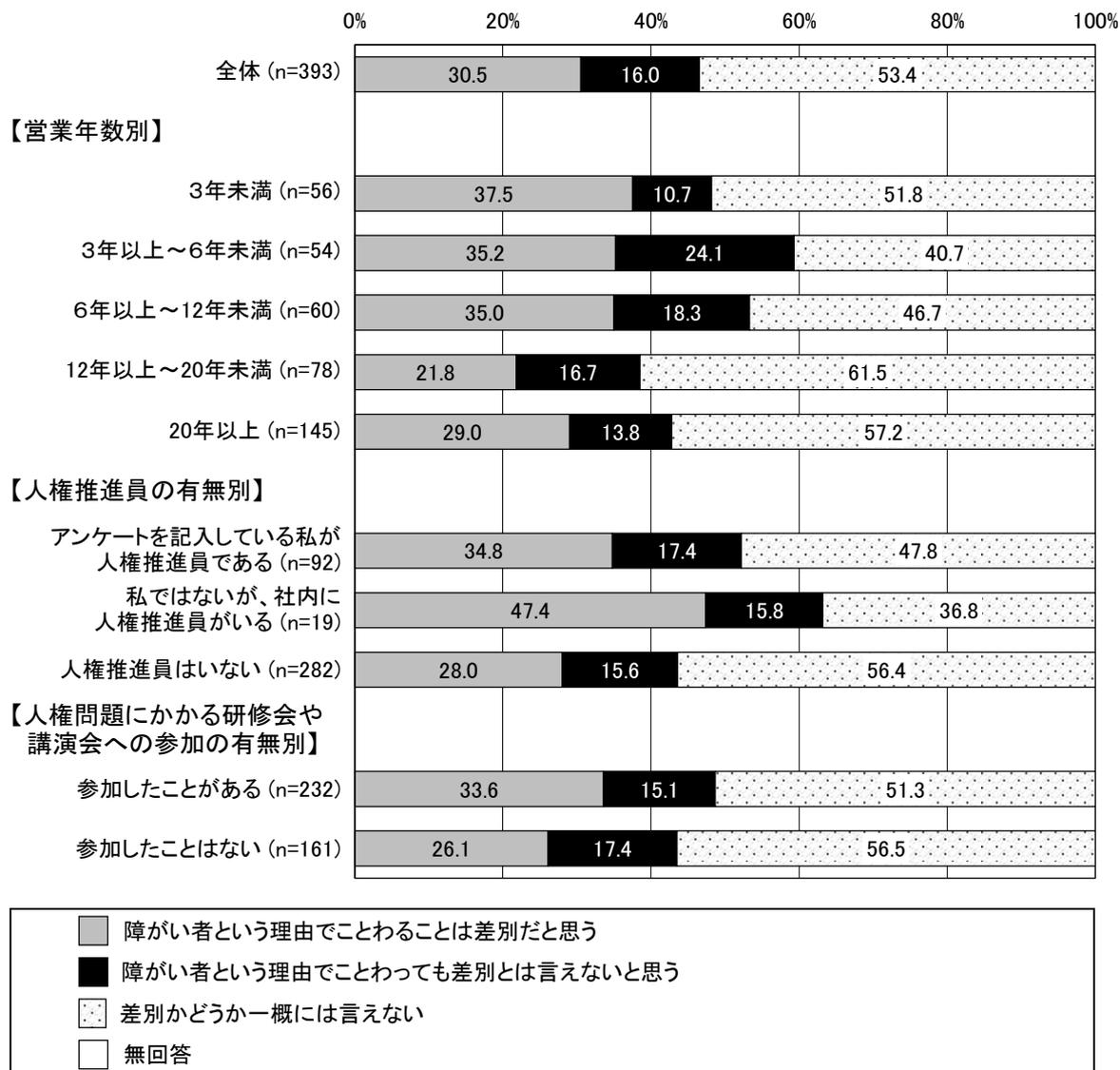
図 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『平成21年度』から『平成27年度』にかけて約25%で横ばいだったが、『今回調査』では30.5%に増加している。

図 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え

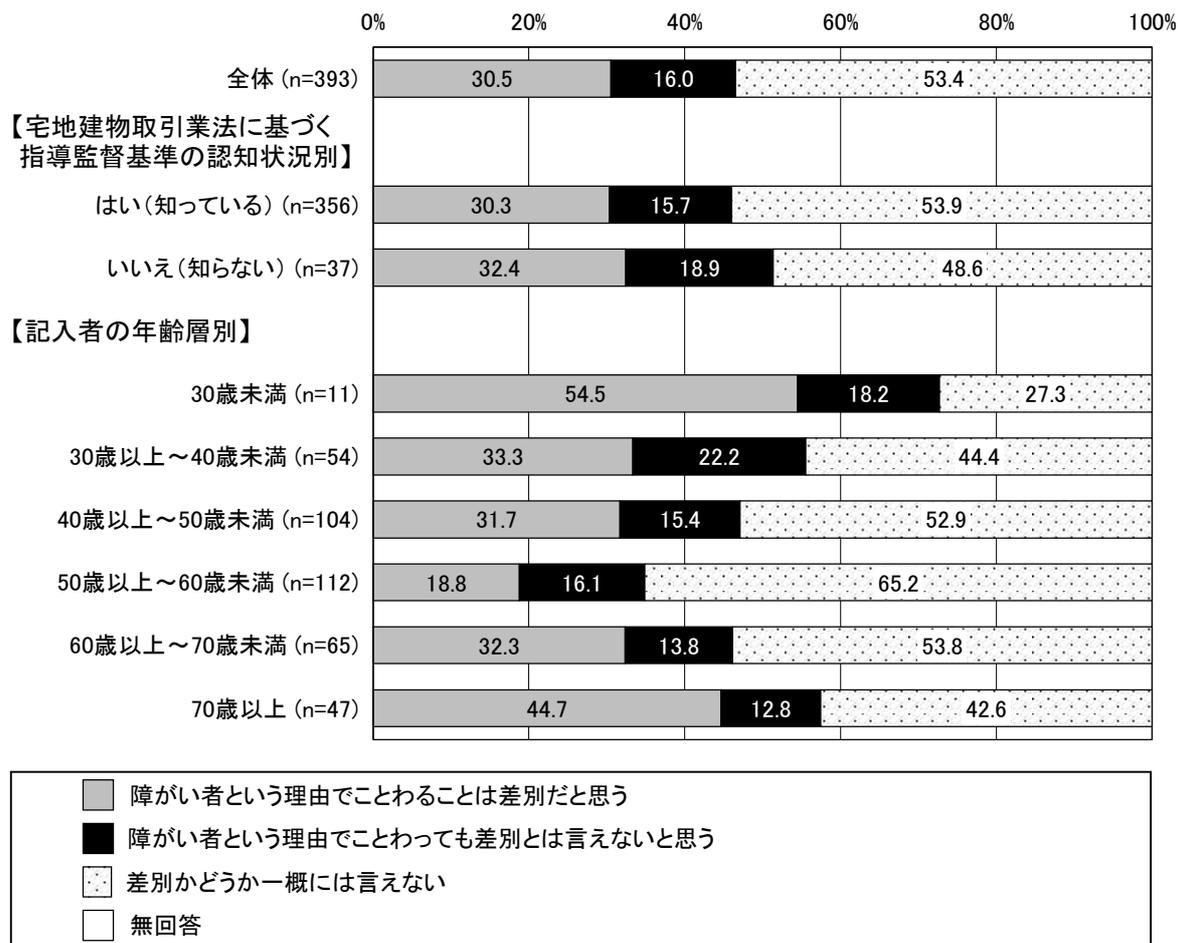
(単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『3年未満』で37.5%と最も高く、『12年以上～20年未満』で21.8%と最も低い。
- ・人権推進員の有無別にみると、サンプル数が少ないが、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で47.4%と高くなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『参加したことがある』で33.6%、『参加したことはない』で26.1%となっており、その差は7.5ポイントとなっている。

図 障がい者入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答／宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別、記入者の年齢層別)



- ・宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別にみると、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『はい (知っている)』で30.3%、『いいえ (知らない)』で32.4%となっており、大きな差はみられない。
- ・記入者の年齢層別にみると、「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」は『50歳以上～60歳未満』で18.8%と最も低く、そこから年齢が上がるほど、また、下がるほど、その割合は高くなっている。「障がい者という理由でことわることは差別だと思う」が最も高いのは『30歳代未満』で54.5%、次いで『70歳以上』で44.7%となっている。

7-4 障がい者の入居を拒否する家主の理由

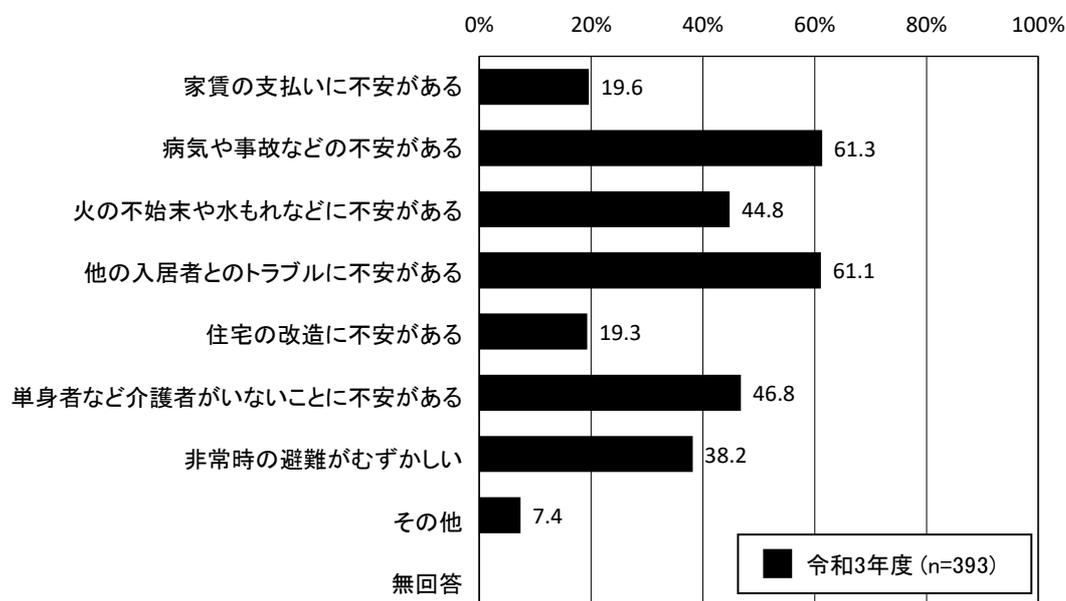
(問27で「1：ある」とお答えの方)

問27-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家賃の支払いに不安がある
- 2 病気や事故などの不安がある
- 3 火の不始末や水もれなどに不安がある
- 4 他の入居者とのトラブルに不安がある
- 5 住宅の改造に不安がある
- 6 単身者など介護者がいないことに不安がある
- 7 非常時の避難がむずかしい
- 8 その他〔具体的に

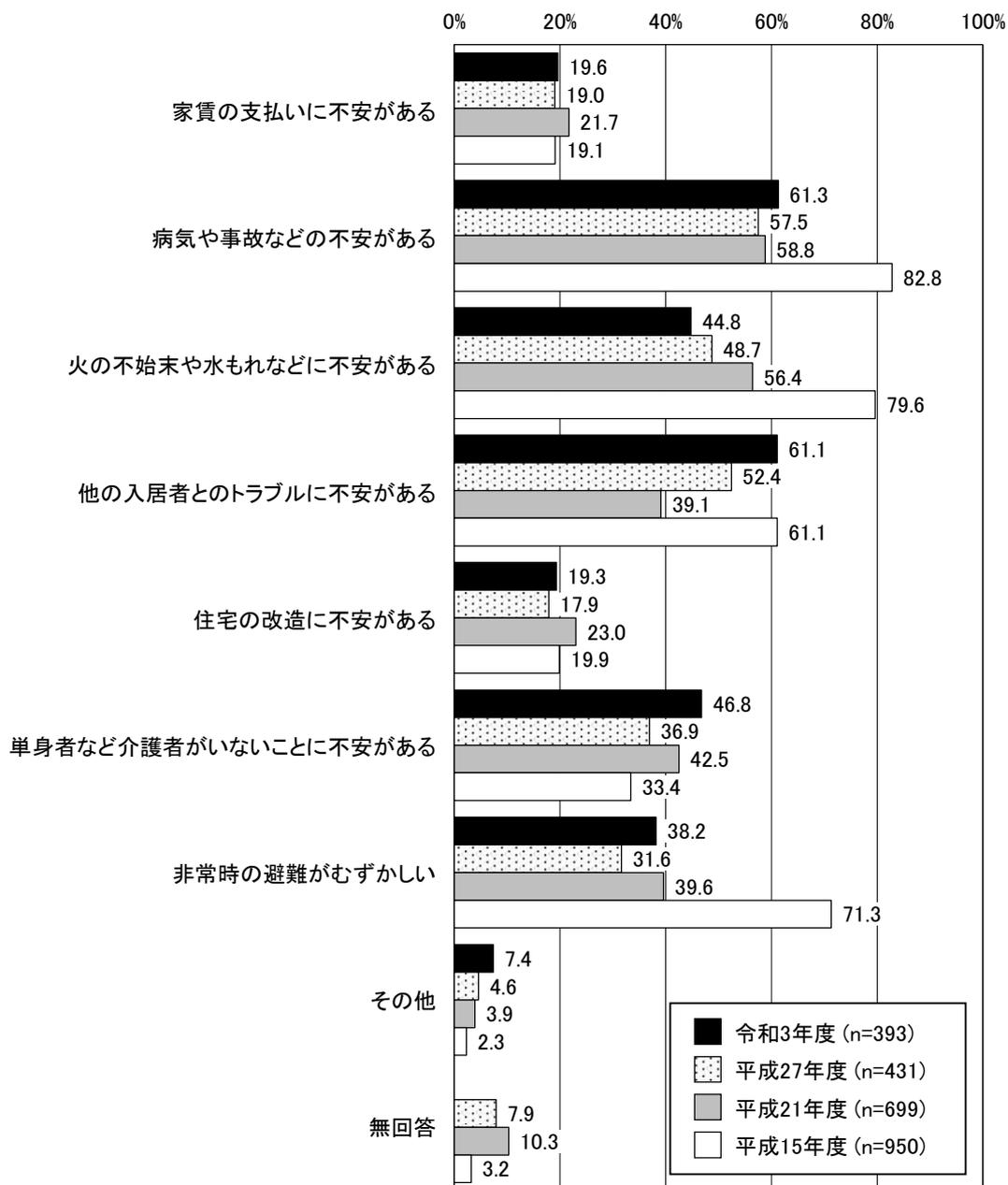
図 障がい者の入居を拒否する家主の理由

(複数回答／全体)



- ・問27で「ある」と答えた方の障がい者の入居を拒否する家主の理由についてみると、全体では「病気や事故などの不安がある」が61.3%で最も高く、次いで「他の入居者とのトラブルに不安がある」が僅差で61.1%、「単身者など介護者がいないことに不安がある」が46.8%の順となっている。

図 障がい者の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／年度間比較)



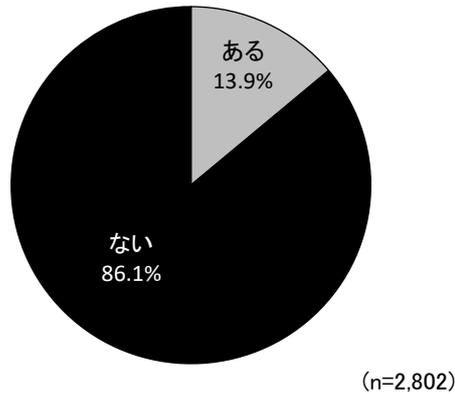
・年度間比較をすると、いずれの年度も「病気や事故などの不安がある」が最も高く、『平成15年度』『平成21年度』では次いで「火の不始末や水もれなど不安がある」の順となっているが、『平成27年度』『今回調査』では「他の入居者とのトラブルに不安がある」の順となっている。また、「火の不始末や水もれなどの不安がある」は調査年度毎に減少しており、「他の入居者とのトラブルに不安がある」は『平成21年度』以降増加している。

7-5 グループホーム入居の申込みを受けた経験

問 28 過去5年間程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、グループホーム（障がい者が共同で生活する形態）の入居の申込みを受けたことはありますか。（○はひとつ）

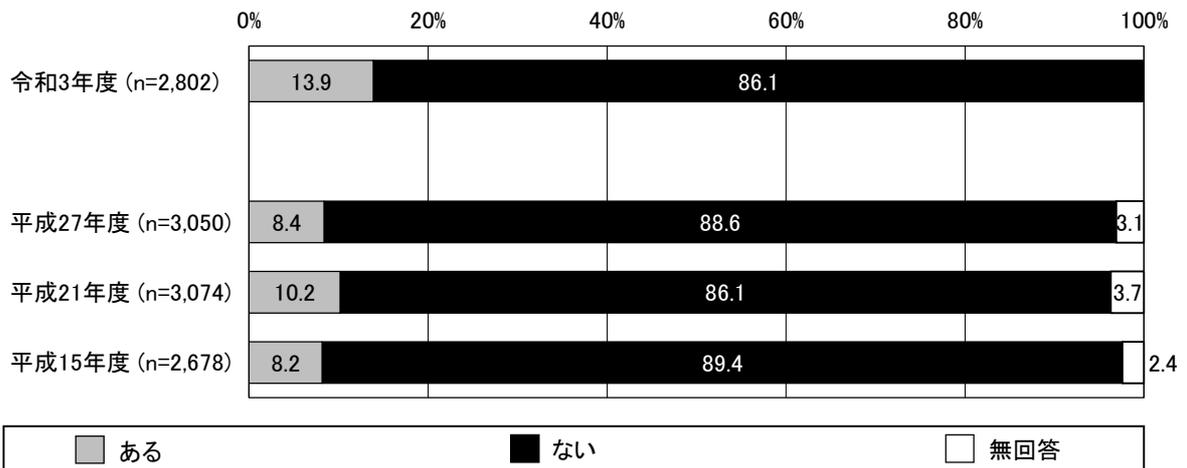
1 ある → 問 28-1 へ 2 ない → 問 29 へ

図 グループホーム入居の申込みを受けた経験
(単数回答/全体)



- ・グループホーム入居の申込みを受けた経験についてみると、全体では「ない」が 86.1%、「ある」が 13.9%となっている。

図 グループホーム入居の申込みを受けた経験
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「ある」は『今回調査』が13.9%で最も高くなっている。

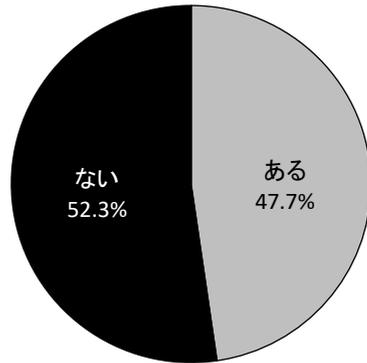
7-6 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験

(問28で「1：ある」とお答えの方)

問28-1 グループホーム（障がい者が共同で生活する形態）の入居を家主が拒否したことはありますか。（〇はひとつ）

1 ある → 問28-2へ 2 ない → 問29へ

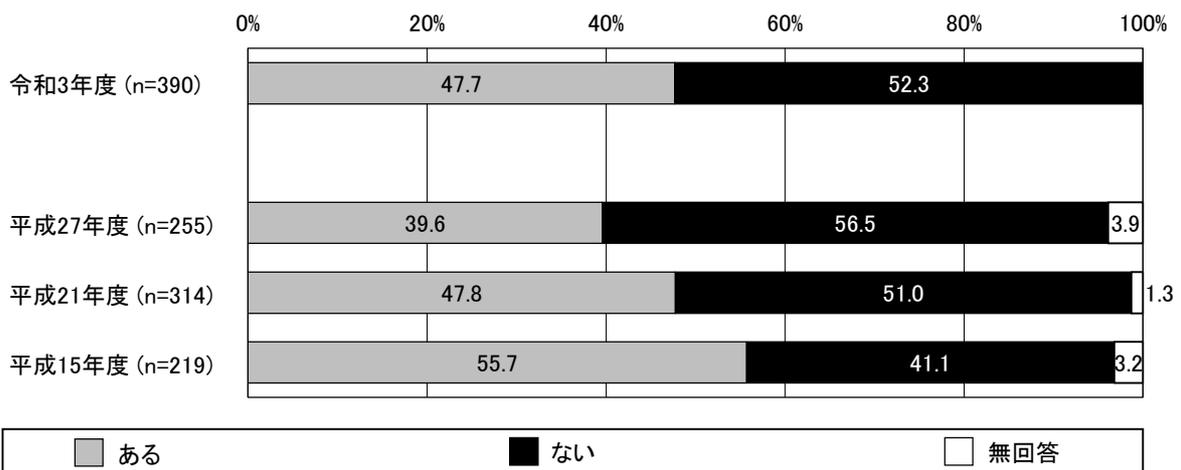
図 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/全体)



(n=390)

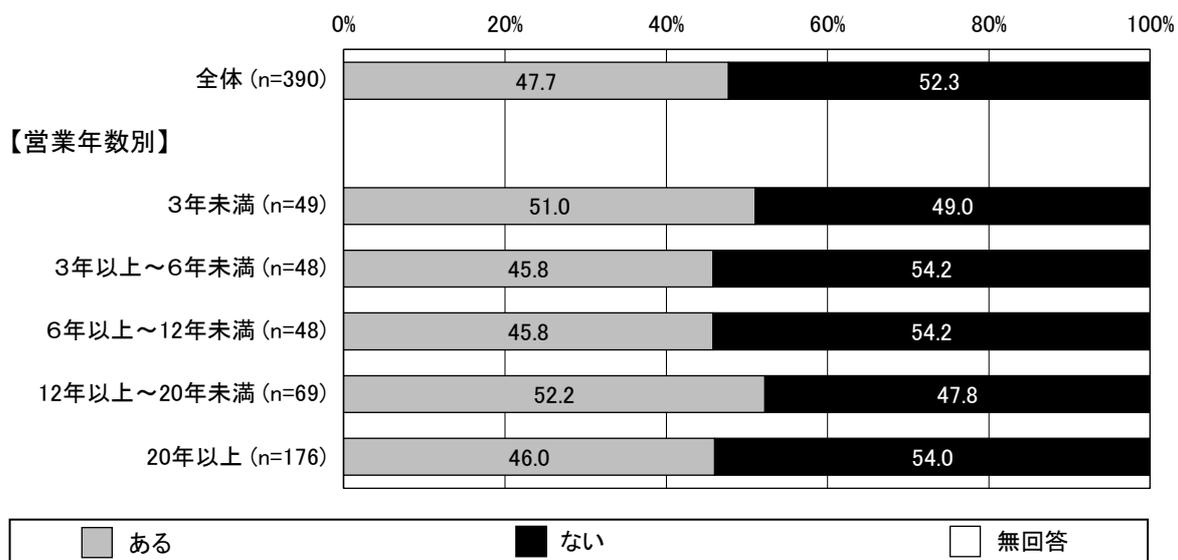
- ・問28で「ある」と答えた方の家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が52.3%、「ある」が47.7%となっている。

図 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「ある」は『平成15年度』から『平成27年度』にかけて減少していたが、『今回調査』では47.7%と『平成27年度』より8.1ポイント高くなっている。

図 家主からグループホーム入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/営業年数別)



・営業年数別にみると、「ある」はいずれの区分でも約4割半～約5割である。

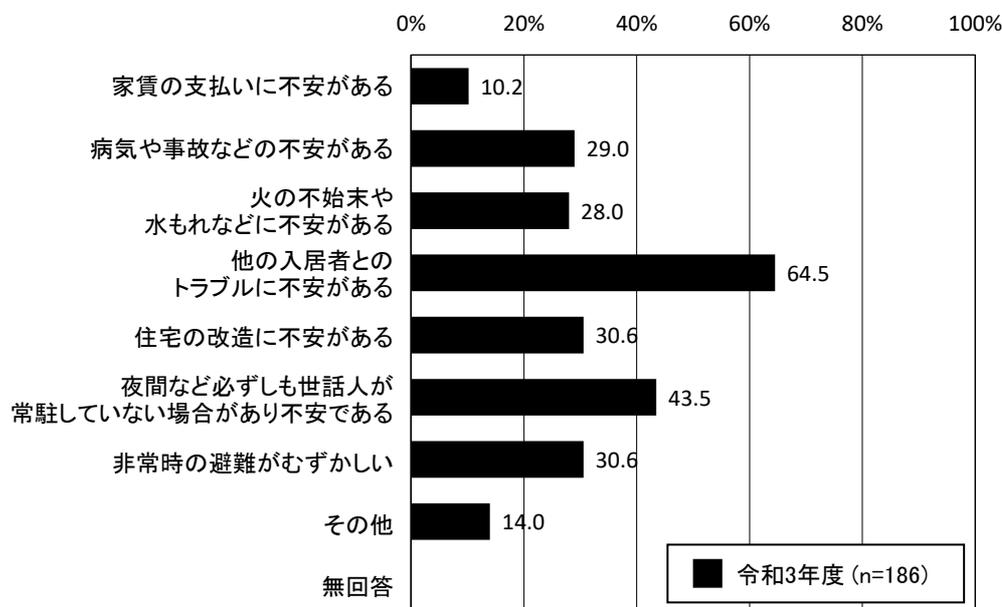
7-7 グループホームの入居を拒否する家主の理由

(問28-1で「1:ある」とお答えの方)

問28-2 家主がグループホーム（障がい者が共同で生活する形態）の入居を拒否した理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

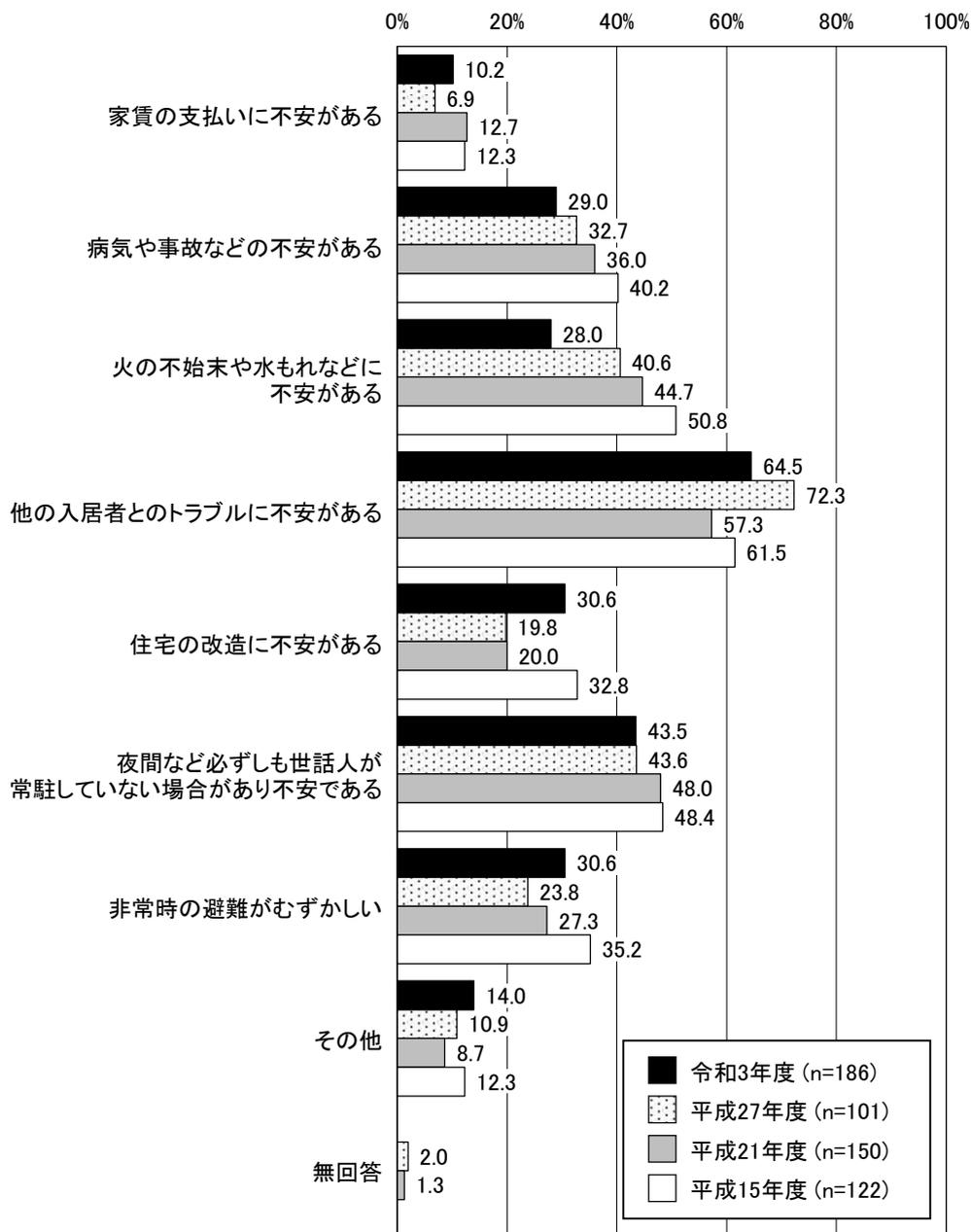
- 1 家賃の支払いに不安がある
- 2 病気や事故などの不安がある
- 3 火の不始末や水もれなどに不安がある
- 4 他の入居者とのトラブルに不安がある
- 5 住宅の改造に不安がある
- 6 夜間など必ずしも世話人が常駐していない場合があり不安である
- 7 非常時の避難がむずかしい
- 8 その他〔具体的に〕

図 グループホームの入居を拒否する家主の理由
(複数回答/全体)



- ・問28-1で「ある」と答えた方のグループホームの入居を拒否する家主の理由についてみると、全体では「他の入居者とのトラブルに不安がある」が64.5%で最も高く、次いで「夜間など必ずしも世話人が常駐していない場合があり不安である」が43.5%、「住宅の改造に不安がある」「非常時の避難がむずかしい」が30.6%の順となっている。

図 グループホームの入居を拒否する家主の理由
(複数回答／年度間比較)



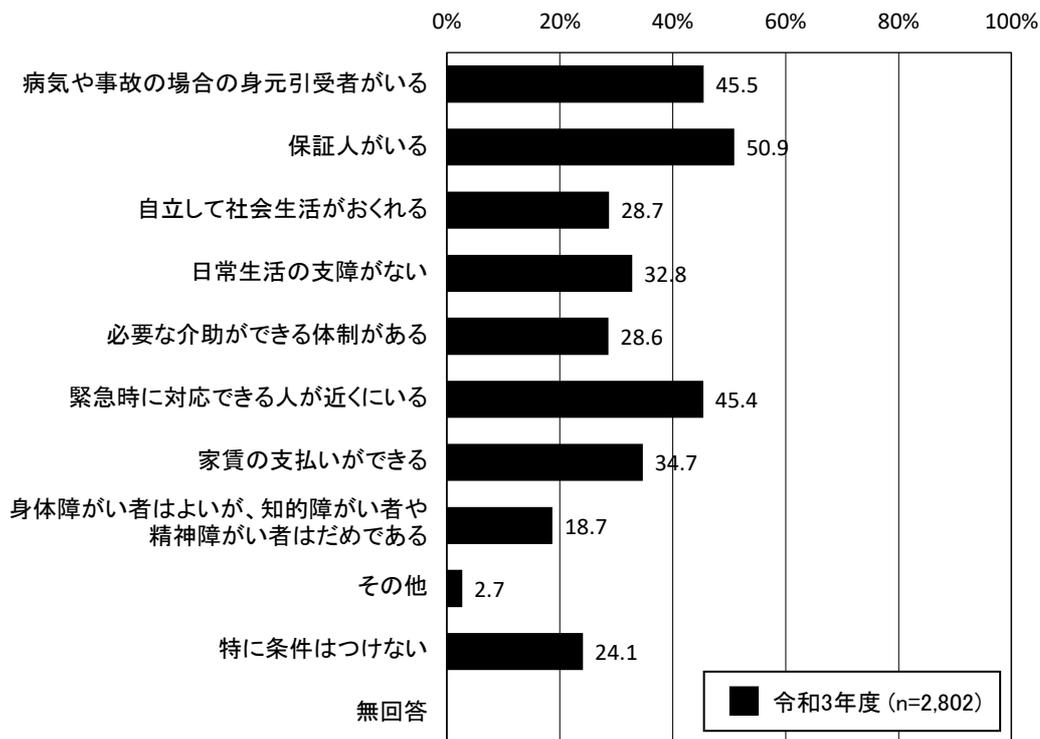
・年度間比較をすると、いずれの年度も「他の入居者とのトラブルに不安がある」が最も高く、『平成15年度』以外は「夜間など必ずしも世話人が常駐していない場合があり不安である」が続いている。また、「病気や事故などの不安がある」「火の不始末や水もれなどに不安がある」は、調査年度毎に減少しており、『今回調査』では「病気や事故などの不安がある」が29.0%と『平成15年度』より11.2ポイント低く、「火の不始末や水もれなどに不安がある」が28.0%と『平成15年度』より22.8ポイント低くなっている。

7-8 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件

問29 家主が障がい者の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○)

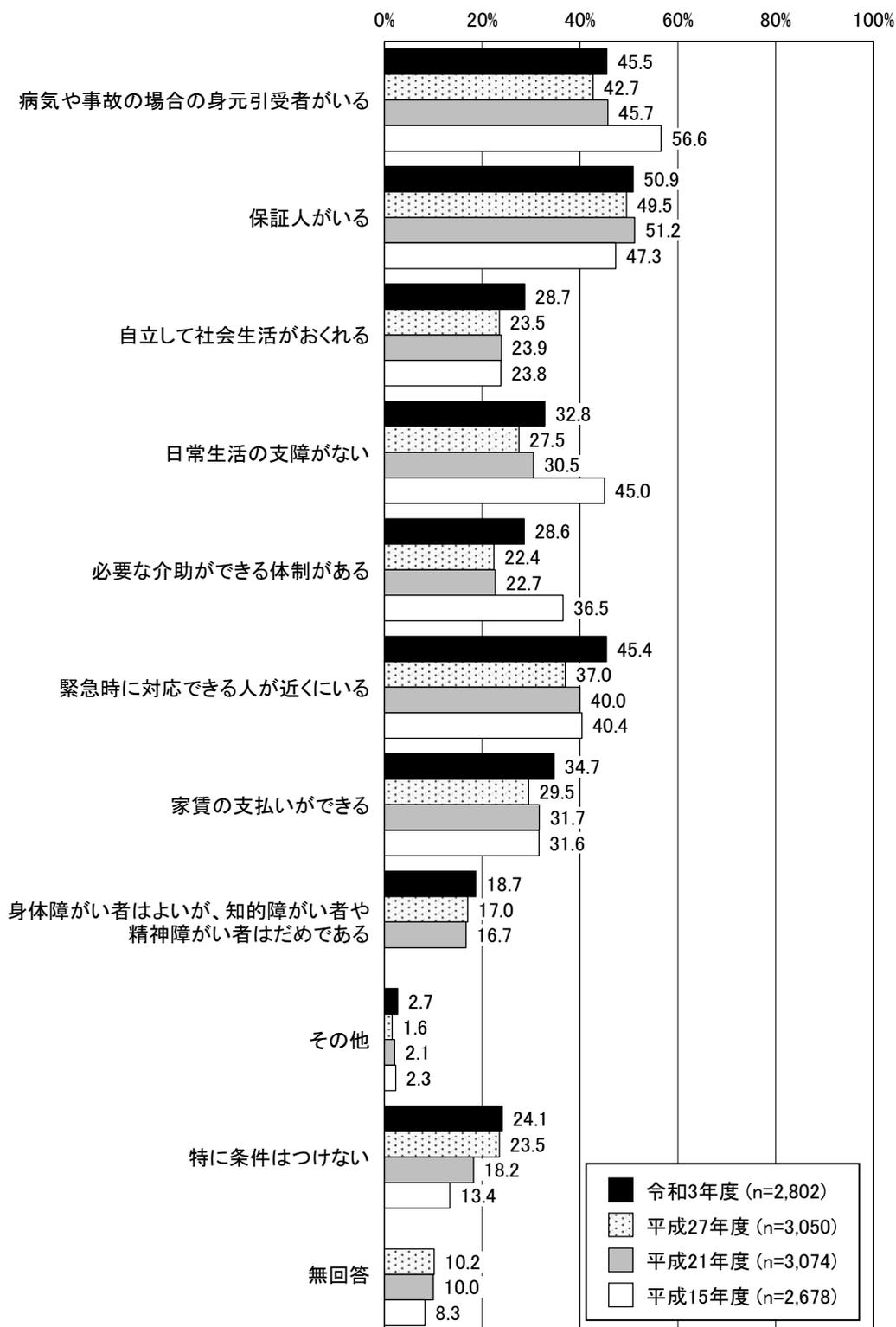
- 1 病気や事故の場合の身元引受者がある
- 2 保証人がある
- 3 自立して社会生活がおくれる
- 4 日常生活の支障がない
- 5 必要な介助ができる体制がある
- 6 緊急時に対応できる人が近くにいる
- 7 家賃の支払いができる
- 8 身体障がい者はよいが、知的障がい者や精神障がい者はだめである
- 9 その他〔具体的に
- 10 特に条件はつけない

図 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／全体)



・家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件についてみると、全体では「保証人がある」が50.9%で最も高く、次いで「病気や事故の場合の身元引受者がある」が45.5%、「緊急時に対応できる人が近くにいる」が45.4%の順となっている。

図 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／年度間比較)



・年度間比較をすると、『平成15年度』で「病気や事故の場合の身元引受者がある」が最も高いが、それ以降の年度では「保証人がある」が最も高くなっている。また「特に条件はつけない」は調査年度毎に増加し、『今回調査』では24.1%となっている。

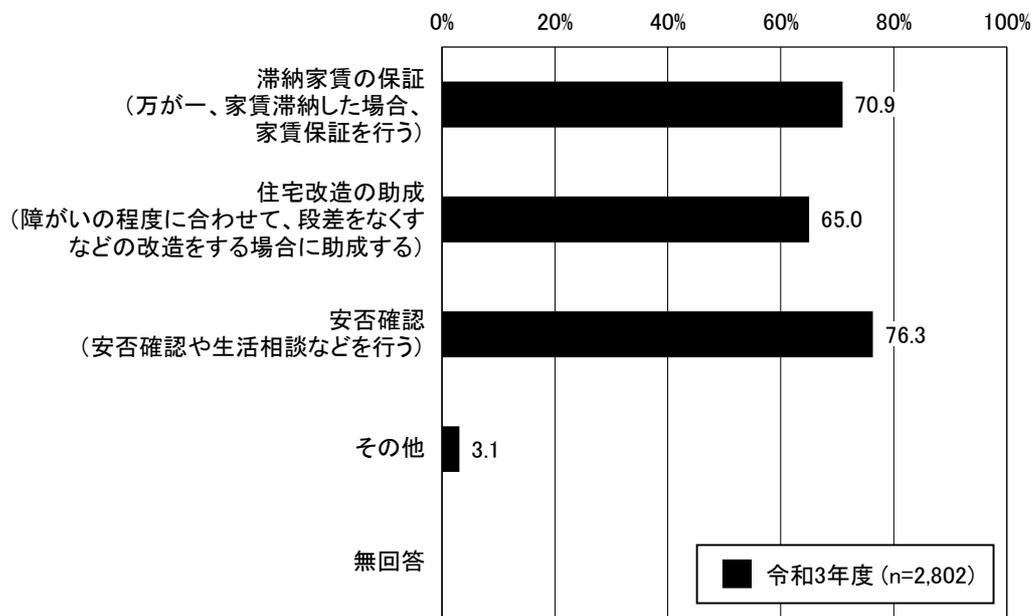
7-9 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み

問30 賃貸住宅の家主が障がい者を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 滞納家賃の保証（万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う）
- 2 住宅改造の助成（障がいの程度に合わせて、段差をなくすなどの改造をする場合に助成する）
- 3 安否確認（安否確認や生活相談などを行う）
- 4 その他〔具体的に 〕

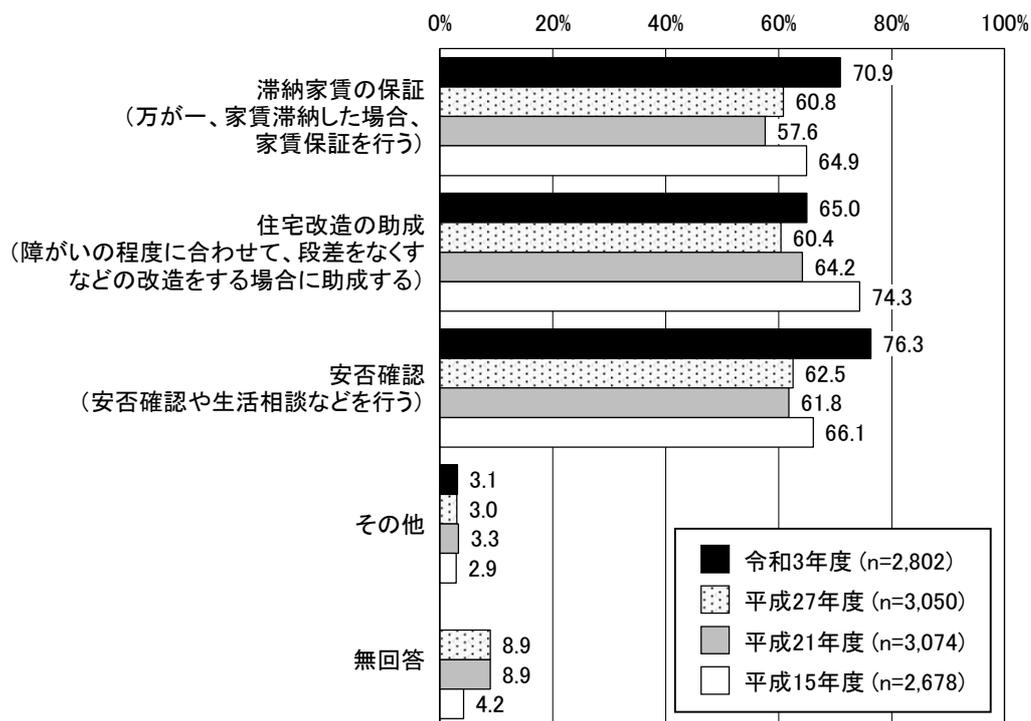
図 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み

（複数回答／全体）



- ・障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組みについてみると、全体では「安否確認（安否確認や生活相談などを行う）」が76.3%で最も高く、次いで「滞納家賃の保証（万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う）」が70.9%、「住宅改造の助成（障がいの程度に合わせて、段差をなくすなどの改造する場合に助成する）」が65.0%の順となっている。

図 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成15年度』『平成21年度』で「住宅改造の助成（障がいの程度に合わせて、段差をなくすなどの改造する場合に助成する）」が最も高いが、『平成27年度』『今回調査』では「安否確認（安否確認や生活相談などを行う）」が最も高くなっている。「滞納家賃の保証（万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う）」「安否確認（安否確認や生活相談などを行う）」は、過去3回の調査に比べて大きく増加し、『今回調査』ではそれぞれ70.9%、76.3%となっている。

8. 外国人の賃貸住宅への入居について

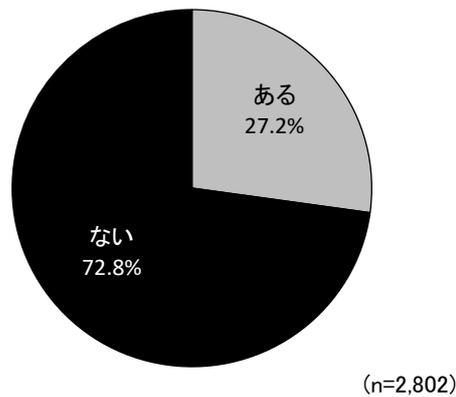
-
- 8-1 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験
 - 8-2 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応
 - 8-3 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え
 - 8-4 外国人の入居を拒否する家主の理由
 - 8-5 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件
 - 8-6 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み
 - 8-7 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無
 - 8-8 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由
-

8-1 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験

問31 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から外国人についてはことわるように言われたことはありますか。(〇はひとつ)

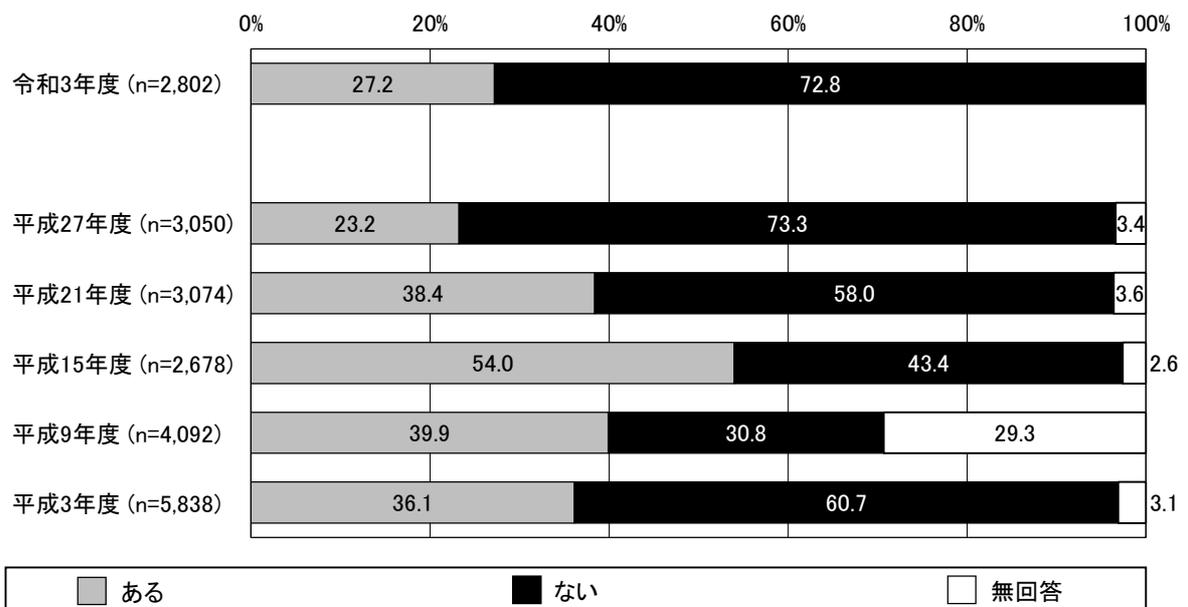
1 ある → 問31-1、31-2、31-3へ 2 ない → 問32へ

図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/全体)



- ・家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が72.8%、「ある」が27.2%となっている。

図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた経験
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「ない」は『平成15年度』の54.0%から『平成27年度』の23.2%にかけて減少したが、『今回調査』ではやや増加し27.2%となっている。

8-2 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応

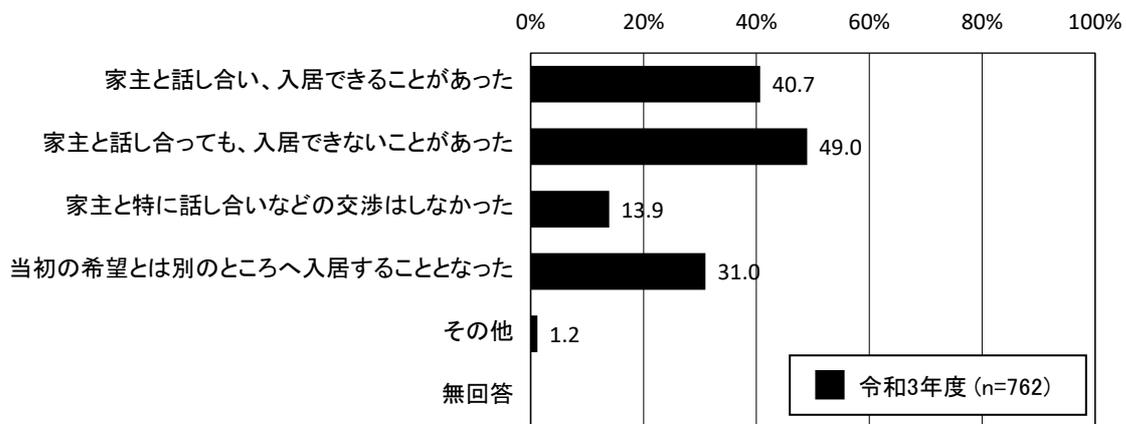
(問31で「1:ある」とお答えの方)

問31-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家主と話し合い、入居できることがあった
- 2 家主と話し合っても、入居できないことがあった
- 3 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった
- 4 当初の希望とは別のところへ入居することとなった
- 5 その他〔具体的に〕

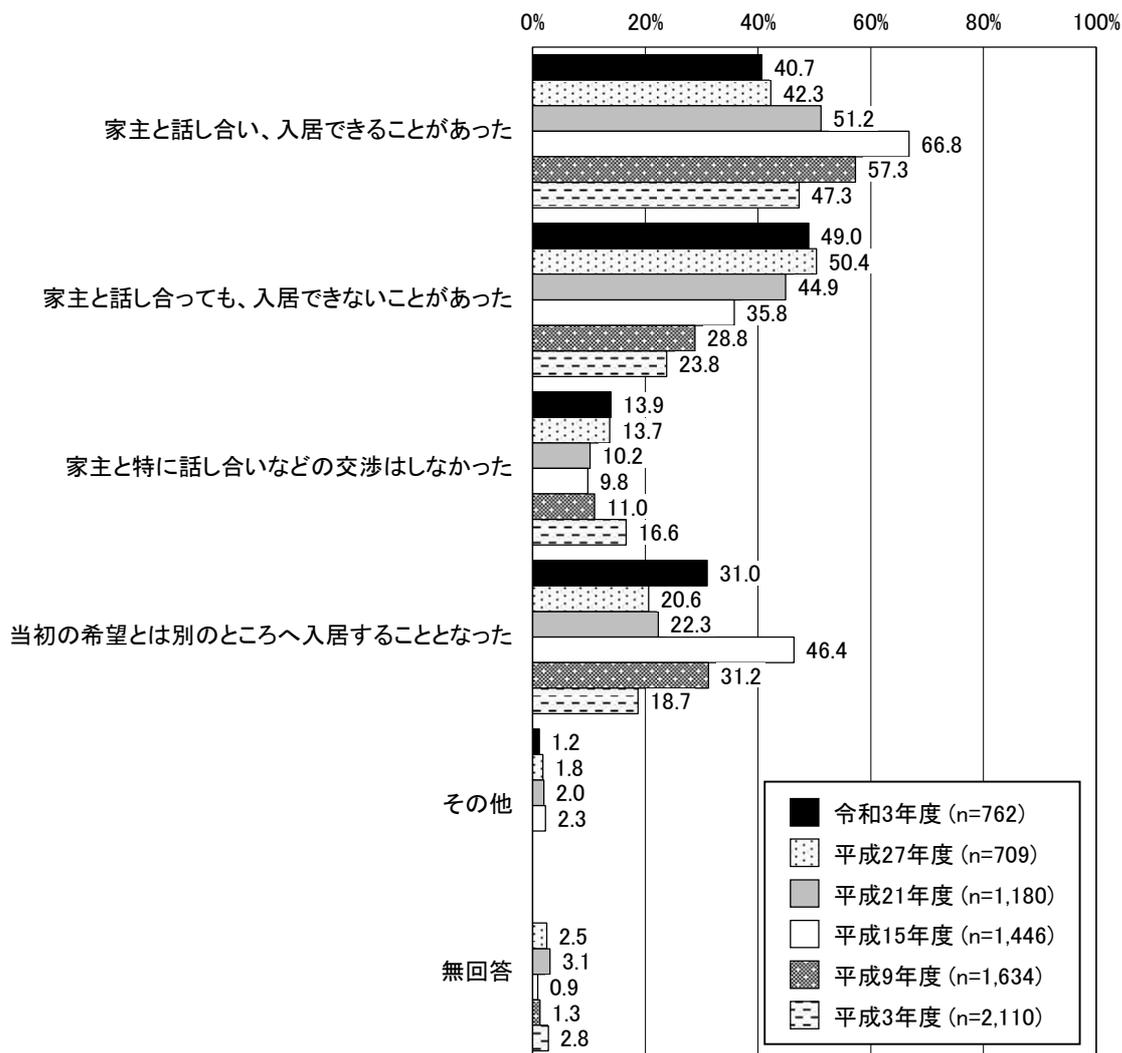
図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答/全体)



- ・問31で「ある」と答えた方の家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応についてみると、全体では「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が49.0%で最も高く、次いで「家主と話し合い、入居できることがあった」が40.7%、「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」が31.0%の順となっている。

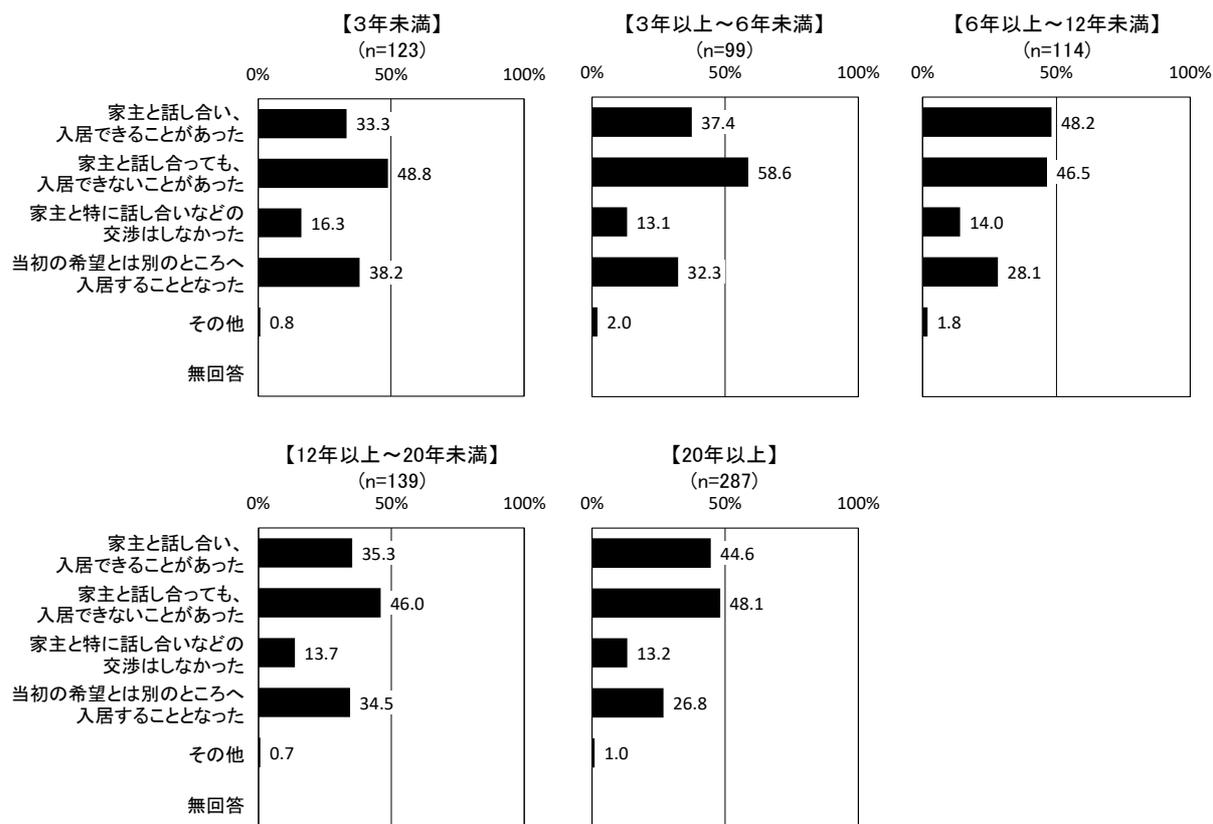
図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「家主と話し合い、入居できることがあった」は『平成15年度』以降減少しており、『今回調査』では40.7%と『平成15年度』から26.1ポイント低下している。一方、「家主と話し合っても、入居できないことがあった」は『平成3年度』から『平成27年度』にかけて増加しており、『今回調査』は『平成27年度』から横ばいとなっている。「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」は、『平成15年度』から『平成27年度』にかけて減少していたが、『今回調査』では31.0%と『平成27年度』より10.4ポイント増加している。

図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応

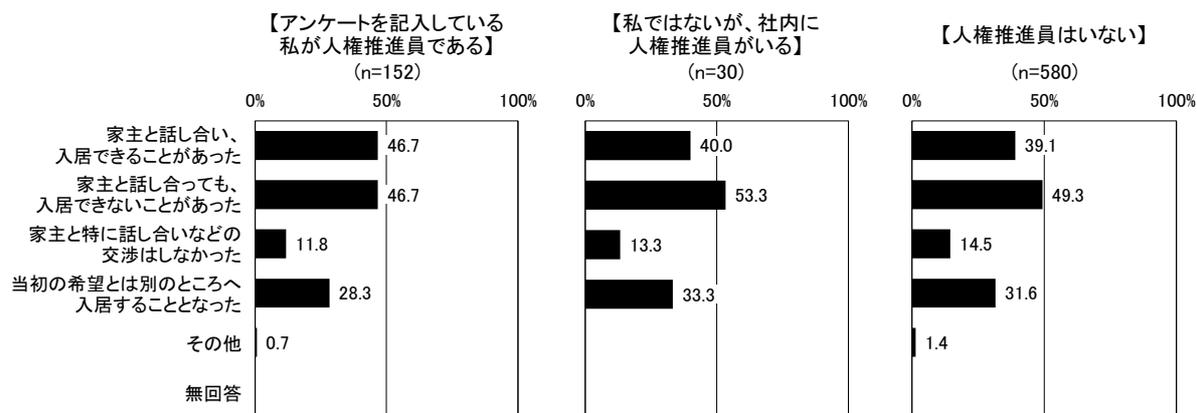
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、『6年以上～12年未満』では「家主と話し合い、入居できることがあった」が最も高くなっているが、その他の区分ではいずれも「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が最も高く、特に『3年以上～6年未満』で58.6%と高い。

図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応

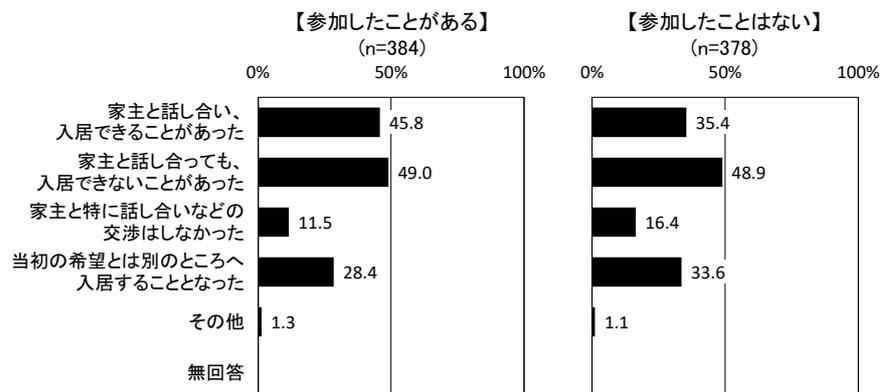
(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、『アンケートを記入している私が入権推進員である』では「家主と話し合い、入居できることがあった」と「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が46.7%と同率で最も高くなっている。

図 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、いずれの区分も「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が最も高く、次いで「家主と話し合い、入居できることがあった」「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」の順となっている。

8-3 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え

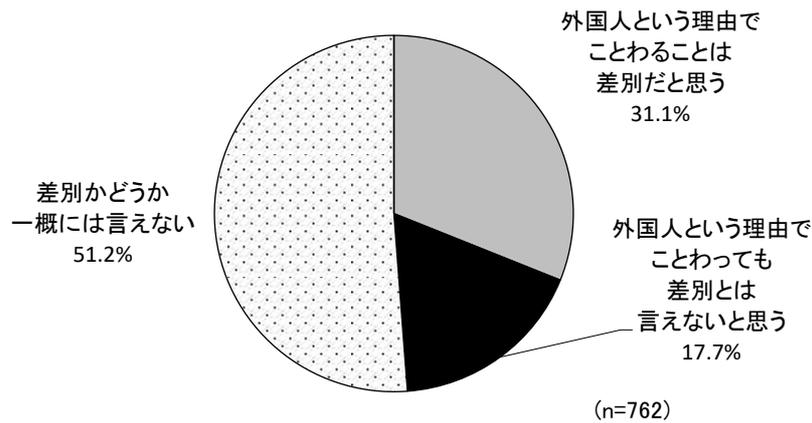
(問31で「1:ある」とお答えの方)

問31-2 このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。(○はひとつ)

- 1 外国人という理由でことわることは差別だと思う
- 2 外国人という理由でことわっても差別とは言えないと思う
- 3 差別かどうか一概には言えない

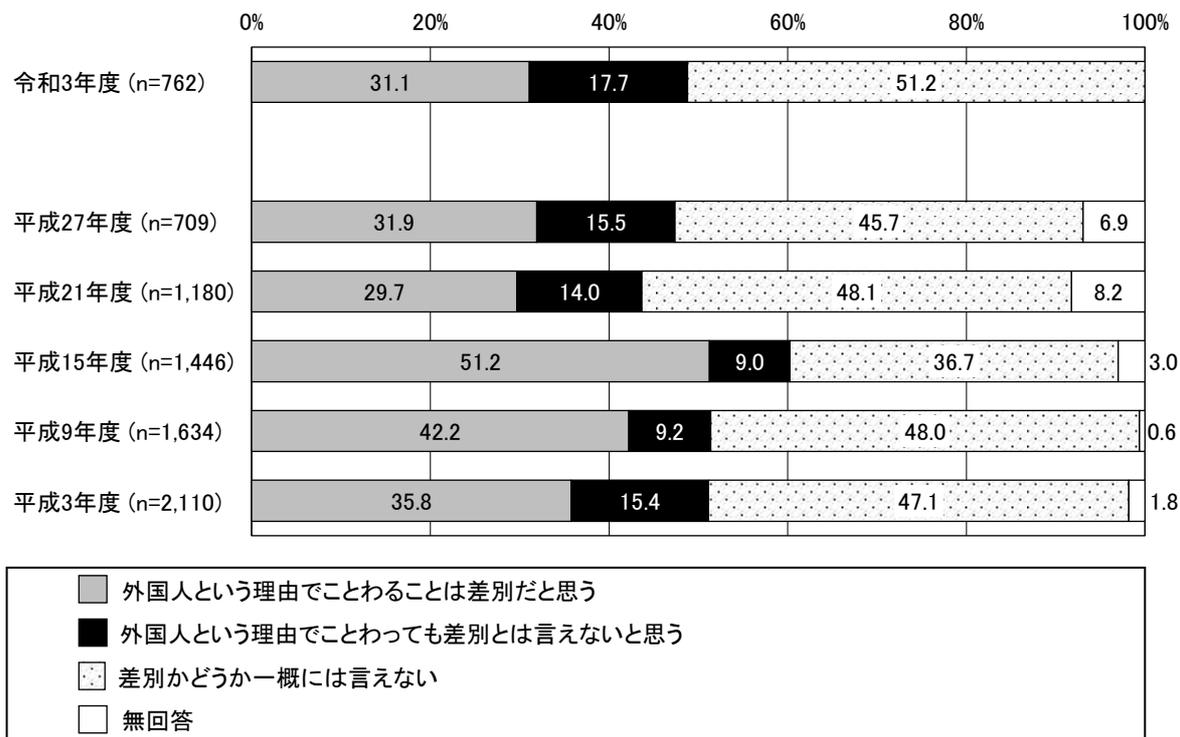
図 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答/全体)



・問31で「ある」と答えた方の外国人拒否の家主の態度に対する考えについてみると、全体では「差別かどうか一概には言えない」が51.2%、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」が31.1%、「外国人という理由でことわっても差別とは言えないと思う」が17.7%の順となっている。

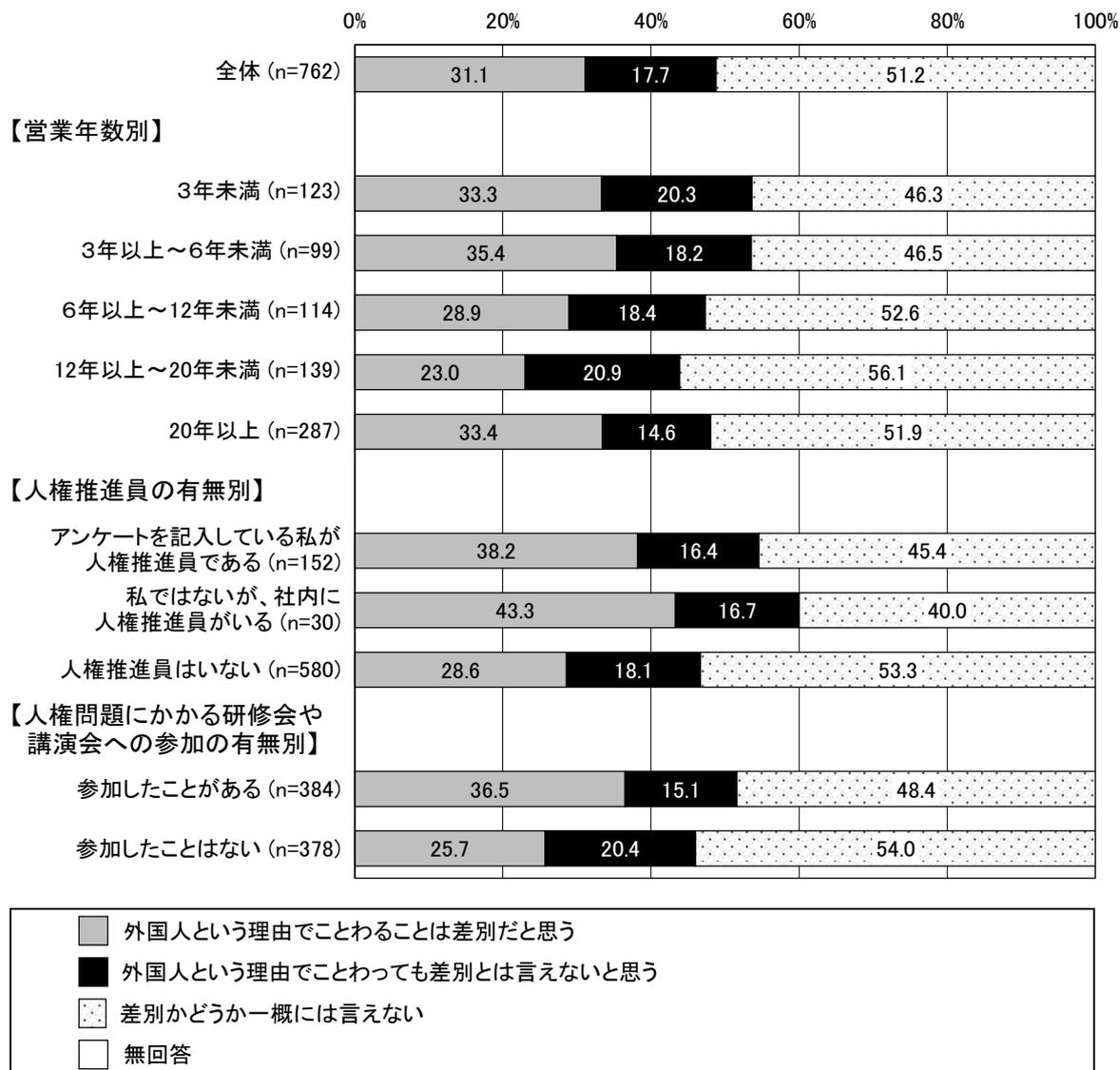
図 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は『平成15年度』では51.2%であったが、『平成21年度』から『今回調査』までは約3割となっている。「外国人という理由でことわっても差別とは言えないと思う」は『平成15年度』以降、微増が続いている。

図 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え

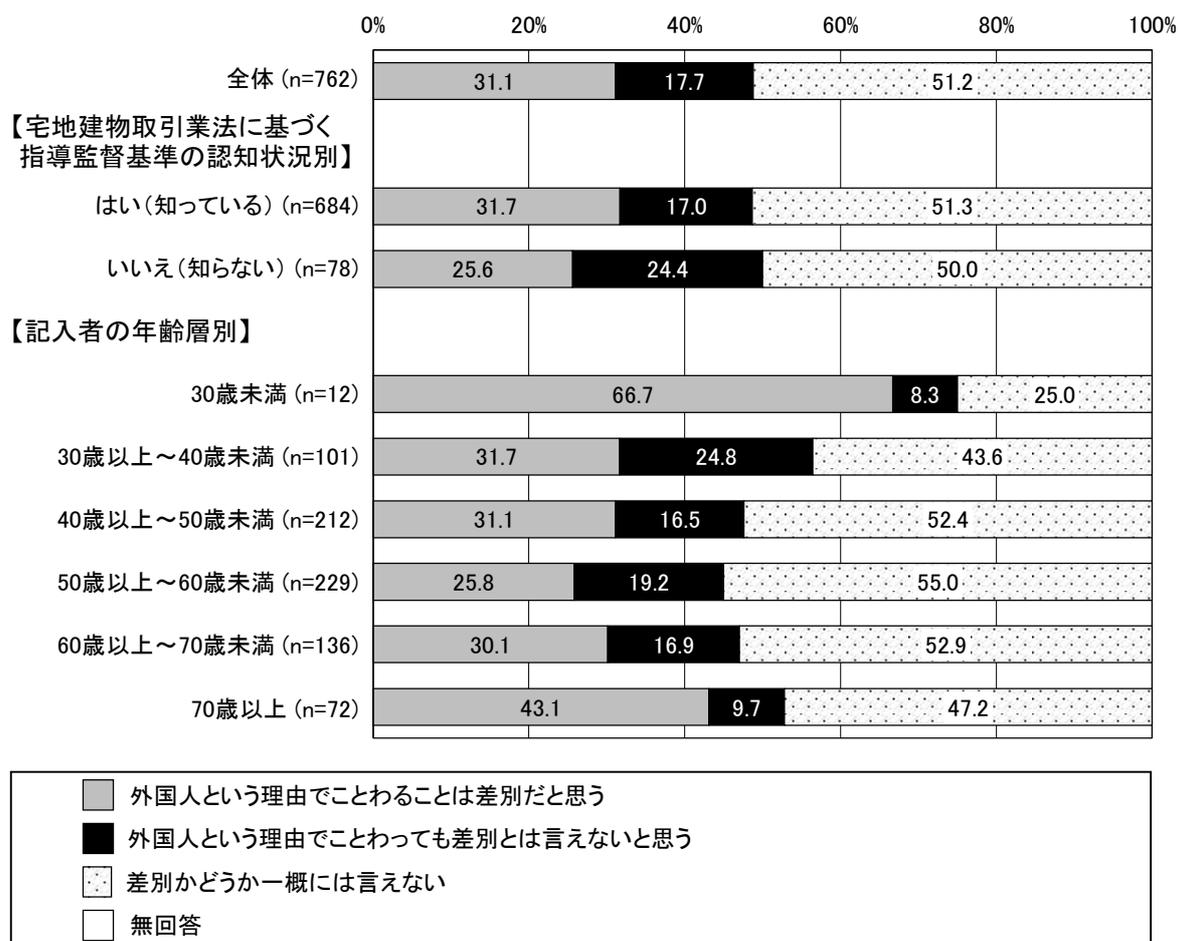
(単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は『12年以上～20年未満』で23.0%と最も低くなっている。
- ・人権推進員の有無別にみると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は『私ではないが、社内に人権推進員がいる』で43.3%と最も高く、『人権推進員はいない』で28.6%と最も低くなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は『参加したことがある』で36.5%、『参加したことはない』で25.7%となっており、その差は10.8ポイントとなっている。

図 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答／宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別、記入者の年齢層別)



- ・宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別にみると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は『はい (知っている)』で31.7%、『いいえ (知らない)』で25.6%となっており、その差は6.1ポイントとなっている。
- ・記入者の年齢層別にみると、「外国人という理由でことわることは差別だと思う」は、サンプル数が少ないが、『30歳未満』で66.7%と特に高くなっている。次いで『70歳以上』で43.1%となっており、『50歳以上～60歳未満』で25.8%と最も低くなっている。その他の区分では、約3割となっている。

8-4 外国人の入居を拒否する家主の理由

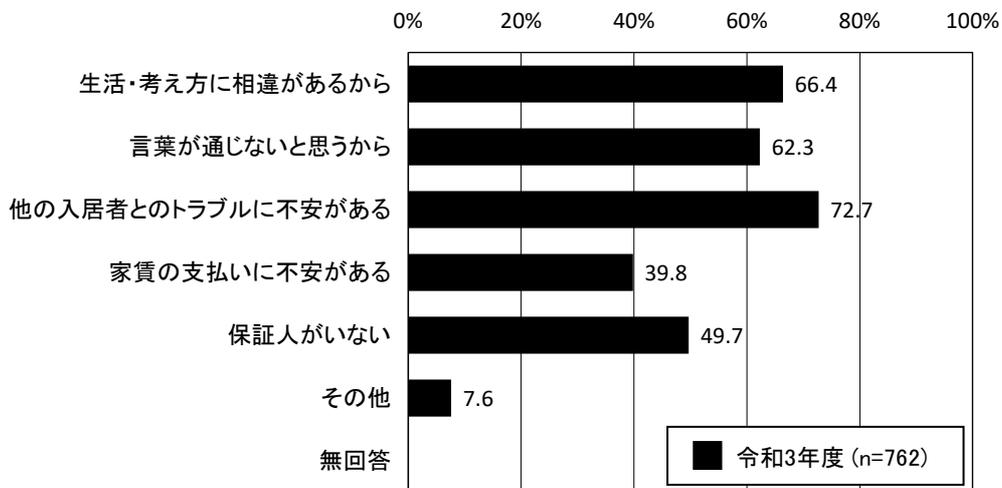
(問31で「1:ある」とお答えの方)

問31-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 生活・考え方に相違があるから
- 2 言葉が通じないと思うから
- 3 他の入居者とのトラブルに不安がある
- 4 家賃の支払いに不安がある
- 5 保証人がいない
- 6 その他〔具体的に

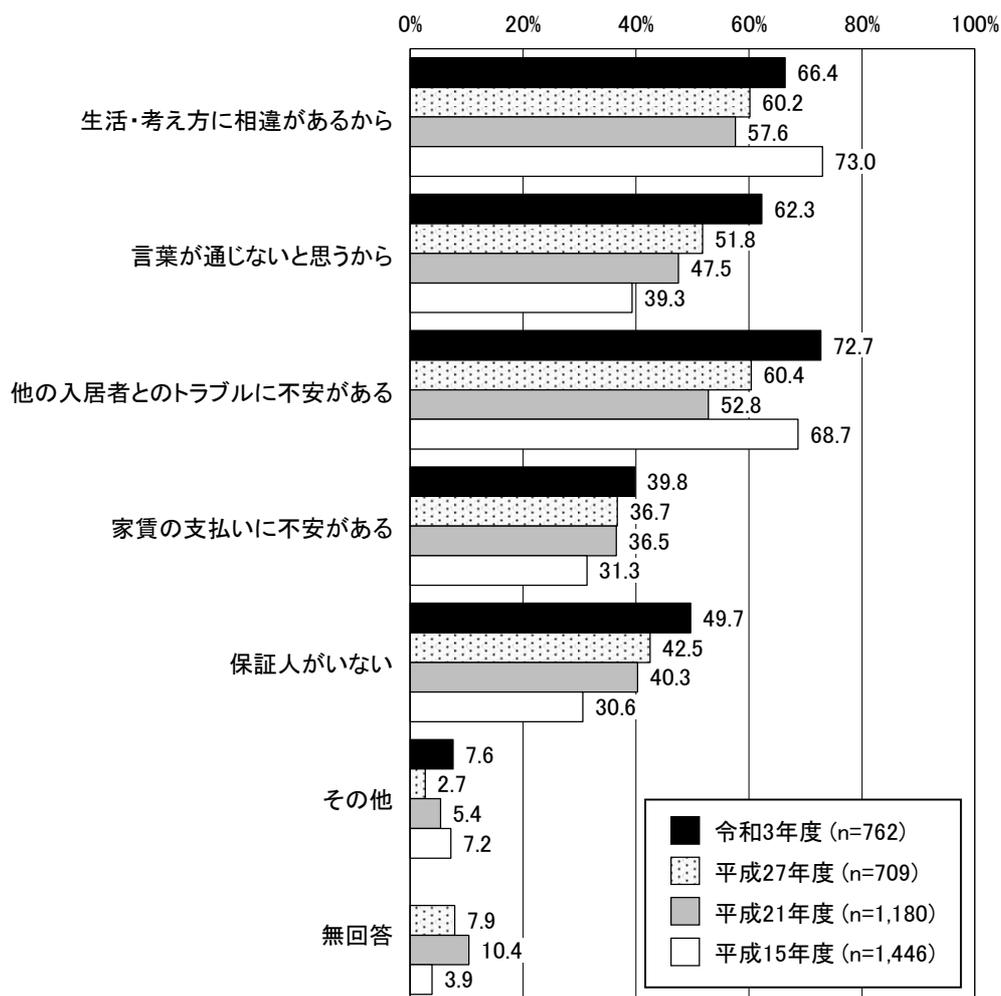
図 外国人の入居を拒否する家主の理由

(複数回答/全体)



- ・問31で「ある」と答えた方の外国人の入居を拒否する家主の理由についてみると、全体では「他の入居者とのトラブルに不安がある」が72.7%で最も高く、次いで「生活・考え方に相違があるから」が66.4%、「言葉が通じないと思うから」が62.3%の順となっている。

図 外国人の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／年度間比較)



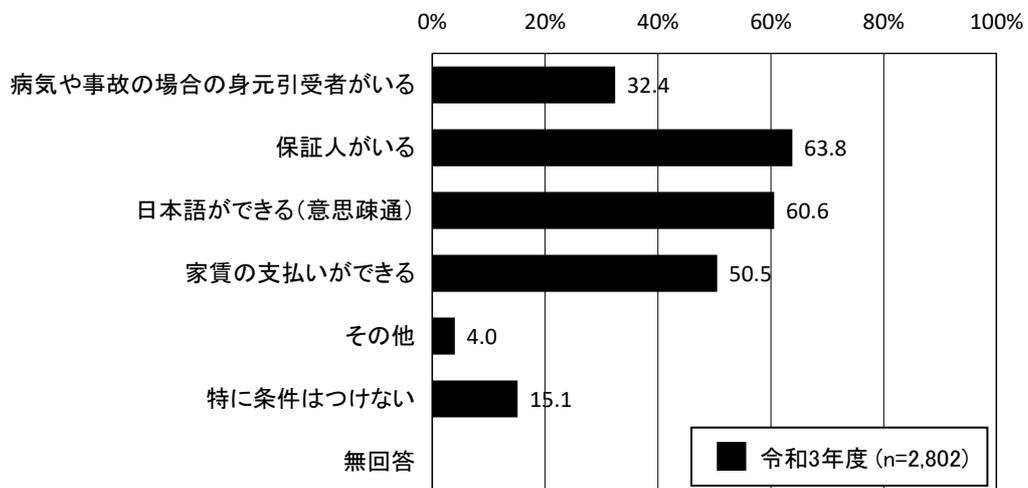
・年度間比較をすると、『平成15年度』『平成21年度』で「生活・考え方に相違があるから」が最も高いが、『平成27年度』『今回調査』では「他の入居者とのトラブルに不安がある」が最も高くなっている。「生活・考え方に相違があるから」「他の入居者とのトラブルに不安がある」は『平成21年度』以降、その他の項目は『平成15年度』以降、いずれも増加しており、特に「言葉が通じないと思うから」は『今回調査』で62.3%と『平成15年』より23.0ポイント高くなっている。

8-5 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件

問32 家主が外国人の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○)

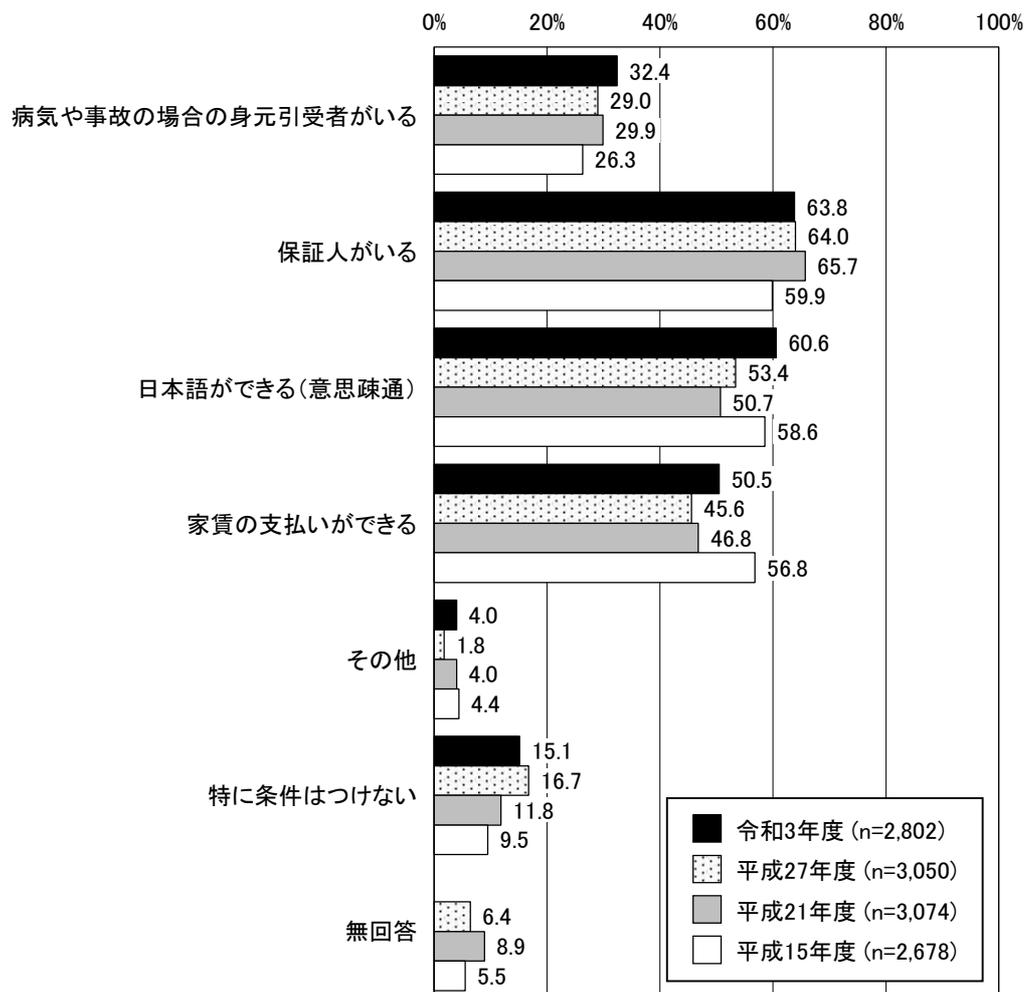
- 1 病気や事故の場合の身元引受者がいる
- 2 保証人がいる
- 3 日本語ができる(意思疎通)
- 4 家賃の支払いができる
- 5 その他〔具体的に
- 6 特に条件はつけない

図 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件
(複数回答/全体)



- ・家主が外国人の入居を受け入れる際の条件についてみると、全体では「保証人がいる」が63.8%で最も高く、次いで「日本語ができる(意思疎通)」が60.6%、「家賃の支払いができる」が50.5%の順となっている。

図 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／年度間比較)



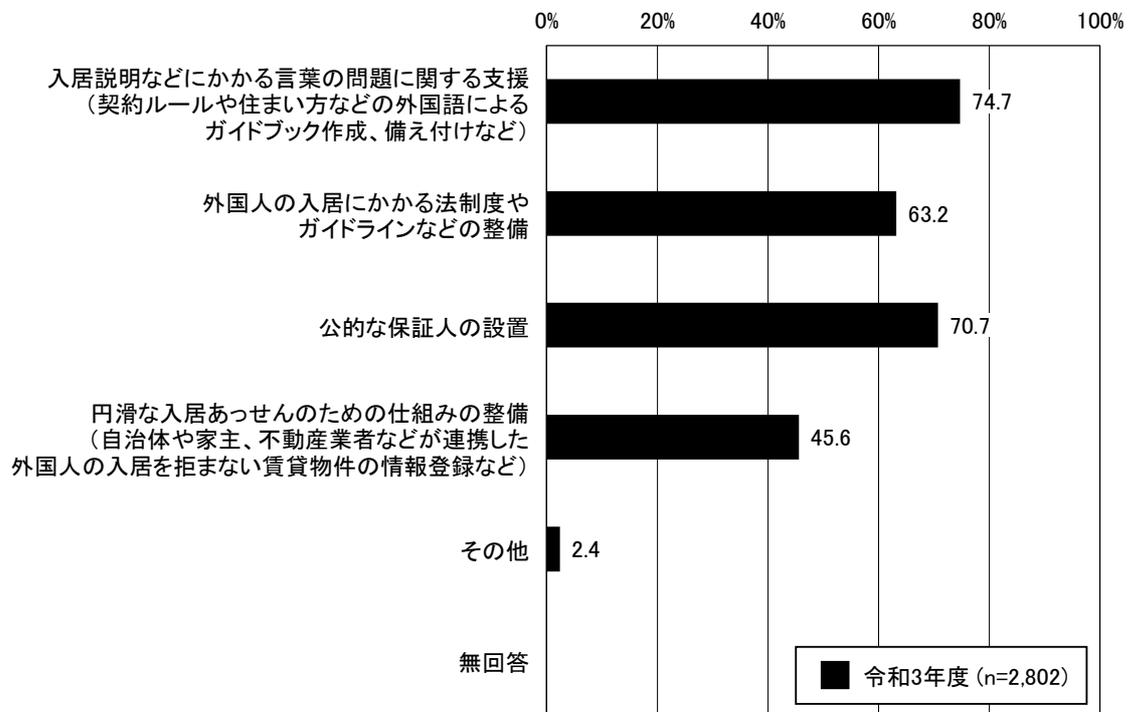
- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「保証人がある」が最も高く、次いで「日本語ができる（意思疎通）」「家賃の支払いができる」の順となっている。「日本語ができる（意思疎通）」は、『平成21年度』以降増加しており、『今回調査』では60.6%となっている。

8-6 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み

問33 賃貸住宅の家主が外国人を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

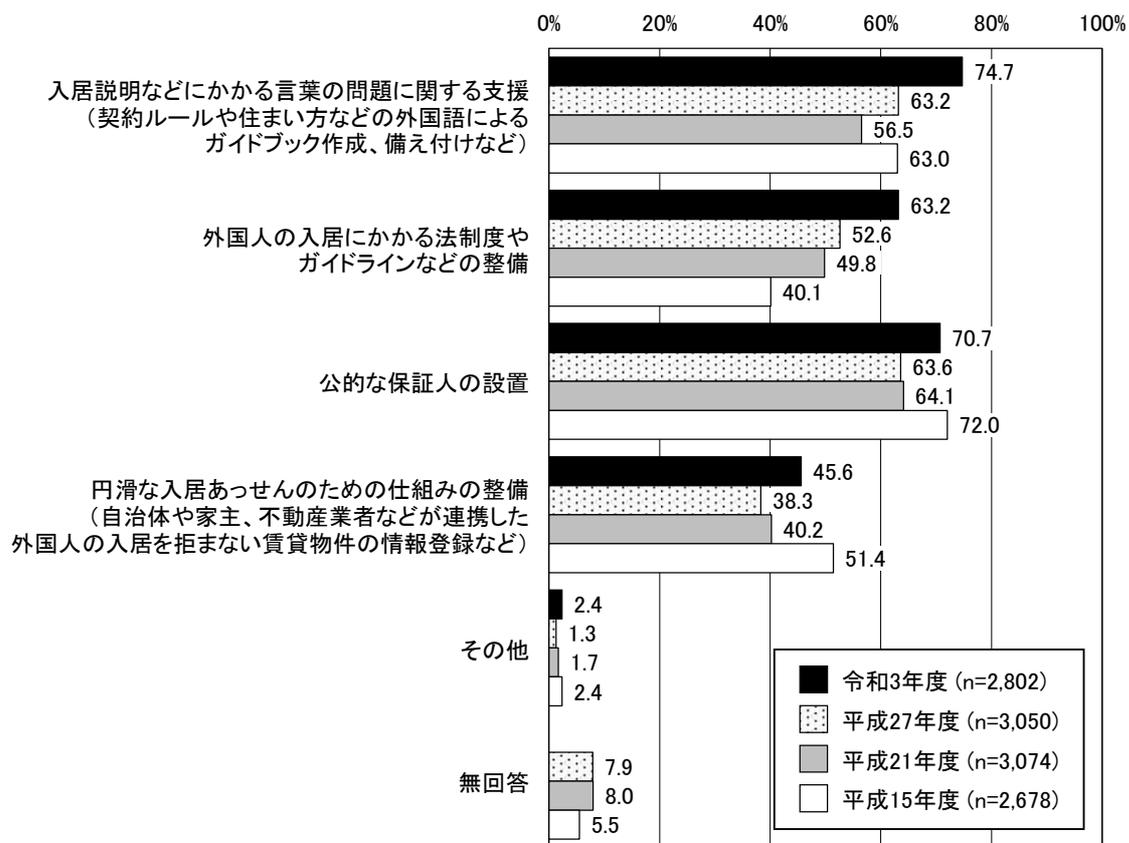
- 1 入居説明などにかかる言葉の問題に関する支援（契約ルールや住まい方などの外国語によるガイドブック作成、備え付けなど）
- 2 外国人の入居にかかる法制度やガイドラインなどの整備
- 3 公的な保証人の設置
- 4 円滑な入居あっせんのための仕組みの整備（自治体や家主、不動産業者などが連携した外国人の入居を拒まない賃貸物件の情報登録など）
- 5 その他〔具体的に〕

図 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み
（複数回答／全体）



- ・外国人を受け入れやすくするための有効な取り組みについてみると、全体では「入居説明などにかかる言葉の問題に関する支援（契約ルールや住まい方などの外国語によるガイドブック作成、備え付けなど）」が74.7%で最も高く、次いで「公的な保証人の設置」が70.7%、「外国人の入居にかかる法制度やガイドラインなどの整備」が63.2%の順となっている。

図 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答／年度間比較)



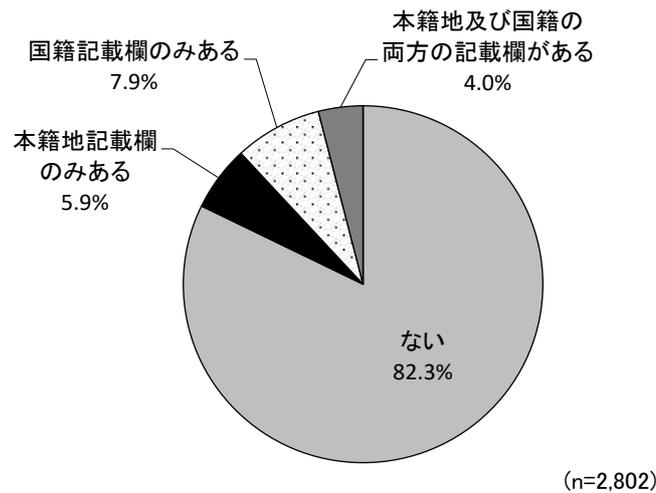
- ・年度間比較をすると、『平成27年度』までは「公的な保証人の設置」が最も高かったが、『今回調査』では「入居説明などにかかる言葉の問題に関する支援（契約ルールや住まい方などの外国語によるガイドブック作成、備え付けなど）」が最も高くなっている。「入居説明などにかかる言葉の問題に関する支援（契約ルールや住まい方などの外国語によるガイドブック作成、備え付けなど）」は『平成21年度』以降、「外国人の入居にかかる法制度やガイドラインなどの整備」は『平成15年度』以降、増加傾向にあり、『今回調査』ではそれぞれ74.7%、63.2%となっている。

8-7 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無

問34 現在、使用されている入居申込書に本籍地・国籍欄はありますか。(○はひとつ)

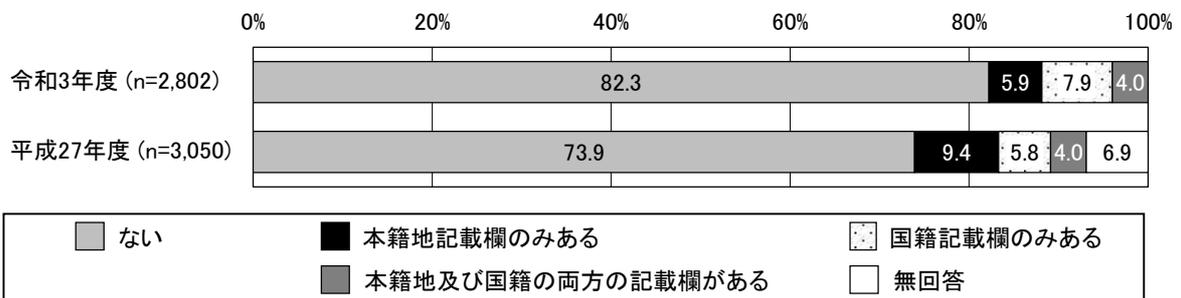
- | | | |
|---|-------------------|----------|
| 1 | ない | → 問35へ |
| 2 | 本籍地記載欄のみある | → 問34-1へ |
| 3 | 国籍記載欄のみある | |
| 4 | 本籍地及び国籍の両方の記載欄がある | |

図 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無
(単数回答/全体)



- ・使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無についてみると、全体では「ない」が82.3%、次いで「国籍記載欄のみある」が7.9%、「本籍地記載欄のみある」が5.9%の順となっている。

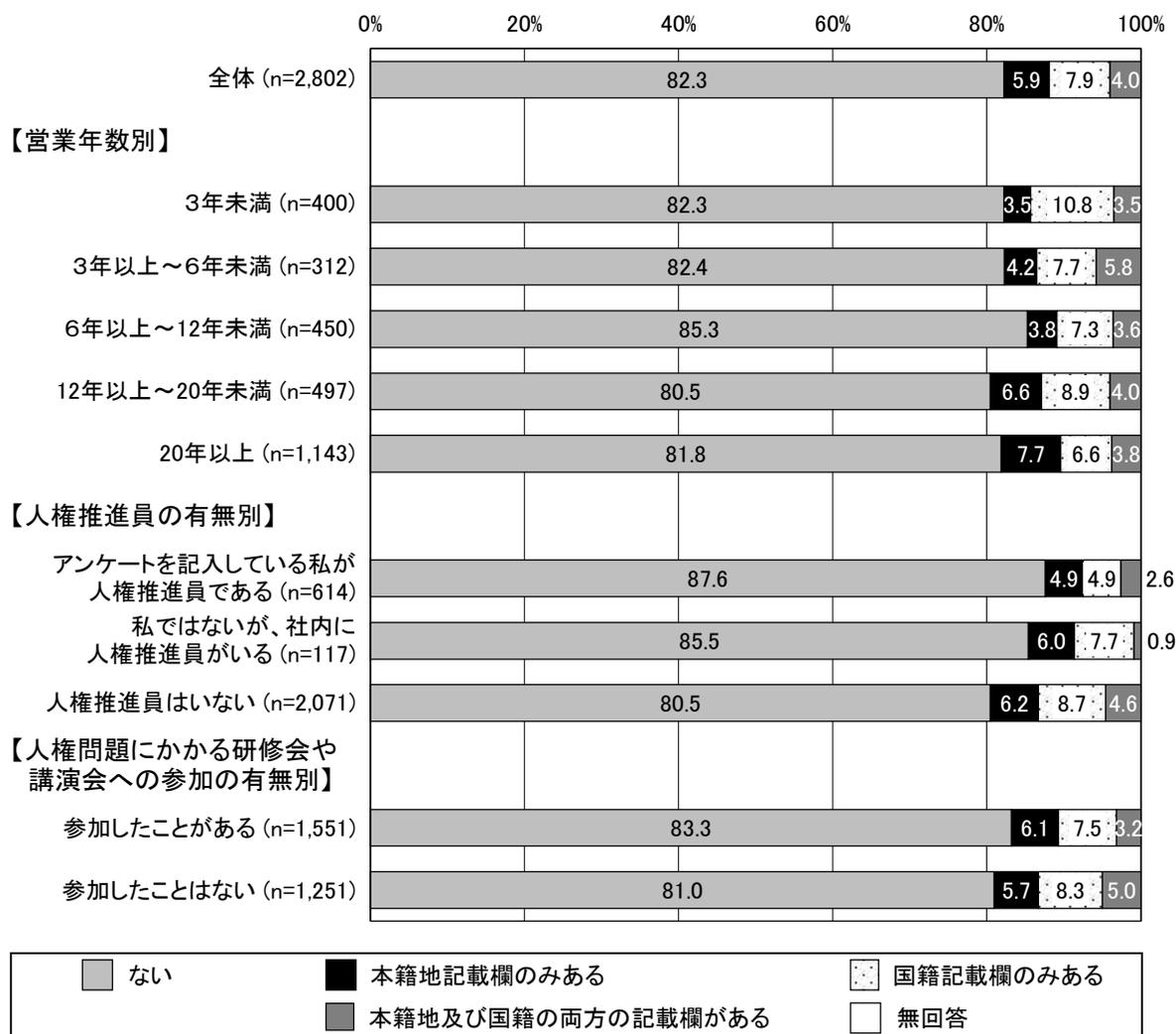
図 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無
(単数回答/年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「ない」は『今回調査』では82.3%と『平成27年度』より8.4ポイント高くなっている。

図 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無

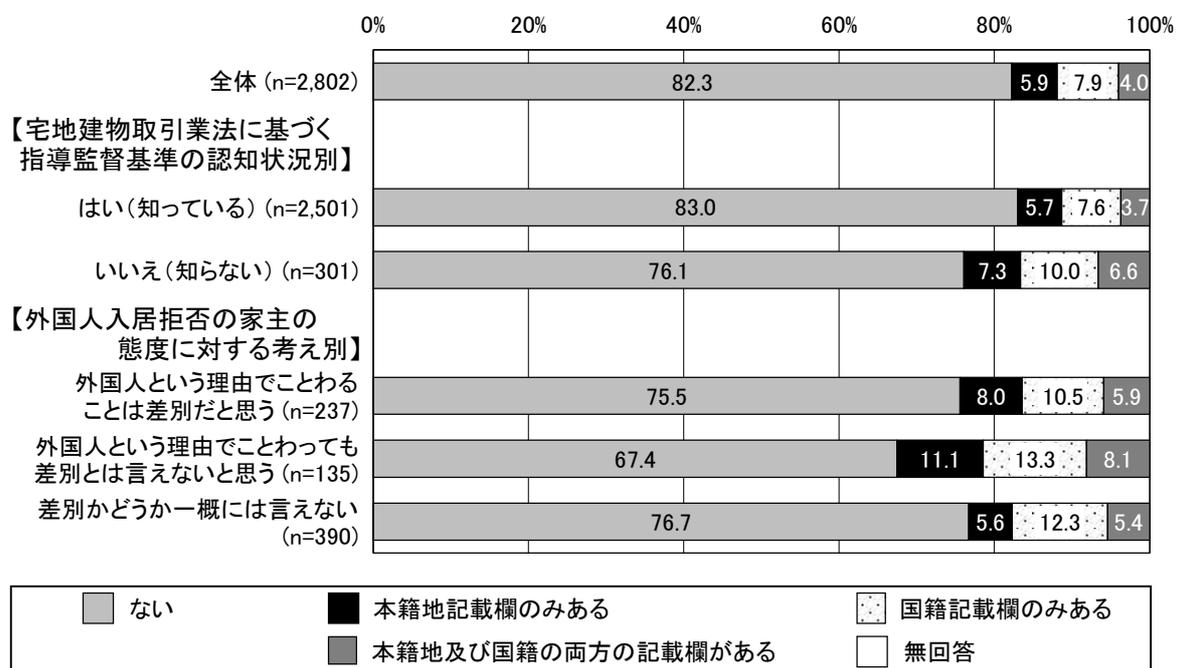
(単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、「ない」はいずれの営業年数も約8割～8割半となっている。「本籍地記載欄のみある」は、『20年以上』で、「国籍記載欄のみある」は『3年未満』で高めとなっている。
- ・人権推進員の有無別にみると、「ない」は『アンケートを記入している私が人権推進員である』で87.6%と最も高く、『人権推進員はいない』で80.5%と最も低くなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、大きな差はみられない。

図 使用している入居申込書の本籍地・国籍欄の有無

(単数回答／宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別、外国人入居拒否の家主の態度に対する考え別)



- ・ 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別にみると、「ない」は『はい(知っている)』で83.0%、『いいえ(知らない)』で76.1%となっており、その差は6.9ポイントとなっている。
- ・ 外国人入居拒否の家主の態度に対する考え別にみると、「ない」は『差別かどうか一概には言えない』『外国人という理由でことわることは差別だと思う』では約7割半だが、『外国人という理由でことわっても差別とは言えないと思う』では67.4%と低めになっている。

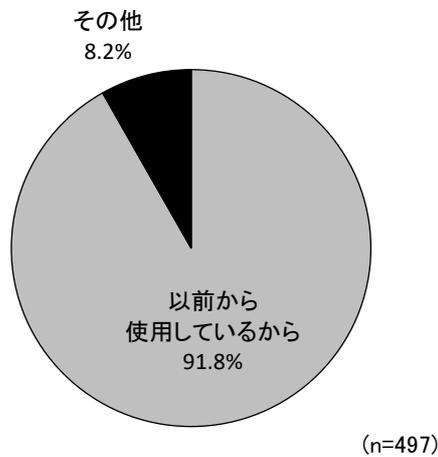
8-8 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由

(問34で「2：本籍地記載欄のみある」「3：国籍記載欄のみある」「4：本籍地及び国籍の両方の記載欄がある」とお答えの方)

問34-1 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由を教えてください。
(○はひとつ)

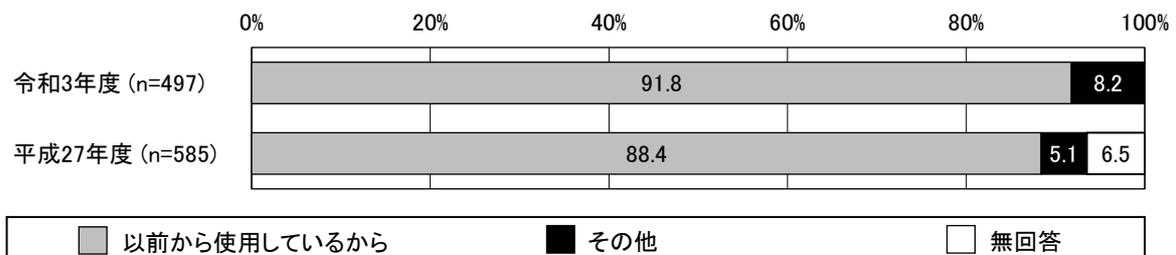
1 以前から使用しているから	}
2 その他(具体的に	

図 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由
(単数回答/全体)



・問34で「本籍地記載欄のみある」「国籍記載欄のみある」「本籍地及び国籍の両方の記載欄がある」と答えた方の本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由についてみると、全体では「以前から使用しているから」が91.8%、「その他」が8.2%となっている。

図 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由
(複数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、「ない」は『今回調査』では91.8%と『平成27年度』より3.4ポイント高くなっている。

9. ひとり親家庭の賃貸住宅への入居について

-
- 9-1 家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験
 - 9-2 それは、母子家庭か父子家庭か
 - 9-3 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応
 - 9-4 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え
 - 9-5 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由
 - 9-6 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件
 - 9-7 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み
-

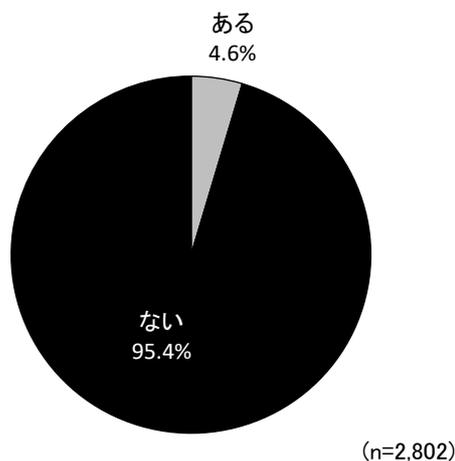
9-1 家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験

問 35 過去 5 年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主からひとり親家庭の方々についてはことわるように言われたことはありますか。(〇はひとつ)

1 ある → 問 35-1、35-2、35-3、35-4 へ 2 ない → 問 36 へ

図 家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験

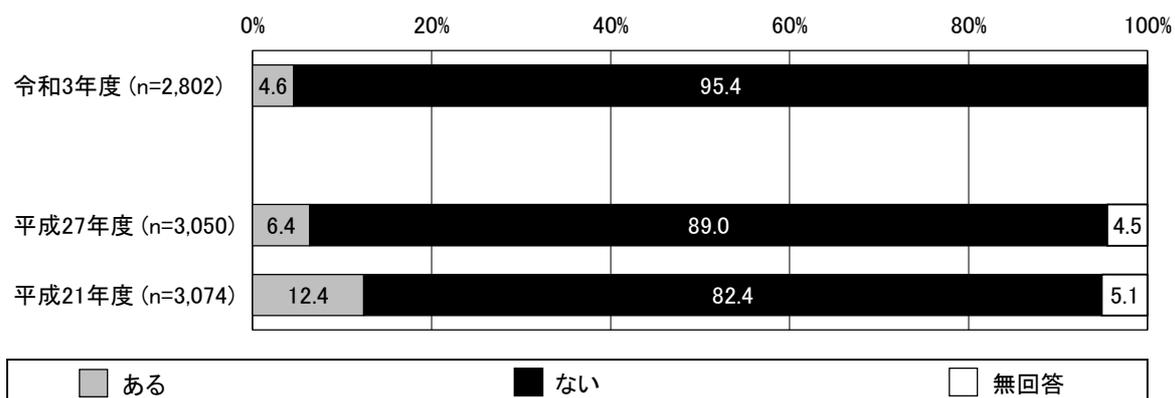
(単数回答/全体)



・家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が95.4%、「ある」が4.6%となっている。

図 家主からひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた経験

(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、「ない」は『平成21年度』以降、『今回調査』まで増加傾向にある。

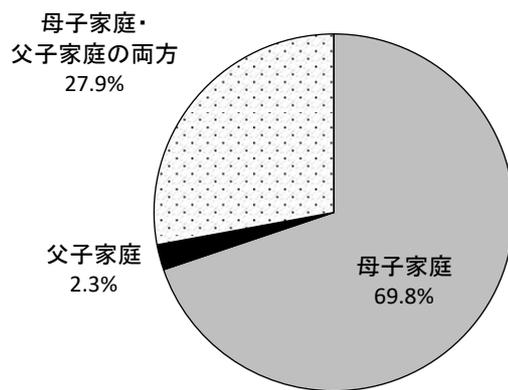
9-2 それは、母子家庭か父子家庭か

(問35で「1:ある」とお答えの方)

問35-1 それは、いずれの場合でしたか。(〇はひとつ)

- 1 母子家庭
- 2 父子家庭
- 3 母子家庭・父子家庭の両方

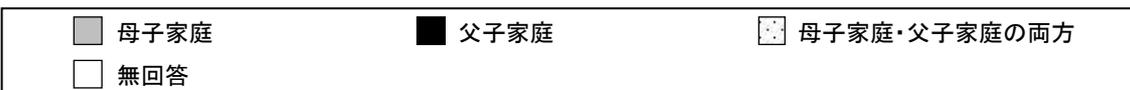
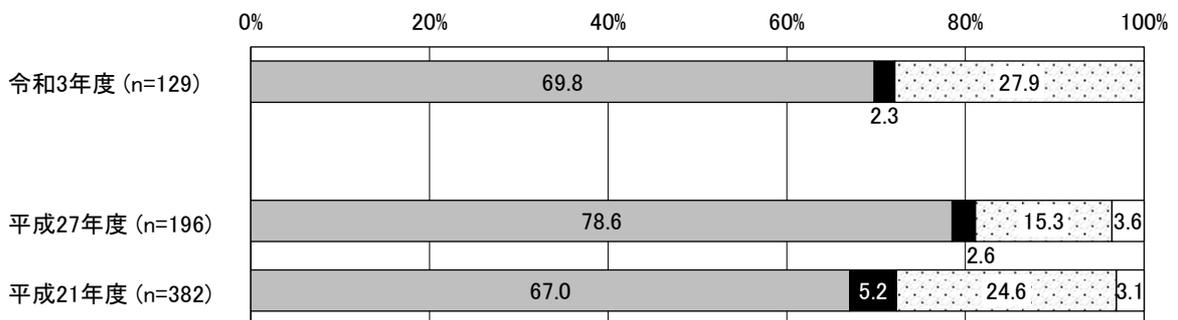
図 それは、母子家庭か父子家庭か
(単数回答/全体)



(n=129)

・問35で「ある」と答えた方のそれは、母子家庭か父子家庭かについてみると、全体では「母子家庭」が69.8%と最も高く、次いで「母子家庭・父子家庭の両方」が27.9%、「父子家庭」が2.3%の順となっている。

図 それは、母子家庭か父子家庭か
(単数回答/年度間比較)



・年度間比較をすると、『平成27年度』より「母子家庭・父子家庭の両方」が多くなっており、『平成21年度』と同様の構成になっている。

9-3 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応

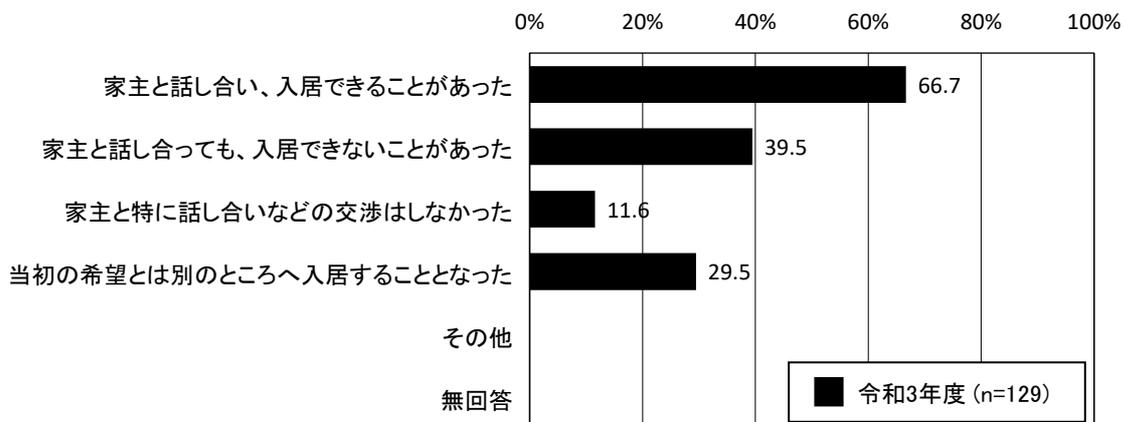
(問35で「1：ある」とお答えの方)

問35-2 その時、あなたはどのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 家主と話し合い、入居できることがあった
- 2 家主と話し合っても、入居できないことがあった
- 3 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった
- 4 当初の希望とは別のところへ入居することとなった
- 5 その他〔具体的に〕

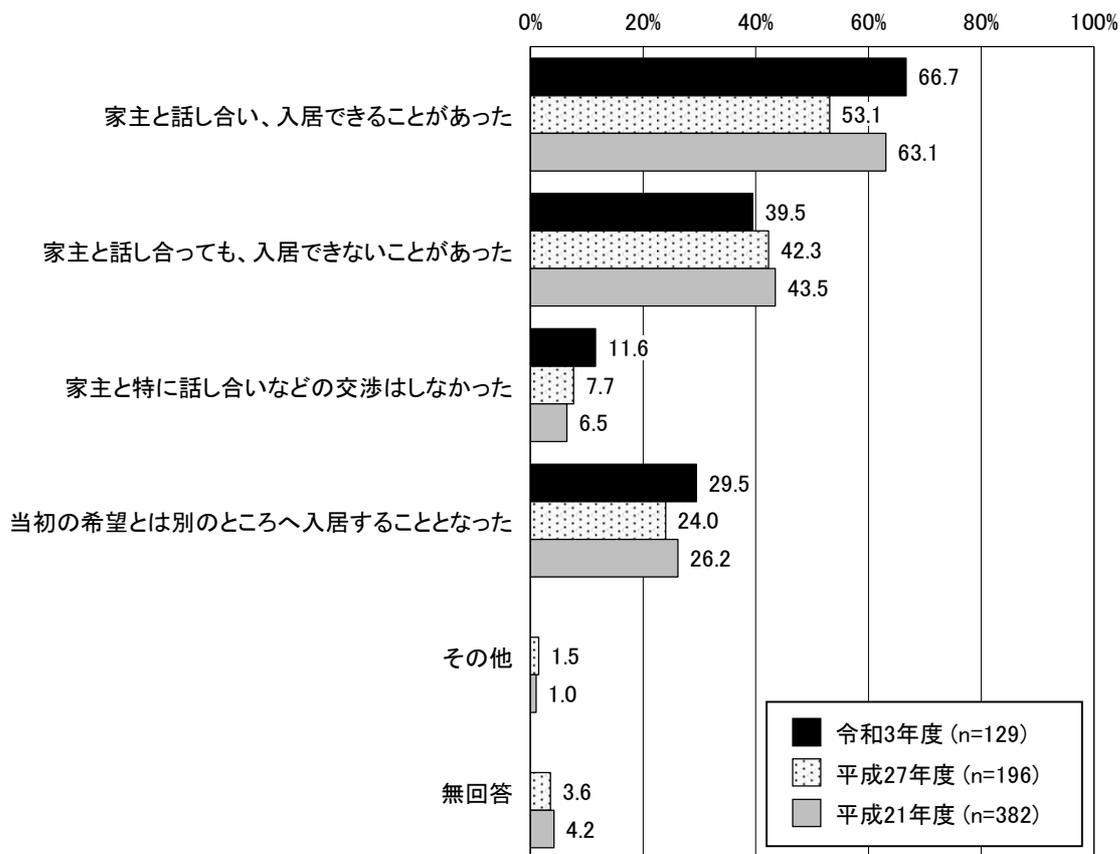
図 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／全体)



- ・問35で「ある」と答えた方のひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応についてみると、全体では「家主と話し合い、入居できることがあった」が66.7%で最も高く、次いで「家主と話し合っても、入居できないことがあった」が39.5%、「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」が29.5%の順となっている。

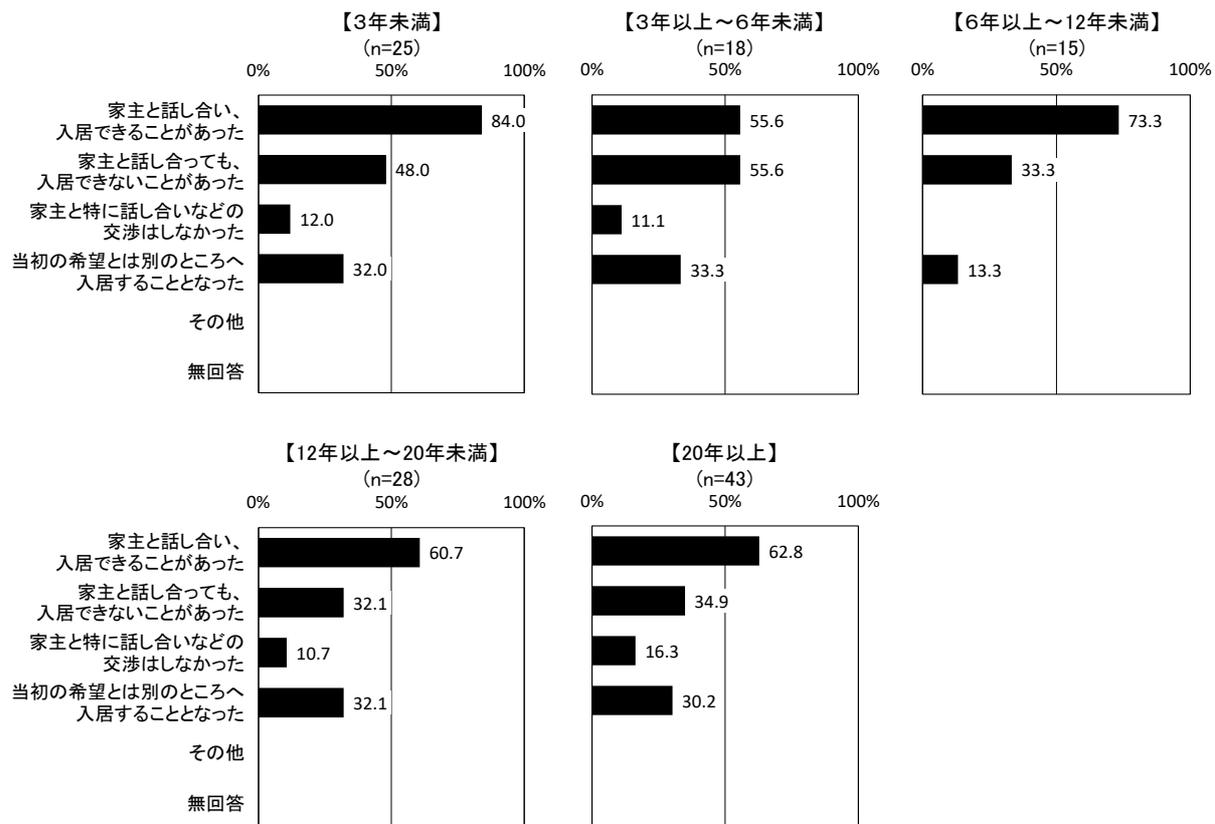
図 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「家主と話し合い、入居できることがあった」が最も高く、次いで「家主と話し合っても、入居できないことがあった」「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」の順となっている。「家主と話し合い、入居できることがあった」は、『今回調査』では66.7%と『平成27年度』より13.6ポイント高くなっている。

図 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応

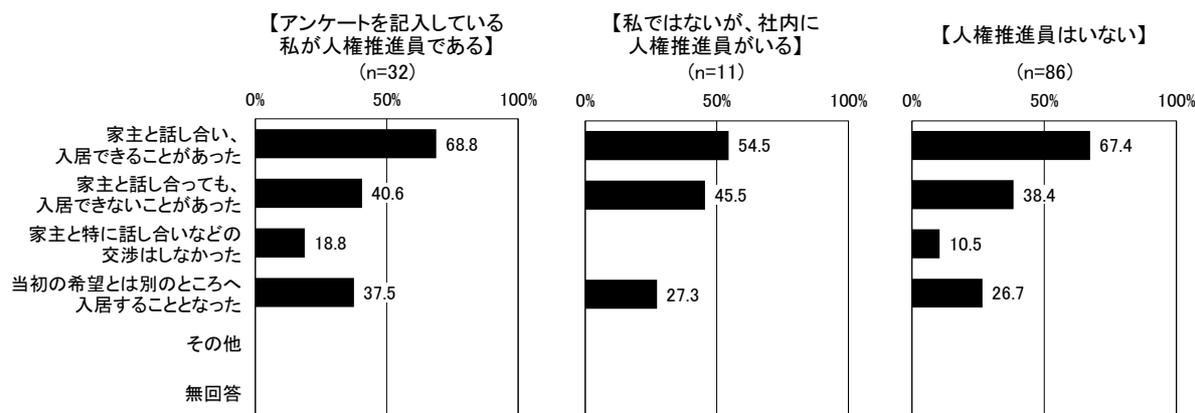
(複数回答／営業年数別)



- ・営業年数別にみると、サンプル数が少ないが、「家主と話し合い、入居できることがあった」は『3年未満』で84.0%、『6年以上～12年未満』で73.3%と高くなっている。『3年以上～6年未満』では「家主と話し合い、入居できることがあった」「家主と話し合っても、入居できないことがあった」がともに55.6%と最も高くなっている。

図 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応

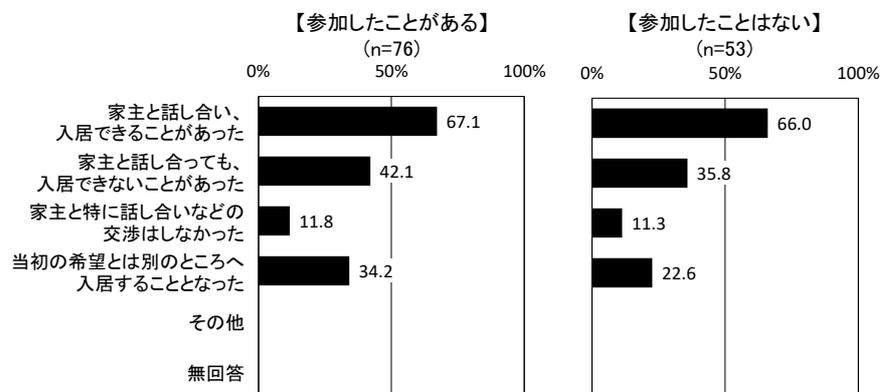
(複数回答／人権推進員の有無別)



- ・人権推進員の有無別にみると、いずれの区分も「家主と話し合い、入居できることがあった」が最も高いが、『アンケートを記入している私が入権推進員である』及び『人権推進員はいない』では67～69%であるのに対し、『私ではないが、社内に人権推進員がいる』では54.5%と低くなっている。

図 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応

(複数回答／人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、「家主と話し合い、入居できることがあった」では差がみられないが、「家主と話し合っても、入居できないことがあった」「当初の希望とは別のところへ入居することとなった」は、『参加したことがある』の方で高くなっている。

9-4 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え

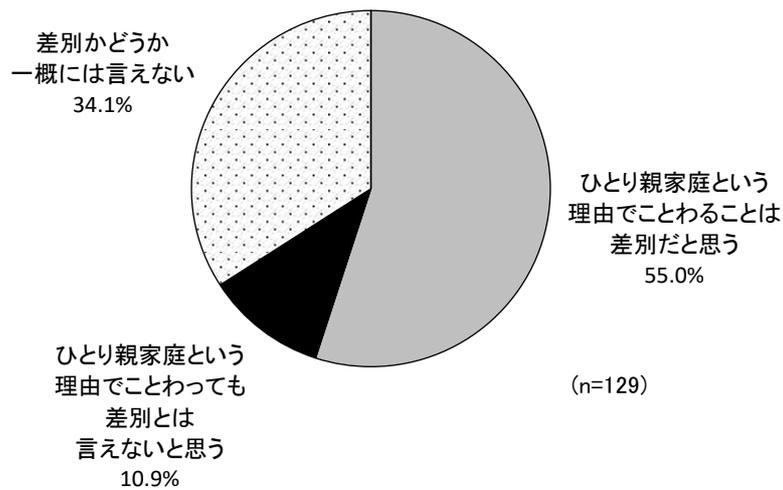
(問35で「1:ある」とお答えの方)

問35-3 このような家主の態度について、あなたはどうお考えですか。(○はひとつ)

- 1 母子家庭や父子家庭という理由でことわることは差別だと思う
- 2 母子家庭や父子家庭という理由でことわっても差別とは言えないと思う
- 3 差別かどうか一概には言えない

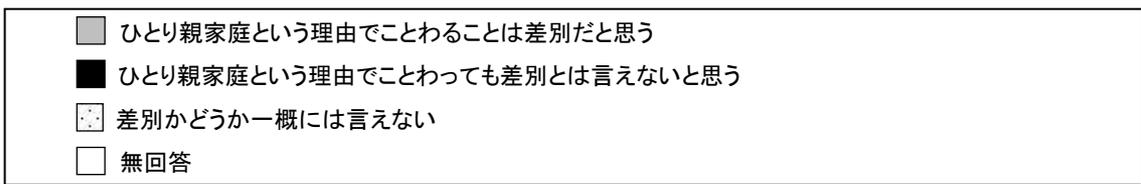
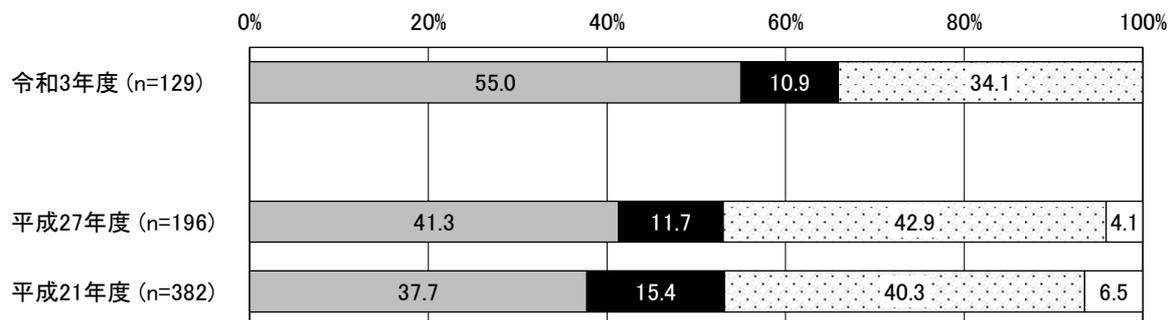
図 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答/全体)



- ・問35で「ある」と答えた方のひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考えについてみると、全体では「ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う」が55.0%と最も高く、「差別かどうか一概には言えない」が34.1%、「ひとり親家庭という理由でことわっても差別とは言えないと思う」が10.9%の順となっている。

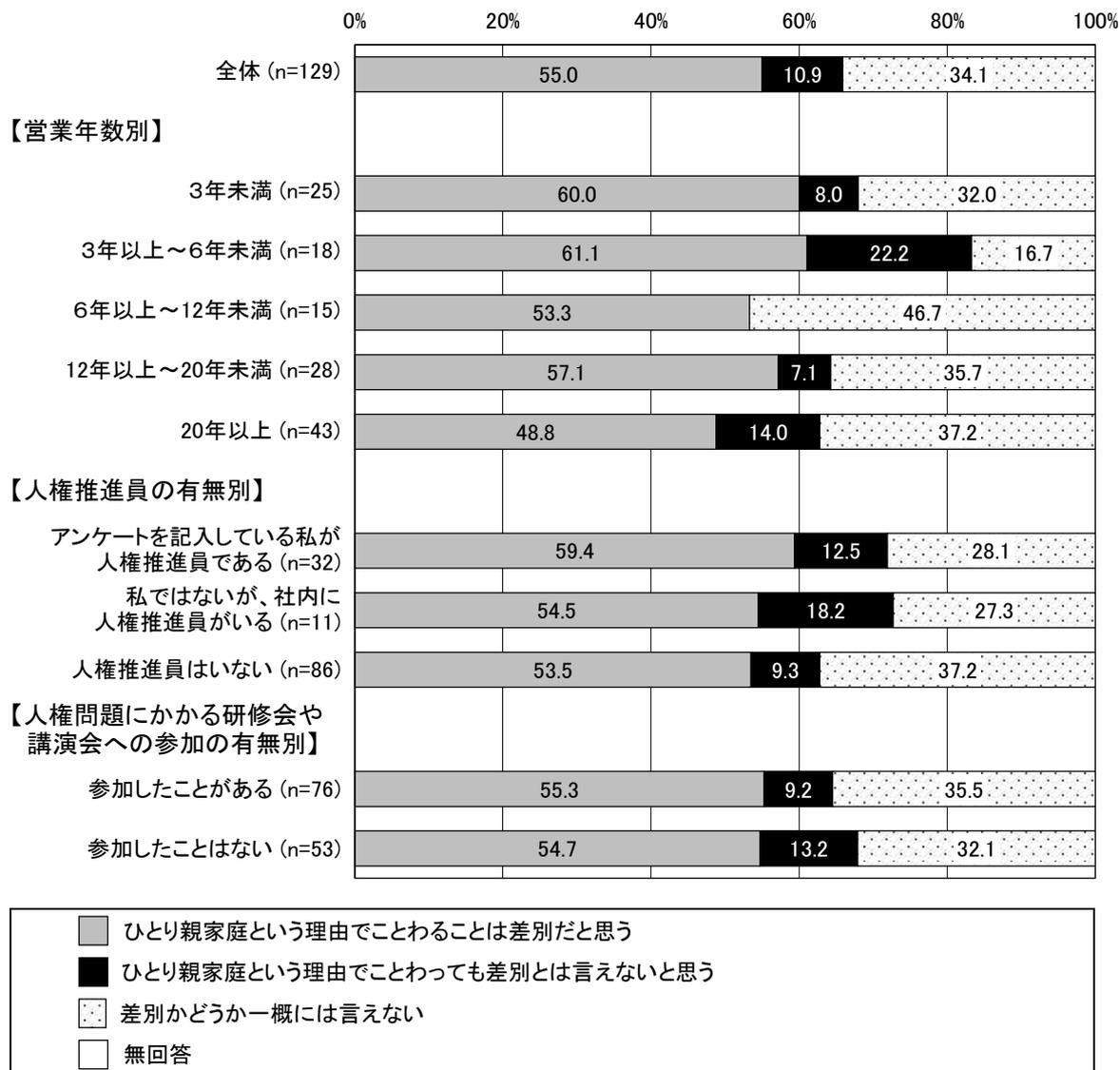
図 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え
(単数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、『平成 21 年度』『平成 27 年度』では「差別かどうか一概には言えない」が最も高かったが、「ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う」が『平成 21 年度』以降増加しており、『今回調査』では 55.0%で最も高くなっている。

図 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え

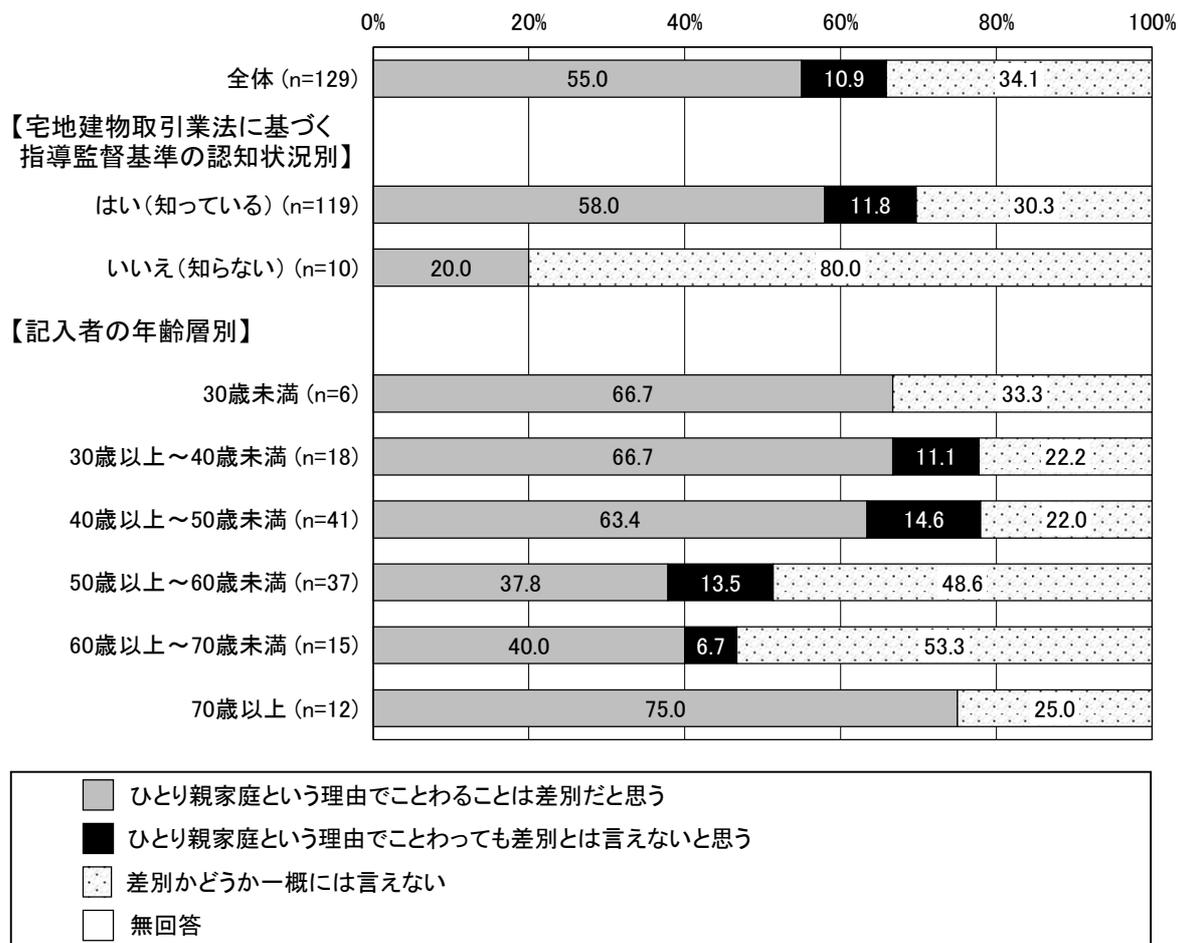
(単数回答／営業年数別、人権推進員の有無別、人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別)



- ・営業年数別にみると、サンプル数が少ないが、「ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う」は『3年未満』『3年以上～6年未満』で約6割と高めである。また、「ひとり親家庭という理由でことわっても差別とは言えないと思う」は、『3年以上～6年未満』で高い。
- ・人権推進員の有無別にみると、サンプル数が少ないが、『アンケートを記入している私が人権推進員である』で「ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う」が59.4%、『人権推進員はいない』で同53.5%となっており、その差は5.9ポイントとなっている。
- ・人権問題にかかる研修会や講演会への参加の有無別にみると、『参加したことがある』で「ひとり親家庭という理由でことわっても差別とは言えないと思う」が9.2%、『参加したことはない』で同13.2%となっており、その差は4.0ポイントとなっている。

図 ひとり親家庭入居拒否の家主の態度に対する考え

(単数回答／宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別、記入者の年齢層別)



- ・宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の認知状況別にみると、『いいえ（知らない）』はサンプル数が少なく、『はい（知っている）』は全体とほぼ同じ傾向になっている。
- ・記入者の年齢層別にみると、サンプル数が少ないが、「ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う」は『50歳以上～60歳未満』『60歳以上～70歳未満』で4割弱～4割と低く、『70歳以上』で75.0%と高い。

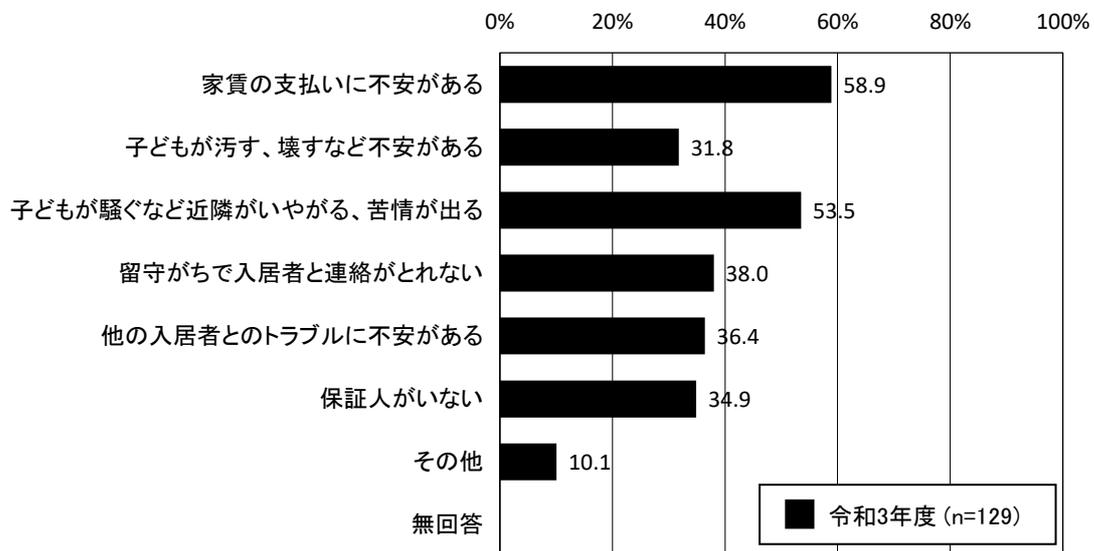
9-5 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由

(問35で「1：ある」とお答えの方)

問35-4 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

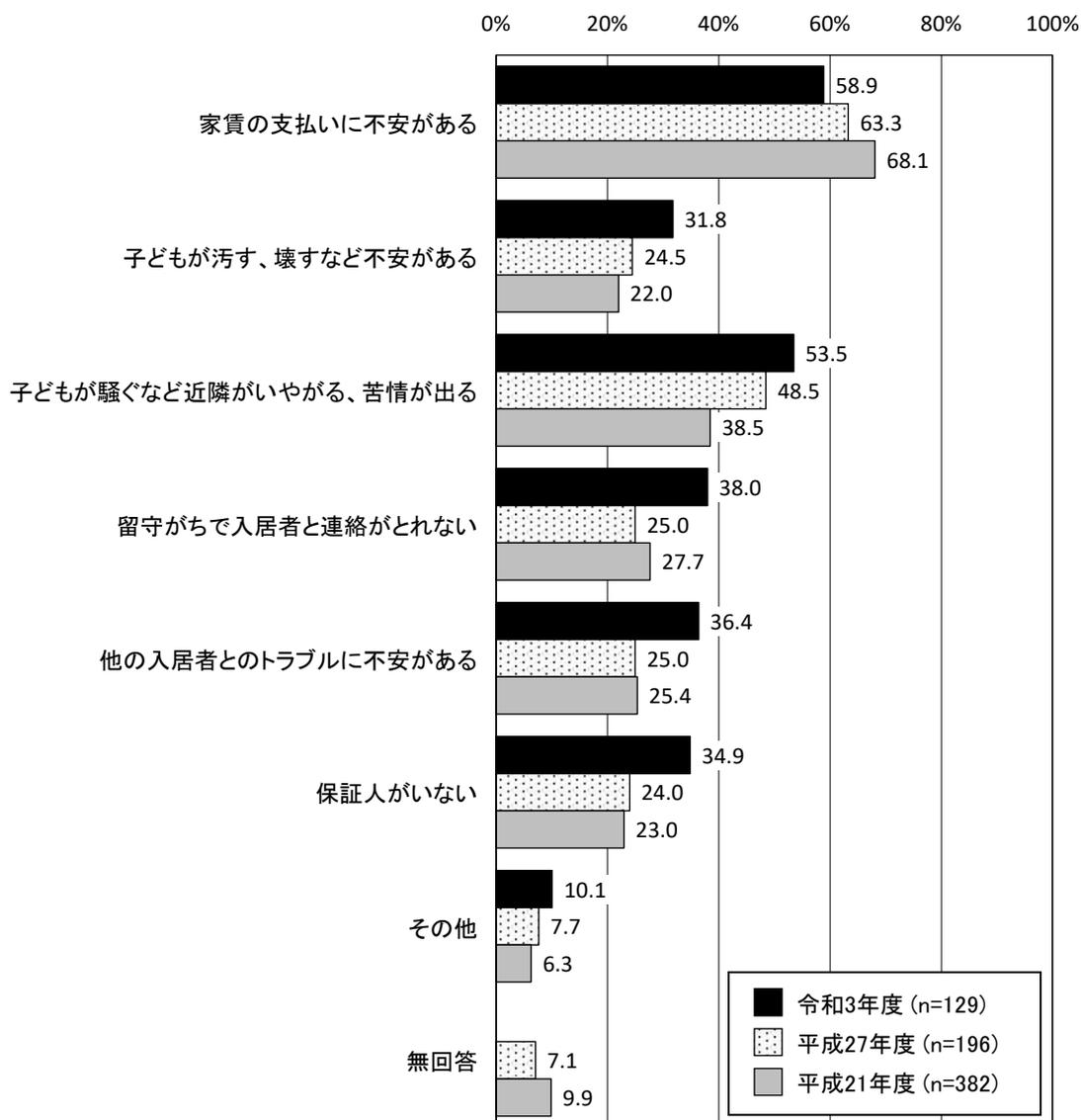
- 1 家賃の支払いに不安がある
- 2 子どもが汚す、壊すなど不安がある
- 3 子どもが騒ぐなど近隣がいやがる、苦情が出る
- 4 留守がちで入居者と連絡がとれない
- 5 他の入居者とのトラブルに不安がある
- 6 保証人がいない
- 7 その他〔具体的に

図 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／全体)



- ・問35で「ある」と答えた方のひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由についてみると、全体では「家賃の支払いに不安がある」が58.9%で最も高く、次いで「子どもが騒ぐなど近隣がいやがる、苦情が出る」が53.5%、「留守がちで入居者と連絡がとれない」が38.0%の順となっている。

図 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、いずれの年度も「家賃の支払いに不安がある」が最も高くなっているが、『平成21年度』以降、減少傾向である。一方、「子どもが騒ぐなど近隣がいやがる、苦情が出る」は、『平成21年度』以降、増加傾向にある。

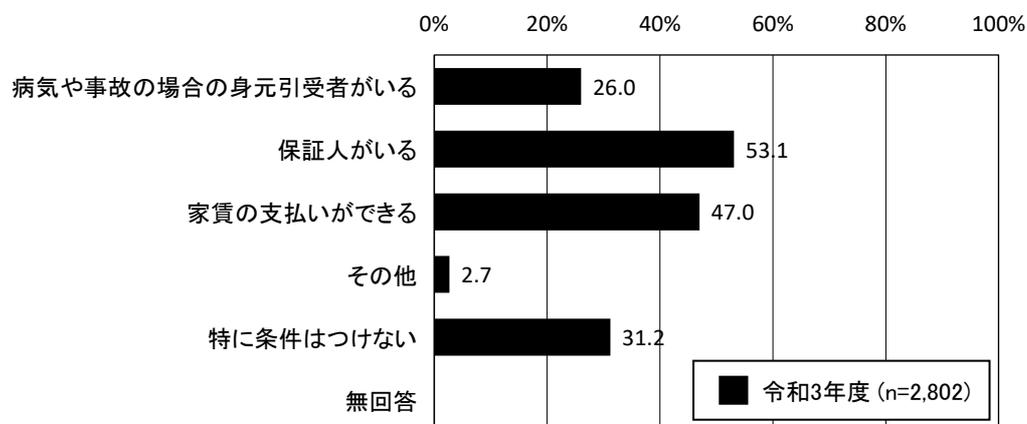
9-6 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件

問36 家主がひとり親家庭の方々の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 病気や事故の場合の身元引受者がある
- 2 保証人がある
- 3 家賃の支払いができる
- 4 その他〔具体的に
- 5 特に条件はつけない

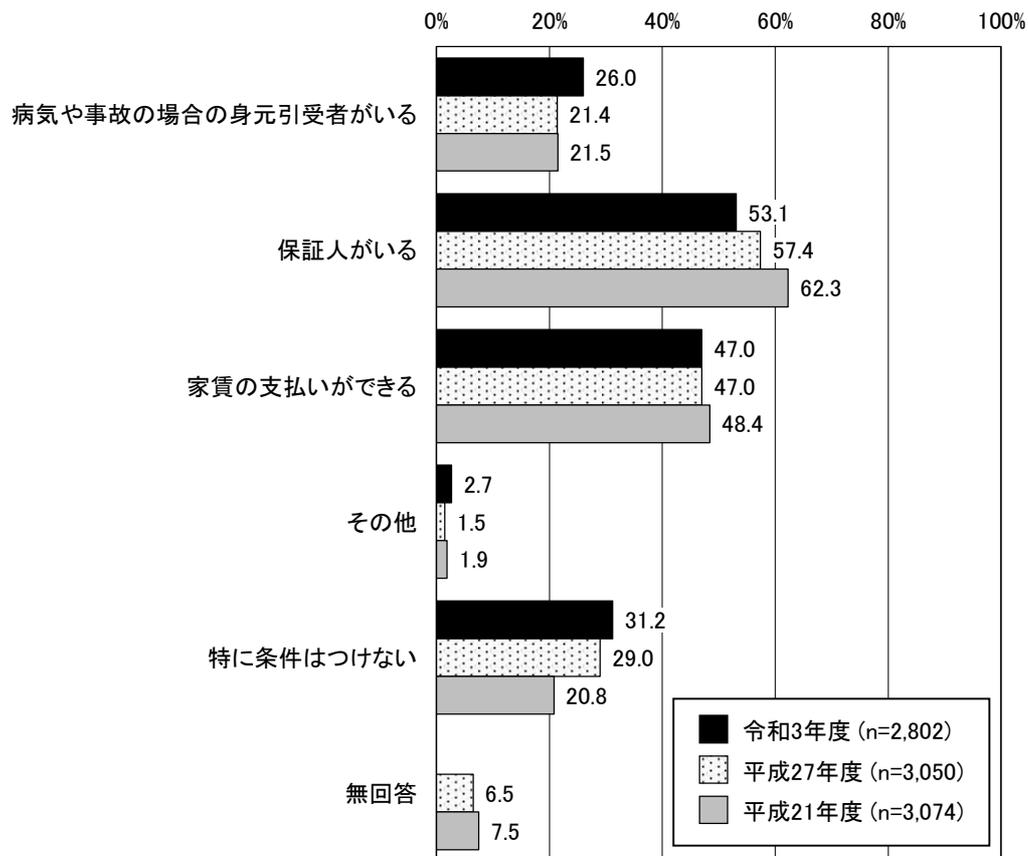
図 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件

(複数回答／全体)



- ・家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件についてみると、全体では「保証人がある」が53.1%で最も高く、次いで「家賃の支払いができる」が47.0%、「特に条件はつけない」が31.2%の順となっている。

図 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件
(複数回答／年度間比較)



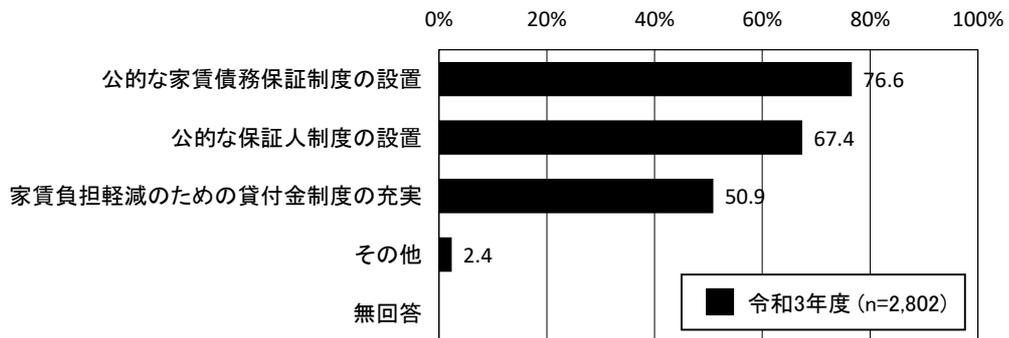
- ・年度間比較をすると、家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件については、各調査年度とも「保証人がある」が最も高いが、『平成21年度』以降、減少傾向にあり『今回調査』では53.1%と『平成21年度』より9.2ポイント低くなっている。一方、「特に条件はつけない」は『今回調査』で31.2%と『平成21年度』より10.4ポイント高くなっている。

9-7 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み

問 37 賃貸住宅の家主がひとり親家庭の方々を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

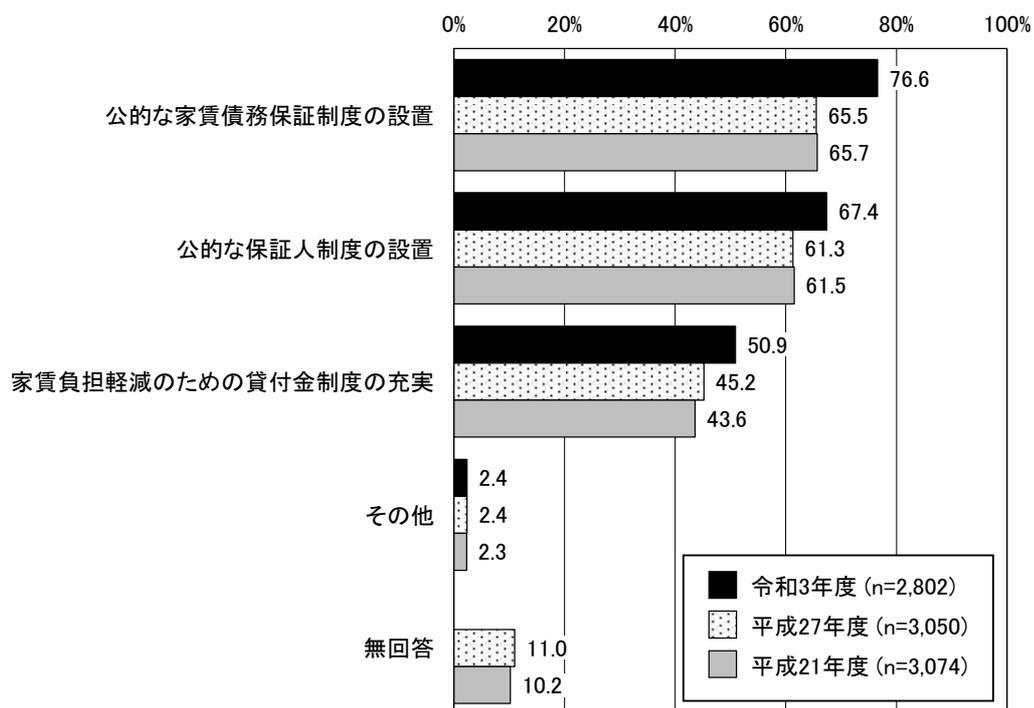
- 1 公的な家賃債務保証制度の設置
- 2 公的な保証人制度の設置
- 3 家賃負担軽減のための貸付金制度の充実
- 4 その他〔具体的に 〕

図 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答/全体)



- ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組みについてみると、全体では「公的な家賃債務保証制度の設置」が76.6%で最も高く、次いで「公的な保証人制度の設置」が67.4%、「家賃負担軽減のための貸付金制度の充実」が50.9%の順となっている。

図 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、いずれの年度も傾向は同じだが、いずれも増加傾向にあり、『今回調査』が最も高くなっている。特に「公的な家賃債務保証制度の設置」は『今回調査』では76.6%と『平成27年度』より11.1ポイント高くなっている。

10. LGBTの賃貸住宅への入居について

10-1 家主からLGBT入居拒否の申し出を受けた経験

問38 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主からLGBTであることを理由にことわるように言われたことはありますか。(〇はひとつ)

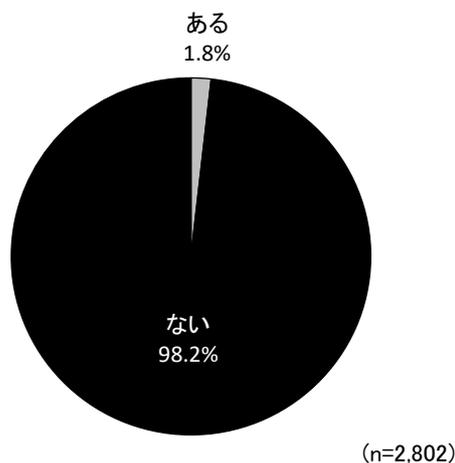
※LGBTとは、性的指向の一部であるレズビアン（L、同性を好きになる女性）、ゲイ（G、同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（B、異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）、性自認の一部であるトランスジェンダー（T、出生時に決定された性（からの性）とは異なる性を自認する人）の頭文字をとったもので、性的少数者の総称として使われています。

1 ある

2 ない

図 家主からLGBT入居拒否の申し出を受けた経験

(単数回答/全体)



・家主からLGBT入居拒否の申し出を受けた経験についてみると、全体では「ない」が98.2%、「ある」が1.8%となっている。

11. 回答者について

11-1 記入者の年齢層

11-2 記入者の役職

11-3 記入者が過去に人権教育を受けた経験

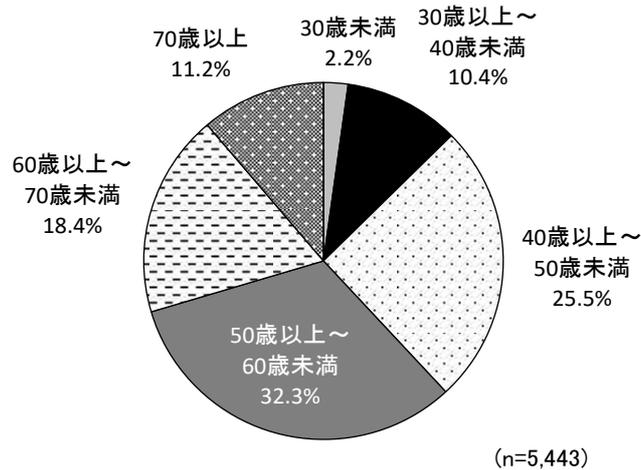
11-1 記入者の年齢層

F 1 あなた（このアンケートをご記入頂いている方）の年齢をお答えください。（○はひとつ）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 30歳未満 | 4 50歳以上～60歳未満 |
| 2 30歳以上～40歳未満 | 5 60歳以上～70歳未満 |
| 3 40歳以上～50歳未満 | 6 70歳以上 |

図 記入者の年齢層

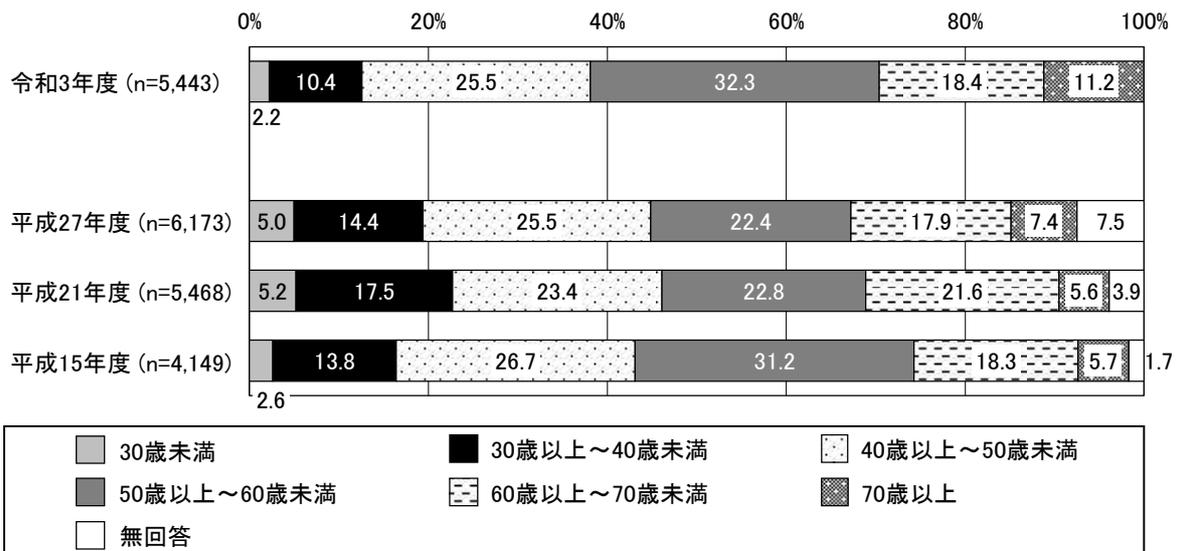
（単数回答／全体）



- ・ 記入者の年齢層についてみると、全体では「50歳以上～60歳未満」が32.3%と最も高く、次いで「40歳以上～50歳未満」が25.5%、「60歳以上～70歳未満」が18.4%の順となっている。

図 記入者の年齢層

（単数回答／年度間比較）



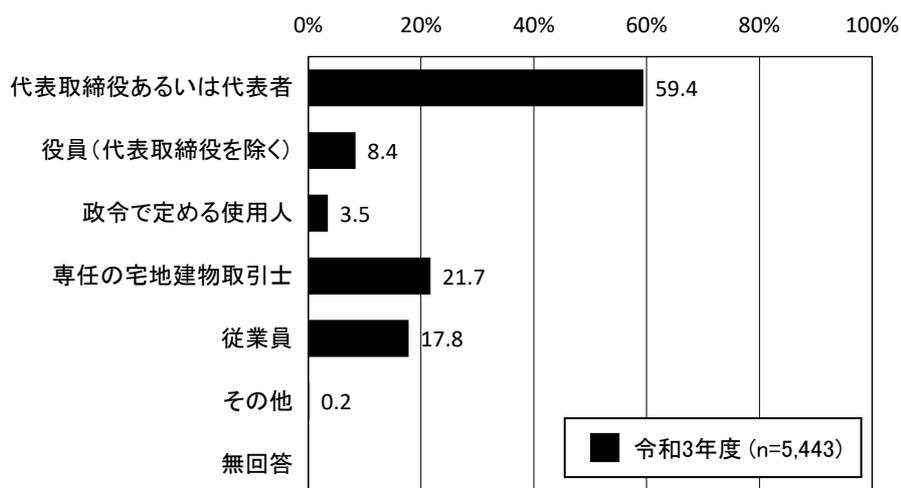
- ・ 年度間比較をすると、『平成15年度』から『平成27年度』にかけて「50歳以上～60歳未満」が年度毎に低くなったが、『今回調査』では32.3%と『平成27年度』より9.9ポイント高くなっている。

11-2 記入者の役職

F 2 あなた（このアンケートをご記入頂いている方）自身の役職をお答えください。
（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 代表取締役あるいは代表者 | 4 専任の宅地建物取引士 |
| 2 役員（代表取締役を除く） | 5 従業員 |
| 3 政令で定める使用人 | 6 その他（ ） |

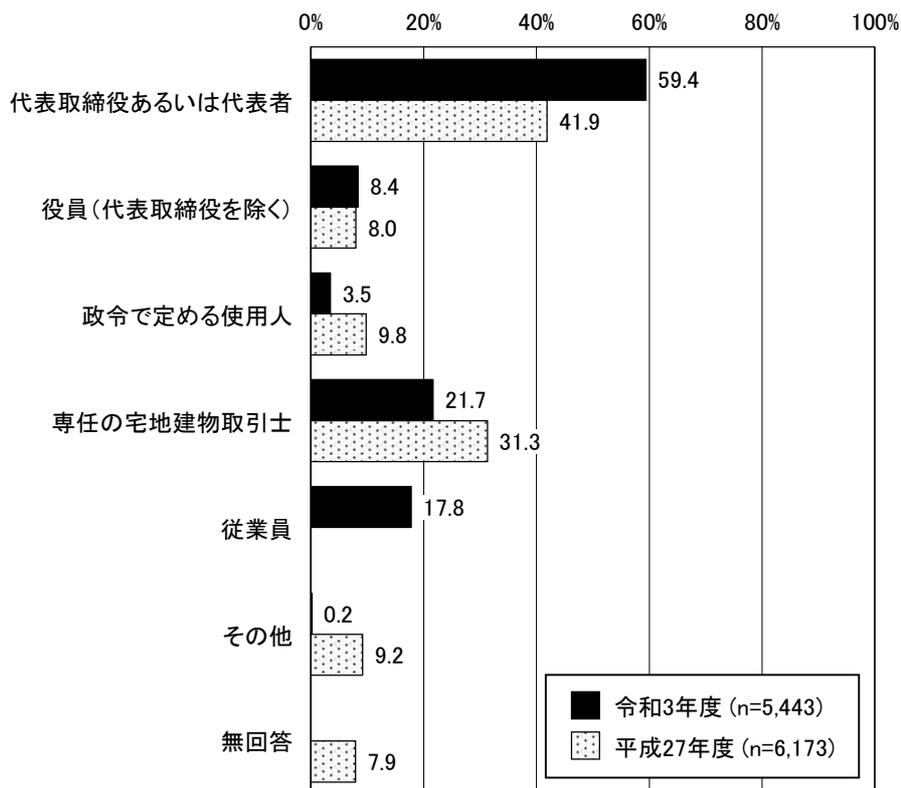
図 記入者の役職
（複数回答／全体）



- ・ 記入者の役職についてみると、全体では「代表取締役あるいは代表者」が59.4%で最も高く、次いで「専任の宅地建物取引士」が21.7%、「従業員」が17.8%の順となっている。

図 記入者の役職

(複数回答／年度間比較)



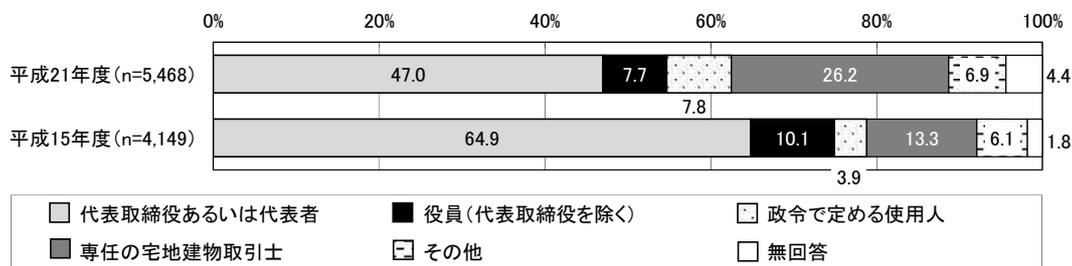
※平成27年度は「その他」に従業員を含めて回答を集計した。

- ・年度間比較をすると、「代表取締役あるいは代表者」は『今回調査』で59.4%と『平成27年度』より17.5ポイント高くなっており、「専任の宅地建物取引士」は『今回調査』では21.7%と『平成27年度』より9.6ポイント低くなっている。

※参考 過去の調査結果

図 記入者の役職

(単数回答／年度間比較)



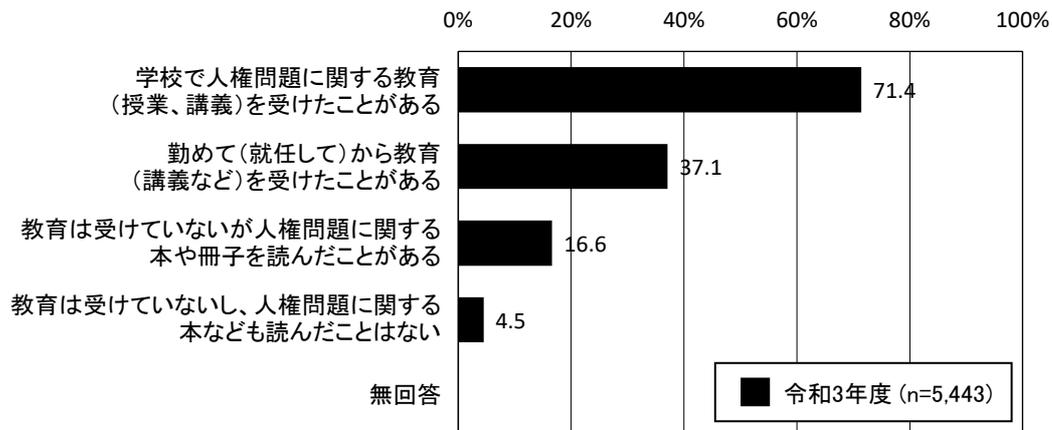
- ・今回の設問において、過去の調査で単数回答、『今回調査』では複数回答となっているため、集計方法が異なり年度間比較することができない。

11-3 記入者が過去に人権教育を受けた経験

F3 あなた（このアンケートをご記入頂いている方）自身は過去に学校その他で人権問題に関する教育を受けたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

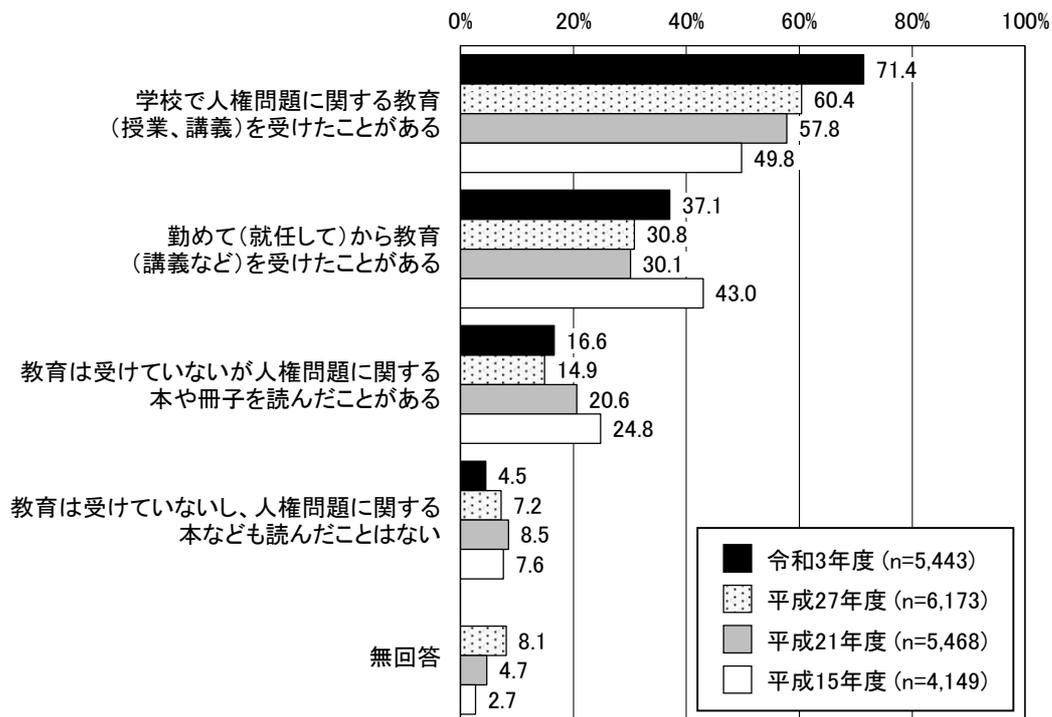
- 1 学校で人権問題に関する教育（授業、講義）を受けたことがある
- 2 勤めて（就任して）から教育（講義など）を受けたことがある
- 3 教育は受けていないが人権問題に関する本や冊子を読んだことがある
- 4 教育は受けていないし、人権問題に関する本なども読んだことはない

図 記入者が過去に人権教育を受けた経験
（複数回答／全体）



- ・ 記入者が過去に人権教育を受けた経験についてみると、全体では「学校で人権問題に関する教育（授業、講義）を受けたことがある」が71.4%で最も高く、次いで「勤めて（就任して）から教育（講義など）を受けたことがある」が37.1%、「教育は受けていないが人権問題に関する本や冊子を読んだことがある」が16.6%の順となっている。

図 記入者が過去に人権教育を受けた経験
(複数回答／年度間比較)



- ・年度間比較をすると、「学校で人権問題に関する教育 (授業、講義) を受けたことがある」は『平成15年度』以降、一貫して増加しており、『今回調査』では71.4%と『平成15年度』より21.6ポイントも高くなっている。「勤めて (就任して) から教育 (講義など) を受けたことがある」も、『平成21年度』以降は増加している。

Ⅲ. 質問と単純集計結果

1 事業の概要についておうかがいします。

問1 法人ですか、個人営業ですか。(〇はひとつ) n=5,443

1 法人	87.1%	2 個人	12.9%
------	-------	------	-------

問2 常時使用する従業者の人数は何名ですか。(〇はひとつ) n=5,443

1 0～5名	84.7%	4 25～100名	2.4%
2 6～10名	7.9%	5 101名以上	1.3%
3 11～24名	3.7%		

問3 大臣免許ですか、知事免許ですか。(〇はひとつ) n=5,443

1 大臣免許	7.1%	2 知事免許	92.9%
--------	------	--------	-------

問4 事務所所在地(市区町村名)をお答えください。(〇はひとつ) n=5,443

1 大阪市()区	56.4%
2 堺市()区	7.2%
3 ()市	35.9%
4 ()郡()町・村	0.5%

問5 営業年数をお答えください。(〇はひとつ) n=5,443

1 3年未満	16.7%	4 12年以上～20年未満	17.9%
2 3年以上～6年未満	12.6%	5 20年以上	37.0%
3 6年以上～12年未満	15.9%		

問6 あなたを含め社内に宅地建物取引業人権推進員の認定を受けた方はおられますか。(〇はひとつ) n=5,443

1 アンケートを記入している私が入権推進員である	19.2%	→ 問7へ
2 私ではないが、社内に人権推進員がいる	3.9%	
3 人権推進員はいない	76.9%	→ 問6-1へ

(問6で「3」とお答えの方)

→ 問6-1 人権推進員制度についてお答えください。(〇はひとつ) n=4,186

1 人権推進員制度を知っており、推進員の認定を受ける予定にしている	9.4%
2 人権推進員制度を知っているが、推進員の認定を受けるつもりはない	30.3%
3 人権推進員制度を知らない	60.3%

問7 あなた（貴社を代表される方、もしくはこのアンケートをご記入いただいている方）自身は人権問題にかかる研修会や講演会などに参加されたことはありますか。
（○はひとつ） n=5,443

1	参加したことがある	49.5%	→	問7-1、7-2へ
2	参加したことはない	50.5%	→	問8へ

（問7で「1」とお答えの方）

問7-1 それはどんな研修ですか。（あてはまるものすべてに○） n=2,693

1	同和問題	90.8%	4	障がい者の人権	52.1%
2	女性の人権	25.9%	5	外国人の人権	64.9%
3	高齢者の人権	45.6%	6	1～5以外の人権問題	5.8%

（問7で「1」とお答えの方）

問7-2 参加された研修会などはどこが主催したものですか。
（あてはまるものすべてに○） n=2,693

1	大阪府や市町村など行政機関が主催	53.3%	}	→	問8へ
2	自社が主催	3.2%			
3	業界が主催	86.9%	→	問7-3へ	
4	その他（具体的に）	3.6%	→	問8へ	
	無回答	0.4%			

（問7-2で「3」とお答えの方）

問7-3 その研修会などについての全般的な感想・意見をお答えください。
（あてはまるものすべてに○） n=2,341

1	難しかった	4.2%	6	業務に役立ちそうだった	31.1%
2	よく理解できた	65.5%	7	業務とは関係なさそうだった	2.2%
3	物足りなかった	3.0%	8	その他	1.1%
4	興味を持てた	17.3%	}	具体的に	
5	つまらなかった	3.2%			
	無回答			無回答	2.1%

問8 過去1～2年において、従業員に対して人権問題にかかる研修を実施されていますか。
（あてはまるものすべてに○） n=5,443

1	実施したことがある	12.8%	→	問8-1へ	
2	実施したことはない	61.6%	}	→	問9へ（次ページ）
3	従業員を雇用していない	25.6%			

（問8で「1」とお答えの方）

問8-1 それはどんな研修ですか。（あてはまるものすべてに○） n=697

1	同和問題	78.0%	4	障がい者の人権	54.1%
2	女性の人権	33.9%	5	外国人の人権	63.7%
3	高齢者の人権	47.8%	6	1～5以外の人権問題	8.5%

問9 大阪府では、人権を尊重した取引を実施してもらうため、「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」という啓発パンフレット（下図）を作成し、周知徹底を図っていますが、この啓発パンフレットをどのように利用されていますか。（○はひとつ）

n=5,443

1	社内（事業所）で供覧している	52.4%
2	担当者だけが読んでいる	24.8%
3	社員（従業員）研修で徹底を図っている	2.2%
4	そのようなパンフレットは、読んだことがない	19.6%
5	その他（具体的に	1.1%



2 宅地建物取引業における人権関係法令等についておうかがいします。

問 10 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されたことを知っていますか。（○はひとつ） n=5,443

※この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

1 はい	69.9%	2 いいえ	30.1%
------	-------	-------	-------

問 11 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されたことを知っていますか。（○はひとつ） n=5,443

※この法律は、現在も部落差別が存在することを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進することにより、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

1 はい	76.2%	2 いいえ	23.8%
------	-------	-------	-------

次ページへお進みください

問 12 下図は、大阪府と不動産に関する人権問題連絡会が、平成23年10月に作成した啓発ポスターです。宅地建物取引業者の皆様には、所属団体を通じ、このポスターを配布し、事務所内のお客様の目に付くところへの掲示をお願いし、府民への周知を図っていただいているところです。このポスターを事務所内に掲示もしくは、カウンター等のお客様の目に付くところに置いていますか。

(○はひとつ)

n=5, 443

1 はい	33.4%	2 いいえ	66.6%
------	-------	-------	-------

私たち宅建業者は

私たち、宅建業者は憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。宅建業者が、同和地区であるかどうかを調査したり、教えたりすることは法令等に抵触します。予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会をつくりましょう。

■■■

大阪府の宅地建物取引業法に基づく指導監督基準

取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示することは、指導の対象となります。

宅地建物取引業法第47条第1項と同和地区に関する告知

取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しません。

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例
(平成23年10月1日施行)

府の区域内の土地の取引に関連して自己の営業のために調査等を行う事業者が、対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告することや同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることを教示することを禁止しています。

■■■

不動産に関する人権問題連絡会・大阪府

■不動産に関する人権問題連絡会構成団体(順不同)

- 一社大阪府宅地建物取引業協会
- 一社大阪府宅地建物取引業協会大阪府本部
- 一社大阪府宅地建物取引業協会
- 一社全国宅地建物取引業協会大阪支部
- 一社国土交通省
- 一社不動産協会関西支部
- 一社大阪府建設業協会

問 13 大阪府では、平成23年1月に「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を施行し、宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為があった場合には、行政指導をすることとされています。規制の内容は下記のとおりですが、ご存知ですか。(〇はひとつ)

n=5, 443

【規制の内容】

(宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等)

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

(1) 取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。

(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

1 はい	87.5%	2 いいえ	12.5%
------	-------	-------	-------

問 14 平成22年5月18日に開催された衆議院国土交通委員会において、「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しない。」という解釈が示されていますが、ご存知ですか。(〇はひとつ)

n=5, 443

1 はい	86.2%	2 いいえ	13.8%
------	-------	-------	-------

問 15 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例について、平成19年に発覚した差別につながる土地調査の事実を受け、条例の一部を改正し、個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等を行う者」を規制の対象としました。

遵守事項は下記のとおりですが、ご存知ですか。(〇はひとつ)

n=5, 443

【遵守事項】

(1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

(2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

1 はい	79.5%	2 いいえ	20.5%
------	-------	-------	-------

※ 同和地区とは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第二条第一号より)

次ページへお進みください

3 同和問題にかかる業務の実態等についておうかがいします。

問16 過去5年程度の期間において、取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けたことがありますか。(〇はひとつ) n=5,443

1	府民及び宅地建物取引業者から質問があった	3.3%	} 問16-1、16-2へ
2	府民から質問があった	7.5%	
3	宅地建物取引業者から質問があった	2.2%	
4	質問を受けたことはない	87.0%	→ 問17へ (次ページ)

(問16で「1」「2」「3」とお答えの方)

→ 問16-1 過去5年程度の期間に、どれくらい質問されましたか。
(〇はひとつ) n=708

1	1～2回程度	69.2%
2	3～9回程度	24.4%
3	10回以上	6.4%

(問16で「1」「2」「3」とお答えの方)

→ 問16-2 このような質問をすることについて、あなたはどうお考えですか。
(〇はひとつ) n=708

1	取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思う	59.5%
2	取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞いても差別とは関係がない	6.1%
3	差別かどうか一概には言えない	34.5%

次ページへお進みください

問17 過去5年程度の期間において、取引物件に関して“同和地区である”あるいは“同じ小学校区である”というような理由で取引が不調になったことはありますか。
 (○はひとつ) n=5, 443

1 不調になったことはない	91.5%	
2 話題になったことはあるが、取引は成立した	3.9%	
3 不調になったことがある	4.6%	

(問17で「3」とお答えの方)

→ 問17-1 それは“同和地区である”という理由でですか、
 それとも“同じ校区である”という理由でですか。(○はひとつ) n=251

1 同和地区であるから	28.7%
2 同和地区ではないが、同和地区と同じ校区であるから	37.1%
3 1と2の両方の場合があった	34.3%

(問17で「3」とお答えの方)

→ 問17-2 同和地区であるという理由で取引が不調になることについて、あなたはどうお考えですか。(○はひとつ) n=251

1 同和地区であるという理由で取引を止めたりすることは差別であると思う	44.2%
2 同和地区であるという理由で取引を止めても差別ではないと思う	6.0%
3 差別かどうか一概には言えない	49.8%

問18 過去5年程度の期間において、取引物件に関して同和地区であるという理由で物件価格に影響したことがありますか。(○はひとつ) n=5, 443

1 ある	9.4%
2 ない	50.2%
3 わからない	40.3%

問19 過去5年程度の期間において、お客さんから契約締結後に「同和地区であることを教えてくれなかったので解約する」というような申し出を受けたことはありますか。
 (○はひとつ) n=5, 443

1 府民及び宅地建物取引業者から申し出があった	0.6%
2 府民から申し出があった	0.8%
3 宅地建物取引業者から申し出があった	0.2%
4 申し出を受けたことはない	98.4%

問20 取引物件が同和地区であるかどうかを教えることについて、あなたはどうお考えですか。(○はひとつ) n=5, 443

1 同和地区であるかどうかを教えることは差別につながると思う	54.6%
2 同和地区であるかどうかを教えても差別とは関係がない	5.3%
3 差別かどうか一概には言えない	40.1%

問21 取引物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた場合、あなたはどのように受けとめますか。(1)から(7)の項目について、あなたの受けとめ方ではまるものをお答えください。

(各項目とも1、2、3、4のうち、いずれかひとつに○をしてください)

n=5,443

	そう 思う	やや 思う	あまり 思わない	思わない
(1) 同和地区の物件であろうとなかろうと、お客さんの質問にはありのままに伝えなければならぬと思う	… 18.3%	… 28.1%	… 20.5%	… 33.1%
(2) 同和地区の物件である場合は、その事実を伝えないで後でトラブルになったら大変だと思う	… 18.9%	… 33.8%	… 20.4%	… 26.9%
(3) 同和地区の物件である場合は、売却時に不利になるから、お客さんに伝えなければならぬと思う	… 9.4%	… 24.7%	… 31.3%	… 34.6%
(4) 同和地区かどうかは、どんな場合であっても、教えてはいけないことだと思う	… 35.4%	… 29.4%	… 24.7%	… 10.5%
(5) お客さんに、同和地区かどうかを気にするのは誤りだと、言いたいと思う	… 32.5%	… 36.0%	… 22.8%	… 8.8%
(6) 同和地区の物件でない場合は、その事実を伝えても差別にならないと思う	… 12.0%	… 22.9%	… 28.4%	… 36.7%
(7) お客さんが同和地区を尋ねているのであって、答えた担当者は差別したことにならないと思う	… 14.0%	… 25.2%	… 23.7%	… 37.1%

問22 過去5年程度の期間において、調査会社の調査員等から(業の取引に関わらず)地域や校区の特性や評判等について聞かれたことがありますか。(○はひとつ)

n=5,443

1 聞かれたことがある(複数社)	5.3%	→	問22-1へ
2 聞かれたことがある(1社)	3.2%	→	問22-1へ
3 聞かれたことはない	91.5%	→	問23へ(次ページ)

(問22で「1」「2」とお答えの方)

問22-1 評判の良くない地域や人気のない地域について聞かれたことはありますか。また、このとき、同和地区を意識したような質問はありましたか。(○はひとつ)

n=461

1 同和地区を意識したような質問をされたことがある	36.2%
2 同和地区を意識したような質問はなかったが、評判の良くない地域や人気のない地域について聞かれたことがある	51.6%
3 評判の良くない地域や人気のない地域といったことは聞かれなかった	12.1%

4 業務の内容についておうかがいします。

問 23 賃貸住宅の媒介あるいは代理業務を行っていますか。(○はひとつ)

n=5,443

1 行っている	51.5%	2 行っていない	48.5%
---------	-------	----------	-------



次ページの
問 24 へ
お進みください

21ページの
F 1 へ
お進みください

5 賃貸住宅にかかる入居問題についておうかがいします。

< A 高齢者の賃貸住宅への入居についておうかがいします。 >

問 24 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者についてはことわるように言われたことはありますか。(○はひとつ) n=2,802

- | | | | | |
|---|----|-------|---|--------------------|
| 1 | ある | 32.2% | → | 問 24-1、24-2、24-3 へ |
| 2 | ない | 67.8% | → | 問 25 へ |

(問 24 で「1」とお答えの方)

→ 問 24-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。
(あてはまるものすべてに○) n=901

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 家主と話し合い、入居できることがあった | 45.0% |
| 2 | 家主と話し合っても、入居できないことがあった | 44.2% |
| 3 | 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった | 9.2% |
| 4 | 当初の希望とは別のところへ入居することとなった | 28.7% |
| 5 | その他〔具体的に | 2.1% |

(問 24 で「1」とお答えの方)

→ 問 24-2 このような家主の態度について、あなたはどのようにお考えですか。
(○はひとつ) n=901

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 高齢者という理由でことわることは差別だと思う | 22.0% |
| 2 | 高齢者という理由でことわっても差別とは言えないと思う | 18.2% |
| 3 | 差別かどうか一概には言えない | 59.8% |

(問 24 で「1」とお答えの方)

→ 問 24-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) n=901

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 家賃の支払いに不安がある | 16.6% |
| 2 | 病気や事故などの不安がある | 87.5% |
| 3 | 火の不始末や水もれなど不安がある | 48.9% |
| 4 | 他の入居者とのトラブルに不安がある | 9.7% |
| 5 | 保証人がいない | 41.4% |
| 6 | 入居が長期化する | 3.0% |
| 7 | その他〔具体的に | 8.7% |

問25 家主が高齢者の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。
(あてはまるものすべてに○) n=2,802

1	病気や事故の場合の身元引受者がいる	50.6%
2	保証人がいる	60.9%
3	元気で日常生活の支障がない	26.1%
4	家賃の支払いができる	36.0%
5	その他〔具体的に〕	5.0%
6	特に条件はつけない	19.2%

問26 賃貸住宅の家主が高齢者を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○) n=2,802

1	滞納家賃の保証(万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う)	69.8%
2	緊急連絡体制(急病などの緊急時に、通報できる装置の設置・貸与や緊急時に対応できる者の確保を行う)	85.1%
3	安否確認(安否確認や生活相談などを行う)	71.6%
4	その他〔具体的に〕	4.1%

次ページへお進みください

<B 障がい者の賃貸住宅への入居についておうかがいします。>

問27 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から障がい者についてはことわるように言われたことはありますか。(○はひとつ) n=2,802

1.....ある 14.0% → 問 27-1、27-2、27-3 へ 2 ない 86.0% → 問 28 へ

(問27で「1」とお答えの方)

→ 問 27-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。
(あてはまるものすべてに○) n=393

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 家主と話し合い、入居できることがあった | 39.4% |
| 2 | 家主と話し合っても、入居できないことがあった | 51.7% |
| 3 | 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった | 12.2% |
| 4 | 当初の希望とは別のところへ入居することとなった | 33.3% |
| 5 | その他〔具体的に | 2.3% |

(問27で「1」とお答えの方)

→ 問 27-2 このような家主の態度について、あなたはどうかお考えですか。
(○はひとつ) n=393

- | | | |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 障がい者という理由でことわることは差別だと思う | 30.5% |
| 2 | 障がい者という理由でことわっても差別とは言えないと思う | 16.0% |
| 3 | 差別かどうか一概には言えない | 53.4% |

(問27で「1」とお答えの方)

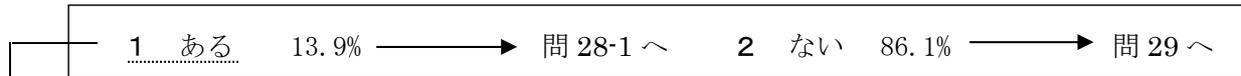
→ 問 27-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) n=393

- | | | |
|---|----------------------|-------|
| 1 | 家賃の支払いに不安がある | 19.6% |
| 2 | 病気や事故などの不安がある | 61.3% |
| 3 | 火の不始末や水もれなどに不安がある | 44.8% |
| 4 | 他の入居者とのトラブルに不安がある | 61.1% |
| 5 | 住宅の改造に不安がある | 19.3% |
| 6 | 単身者など介護者がいないことに不安がある | 46.8% |
| 7 | 非常時の避難がむずかしい | 38.2% |
| 8 | その他〔具体的に | 7.4% |

問28 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、グループホーム（障がい者が共同で生活する形態）の入居の申込みを受けたことはありますか。

(○はひとつ)

n=2,802

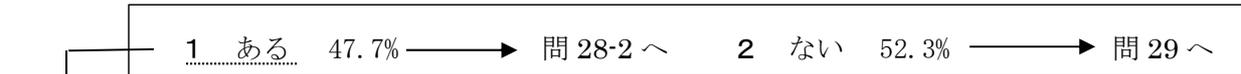


(問28で「1」とお答えの方)

問28-1 グループホームの入居を家主が拒否したことはありますか。

(○はひとつ)

n=390



(問28-1で「1」とお答えの方)

問28-2 家主がグループホームの入居を拒否した理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

n=186

1 家賃の支払いに不安がある	10.2%
2 病気や事故などの不安がある	29.0%
3 火の不始末や水もれなどに不安がある	28.0%
4 他の入居者とのトラブルに不安がある	64.5%
5 住宅の改造に不安がある	30.6%
6 夜間など必ずしも世話人が常駐していない場合があり不安である	43.5%
7 非常時の避難がむずかしい	30.6%
8 その他〔具体的に〕	14.0%

問29 家主が障がい者の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。

(あてはまるものすべてに○)

n=2,802

1 病気や事故の場合の身元引受者がいる	45.5%
2 保証人がいる	50.9%
3 自立して社会生活がおくれる	28.7%
4 日常生活の支障がない	32.8%
5 必要な介助ができる体制がある	28.6%
6 緊急時に対応できる人が近くにいる	45.4%
7 家賃の支払いができる	34.7%
8 身体障がい者はよいが、知的障がい者や精神障がい者はだめである	18.7%
9 その他〔具体的に〕	2.7%
10 特に条件はつけない	24.1%

問30 賃貸住宅の家主が障がい者を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

n=2,802

1 滞納家賃の保証(万が一、家賃滞納した場合、家賃保証を行う)	70.9%
2 住宅改造の助成(障がいの程度に合わせて、段差をなくすなどの改造をする場合に助成する)	65.0%
3 安否確認(安否確認や生活相談などを行う)	76.3%
4 その他〔具体的に〕	3.1%

< C 外国人の賃貸住宅への入居についておうかがいします。 >

問31 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から外国人についてはことわるように言われたことはありますか。(○はひとつ) n=2,802

1 ある 27.2% → 問31-1、31-2、31-3へ 2 ない 72.8% → 問32へ

(問31で「1」とお答えの方)

→ 問31-1 その時、あなたはどのように対応されましたか。(あてはまるものすべてに○) n=762

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 家主と話し合い、入居できることがあった | 40.7% |
| 2 | 家主と話し合っても、入居できないことがあった | 49.0% |
| 3 | 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった | 13.9% |
| 4 | 当初の希望とは別のところへ入居することとなった | 31.0% |
| 5 | その他〔具体的に | 1.2% |

(問31で「1」とお答えの方)

→ 問31-2 このような家主の態度について、あなたはどうお考えですか。(○はひとつ) n=762

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 外国人という理由でことわることは差別だと思う | 31.1% |
| 2 | 外国人という理由でことわっても差別とは言えないと思う | 17.7% |
| 3 | 差別かどうか一概には言えない | 51.2% |

(問31で「1」とお答えの方)

→ 問31-3 家主がことわった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) n=762

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 生活・考え方に相違があるから | 66.4% |
| 2 | 言葉が通じないと思うから | 62.3% |
| 3 | 他の入居者とのトラブルに不安がある | 72.7% |
| 4 | 家賃の支払いに不安がある | 39.8% |
| 5 | 保証人がいない | 49.7% |
| 6 | その他〔具体的に | 7.6% |

問32 家主が外国人の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。(あてはまるものすべてに○) n=2,802

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 病気や事故の場合の身元引受者がいる | 32.4% |
| 2 | 保証人がいる | 63.8% |
| 3 | 日本語ができる(意思疎通) | 60.6% |
| 4 | 家賃の支払いができる | 50.5% |
| 5 | その他〔具体的に | 4.0% |
| 6 | 特に条件はつけない | 15.1% |

問33 賃貸住宅の家主が外国人を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。（あてはまるものすべてに○） n=2,802

1	入居説明などにかかる言葉の問題に関する支援（契約ルールや住まい方などの外国語によるガイドブック作成、備え付けなど）	74.7%
2	外国人の入居にかかる法制度やガイドラインなどの整備	63.2%
3	公的な保証人の設置	70.7%
4	円滑な入居あっせんのための仕組みの整備（自治体や家主、不動産業者などが連携した外国人の入居を拒まない賃貸物件の情報登録など）	45.6%
5	その他〔具体的に〕	2.4%

問34 現在、使用されている入居申込書に本籍地・国籍欄はありますか。（○はひとつ） n=2,802

1	ない	82.3%	→ 問35（次ページ）へ
2	本籍地記載欄のみある	5.9%	→ 問34-1へ
3	国籍記載欄のみある	7.9%	
4	本籍地及び国籍の両方の記載欄がある	4.0%	

（問34で「2」「3」「4」とお答えの方）

→ 問34-1 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由を教えてください。（○はひとつ） n=497

1	以前から使用しているから	91.8%
2	その他〔具体的に〕	8.2%

次ページへお進みください

< D ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の賃貸住宅への入居についておうかがいします。 >

問35 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主からひとり親家庭の方々についてはことわるように言われたことはありますか。（○はひとつ）

n=2,802

- | | | | |
|---|----|-------|-------------------------|
| 1 | ある | 4.6% | → 問35-1、35-2、35-3、35-4へ |
| 2 | ない | 95.4% | → 問36へ |

(問35で「1」とお答えの方)

→ 問35-1 それは、いずれの場合でしたか。（○はひとつ） n=129

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 母子家庭 | 69.8% |
| 2 | 父子家庭 | 2.3% |
| 3 | 母子家庭・父子家庭の両方 | 27.9% |

(問35で「1」とお答えの方)

→ 問35-2 その時、あなたはどのように対応されましたか。
(あてはまるものすべてに○) n=129

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 家主と話し合い、入居できることがあった | 66.7% |
| 2 | 家主と話し合っても、入居できないことがあった | 39.5% |
| 3 | 家主と特に話し合いなどの交渉はしなかった | 11.6% |
| 4 | 当初の希望とは別のところへ入居することとなった | 29.5% |
| 5 | その他〔具体的に〕 | 0.0% |

(問35で「1」とお答えの方)

→ 問35-3 このような家主の態度について、あなたはどうお考えですか。
(○はひとつ) n=129

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | ひとり親家庭という理由でことわることは差別だと思う | 55.0% |
| 2 | ひとり親家庭という理由でことわっても差別とは言えないと思う | 10.9% |
| 3 | 差別かどうか一概には言えない | 34.1% |

(問35で「1」とお答えの方)

→ 問35-4 家主がことわった理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）
n=129

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 家賃の支払いに不安がある | 58.9% |
| 2 | 子どもが汚す、壊すなど不安がある | 31.8% |
| 3 | 子どもが騒ぐなど近隣がいやがる、苦情が出る | 53.5% |
| 4 | 留守がちで入居者と連絡がとれない | 38.0% |
| 5 | 他の入居者とのトラブルに不安がある | 36.4% |
| 6 | 保証人がいない | 34.9% |
| 7 | その他〔具体的に〕 | 10.1% |

問36 家主がひとり親家庭の方々の入居を受け付ける場合に、家主は何か条件をつけていますか。（あてはまるものすべてに○） n=2,802

1	病気や事故の場合の身元引受者がいる	26.0%
2	保証人がいる	53.1%
3	家賃の支払いができる	47.0%
4	その他〔具体的に	〕 2.7%
5	特に条件はつけない	31.2%

問37 賃貸住宅の家主がひとり親家庭の方々を受け入れやすくするための取り組みとして、有効と思われるものをお答えください。（あてはまるものすべてに○） n=2,802

1	公的な家賃債務保証制度の設置	76.6%
2	公的な保証人制度の設置	67.4%
3	家賃負担軽減のための貸付金制度の充実	50.9%
4	その他〔具体的に	〕 2.4%

次ページへお進みください

<E LGBT（性的少数者）の賃貸住宅への入居についておうかがいします。>

問 38 過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主からLGBTであることを理由にことわるように言われたことはありますか。（○はひとつ） n=2,802

※LGBTとは、性的指向の一部であるレズビアン（L、同性を好きになる女性）、ゲイ（G、同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（B、異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）と、性自認の一部であるトランスジェンダー（T、出生時に決定された性（からだの性）とは異なる性を自認する人）の頭文字をとったもので、性的少数者の総称として使われています。

1 はい	1.8%	2 いいえ	98.2%
------	------	-------	-------

次ページへお進みください

6 ご記入者、あなたご自身についておうかがいします。

F 1 あなた（このアンケートをご記入いただいている方）の年齢をお答えください。
（○はひとつ） n=5, 443

1	30歳未満	2.2%	4	50歳以上～60歳未満	32.3%
2	30歳以上～40歳未満	10.4%	5	60歳以上～70歳未満	18.4%
3	40歳以上～50歳未満	25.5%	6	70歳以上	11.2%

F 2 あなた（このアンケートをご記入いただいている方）自身の役職をお答えください。
（あてはまるものすべてに○） n=5, 443

1	代表取締役あるいは代表者	59.4%	4	専任の宅地建物取引士	21.7%
2	役員（代表取締役を除く）	8.4%	5	従業員	17.8%
3	政令で定める使用人	3.5%	6	その他（ ）	0.2%

F 3 あなた（このアンケートをご記入いただいている方）自身は過去に学校その他で
人権問題に関する教育を受けたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）
n=5, 443

1	学校で人権問題に関する教育（授業、講義）を受けたことがある	71.4%
2	勤めて（就任して）から教育（講義など）を受けたことがある	37.1%
3	教育は受けていないが人権問題に関する本や冊子を読んだことがある	16.6%
4	教育は受けていないし、人権問題に関する本なども読んだことはない	4.5%

～ ご協力ありがとうございました ～

IV. その他の回答内容（主なもの）

2-5 参加した人権問題にかかる研修会や講演会の主催者（問7-2）

内 容
大学、学校
P T A
覚えていない、知らない
部落解放同盟
以前の職場
グループ会社・親会社

2-6 業界研修会の感想・意見（問7-3）

内 容
業界への指導も大切だが、家主への啓蒙も必要
差別と選別の違いがわかりにくい
賃貸物件の入居審査に関しては理想と現実乖離がある
貸主様から理解を得られない事があり、矛盾を感じる
人権とか差別とか建前ばかりで本質や現実を直視していないと解決にならない
何度も参加して聞いており、目新しいことがない

2-9 大阪府の人権啓発パンフレットの利用状況（問9）

内 容
使用する機会がない
従業員はいない

6-2 家主から高齢者入居拒否の申し出を受けた際の対応（問24-1）

内 容
家主に不適切行為である事を伝えた
近隣に近親者・保証人がいて入居できた
保証会社審査を条件とした
民生員に相談して助けてもらって入居できた
郵便局の見守りサービスの利用を条件とした

6-4 高齢者の入居を拒否する家主の理由（問24-3）

内 容
エレベーターが無いなど高齢者向けの物件ではない
緊急時連絡先がない
孤独死のリスク
亡くなった後の遺品整理や処分、さらには原状回復などの費用負担
理由を教えてもらえない
過去に認知症になって、対応に困り、役所では対応しきれない場合があった

6-5 家主が高齢者の入居を受け入れる際の条件 (問25)

内 容
2人以上の入居
警備会社等の見守りをつけてもらう
家賃保証会社に参加
事例がない
緊急連絡先の確保
近くに親族が住んでいる
見守りサービスの加入を入居条件に加える

6-6 高齢者を受け入れやすくするための有効な取り組み (問26)

内 容
バリアフリー化
親類や業者による定期的な巡回
地域の介護サービスとの連携
亡くなったときの対応
見守りサービス
行政による安否確認や保証
残置物処理と心理的瑕疵の貸主負担解消

7-2 家主から障がい者入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問27-1)

内 容
精神的な障がいはお断りした
家賃保証会社を条件としたことで入居できた
障がいの程度により家主側の状況を考え対応

7-4 障がい者の入居を拒否する家主の理由 (問27-3)

内 容
コミュニケーションが取れない
精神的・知的障がい者の場合に理解を得るのに時間がかかる
障がい者対応ができていない
近隣住民とのトラブル
過去にトラブルがあり対応に困った

7-7 グループホームの入居を拒否する家主の理由 (問28-2)

内 容
マンションの管理規約で、事業用の使用は認めていない
リフォームを要求された
消防設備の変更
不特定多数の利用となる
近隣トラブルの不安がある
商用利用ではなく、住居としてのみの賃貸を望んでいた

7-8 家主が障がい者の入居を受け入れる際の条件 (問29)

内 容
家賃保証会社へ加入
他の入居者や近隣住民に迷惑をかけない
事例がない
グループホームの経営が法人である

7-9 障がい者を受け入れやすくするための有効な取り組み (問30)

内 容
24時間体制の緊急連絡先と対応体制とがあること
介護・介助体制があること
近隣住民の理解
行政の保証体制(個々の特性をケア出来る細かい保証体制の充実)
支援者の協力(近隣住民に対しての説明、問題が起きた時の謝罪等)
トラブルになった時の対応ができる人が近くにいる、対応機関がある
障がいの区分や程度に応じた対応事例集の作成
世間でのグループホームの認知、理解の向上
日常生活のサポート・地域とのコミュニケーションの確立

8-2 家主から外国人入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問31-1)

内 容
日本語が話せない場合は断る
家主に不適切な行為である旨を説明した
自社にてサブリース後、転貸

8-4 外国人の入居を拒否する家主の理由 (問31-3)

内 容
生活習慣の違い (臭い、うるさいなど)
過去にトラブルがあった
トラブルが発生した場合の相談窓口がない
突然帰国して連絡が取れなくなる・対処できなくなると困る
一人入居であっても無届けで入居人数が増えた

8-5 家主が外国人の入居を受け入れる際の条件 (問32)

内 容
家賃保証会社への加入
ビザの確認
近隣住民とのトラブルをおこさない
生活ルールへの順守
日本人の保証人
事例がない

8-6 外国人を受け入れやすくするための有効な取り組み (問33)

内 容
外国人のサポートができる体制 (通訳・翻訳・相談等)
家賃保証会社の充実
契約ルールや住まい方などの指導

8-8 本籍地・国籍欄のある入居申込書を使用している理由 (問34-1)

内 容
氏名・生年月日等と同様に個人の身元情報として
保証会社の申込書に記載

9-3 ひとり親家庭入居拒否の申し出を受けた際の対応 (問35-2)

※該当なし

9-5 ひとり親家庭の入居を拒否する家主の理由 (問35-4)

内 容
親の不在時の不安
子どもの転倒などによる事故、物件の破損
ネグレクトや虐待の不安
入居中に同居人ができる

9-6 家主がひとり親家庭の入居を受け入れる際の条件 (問36)

内 容
家賃保証会社の加入
近くに親族がいる
子どもの監督
同居人の追加不可
事例がない

9-7 ひとり親家庭を受け入れやすくするための有効な取り組み (問37)

内 容
公的な子育て支援、家賃補助等
ひとり親をサポートできる医療・保育施設の充実
親戚知人との連絡網を作っておく
特になし
ひとり親が問題あると思わない、断ったことがない

11-2 記入者の役職 (F2)

内 容
パート・アルバイト
顧問

宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査報告書

令和4年3月

発行 不動産に関する人権問題連絡会
〒540-0036 大阪市中央区船越町2丁目2番1号
(大阪府宅建会館)
一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会内
電話 06-6943-0621 (代表)

大阪府建築部建築振興課
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
大阪府咲洲庁舎1階
電話 06-6941-0351 (代表)

集計・分析 株式会社エム・アールビジネス
〒541-0051 大阪市中央区備後町2丁目4番9号
日本精化ビル6階
電話 06-6231-9541 (代表)
